

## 第342回高知県議会（12月）定例会日程

月 日	曜 日	会 議	行 事
12月 7日	木	本会議	開会 会期の決定（15日間） 議案の上程28件（予算6、条例9、その他13） 提出者の説明 尾崎知事 決算特別委員長報告（24件） 採決（341第17号—341第18号、341報第1号—341報第22号） 自治功労者表彰状の伝達
8日	金	休 会	議案精査
9日	土	休 会	
10日	日	休 会	
11日	月	休 会	議案精査
12日	火	本会議	質疑並びに一般質問 西内議員 坂本(茂)議員 米田議員
13日	水	本会議	質疑並びに一般質問 加藤議員 石井議員 下村議員
14日	木	本会議	質疑並びに一般質問 依光議員 土森議員 委員会付託
15日	金	休 会	委員会審査
16日	土	休 会	
17日	日	休 会	
18日	月	休 会	委員会審査
19日	火	休 会	委員会審査
20日	水	休 会	
		本会議	委員長報告 採決 議案の追加上程3件（第29号—第31号） 提出者の説明 尾崎知事 採決 質疑 坂本(茂)議員

21日	木		委員会付託
			委員会審査
		本会議	委員長報告 修正動議（議発第3号） 提出者の説明 石井議員 討論 吉良議員 採決 議案の上程（議発第1号） 採決 議案の上程（議発第2号） 討論 中根議員 採決 継続審査の件 閉会

## 第342回高知県議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

### 第1日（12月7日）

出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	4
議事日程	4
諸般の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案の上程、提出者の説明	6
尾崎知事	7
決算特別委員長報告	
土森決算特別委員長	18
採決	23
自治功労者表彰状の伝達	24
浜田(英)議長	24
尾崎知事	24
吉良議員	25

### 第2日（12月12日）

出席議員	27
欠席議員	27
説明のため出席した者	27
事務局職員出席者	28
議事日程	28
諸般の報告	29
質疑並びに一般質問	
西内議員	29

1	東京一極集中の是正（地方創生）について……………	29
2	衆議院議員選挙（今回の選挙に対する所感、選挙事務におけるミスの再発防止策、今後の主権者教育、生産性革命と人づくり革命への対応、北朝鮮への政府の姿勢）について……………	30
3	北朝鮮のミサイル問題への対応（避難訓練からの気づきと開催予定、関係機関との連携、ミサイル落下時の初動対応、有事の際の避難民への対応、国際テロ対策）について……………	31
4	南海トラフ地震対策（住宅耐震化率100%に対する取り組み、道路啓開計画に関連する取り組み）について……………	32
5	健康福祉政策（新専門医制度における取り組み、地域医療連携推進法人制度の活用、診療報酬改定による県立病院の経営面への影響、介護事業所認証評価制度の導入、高知版ネウボラ）について……………	32
6	商工振興（中小企業等への事業戦略策定支援、地域の活力維持に向けた対策、金融支援に関する金融機関等との連携、人材確保）について……………	34
7	農業振興（機器導入への支援、農地集約の現状、関係機関等との連携状況、農業経営体の経営計画策定支援の強化、新食肉センターの黒字化に向けた取り組みと屠畜頭数の確保、畜産の担い手確保）について……………	35
8	新たな管理型最終処分場（候補地選定委員会の非公開理由と透明性確保、開業スケジュール）について……………	36
9	林業振興（林業大学校における研修生確保、架線集材機等の開発、路網整備の課題と対応、製材事業者への事業戦略策定支援）について……………	37
10	観光行政（インバウンドの取り込み、クルーズ客船向けの県産食材の販売、サイクリングイベント等での道路活用）について……………	37
11	尾崎県政10年について……………	39
	尾崎知事……………	39
	恒石選挙管理委員長……………	41
	田村教育長……………	42
	酒井危機管理部長……………	43
	小柳警察本部長……………	44
	福田土木部長……………	45
	山本健康政策部長……………	46
	井奥公営企業局長……………	47
	門田地域福祉部長……………	48
	中澤商工労働部長……………	49
	笹岡農業振興部長……………	51
	田所林業振興・環境部長……………	55
	伊藤観光振興部長……………	57

松尾産業振興推進部長	58
岩城副知事	58
西内議員	59
坂本(茂)議員	59
1 政治姿勢（悪い情報こそ上がってくる組織、時間外勤務の縮減、ルネサス高知工場の承継先確保、長勢元法務大臣、憲法第9条への自衛隊明記、教育無償化・充実強化と参議院合区解消のための憲法改正、朝鮮半島の危機回避における安倍首相の姿勢及び日本のとるべき立ち位置、ミサイル対応訓練）について	59
2 南海トラフ地震対策（要配慮者が避難可能な施設改善及び受け入れ体制の整備、個別避難計画の策定、県災害弱者支援センター設立や減災ケアコミュニケーター育成のための支援、住宅耐震化の経済的負担軽減及び生活困窮世帯のための方策、集合住宅の耐震化と仮設住宅としての利用、恒久住宅としてのみなし仮設住宅の継続利用）について	62
3 都市計画道路はりまや町一宮線とまちづくり（子供の安全確保、小学生の感想文での指摘に対する受けとめ、新しいまちづくりへの発想の転換）について	65
4 自治体などで働く非正規職員の処遇改善（会計年度任用職員制度の受けとめ及び県庁臨時・非常勤職員の状況、正職員配置や常勤化の検討及び移行時の継続雇用、官製ワーキングプアの解消、財源対策と格差是正についての国への要請、障害者雇用の状況、労働契約法改正に伴う公社等外郭団体における対応、県出資団体での対象者数及び制度周知）について	66
5 保育士の確保と処遇改善（非正規保育士の状況及び保育士の充足状況、加算措置、確保が困難な要因、事務の簡素化などの工夫）について	68
尾崎知事	69
門田地域福祉部長	75
福田土木部長	76
田村教育長	77
梶総務部長	80
岩城副知事	82
坂本(茂)議員	83
田村教育長	84
梶総務部長	85
尾崎知事	85
米田議員	86
1 政治姿勢（原発に関する日本学術会議の提言、伊方原発2号機の廃炉、TPP11と日米FTAによる二重の打撃、ハウスの災害復旧に対する柔軟な対応、	

農業共済の充実と融資制度における支援措置、離農者の技術や耕作地を活用した新規就農者の育成、部落差別解消推進法に基づく施策の実施に当たっての基本姿勢、同和行政と県政改革、闇融資事件の歴史と教訓の継承) について……………	86
2 医療・介護問題（診療報酬・介護報酬改定の影響、市町村ごとに必要な医療機能の確保、第6期介護保険事業支援計画の総括と第7期支援計画の問題意識、介護保険の卒業とインセンティブ改革の問題点、インセンティブの財源、国費による国保の財政基盤強化、子供に係る国保料均等割の軽減）について……………	90
3 ビキニ被曝（核兵器禁止条約の意義、線量評価再調査の要請、核の脅威を明らかにするサミット等の開催）について……………	93
4 戦争遺跡の保存と活用（遺品や遺物の消滅、旧陸軍歩兵第44連隊の弾薬庫等保存への具体的対応、高知大学や国との話し合い、主体的な取り組み）について……………	95
尾崎知事……………	96
笹岡農業振興部長……………	101
山本健康政策部長……………	102
門田地域福祉部長……………	103
門田文化生活スポーツ部長……………	104
田村教育長……………	104
岩城副知事……………	104
米田議員……………	105
尾崎知事……………	105
田村教育長……………	105
笹岡農業振興部長……………	105
米田議員……………	106

---

### 第3日（12月13日）

出席議員……………	107
欠席議員……………	107
説明のため出席した者……………	107
事務局職員出席者……………	108
議事日程……………	108
諸般の報告……………	109
質疑並びに一般質問	
加藤議員……………	109

1	人づくり革命（全世代型社会保障制度の提言の手応えと今後提案する施策、少子化対策、保育の質向上への取り組み、介護職員の処遇改善、認知症に対する支援）について……………	109
2	経済の活性化（輸出の手応えとさらなる振興、関東以外での外商の手応えと業務筋への取り組み、働き方改革の推進）について……………	111
3	第1次産業の振興（グローバルGAP等の認証取得の推進、TPP11と日欧EPAによる影響への対応、林業・木材産業に関する政策提言の手応えと成長産業化への決意、水産試験場古満目分場開設による成果と目指す役割、宿毛湾の水産資源を生かした地域産業クラスター）について……………	112
4	観光振興（「志国高知 幕末維新博」第2幕に臨む決意、ポスト維新博の取り組み、足摺宇和海国立公園のブランド化、西南地域全体の活性化）について……………	114
5	南海トラフ地震対策（避難所の確保と広域避難の検討、避難所の防災機能の充実・強化、学校施設の防災機能）について……………	115
6	建設産業（担い手確保）について……………	116
7	教育（小中学校の学力向上、教員の多忙化解消）について……………	116
	尾崎知事……………	117
	田村教育長……………	122
	門田地域福祉部長……………	124
	松尾産業振興推進部長……………	126
	笹岡農業振興部長……………	126
	谷脇水産振興部長……………	127
	伊藤観光振興部長……………	128
	酒井危機管理部長……………	129
	福田土木部長……………	130
	加藤議員……………	130
	尾崎知事……………	130
	加藤議員……………	131
	石井議員……………	131
1	高知県の特産品と自然（中西部太平洋まぐろ類委員会第14回年次会合に参加した状況と成果、高知カツオ県民会議への支援とカツオ資源の確保対策、商標登録などの権利化に向けた支援と多様化への対応、四万十川の青のり・青さのりへの支援と生産量が落ち込んだ原因、加工業者への支援、青さのり養殖場の開発、四万十川河口域の環境変化と砂州復元に向けた展望、地元からの要望への対応、四万十川の総合対策）について……………	131
2	教育政策（アクティブラーニングの実践と指導、TIL A教育研究所とのコラボレーション、ひらめき体験教室の活用）について……………	137
	尾崎知事……………	138

谷脇水産振興部長	140
中澤商工労働部長	141
福田土木部長	142
田村教育長	142
石井議員	144
下村議員	144
1 ICT技術活用策（第4次産業革命への対応、IoT活用に向けた取り組みと成果、国の事業の活用、大学や工業高等専門学校との連携強化、IT人材の掘り起こし、サイバー犯罪への対応、通信インフラの改善策）について	144
2 南海トラフ地震対策（防災対応に関するモデル地区での検討、宏観異常現象情報の活用と周知、津波浸水想定区域内施設における対策と国に対する支援の働きかけ、県立学校体育館の耐震対策）について	147
3 スポーツ関連施設の整備方針について	149
4 高校生の主権者教育（県議会議員とのパネルディスカッションについての意見集約結果、意見交換を行う学校をふやす取り組み）について	150
5 漁業振興における遊漁事業の活用（遊漁客と漁業者間の問題、将来イメージ）について	151
6 介護事業所認証評価制度（書面審査・現地調査を行うメンバー、評価基準、ノーリフティングケアの評価項目への追加、幅広い視野に立った制度、目指すべき姿）について	152
尾崎知事	153
中澤商工労働部長	155
小柳警察本部長	157
梶総務部長	157
酒井危機管理部長	158
門田地域福祉部長	159
田村教育長	161
門田文化生活スポーツ部長	162
谷脇水産振興部長	163
下村議員	164

---

#### 第4日（12月14日）

出席議員	165
欠席議員	165
説明のため出席した者	165



事務局職員出席者	166
議事日程	166
諸般の報告	167
質疑並びに一般質問	
依光議員	167
1 「志国高知 幕末維新博」（県民や観光客に伝えたいこと、日本の民主主義を 紹介する歴史展示、尊王思想を持った板垣退助と中江兆民のさらなる周知、 先人の活躍を伝える教材、谷秦山の学問を県民や観光客に伝えること、高知 みらい科学館における企画、新嘗祭献穀者についての周知、甫喜ヶ峰森林公 園を通じた教育、全国豊かな海づくり大会開催による効果、林業大学校での 人材育成、日本のために果たすべき県の役割）について	167
尾崎知事	175
伊藤観光振興部長	177
門田文化生活スポーツ部長	178
田村教育長	178
笹岡農業振興部長	179
田所林業振興・環境部長	179
谷脇水産振興部長	180
依光議員	181
土森議員	181
1 集落調査の結果の受けとめ（今後の施策、暮らしを支える取り組みへの思い） について	182
2 中央省庁のサテライトオフィスの地方設置・企業の地方移転・企業誘致（安 田町での実証実験、県の対応、国での検討状況と県のスタンス、戦略と展望） について	183
3 移住対策（高知県移住促進・人材確保センターにおける取り組み状況、移住 促進への決意）について	184
4 酒米の生産振興と土佐酒の輸出拡大（輸出の状況、酒造好適米、中山間地域 における供給体制の構築、国際観光の推進）について	185
5 農業振興と新規就農者の受け皿づくり（雇用形態・生産法人の設立・企業の 参入状況、農地法改正による規制緩和と企業参入の動き、企業参入による効 果）について	186
6 医療ツーリズム（他の自治体や医療機関における動き、新たな観光スタイル としての検討）について	187
7 家族愛・地元愛・郷土愛を育む教育の推進について	188
尾崎知事	189
松尾産業振興推進部長	192

中澤商工労働部長	194
笹岡農業振興部長	195
伊藤観光振興部長	197
山本健康政策部長	198
田村教育長	199
土森議員	199
議案の付託	200
請願の付託	200

## 第5日（12月21日）

出席議員	201
欠席議員	201
説明のため出席した者	201
事務局職員出席者	202
議事日程	202
諸般の報告	203
委員長報告	
弘田危機管理文化厚生委員長	203
梶原商工農林水産委員長	206
依光産業振興土木委員長	208
坂本(孝)総務委員長	211
採決	213
議案の追加上程、提出者の説明（第29号—第31号）	215
尾崎知事	215
採決	215
諸般の報告	216
質疑	
坂本(茂)議員	216
1 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例議案（5年ごとに見直しを行うこと及び国の技術的助言に従うことの妥当性、年度内施行しない場合の県民負担、職員団体への提案内容の修正回数と合意なしでの提出、話し合いに当たっての基本姿勢、再任用職員選考考査合格者が途中退職した場合の取り扱い、施行日を4月1日とするための検討内容、今後の見直しに関しての国への申し出）について	216
尾崎知事	218

梶総務部長	220
岩城副知事	221
坂本(茂)議員	222
尾崎知事	223
坂本(茂)議員	223
尾崎知事	223
議案の付託	224
諸般の報告	224
委員長報告	
坂本(孝)総務委員長	225
修正動議、提出者の説明(議発第3号)	226
石井議員	226
討論	228
吉良議員	228
採決	230
議案の上程、採決(議発第1号 意見書議案)	230
議案の上程、討論、採決(議発第2号 意見書議案)	231
中根議員	231
継続審査の件	233
閉会の挨拶	
浜田(英)議長	233
尾崎知事	234

---

## 巻末掲載文書

委員会報告書	237
平成28年度高知県歳入歳出決算審査報告書	239
平成28年度高知県公営企業会計決算審査報告書	249
意見書に関する結果について	255
議案の提出について	258
人事委員会回答書	260
議案付託表(平成29年12月14日配付)	261
請願文書表	265
議案の追加提出について	271
人事委員会回答書	272
議案付託表(平成29年12月21日配付)	273

修正動議の提出について

議発第3号 第29号職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例議案に対する修正案……………274

人事委員会回答書……………276

意見書議案の提出について

議発第1号 地方交付税の削減に反対し、交付税総額の確保を求める意見書議案……………277

議発第2号 生活保護費の削減に反対し、生活保護基準の復元を求める意見書議案……………279

継続審査調査の申出書……………282

決算特別委員会審査結果一覧表……………284

委員会審査結果一覧表……………285

議決一覧表……………288

## 招 集 告 示

### 高知県告示第742号

高知県議会定例会を、平成29年12月7日に高知県議会議事堂に  
招集する。

平成29年11月30日

高知県知事 尾崎 正直

### 議 員 席 次

1番	下村勝幸君	2番	野町雅樹君
3番	上田貢太郎君	4番	今城誠司君
5番	久保博道君	6番	田中徹君
7番	土居央君	8番	浜田豪太君
9番	横山文人君	10番	加藤漠君
11番	坂本孝幸君	12番	西内健君
13番	弘田兼一君	14番	明神健夫君
15番	依光晃一郎君	16番	梶原大介君
17番	桑名龍吾君	18番	武石利彦君
19番	三石文隆君	20番	浜田英宏君
21番	土森正典君	22番	西森雅和君
23番	黒岩正好君	24番	池脇純一君
25番	石井孝君	26番	大野辰哉君
27番	橋本敏男君	28番	前田強君
29番	高橋徹君	30番	上田周五君
31番	坂本茂雄君	32番	中内桂郎君
33番	金岡佳時君	34番	中根佐知君
35番	吉良富彦君	36番	米田稔君
37番	塚地佐智君		

## 第342回高知県議会定例会会議録

平成29年12月7日（木曜日） 開議第1日

## 出席議員

1番 下村 勝幸 君  
 2番 野町 雅樹 君  
 3番 上田 貢太郎 君  
 4番 今城 誠司 君  
 5番 久保 博道 君  
 6番 田中 徹 君  
 7番 土居 央 君  
 8番 浜田 豪太 君  
 9番 横山 文人 君  
 10番 加藤 漠 君  
 11番 坂本 孝幸 君  
 12番 西内 健 君  
 13番 弘田 兼一 君  
 14番 明神 健夫 君  
 15番 依光 晃一郎 君  
 16番 梶原 大介 君  
 17番 桑名 龍吾 君  
 18番 武石 利彦 君  
 19番 三石 文隆 君  
 20番 浜田 英宏 君  
 21番 土森 正典 君  
 22番 西森 雅和 君  
 23番 黒岩 正好 君  
 24番 池脇 純一 君  
 25番 石井 孝 君  
 26番 大野 辰哉 君  
 27番 橋本 敏男 君  
 28番 前田 強 君  
 29番 高橋 徹 君  
 30番 上田 周五 君  
 31番 坂本 茂雄 君  
 32番 中内 桂郎 君  
 33番 金岡 佳時 君

34番 中根 佐知 君  
 35番 吉良 富彦 君  
 36番 米田 稔 君  
 37番 塚地 佐智 君

## 欠席議員

なし

## 説明のため出席した者

知 事 尾崎 正直 君  
 副 知 事 岩城 孝章 君  
 総務部長 梶 元伸 君  
 危機管理部長 酒井 浩一 君  
 健康政策部長 山本 治 君  
 地域福祉部長 門田 純一 君  
 文化・生活・スポーツ部長 門田 登志和 君  
 産業振興・推進部長 松尾 晋次 君  
 中山間振興・交通部長 樋口 毅彦 君  
 商工労働部長 中澤 一真 君  
 観光振興部長 伊藤 博明 君  
 農業振興部長 笹岡 貴文 君  
 林業振興・環境部長 田所 実 君  
 水産振興部長 谷脇 明 君  
 土木部長 福田 敬大 君  
 会計管理者 中村 智砂 君  
 公営企業局長 井奥 和男 君  
 教 育 長 田村 壮児 君  
 人事委員長 秋元 厚志 君  
 人事委員会事務局長 金谷 正文 君  
 公安委員長 織田 英正 君  
 警察本部長 小柳 誠二 君

代表監査委員 植田 茂 君  
監査委員 川村 雅 計 君  
事務局長

事務局職員出席者

事務局長 弘田 均 君  
事務局次長 西森 達也 君  
議事課長 横田 聡 君  
政策調査課長 織田 勝博 君  
議事課長補佐 飯田 志保 君  
主 幹 浜田 百賀里 君



議 事 日 程 (第 1 号)

平成29年12月7日午前10時開議

- 第 1 号 会議録署名議員の指名
- 第 2 号 会期決定の件
- 第 3 号
  - 第 1 号 平成29年度高知県一般会計補正予算
  - 第 2 号 平成29年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
  - 第 3 号 平成29年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
  - 第 4 号 平成29年度高知県電気事業会計補正予算
  - 第 5 号 平成29年度高知県工業用水道事業会計補正予算
  - 第 6 号 平成29年度高知県病院事業会計補正予算
  - 第 7 号 高知県国民健康保険法施行条例議案
  - 第 8 号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
  - 第 9 号 職員の給与に関する条例等の一部を

- 改正する条例議案
- 第 10 号 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 11 号 高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 高知県都市計画法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第 13 号 高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 14 号 高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 15 号 高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例議案
- 第 16 号 平成30年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第 17 号 高知市及び高知県におけるれんけいこうち広域都市圏の取組の推進に係る連携協約に関する議案
- 第 18 号 高知県立人権啓発センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第 19 号 高知県立森林研修センター研修館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 20 号 高知県立月見山こどもの森の指定管理者の指定に関する議案
- 第 21 号 高知県立室戸体育館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 22 号 高知県立池公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第 23 号 高知県立甲浦港海岸緑地公園の指定管理者の指定に関する議案

第 24 号 高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定に関する議案	341報第11号 福祉資金特別会計歳入歳出決算
第 25 号 高知県立高知公園の指定管理者の指定に関する議案	341報第11号 平成28年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算
第 26 号 高知県立埋蔵文化財センターの指定管理者の指定に関する議案	341報第12号 平成28年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
第 27 号 県道窪川船戸線（岩土トンネル）防災・安全交付金工事請負契約の締結に関する議案	341報第13号 平成28年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算
第 28 号 高知県公立大学法人定款の変更に関する議案	341報第14号 平成28年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算
第 4	341報第15号 平成28年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
341第17号 平成28年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案	341報第16号 平成28年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
341第18号 平成28年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案	341報第17号 平成28年度高知県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算
341報第 1 号 平成28年度高知県一般会計歳入歳出決算	341報第18号 平成28年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
341報第 2 号 平成28年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算	341報第19号 平成28年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算
341報第 3 号 平成28年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算	341報第20号 平成28年度高知県電気事業会計決算
341報第 4 号 平成28年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算	341報第21号 平成28年度高知県工業用水道事業会計決算
341報第 5 号 平成28年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算	341報第22号 平成28年度高知県病院事業会計決算
341報第 6 号 平成28年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算	
341報第 7 号 平成28年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算	————— ❦❦❦ —————
341報第 8 号 平成28年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算	午前10時開会 開議
341報第 9 号 平成28年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算	○議長（浜田英宏君） ただいまから平成29年12月高知県議会定例会を開会いたします。
341報第10号 平成28年度高知県母子父子寡婦	これより本日の会議を開きます。





## 諸般の報告

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

商工農林水産委員長、議会運営委員長及び決算特別委員長から閉会中における委員会の審査並びに調査の経過及び結果の報告があり、それぞれその写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。なお、決算特別委員会の審査結果については、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

さきに議決された意見書に関する結果につきましては、これを取りまとめ、お手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき法人の経営状況を説明する書類が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

このたび、議員土森正典君におかれましては、地方自治法施行70周年記念表彰に当たり、多年にわたる地方自治の功労者として、去る11月20日、総務大臣表彰を受けられました。まことに御同慶に存じます。ここに、はえある受賞を御披露申し上げます。

〔委員会報告書、平成28年度高知県歳入歳出決算審査報告書、平成28年度高知県公営企業会計決算審査報告書、決算特別委員会審査結果一覧表、意見書に関する結果について それぞれ巻末237、239、249、284、255ページに掲載〕



## 会議録署名議員の指名

○議長（浜田英宏君） これより日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて次の3君にお願いいたします。

13番 弘 田 兼 一 君

25番 石 井 孝 君

36番 米 田 稔 君



## 会期の決定

○議長（浜田英宏君） 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本日から12月21日までの15日間といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月21日までの15日間と決しました。



## 議案の上程、提出者の説明

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

知事から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

〔提出書 巻末258ページに掲載〕

日程第3、第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算」から第28号「高知県公立大学法人定款の変更に関する議案」まで、以上28件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

（知事尾崎正直君登壇）

○知事（尾崎正直君） 本日、議員の皆様のお出向をいただき、平成29年12月県議会定例会が開かれますことを厚く御礼申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ちまして、当面する県政の主要な課題について御説明を申し上げ、議員の皆様並びに県民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと思いますとおります。

この秋の複数の台風により県内各地で多くの被害が発生しました。特に、台風第21号は非常に強い風を伴い、園芸用ハウスやユズを初めとした農作物に13億円を超える、過去10年間で2番目となる被害をもたらしました。被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

こうした被害の影響をできる限り解消するよう、被災した園芸用ハウスの復旧のための補助事業について、補助率を引き上げ農家の皆様の負担軽減を図りますとともに、事前着手要件の明確化などにより早期復旧を支援いたします。加えて、補助基準額を引き上げることにより、復旧に合わせたハウスの高機能化を支援することとしております。あわせて、県民の生活を支えております県道などの復旧についても迅速に対応してまいります。

先月1日に発足いたしました第4次安倍内閣においては、急速な少子高齢化の進展を国難と捉え、人づくり革命を断行し、子育て、介護など現役世代が抱える大きな不安を解消するため、我が国の社会保障制度を全世代型に転換するという大きな改革を進めようとしております。

近い将来、高齢者1人を現役世代1人が支えなければならない時代が到来することを考えますと、現役世代など社会保障制度を支える側を強くする対策も、高齢者対策とあわせて強化する必要があります。さらに、支える側が強くなる過程を通じて、その効果を日本の潜在成長力の向上など経済の活力につなげていくといった

好循環を形成していくことも極めて重要であります。これらの点は、国と社会保障の担い手である地方が総力を挙げて取り組まなければならない事柄であり、また全国に先駆けて人口減少に伴う諸課題に真正面から向かい合ってきた本県にとっても、これまでの取り組みと方向を一にするものと考えております。このため、先月開催された全国知事会議において、次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダーとして、全世代型の社会保障関連施策の強化の必要性を安倍総理に直接訴えたところです。

今後、詳細な制度設計が進められますことから、より実効性のある施策となりますよう、全国知事会と連携をしながら、国に対する積極的な政策提言を行ってまいります。

今議会においては、先ほど申し上げました台風による被害への対応のほか、5つの基本政策などを着実に加速させるため、総額14億5,000万円余りの歳入歳出予算の補正及び総額32億3,000万円余りの債務負担行為の追加を含む一般会計補正予算案を提出しております。

第1に、経済の活性化に関しては、足摺海洋館の建てかえに向けた造成工事などに着手しますとともに、来年開園60周年を迎える牧野植物園において、憩いの場となる広場や学習の場となる園地の整備を進めてまいります。また、IT・コンテンツ産業のクラスター形成に向けて、県内に立地する企業の初期投資などを支援することにより、さらなる企業誘致に取り組んでまいります。

第2に、日本一の健康長寿県づくりに関しては、県民の皆様の健康意識の醸成と健康的な取り組みの一層の定着を図るため、高知家健康サポートの取り組みを拡充いたします。

第3に、南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化に関しては、喫緊の課題である住宅の耐震化を一段と加速してまいります。

このほか、人事委員会の勧告に基づく給与改定などによる人件費の増額を行うこととしております。

続きまして、県政運営の現状に関し、まず経済の活性化について御説明申し上げます。

現在、本県経済の活性化の傾向を確固たるものとするため、第3期産業振興計画において地産、外商、拡大再生産の取り組みを強化し、全力で進めております。この第3期の産業振興計画においては、県内事業者の皆様の国内における営業活動への支援に加え、将来のさらなる外商拡大を見据えて、輸出の振興を重点的に推進しております。

まず、食品分野については、アジアや欧米への輸出拡大に力を入れて取り組んでいるところです。本年10月には、EUで商標を取得しているKOCHI YUZUのさらなる販路拡大やブランド化を目指して、ドイツで開催された世界最大級の国際食品展示見本市に初出展しました。また、今月3日には、アジアにおけるアルコール飲料のハブ機能を持つ香港において、土佐酒のプロモーションを行ったところです。このほか、タイにおいて水産物に関する高知県フェアが民間主導で開催されるなど、取り組みの着実な広がりを感じております。

また、機械製品などの分野については、本年10月台湾の行政部門との共催により防災関連製品や技術を紹介するセミナーを開催したほか、先月にはINAPの経済ミッションにおいてスリランカでも防災セミナーを開催し、いずれも現地の行政関係者や民間の方々に出席していただきました。セミナー終了後には、現地からの資料請求もあり、現在今後の商談につながるよう県内各社において対応を進めているところです。

こうした取り組みを着実に成果につなげてまいりますとともに、さらなる輸出振興に向けて、

官民協働による取り組みをより一層進めてまいります。

こうした外商活動をさらに伸ばしていくためにも、さらなる地産の強化が重要となってまいります。平成21年度に産業振興計画をスタートさせて以降、各産業分野において、外商の拡大とともに地産の強化に全力で取り組んでまいりました。人口減少下においても本県経済が拡大傾向にある中、かつてのような縮む経済に逆戻りしてしまうのか、それともこの拡大傾向を維持できるのか、今がまさに正念場であると考えております。このため、地産外商の成果を拡大再生産の好循環につなげるべく、地域産業クラスターの形成、起業や新事業展開の促進に加え、本年度よりさらなる地産の強化に力を入れているところであり、現在、技術面、人材面、戦略面の3つの側面から全力で取り組みを進めております。

1つ目の技術面については、生産性と付加価値の向上に向けて、次世代型こうち新施設園芸システムや高性能林業機械、養殖技術などの新技術の導入を進めるとともに、IoT技術の活用や機械の開発などを通じて、第1次産業や防災、福祉といった分野におけるさまざまな課題を解決し、生産性を向上させるプロジェクトに取り組んでおります。

2つ目の人材面については、さらなる地産の強化に向けて多くの人材を確保することが重要となりますことから、移住施策とも連動した担い手確保対策をさらに強化するとともに、高校生や大学生などの新規卒業者の県内就職を促進し、若者の県内定着を促す取り組みを加速しております。また、土佐MBAなどの産業人材育成策についてもより充実させてきているところです。

3つ目の戦略面については、先ほど申し上げました新技術の導入や人材の確保の前提として、

しっかりと事業戦略を策定しておくことが重要であるとの考えのもと、その策定から実行までの支援をものづくり企業のみならず他の産業分野にも広げて進めているところです。

こうしたさらなる地産の強化の取り組みに関して、特に人材面における対応について御説明申し上げます。

移住促進については、10月末時点の移住実績が485組、695人となり、前年同期と比べて約1.2倍と大きく伸び、本年度の800組の目標に近づきつつあります。他方、移住促進に取り組む全国の自治体間の競争が激しさを増してきており、本県としても、今後、より一層取り組みを強化していかなければなりません。

こうした中、移住促進や担い手確保対策の抜本強化に向けて設立しました一般社団法人高知県移住促進・人材確保センターが去る10月17日に本格稼働いたしました。同センターにおいては、農林水産業系や企業系などの各分野における潜在的な人材ニーズの掘り起こしに官民協働で取り組むとともに、人材ニーズを一元的に集約して効果的な発信に努めております。また、移住促進や人材確保に関する連携協定の締結に向けて、全国的なネットワークを持つ企業への訪問を行うなど、都市部においても積極的な展開を図っております。掘り起こした人材ニーズのうち、10月末時点で有効な求人数は、農林水産業系で113件、企業系で333件などとなっております。こうした人材ニーズとハローワークが持つ求人情報などをあわせて、さまざまな相談者に対し、多様な希望に応じられるよう工夫しながら情報発信しており、本格稼働後からこれまでに約310件の移住や就職に関する問い合わせが寄せられるなど、順調なスタートを切ったところです。

今後は、子育て世代やアウトドア関心層など、それぞれのターゲットのニーズに応じた情報発

信をさらに強化するとともに、空き家を活用した移住者向け住宅への支援の強化や、高知市などに滞在しながら県内各地域へ移住する2段階移住の促進といった施策を展開してまいりたいと考えております。こうした取り組みを通じて、より多くの移住者の皆様を本県へ呼び込むことにより、地域や産業の担い手のさらなる確保に一層努めてまいります。

また、若者の県内定着を促す取り組みに関しては、県内大学生や本県出身の県外大学生に県内企業への理解をより一層深めていただけるよう、年末から2月にかけて、県内外合わせて7回のセミナーを開催してまいりたいと考えております。加えて、本年10月首都圏で初めてとなる就職支援に関する協定を明治大学と締結し、協定締結数は全国で11校になりました。こうした協定を生かして新卒者の県内就職をより一層促進していけるよう、現在さらに複数の大学と協定の締結へ向けて協議を進めております。

さらなる地産の強化に向けた技術面、人材面、戦略面での3つの取り組みは、拡大再生産に向けた新たな挑戦を喚起し、本県経済の体質をさらに強化するものであるとともに、完全雇用状態に達したことなどを背景とした人手不足の深刻化という現下の課題にも対応できる有効な対策であります。これらの取り組みの一層の加速に向けて、今後、これまでの取り組みに加えて、労働条件や労働環境の整備といった働き方改革の推進もあわせて図っていくことが重要であると考えております。

また、先日事業引継ぎ支援センターが実施した、経営者が50歳以上の県内事業者を対象とした調査によると、後継者が決定している事業者は約40%にとどまっております。このため、本県経済の持続的な発展を図る上で、事業承継のニーズの掘り起こしから実行支援までの一連の取り組みをもう一段強力に進めていく必要があ

ると考えており、移住促進などの人材確保策による対応に加えて、小規模事業者の事業承継をより円滑に進めるための仕組みの構築について検討を重ねてまいります。さらに、こうした地産の強化と外商の拡大をより一層力強く進めていくためには、これまで以上に県内金融機関の皆様との連携を強めていく必要があります。このため金融機関とタイアップした支援策の充実について、現在検討を進めているところです。

次に、拡大再生産策のうち地域産業クラスターの形成については、現在19のプロジェクトにおける取り組みが着実に進められております。

例えば、日高村のトマトプロジェクトにおいては、先月から稼働を始めた選果施設を通じて、次世代型ハウスで栽培されたミニトマトの出荷が始まっております。また、四万十町のトマトプロジェクトにおいては、本年4月から開発に取り組んできた新たなトマト加工品が完成し、ふるさと納税の返礼品としても商品化されております。

引き続き、核となる第1次産業の生産拡大に加え、第2次、第3次産業の集積化を進めてまいりますとともに、新たなクラスタープロジェクトの掘り起こしに取り組んでまいります。

起業や新事業展開の促進については、本年6月から開始した、こうちスタートアップパークにおいて、起業に関する個別相談や創業に向けた体系的な支援プログラムの実施など、新たなビジネスにチャレンジする方のサポートに全力で取り組んでおります。本年10月には、支援プログラムを通じてアイデアの磨き上げや新事業開発に取り組む11組の方々によるプレゼンテーションが行われ、起業に向けた取り組みがいよいよスタートしてきたと実感しております。

今後も、より多くの起業や新事業の創出が図られますよう、関心のある方々の裾野をさらに広げるとともに、アイデアが事業化へ着実につ

ながるようしっかりとフォローしてまいります。

I T・コンテンツ産業の振興については、立地が地理的条件に左右されず、また若者の雇用の受け皿としても期待できることなどから、企業誘致や人材の育成・確保などの取り組みを継続的に進めてまいりました。その結果、本年度は、既に3社に立地を決定していただき、先月末までの累計で立地企業数が12社、新規雇用者数が約150人となるなど、一定の手応えを感じております。既に立地している企業の新規雇用者数はさらに増加する見込みであることに加えて、本年度内には、新たに2社の立地を見込んでおり、関連する補正予算案を今議会に提出させていただきます。

今後、本県のI T・コンテンツ産業のさらなる振興を図るためには、業界が求める知識や技術を持った人材を県内にふやし、人材が豊富であるからこそ企業集積と雇用創出が図られ、企業集積が進むことによりさらに人材の集積が進むという好循環を実現していくことが必要であると考えております。このため来年度に向けて、必要となります人材の育成・確保の取り組みを大幅に充実強化してまいりたいと考えております。具体的には、企業や大学、専門学校と連携し、プログラミングの知識や技術を学ぶ土佐MBAを初めとした講座などのさらなる拡充を図るとともに、首都圏からの人材確保をより強力に推進する仕組みの構築などを検討してまいります。このような企業の誘致と人材の育成・確保を両輪とした取り組みを通じて、I T・コンテンツ産業のクラスターの形成を目指してまいります。

次に、観光振興の取り組みについて御説明申し上げます。

現在、開催しております「志国高知 幕末維新博」の一昨日までの来場者数は、メイン会場において開幕から約17万6,000人と、既に年間目標

の12万人を大幅に超え、またサブ会場と地域会場を合わせた全会場において132万人を超えるなど、堅調に推移しております。特に、大政奉還から150年の節目となる10月と龍馬月間である11月には、多くの観光客の皆様を訪れていただきました。

明治維新150年の節目の年となる新年には、NHK大河ドラマ「西郷どん」の放送が始まります。「西郷どん」の放送に関しては、その効果を博覧会の追い風とするため、これまでも、原作者で県観光特使でもある林真理子先生を本県にお招きし、高知城歴史博物館をごらんいただき、私自身も幕末の志士をテーマとして対談させていただくなど、話題づくりやメディアを活用した情報発信に取り組んできました。

引き続き、「西郷どん」とのタイアップも意図しつつ、効果的な情報発信を図ることによって、本県の博覧会への注目をより一層集めるとともに、市町村や事業者の皆様とスピード感を持ってPDCAサイクルを回して、受け入れ体制の整備にしっかりと取り組みながら、来年4月の第2幕の開幕に臨んでまいります。

次に、幕末維新博後の取り組みについて御説明申し上げます。

本県の観光振興を進めるに当たっては、その時々々の流行をつかみながら、食、歴史、自然といった本県の強みを最大限に生かすことが大事であると考えております。こうしたことから、現在は、大政奉還、明治維新から150年という節目の年であることを好機と捉え、歴史を前面に出した幕末維新博を展開しているところです。

幕末維新博後については、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向け、全国的にスポーツやこれに関連するカヌー体験といったアクティビティーに対する関心が高まることが予想されます。また、時期を同じくして、越知町や本山町、土佐清水市に全国トップクラ

スのアウトドアメーカーなどが運営するキャンプ場などが整備され、さらに牧野植物園のリニューアルや足摺海洋館の建てかえが進むなど、自然やアクティビティーを前面に出して展開するための基盤が整ってまいります。

このため、幕末維新博後の観光振興策については、本県の強みの一つである自然と各種のアクティビティーを前面に出して展開することが望ましいのではないかと考えております。これまで積み上げてまいりました地域地域の食や歴史資源を引き続き活用しつつ、自然やアクティビティーといった観光資源の磨き上げを行い、周辺の他の資源とも組み合わせた周遊コースづくり、いわゆる観光クラスターの形成を進めてまいりたいと考えております。このような自然を前面に出した観光振興策を進めるに当たっては、一定水準のサービスを常に確保することや、主なターゲットとして想定される個人旅行者に向けたプロモーションを効果的に実施することといった課題があります。来年度には一部先行して、自然やアクティビティーを生かした企画を展開したいと考えており、今後有識者や観光関係者の皆様の御意見もいただきながら、スピード感を持ってその手法などの検討を行ってまいります。

県立足摺海洋館は、昭和50年の開館以来、足摺海底館やグラスボートによる竜串湾内の遊覧などとともに、本県西南地域の観光拠点としての役割を果たしてまいりました。しかしながら、施設の老朽化が進み、耐震基準も満たしていないことから、同じ敷地内に新館を整備する準備を進めてきたところであり、平成32年夏の開館を目指し、今議会に造成工事などに係る補正予算案を提出させていただいております。

新たな足摺海洋館については、足摺、竜串ならではの特徴を生かした展示を行うとともに、背景となる竜串湾全体を一つの大きな水族館と

見立て、館内の展示から眼前に広がる実際の海へと観覧客を誘う仕組みを設けることにより、ほかにはない魅力あるものとしてまいりたいと考えております。その際、先行して整備されるキャンプ場やビジターセンターとも相乗効果を発揮させるよう工夫してまいります。さらに、訪問していただいた皆様に西南地域の魅力をできるだけ多く満喫していただけるよう、大月町など周辺の市町村とも連携し、柏島を初めとする地域の観光資源を周遊していただくコースづくりなども進め、西南地域全体の活性化につなげてまいります。

来年、開園60周年を迎える牧野植物園については、より県民の皆様にあいさされ、より多くの方々に来園いただける全国に誇れる施設となるよう、また幕末維新博後の自然をテーマとした観光振興の中核施設となるよう、整備を計画しております。来秋のオープンを目指し、太平洋を一望できるファミリー園や子供たちを対象としたスタディ園を整備したいと考えており、関連する補正予算案を今議会に提出させていただいております。

新たな食肉センターの整備については、高知県新食肉センター整備検討会において議論を重ね、これまでに、新センターの機能や設置場所などの基本的な方向性を決定してまいりました。昨日、開催しました第6回整備検討会においては、新センターの設置や運営体制について議論がなされ、県とJAなどが出資して新たな法人を設立し新センターを整備すること、県、市町村、JAなどで整備費用を負担すること、新法人において、施設の維持管理を初め、屠畜、競り、加工、卸売などの業務を行うことといった方向性について合意が得られました。これまでの約1年間、6回にわたる検討会において、食肉センターの経営面も含め、川上、川中、川下を含めた畜産振興と食の安全性確保という全県

的な視点で議論を重ね、こうした結論に至ったものです。

今後は、新法人の設立と施設整備に向けまして、JAや市町村と一体となって準備を進めるとともに、産業振興計画に基づいた増頭計画の推進や畜産物の販路拡大などに着実に取り組んでまいります。

本年10月、皇太子同妃両殿下の御臨席を賜りますとともに、全国から約1,700人の農業者や関係機関の皆様にご参加いただき、第20回全国農業担い手サミットinこうちが盛況のうちに開催されました。サミットにおいては、すぐれた経営を行う農業者の皆様のご取り組みの発表や、元氣な農業をテーマとしたパネルディスカッションが行われるとともに、全国の農業者の皆様、本県の先進的な農業技術や担い手確保へ向けた取り組みをごらんいただきました。開催に当たり、台風第21号による被害をこうむる中で御協力いただいた県内農業者の皆様を初め、準備された実行委員会の皆様、国や関係機関の皆様にご心より感謝を申し上げます。

また昨日、本県での開催が予定されております、第38回全国豊かな海づくり大会の開催日が来年10月28日に正式に決定されました。この大会の成功に向けて、関係する皆様と連携し、万全の準備を進めてまいります。

次に、日本一の健康長寿県づくりの取り組みについて御説明申し上げます。

現在、取り組んでおります第3期日本一の健康長寿県構想においては、県民の誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることのできる高知県の実現を目指して、5つの柱により、骨太かつ重点的な対策を推進しているところです。

その柱の一つであります地域地域で安心して住み続けられる県づくりについては、県民の皆様のニーズに応えられるよう、高齢者、障害者、

子供など、誰もが利用できる小規模多機能型の地域福祉拠点であるあったかふれあいセンターの整備や訪問看護サービスの充実、救急医療体制の整備など、医療・介護・福祉サービスの充実・確保に取り組んでいるところです。こうした取り組みの結果、例えばあったかふれあいセンターについては、サテライトを含めて250カ所を超え、県内全域へ広がってまいりました。

しかしながら、県民の皆様、日常生活から入院、リハビリ、退院後の生活などの一連の流れを見たとき、地域によっては必要なサービスが十分確保されていない場合や、サービス間の連携が円滑でないといった状況が見受けられます。このため、これまでの取り組みを強化することに加え、あったかふれあいセンターや集落活動センターなどとの協働を図り、不足するサービスの確保に取り組むとともに、関係者間の連携強化を促進する高知版地域包括ケアシステムの構築に向けて、現在議論を深めているところです。

こうした取り組みを通じて、県民の皆様誰もが県内のどの地域に住まわれても、状況に応じて必要なサービスを受けることができ、地域地域で安心して暮らし続けることのできる高知県を実現するよう取り組んでまいります。

厳しい環境にある子供たちへの支援については、まず妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援体制の構築を目指して、高知版ネウボラの推進に取り組んでいるところです。妊娠期からの総合相談窓口となる子育て世代包括支援センターの設置が12市町村に、また地域の子育て支援拠点となる地域子育て支援センターの設置も23市町村、1広域連合に広がっており、県内各地において支援体制の構築に向けた取り組みが着実に進められております。引き続き、地域地域で安心して子育てをしていただけるよう、両センターの新たな設置に向けたバツ

クアップを行うなど、市町村と連携しながら取り組みを進めてまいります。

次に、こども食堂については、10市、8町、50カ所で開催されており、子ども食堂支援基金に対しても、23件、約120万円の御寄附をいただくなど、取り組みが着実に広がっていると実感しております。また、売上げの一部を基金に寄附していただくといった企業活動を通じたこども食堂への支援も着実に広がっており、大変心強く感じております。

他方、こども食堂の運営に当たって、ボランティアスタッフを集めることが難しい、食材の確保に苦勞しているといったお話を伺っており、現在その支援策の検討を進めているところです。

少子化の現状は、合計特殊出生率の低下に加え、これまで安定していた一夫婦当たりの最終的な出生子供数の平均値、いわゆる完結出生児数が2人を下回り、その低下傾向が定着するなど、全国的に問題の深刻さが増しております。その背景には、晩婚化の進行や、子育て期における経済面、育児面などの負担感があるのではないかと考えております。

このため、本県の少子化対策について、未婚化や晩婚化への対策をより一層充実することとし、引き続き出会いのきっかけづくりといった結婚支援などに取り組むとともに、働きながら子育てができる環境の整備に向けて、男性の育児休暇の取得促進をもう一段強化するなどの取り組みを進めてまいります。

国民健康保険については、来年4月から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村とともにその運営を担うこととなります。

先月には、国民健康保険運営協議会において、本県における国民健康保険運営方針や国民健康保険事業費納付金の算定方法の案に対して御審議をいただき、適当であるとの答申をいただいたところです。この答申内容には、納付金の算



定方法について医療費水準を全て反映させること、また被保険者の保険料負担を急激に増加させないよう、激変緩和措置を講ずることといった内容が盛り込まれております。

この答申を受けまして、納付金の算定方法を規定した条例議案を今議会に提出させていただいており、今後、国が示す納付金を算定するための係数などをもとに、市町村ごとの納付金額や標準保険料率を決定してまいります。引き続き、国民健康保険の将来にわたる安定的な運営に向けて、市町村と一体となって取り組んでまいります。

次に、教育の充実に関する取り組みについて御説明申し上げます。

まず、小中学校の学力向上に向けた取り組みについては、本年9月県内の児童生徒の約半数を抱える高知市と教育連携会議を開催し、授業改善などに係る学校への助言や指導体制の充実強化に、これまで以上に連携して取り組むことを高知市長と合意いたしました。現在、実務レベルで、この合意に基づいた効果的な助言や指導体制のあり方などについて協議を進めており、県としてできる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

また、高等学校については、義務教育段階における学習内容が十分に定着していない生徒の基礎学力の底上げを図るため、各校を定期的に訪問し、生徒の学力の到達度に応じた授業展開などの具体的な助言や指導を行う、新たな学校支援チームの編成に向けた検討を進めております。高い専門性と指導力を兼ね備えたチームによる実践的指導を通じて、教員の指導力の向上や教科会の充実を図ってまいります。

さらには、各校の経営計画に基づく取り組み全般について、PDCAサイクルの確立を目指してまいります。

次に、生徒指導上の課題については、本年10

月国により公表された昨年度の生徒指導上の諸課題に関する調査結果によりますと、本県の公立学校における暴力行為の発生件数が483件と、前年度から約3割減少するなど改善が進んだ一方、不登校の児童生徒数は前年度を若干上回る1,011人となり、中学1年生の段階で小学6年生の2倍以上に急増する憂慮すべき状況が続いております。

このような厳しい環境に置かれている児童生徒を確実に支えていくためには、小中学校間でしっかりと連携するとともに、チーム学校として組織的な校内支援体制の強化を図ることにより、個々の児童生徒の状況把握やケースへの対応を徹底することが不可欠であります。こうした支援体制の強化を初め、学力向上対策など教育大綱に掲げた取り組みの次年度に向けた見直しについて、今月22日に開催する総合教育会議において、さらに議論を深めてまいります。

県立高等学校のあり方と方向性を示す県立高等学校再編振興計画については、平成31年度から5カ年の後期実施計画の策定に向けて、本年10月に教育委員をメンバーとする協議会を立ち上げました。先月下旬から順次協議会を開催し、県東部、中部、北部における県立高等学校のあり方について、関係自治体の首長を初め地域の皆様からさまざまな御意見や御提案をいただいております。今後県西部の2カ所で協議会を開催してまいります。引き続き、県民の皆様の御意見をしっかりと聞きしながら、来年4月の中間取りまとめに向けて、生徒数の減少などの課題を抱える中で、県立高等学校が地域で果たすべき役割などについて、地域活性化の視点も含め幅広い観点から丁寧に議論を進めてまいります。

次に、南海トラフ地震対策について御説明申し上げます。

さまざまな地震対策の入り口となります住宅の耐震化については、市町村による戸別訪問な

ど需要の掘り起こしと、耐震改修に対応できる事業者の育成など供給能力の強化を進めてきた結果、本年度の耐震改修の補助申請件数が、10月末現在で前年同期比162%、過去最高の1,275棟となりました。このため、さらに耐震改修の取り組みを加速させるべく、さきの9月議会に続き、関連する補正予算案を今議会に提出させていただきます。

他方、住宅耐震化のための今後の財源の確保については、全国的に懸案となってきたところです。国の来年度予算において、確実に住宅耐震化促進策の強化案が予算化されるよう全国知事会とも連携し、改めて政策提言を行っております。引き続き、国の動向を注視しつつ、少しでも早く住宅耐震化率100%の目標を達成できるよう取り組んでまいります。

南海トラフ地震発生後、地域へ支援物資などを確実に届けるためには、早期の道路啓開が不可欠であることから、平成27年度に策定した高知県道路啓開計画の実効性を高めるための取り組みを推進しております。本年度は、市町村の応急期機能配置計画の策定を受けて、この啓開計画のバージョンアップを図っているところであり、具体的には、応急期機能配置計画に位置づけられた救助の活動拠点などにつながる啓開ルートの選定や啓開日数の算定作業を進めております。また、昨年度から取り組んでおります情報伝達に関する図上訓練については、県内全ての地区で早期に終えるよう取り組んでいるところです。加えて、取り組みが先行している安芸地区において、啓開作業を行う建設業者の方々が、被災想定現場から状況報告などを行う実働訓練を実施いたしました。

引き続き、こうした訓練を通じて得た意見や課題も踏まえてさらなる見直しを図ることによって、道路啓開計画の実効性を高めてまいります。あわせて、浦戸湾の地震津波対策である三重防

護や命の道となる四国8の字ネットワークの整備促進など、地域の生活を守るとともに、南海トラフ地震対策にも資するインフラ整備を進めてまいります。

本年9月、大規模地震対策特別措置法に関する国の中央防災会議のワーキンググループにおいて、東海地震の予知を前提としたこれまでの防災対応を改める必要があるとする一方、異常な前駆現象を捉えられる可能性があり、こうした観測情報を防災対応に生かすことが重要であるとの報告書が取りまとめられました。また、この報告書においては、異常な前駆現象が観測された際の防災対応に関する計画を自治体などが円滑に策定することができるよう、国がガイドラインを作成することとされております。このガイドライン策定のための知見を得るために、国はモデル地区において具体的な検討を進めることとしており、このモデル地区に静岡県、中部経済界と並んで本県も選定されたところです。

今後、本県においては、津波避難と暮らしなど4つのテーマについて、鋭意検討することとしております。このモデル地区としての検討を通じて、国のガイドラインに地域の実情をしっかりと反映させることが新たな防災対応を進める上で非常に重要であると考えております。地域住民や事業者の皆様にご協力いただきながら、市町村や国と密に連携し、モデル地区としての責任を果たしてまいります。

また、国においては、先月1日から当面の間、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、大規模な地震との関連について調査を開始した場合や、地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合には、これらを臨時的に、南海トラフ地震に関連する情報として発表することとなりました。これを受けて、本県においては、この情報が発表された際には、速やかに、本庁の各部局連絡員による危機管理連絡員会議と5

つの地域本部に出先機関長を集めた地域本部会議をそれぞれ開催し、市町村などと連携して事前の備えを進めるとともに、必要に応じて危機管理本部を設置するという対応方針を定めたところです。今後、国が新たな運用方針や対応を定めた場合は、こうした県の態勢を随時見直してまいります。

スポーツの振興については、本年6月に立ち上げました高知県スポーツ振興県民会議や、庁内で組織する高知県スポーツ振興推進本部会議において、現行施策の進捗管理を行うとともに、来年度以降の施策の抜本強化に向けた議論を重ねております。

まず、競技力の向上については、子供たちが自身の適性に合ったスポーツと出会い、可能性をつなぎ、トップ選手を目指して挑戦することができるパスイェキシステムの導入を考えております。具体的には、小学生を対象に個々の体力や適性を分析するプログラムの実施や、中央競技団体などと連携した選手選考の仕組みの構築について検討を進めているところです。また、競技ごとに県内の有望選手を集めた常設の全高知チームを立ち上げ、全国トップレベルの指導者を招き、県内競技団体の指導者と一体となって指導する取り組みについても検討を重ねております。

次に、生涯スポーツの推進については、地域の実情やライフステージに応じたスポーツへの参加機会の拡充に向けて、既存の総合型地域スポーツクラブなどが核となり地域のスポーツ活動の拠点を担う地域スポーツハブの構築や、地域スポーツにかかわる団体や個人をつなぐコーディネーターの確保・育成に向けた取り組みについて検討を進めております。このほか、県民会議において、スポーツ医科学面から選手などをサポートする体制の整備や公的な経費以外の財源を確保する仕組みといった、スポーツ活動

に対する新たな支援体制のあり方などについて貴重な御意見をいただいております、施策に反映するよう検討を行っております。

引き続き、県民の皆様幅広く御意見を伺いながら、議論をさらに深め、本年度内にスポーツ活動の推進に向けた新たな計画を策定いたします。

次に、れんけいこうち広域都市圏形成の取り組みについて御説明申し上げます。

高知市においては、昨年2月、中核市以上の規模の都市が周辺の市町村と圏域を形成し、圏域全体の活性化を図ることを目指した連携中核都市圏構想に取り組むことを表明されました。しかしながら、仮に国が定める枠組みに基づき、高知市とその周辺市町村のみを圏域とした場合、高知市周辺への集中がますます進み、圏域外となる地域との格差がさらに広がる懸念されたところです。このため県より、圏域を全県とするよう高知市に申し入れを行い、市に御理解をいただいたところであり、以来高知市とともに事業の策定や磨き上げなどに努めてまいりました。

また、国による財政支援の対象は、全国一律の基準により高知市周辺の21市町村に限られることとなりましたが、県内全域を対象とする観点から、対象外の市町村に対しては県が同様の支援を行うこととしてはどうかと考えております。

以上の検討を通じて、県内全ての市町村を圏域とする、れんけいこうち広域都市圏の形成について協議が調ったところであり、各市町村の12月議会でも連携協約について審議されることとなっております。

県としましても、引き続きこの取り組みを高知市とともに推進してまいりたいと考えており、高知市との役割分担などを規定した連携協約に関する議案を今議会に提出させていただいてお

ります。

大川村議会の維持に向けては、村議会の維持が大前提である、大川村の活性化を中山間地域活性化のモデルケースとするとの思いに基づき、本年6月大川村と県が共同で大川村議会維持対策検討会議を設置し、村民の皆様へのアンケートを初め、青年団や事業所の皆様からの御意見をもとに、これまで5回にわたる検討を重ねてまいりました。今月1日には、村議会維持に向けた対策として、村政や議会活動についての広報広聴の強化や兼職兼業規制の緩和などの具体策を中間報告として取りまとめたところです。今後、大川村とともに国へ政策提言を行うとともに、大川村がこれらの対策を着実に実行に移していけるよう支援してまいりたいと考えております。

さらに、同村在住の若者をふやすことを目指した大川村プロジェクトのさらなる加速化についても、畜産振興、観光振興、生活支援といったテーマを設定して、それぞれ議論を重ねてまいりました。大川村の若者をふやすことは、議会維持に向けても根治対策となるものであります。今後、もう一段議論を深め、来年度の予算編成に向けて、具体的な対策を取りまとめてまいりたいと考えております。

不幸な犬や猫を少しでも減らすため、これまで動物の適正飼養の普及啓発などに取り組むとともに、平成26年度には都道府県で初めて、飼い猫も含めた全ての雌猫に対する不妊手術費用への助成を開始しました。また、犬や猫をできるだけ多く譲渡するため、休日の譲渡見学会の開催や小動物管理センターの収容力の増加などにも取り組んでまいりました。その結果、昨年度の殺処分数は、10年前と比較して、犬が2,049頭から86頭に、猫が6,244頭から894頭となり、大幅に減少してまいりました。しかしながら、動物愛護の観点からは、まだまだ十分と言える

状況ではありません。

このため、適正飼養や譲渡動物に関する広報をさらに強化することに加え、新たに、これまで殺処分せざるを得なかった離乳前の子猫をボランティアの方々に育成していただき、離乳後に小動物管理センターで譲渡を行う取り組みを始めることとしております。

あわせて、現在、動物愛護の取り組みを抜本的に強化するため、第三者による検討委員会や動物愛護センターの設置に向けた議論をしていただいております。幅広い御意見をお聞きしながら、センターの求められる役割や機能などを盛り込んだ基本構想を年度内に取りまとめてまいります。

ルネサスエレクトロニクス株式会社の子会社であるルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社の高知工場については、大変残念なことに、平成27年12月工場閉鎖を伴う集約を行う旨の方針が発表され、本年6月には来年5月末の閉鎖が決定されました。

方針の発表以来、従業員の皆様の雇用が維持されることを最大の目的として合意したルネサス社との和解契約のもと、継続的に協議を行いながら、高知工場の承継先の確保に連携して取り組んでまいりました。あわせて、県独自で、承継先となり得る半導体メーカーなど300社を超える企業に対して、高知工場の活用の意向を確認し、幾つかの企業に工場を視察していただくなど取り組みも進めてきたところですが、いまだ承継先の確保に至っておりません。このため本年10月に、香南市長とともにルネサス社を改めて訪問し、全力を挙げて承継先の確保に取り組んでいただくよう強く要請した結果、承継先の確保に努め、従業員の雇用の継続に全力で取り組んでいくとの回答をいただいたところです。

工場の閉鎖まで半年足らずとなり、従業員の皆様や御家族から将来に対する不安の声を多く

お聞きしております。県としては、業界内の投資動向に詳しい有識者などさまざまなルートを活用して、企業への継続的なアプローチを行っており、今後も承継先の確保を必ずなす遂げるという決意のもと、粘り強く取り組んでまいります。

産業廃棄物の新たな管理型最終処分場の整備については、有識者などによって構成される、新たな管理型最終処分場候補地選定委員会において、候補地の選定に向けた議論を重ねていただいております。昨日、開催いたしました第5回委員会においては、これまでの委員会を通じて絞り込まれた27カ所の土地を対象として、その周辺における保育所、学校、病院の立地や水道の水源の状況などについて評価をいただき、11カ所を次の評価対象とすることを決定していただきました。あわせて、次の委員会においてさらに候補地を絞り込むための評価項目についても決定いただいたところです。同評価項目に従って検討を重ねた上で、来年2月に開催予定の第6回委員会において、最終候補地として複数箇所の選定をしていただくこととしております。

なお、候補地の選定過程については、土地の先行買収などを防ぐため、やむを得ず非公開で進めているところです。最終候補地が選定された後、その客観性や合理性をお示しするため、速やかに委員会からそれまでの選定過程に関する報告書を提出いただき、公表したいと考えております。最終的には、県議会の御意見を踏まえて、地元の合意を得た上で、県において建設予定地を決定したいと考えております。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、予算案は、平成29年度高知県一般会計補正予算などの6件です。このうち一般会計補正予算は、先ほど申し上げました台風被害への

対応などの経費として、14億5,000万円余りの歳入歳出予算の補正などを計上しております。

条例議案は、高知県国民健康保険法施行条例議案など9件であります。

その他の議案は、平成30年度当せん金付証券の発売総額に関する議案など13件であります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



#### 決算特別委員長報告

○議長（浜田英宏君） 日程第4、341第17号「平成28年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」及び同第18号「平成28年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」並びに341報第1号「平成28年度高知県一般会計歳入歳出決算」から同報第22号「平成28年度高知県病院事業会計決算」まで、以上24件を一括議題といたします。

これより決算特別委員長の報告を求めます。  
決算特別委員長土森正典君。

（決算特別委員長土森正典君登壇）

○決算特別委員長（土森正典君） 平成29年9月県議会定例会において決算特別委員会が付託を受けました平成28年度一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算、平成28年度公営企業会計決算について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、平成28年度一般・特別会計決算についてであります。

当委員会は、執行部から提出された決算資料及び監査委員の決算審査意見書に基づきまして、予算及び事業の適正かつ効率的執行並びに事業の成果に主眼を置くとともに、前年度の決算特

別委員会の意見に対する措置状況についても重点を置いて、慎重に審査いたしました。その結果は、お手元に配付されております平成28年度高知県歳入歳出決算審査報告書のとおりであります。

各会計の決算の内容については、説明を省略させていただき、審査の結果について、その要旨を御説明いたします。

当年度の決算全般については、財政状況の厳しい中、財政運営の健全化や質的転換に向けた予算執行への取り組みは一定評価すべきものと認められます。各会計における予算の執行は、おおむね適正かつ効率的に行われており、その成果が認められますので、一般会計決算及び各特別会計決算については全会一致をもって、いずれも認定すべきものと決しました。

また、予算執行において改善すべき事項が見受けられますので、今後の行政運営上、検討または改善すべき事項として次の意見を付して、各種施策の実施に当たっては十分留意するよう求めます。

なお、今回の決算審査に当たり提出されました決算審査資料において、記載事項に誤りが見られました。また、質疑において正確な答弁がなされなかったことから、改めて審査を行う事態も生じました。今後はこのようなことがないように、資料の提出に当たっては、十分精査するとともに、適切な説明が行われることを強く求めます。

まず、行財政運営等についてであります。

平成28年度は、本県が抱える根本的な課題の解決につながる持続的な好循環を生み出すため、産業振興計画や日本一の健康長寿県構想の推進、南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化など、5つの基本政策を初めとする課題解決先進県を目指した取り組みのさらなるバージョンアップを図り、より実効性の高い施策に積極的に取

り組んでいます。

決算状況については、歳入では県税が増加したものの臨時財政対策債や地方譲与税が減少し、歳出では人件費や公債費が減少したものの物件費が増加したことなどから、経常収支比率は前年度から悪化しており、自主財源が3割程度の脆弱な財政体質であることから、引き続き県債残高を意識して、さらなる財政の健全化に努める必要があります。

歳入の確保については、国に対して本県の実情を踏まえた提案や要望を継続するとともに、自主財源となる未収金の回収や遊休財産の売却等の取り組みを引き続き求めます。

歳出については、事業の必要性、妥当性、事業効果等を慎重に見きわめ、適切な予算見積もりを行うとともに、多額の不用が生じないよう事業の計画的な執行や管理の徹底を引き続き求めます。

県広報紙さんSUN高知における情報発信については、県政の基幹情報がしっかり提供されるよう、掲載記事の優先順位には十分に配慮することを求めます。

公職選挙における選挙啓発については、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことも一つの契機として、これまでの啓発活動にとどまるのではなく、より効果的に投票率向上につながる対策を研究するよう求めます。

財務会計事務の処理については、監査委員からの指摘を踏まえ、さまざまな対策を講じてきた結果、不適切な事例の件数は減少傾向にありましたが、平成28年度は増加し、依然として補助金や契約事務などにおいて基本的な処理の誤りが見られました。については、会計事務の基本を理解させる取り組みをしっかりと行い、あわせて会計事務等の相談における傾向や職場環境の実態など、職員の状況を把握するとともに分析を行い、各所属への対応や研修などに活用し、

適正化に向けた一層の努力を求めます。

次に、南海トラフ地震対策等についてであります。

長期浸水対策については、南海トラフ地震発生時の大きな課題として対策が急がれており、高知市長期浸水避難対策事業、須崎市長期浸水対策事業などを行っています。ついては、県内の長期浸水対策をより一層加速するとともに、これらの事業で得た知見等を住民にも活用できる形で提供することを望みます。

「世界津波の日」高校生サミットについては、将来の防災リーダーの育成を目的としました、世界初となる30カ国の高校生が集まるサミットを開催し、分科会やフィールドワークを通じて意見交換が行われ、参加した高校生の防災意識と社会に対する責任感が向上するなどの成果がありました。ついては、この取り組みが一過性のものにならないよう成果と課題を検証し、県内で引き継いでいくことを望みます。

次に、保健・福祉・医療対策等についてであります。

高知家健康パスポート事業については、平成28年度末で1万冊を超えるパスポートの発行があり、多くの県民がパスポートを活用した健康づくりに取り組んでいます。ついては、健康パスポート事業を県全域へさらに広げていくため、市町村等との連携を強化した取り組みを進めていくことを望みます。

高知ギルバーク発達神経精神医学センターについては、県内で不足している発達障害に関する医師を初めとする専門職の養成や研究などに取り組んでおり、その成果が期待されています。ついては、センターで学んだ専門家が県内に定着するなど、県内の発達障害に関する実効性ある体制整備が進むことを望みます。

こども食堂については、平成28年度からネットワーク会議を開催し、支援基金を設立するな

ど、運営を支援するための取り組みを始めています。ついては、学校等関係者と連携した取り組みを進め、支援が必要な児童生徒を地域で支えていけるよう、こども食堂の取り組みが県内全域に広がるとともに持続していくことを望みます。

消費生活相談員の研修については、消費生活相談窓口での必要な知識等の習得を目的として、市町村の担当や地域包括支援センターの職員などを対象に行っていますが、効率的に実施されているとは言えません。ついては、受講者のニーズ等を把握、分析し、費用対効果も踏まえ、研修のあり方を見直すことを求めます。

次に、地域の振興等についてであります。

高知家プロモーションについては、首都圏、関西圏において認知度が約30%という高水準を維持しており、観光、外商及び移住の促進において本県を効果的にPRする環境が整ってきています。ついては、今後も継続して周知を図り、認知度の維持向上を目指しながら、産業振興等を促進していくよう望みます。

集落活動センターについては、人口のふえた集落があるなど一定の成果は見られますが、集落活動センター推進事業費補助金はセンターの立ち上げに係る補助金であるため、活動の継続が懸念されます。ついては、地域おこし協力隊や集落支援員の活用など、センターの活動の継続と経済活動の自立に向けた支援に、より一層取り組むことを望みます。

中山間地域の移動手段については、市町村が中心となって確保に努めていますが、地域の過疎高齢化による利用者の減少など厳しい状況にあります。ついては、県がこれまで以上に積極的ににかかわり、市町村とともに中山間地域の高齢者等への必要な移動手段を確保するよう望みます。

次に、商工業の振興についてであります。

商工業者の防災対策の推進については、民間活力活用津波避難施設整備促進事業において、民間事業者が市町村との協定に基づき、従業員だけでなく地域住民等の命を守る津波避難施設の整備を行う場合に助成していますが、近年の制度の活用は低調です。ついては、関係機関との連携強化や活用事例を示すことなどにより、さらなる制度の周知を図り、民間の施設を活用した津波避難施設の増加につながるよう取り組むことを望みます。

小規模事業経営支援事業については、商工会議所等への経営指導員や事務局長の人件費等を助成していますが、須崎商工会議所で不適正な申請により補助金が支出された事案が発生しており、まことに遺憾です。ついては、今後こうした不適正な補助金の支出が起らないよう、再発防止対策にしっかり取り組むことを強く求めます。

次に、観光の振興等についてであります。

地域観光の推進については、観光拠点の整備や観光資源の磨き上げ等を行っていますが、県内各地への周遊につなげ、観光クラスター化を図る上で、団体ツアー客だけではなく個人観光客の利便性を高めることが必要です。ついては、関係団体等との連携を深め、道路標識の整備など、個人観光客に配慮した情報提供を行い、満足度を高める取り組みを進めるよう望みます。

次に、農林水産業の振興等についてであります。

酒米の生産振興については、県内の酒蔵や流通機関、大学の参画する土佐酒振興プラットフォームが設置され、土佐酒原料向けの生産拡大に取り組んでいますが、産地等による品質の格差が課題となっています。ついては、生産者と関係団体の理解を一層深めるとともに、関係機関と連携した支援体制のもと、酒米の高品質安定生産に向けた取り組みを進めるよう望みま

す。

森林環境税を財源とする事業については、こうち山の日県民参加支援事業などさまざまな取り組みを行っていますが、森林保全ボランティア活動の開催回数が当初の想定を下回っているほか、ボランティア団体も減少傾向にあります。ついては、森林環境税の本来の目的、趣旨を再度検証した上で、森林への県民の理解とかかわりがさらに広がる取り組みを行うことを求めます。

外国人漁業研修については、国とともに支援しており、県では研修生が洋上研修に入る前の日本語習得等を支援しています。ついては、漁業研修を終えた研修生が水産業に従事しているかなど、本県での漁業研修の効果を把握するよう望みます。

次は、社会基盤の整備等についてであります。

土木技術職員については、ここ数年来、県及び民間企業も含めて人材が不足している状況にあり、高い技術力を持った人材の育成が課題となっています。ついては、県及び民間企業において、土木技術職員が必要な技術を習得できるよう取り組むことを望みます。

避難路等を確保するための耐震改修促進計画改訂基礎調査については、1市がテストケースとして実施しましたが、計画どおりに進まず、後に実施を予定していました6市町村での実施が見送られました。ついては、テストケースで判明した問題点の解決策を示すことなどにより、この基礎調査が、県内の各市町村において円滑に実施されるよう、指導・支援することを望みます。

次は、教育についてであります。

教育版地域アクションプランの推進については、地域における教育課題の解決に向けて、市町村が主体的に実施するさまざまな取り組みへ支援を行っています。ついては、市町村におい



て実施された効果的な事業にあっては、事業の成果を周知するとともに、県の事業に反映することを検討し、国への政策提言にもつなげていくよう望みます。

教職員住宅については、入居率が7割程度にとどまっており、老朽化等により活用できない住宅もあります。ついては、教職員住宅の有効活用を図るとともに、老朽化等により活用できない住宅については整理することも検討するよう求めます。

高等学校等奨学金及び地域改善対策進学奨励資金貸付金については、経済的な理由で修学が困難な方に修学資金を貸与していますが、多額の未収金が累積している状況にあります。ついては、貸与者に対して奨学金制度をしっかりと理解してもらうとともに、引き続き未収金の回収に努めていくよう求めます。

最後に、警察活動についてであります。

犯罪抑止対策については、防犯カメラが重要な役割を果たしており、県警察による設置のほか、補助金を活用した街頭防犯カメラ等の設置も進んでいます。ついては、引き続き街頭防犯カメラ等の設置を進め、安全・安心なまちづくりを推進するよう望みます。平成28年度一般・特別会計決算については以上であります。

次に、平成28年度公営企業会計決算についてであります。

当委員会は、執行部から提出された決算資料及び監査委員の決算審査意見書に基づきまして、予算及び事業の適正かつ効率的執行並びに事業の成果に主眼を置くとともに、前年度の決算特別委員会の意見に対する措置状況についても重点を置いて慎重に審査いたしました。その結果は、お手元に配付されております平成28年度高知県公営企業会計決算審査報告書のとおりであります。

各会計の決算の内容については説明を省略さ

せていただき、審査の結果について、その要旨を御説明いたします。

各事業会計における予算の執行は、おおむね適正に行われているものと認められますので、電気事業会計及び工業用水道事業会計の未処分利益剰余金の処分並びに各事業会計決算については全会一致をもって、いずれも可決または認定すべきものと決しました。なお、事業の執行については不十分な点が認められますので、今後の事業運営上、検討または改善すべき事項として次の意見を付して、事業の執行に当たっては十分留意するよう求めます。

最初に、電気事業会計決算についてであります。

当年度の経営状況については、純利益が3億165万円余となっており、前年度に比べて2,466万円余減少しています。これは、売電料金の改定により水力電力料が増加した一方で、水力発電所の修繕費や野市風力発電所の撤去費等により水力発電費及び風力発電費がそれぞれ増加し、総収益の増加額を総費用の増加額が上回ったことによるものであります。

風力発電事業については、電力供給量が前年度実績を上回ったものの、修繕費に加え野市風力発電所の撤去費等を計上したことにより、前年度に引き続き赤字となっています。

今後、固定価格買い取り期間の終了に伴い、風力発電による電力の買い取り価格が引き下げられることが予想されるため、これからの事業のあり方を具体的に検討していくことを望みます。

水源のさと石原「北郷」発電所については、用地の取得に至らず、事業化を断念せざるを得ない結果となりました。ついては、経緯等をしっかりと分析し、今後事業に取り組む際には教訓として生かしていくよう求めます。

また、小水力発電の一層の普及、拡大につい

ては、地域の取り組みや国の動向等にも留意しながら引き続き取り組むことを望みます。

次に、工業用水道事業会計決算についてであります。

当年度の経営状況については、純利益が1,273万円余となっており、前年度に比べて2,117万円余減少しています。これは、長期前受け金戻入の減少などにより総収益が減少し、修繕費の増加により総費用が増加したことによるものであります。

工業用水道事業については、需要の低迷への対応を検討する必要があります。ついては、新たな給水先の獲得など給水量の拡大に関係部局と連携して、具体的に取り組むことを求めます。あわせて、南海トラフ地震対策や施設の老朽化対策について検討を進めることを望みます。

最後に、病院事業会計決算についてであります。

当年度の経営状況については、純損失4億7,844万円余となっており、赤字額は前年度に比べ1億4,096万円余増加しています。これは、平成27年度において旧宿毛病院等の解体撤去に伴い計上していた除却費などの特殊要因が平成28年度はなかったことから特別損失が減少したものの、特別利益や経常損益も前年度に比べ減少したことによるものであります。

高知県立病院第5期経営健全化計画の中で病院事業全体の目標として掲げた経常損益の黒字の維持については、平成26年度、平成27年度と2期連続して達成しましたが、平成28年度は、給与費の増加や幡多けんみん病院の医業収益の減少などにより達成できませんでした。

平成29年度から平成32年度までを期間とする第6期経営健全化計画においては、平成32年度までに経常損益を黒字とすることを目標としています。

平成30年度に診療報酬と介護報酬の同時改定

が予定されているなど医療機関を取り巻く経営環境が大きく変化する中で、引き続き経営の健全化に取り組み、早期に病院事業全体の経常損益の黒字化を図ることを求めます。あわせて、地域の中核病院として良質な医療を持続的に提供していくためにも、医師確保などに取り組むことを求めます。平成28年度公営企業会計決算については以上であります。

以上をもって、決算特別委員長報告を終わります。(拍手)



## 採 決

○議長(浜田英宏君) お諮りいたします。

ただいま議題となっている決算議案については、この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、341第17号議案及び同第18号議案、以上2件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 全員起立であります。よって、以上2件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、341報第1号議案を採決いたします。

委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 全員起立であります。よつ

て、本議案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、341報第2号議案から同報第22号議案まで、以上21件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 全員起立であります。よって、以上21件の議案は、いずれも委員長報告のとおり認定することに決しました。

————— ❁❁❁ —————

○議長(浜田英宏君) 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

————— ❁❁❁ —————

#### 自治功労者表彰状の伝達

○議長(浜田英宏君) ただいまから自治功労者に対する表彰状の伝達式を行います。

このたび、全国都道府県議会議長会から自治功労者として、在職10年以上、梶原大介君、同じく桑名龍吾君、同じく中根佐知さん、同じく吉良富彦君、以上4名の方々が表彰を受けられました。

これより、受賞者を代表していただきまして、吉良富彦君にその表彰状をお渡しいたします。

#### 表 彰 状

吉良富彦殿

あなたは高知県議会議員として在職10年以上に及び地方自治の発展に努力された功績はまことに顕著であります よってここにその功労をたたえ表彰します

平成29年10月26日

全国都道府県議会議長会

おめでとうございます。(拍手)

なお、梶原大介君、桑名龍吾君、中根佐知さんに対するものも同文でありますので、御了承願います。

高いところからではございますが、一言お喜びを申し上げます。

このたび、梶原大介議員、桑名龍吾議員、中根佐知議員、吉良富彦議員におかれましては議員在職10年以上という長きにわたり地方自治の発展に貢献されましたその御功績に対し、全国都道府県議会議長会から表彰されました。ただいまその表彰状を伝達申し上げたところでございます。心からお喜び申し上げます。

どうか今後とも一層御自愛いただき、長年にわたる貴重な経験と豊富な知識を十二分に発揮され、県勢発展のためにこれからも御尽力賜りますよう心からお願い申し上げまして、簡単ではございますがお喜びの言葉といたします。

まことにおめでとうございます。

知事から御祝辞をいただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 高いところから恐縮でございますが、お許しをいただきまして、一言お喜びを申し上げます。

このたび、長年にわたる県議会議員としての御功績に対しまして全国都道府県議会議長会から自治功労者として表彰を受けられました皆様に、心からお喜びを申し上げます。

梶原大介議員、桑名龍吾議員、中根佐知議員、吉良富彦議員におかれましては10年以上にわたりまして県議会議員として在職され、数々の要職を歴任されますなど地方自治と県勢の発展に努めてこられました。皆様の多大なる御尽力に深く感謝申し上げますとともに、輝かしい榮譽をたたえ、心からお喜びを申し上げます。

皆様が県議会議員としてこれまで活動されてきた間には、100年に一度と言われる未曾有の経

済危機を初め東日本大震災や、同震災を契機とした災害への危機感の高まりなど、我が国と本県を取り巻く社会情勢に大変大きな変化がありました。そして、近年、我が国経済は有効求人倍率がバブル期を超える高水準となるなど好循環も見られてまいりました。しかしながら、依然として人口の減少や少子高齢化は進行しており、地方自治体の活性化により日本全体の活力を高めることが求められております。

こうした状況の中、産業振興計画の一層の加速化を初め、中山間地域の活性化のための対策、南海トラフ地震から県民の命を守る対策、あるいは日本一の健康長寿県づくりに向けた取り組みなど、県民の皆様がそれぞれの地域で健康で将来に希望を持って暮らしていけますよう、県勢浮揚に向けてそれぞれの施策に引き続き全力で取り組んでいく必要があります。

このような中で、今回受賞された皆様方は、常に変わらぬ高い識見と卓越した手腕で県民の皆様の厚い信頼を集められますとともに、そのお力を県政の場に反映してこられましたことに心から敬意を表します。

今後、産業振興計画の推進を初めとする各種の施策に全力で取り組んでまいり所存であり、引き続き執行部に対しまして多方面からの御指導、御鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

どうか皆様方におかれましては、今後とも十分に御自愛なされますとともに、長年にわたって培われました御経験を存分に生かされ、地方自治の振興と県勢の発展のために引き続き御尽力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが私からの祝辞とさせていただきます。

まことにおめでとうございました。

○議長（浜田英宏君） 次に、受賞者を代表されて、吉良富彦君から御挨拶があります。

（35番吉良富彦君登壇）

○35番（吉良富彦君） それでは、受賞者を代表して一言お礼を申し上げます。

このたびは、私を初め4名が全国都道府県議会議長会から永年勤続による自治功労者として表彰いただき、まことに身に余る光栄と喜びの気持ちでいっぱいでございます。また、ただいま議長並びに知事から、丁重な、そして過分なお褒めの言葉を頂戴いたしまして、大変恐縮しているところでございます。私どもが自治功労者としてこうして表彰を受けられますのも、県民の皆様を初め先輩・同僚議員の方々並びに執行部や報道関係者の皆様方の大変温かい御指導、御支援のたまものでございまして、心から感謝を申し上げます。

本日のこの栄誉に恥じることはないよう、これからも議会活動を通じて県民の声を県政に反映させるとともに、監視機能の強化や積極的な政策提言を行い、地域の活性化に向け一層の努力を重ねていかなければならないと決意を新たにしているところでございます。

今後におきましても、県民の願いである県勢の浮揚に向けて、微力ではありますが全力を尽くしてまいりたいと存じますので、何とぞ皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。甚だ簡単粗辞ではございますが、心からお礼を申し上げまして、受賞者を代表しての謝辞といたします。

まことにありがとうございます。（拍手）

○議長（浜田英宏君） 以上をもって、自治功労者に対する表彰状の伝達式を終了いたします。



○議長（浜田英宏君） お諮りいたします。

明8日から11日までの4日間は議案精査等のため本会議を休会し、12月12日から再開いたし

平成29年12月7日

たいと存じますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

12月12日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前11時32分散会

## 平成29年12月12日（火曜日） 開議第2日

## 出席議員

1番 下村勝幸君  
 2番 野町雅樹君  
 3番 上田貢太郎君  
 4番 今城誠司君  
 5番 久保博道君  
 6番 田中徹君  
 7番 土居央君  
 8番 浜田豪太君  
 9番 横山文人君  
 10番 加藤漠君  
 11番 坂本孝幸君  
 12番 西内健君  
 13番 弘田兼一君  
 14番 明神健夫君  
 15番 依光晃一郎君  
 16番 梶原大介君  
 17番 桑名龍吾君  
 18番 武石利彦君  
 19番 三石文隆君  
 20番 浜田英宏君  
 21番 土森正典君  
 22番 西森雅和君  
 23番 黒岩正好君  
 24番 池脇純一君  
 25番 石井孝君  
 26番 大野辰哉君  
 27番 橋本敏男君  
 28番 前田強君  
 29番 高橋徹君  
 30番 上田周五君  
 31番 坂本茂雄君  
 32番 中内桂郎君  
 33番 金岡佳時君  
 34番 中根佐知君  
 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

## 欠席議員

なし

## 説明のため出席した者

知事 尾崎正直君  
 副知事 岩城孝章君  
 総務部長 梶元伸君  
 危機管理部長 酒井浩一君  
 健康政策部長 山本治君  
 地域福祉部長 門田純一君  
 文化・生活スポーツ部長 門田登志和君  
 産業振興・推進部長 松尾晋次君  
 中山間振興・交通部長 樋口毅彦君  
 商工労働部長 中澤一真君  
 観光振興部長 伊藤博明君  
 農業振興部長 笹岡貴文君  
 林業振興・環境部長 田所実君  
 水産振興部長 谷脇明君  
 土木部長 福田敬大君  
 会計管理者 中村智砂君  
 公営企業局長 井奥和男君  
 教育長 田村壮児君  
 人事委員長 秋元厚志君  
 人事委員会局長 金谷正文君  
 公安委員長 織田英正君  
 警察本部長 小柳誠二君  
 代表監査委員 植田茂君  
 監査委員局長 川村雅計君  
 選挙管理委員長 恒石好信君

事務局職員出席者

事務局長 弘田 均 君  
事務局次長 西森 達也 君  
議事課長 横田 聡 君  
政策調査課長 織田 勝博 君  
議事課長補佐 飯田 志保 君  
主 幹 浜田 百賀里 君  
主 査 宮 脇 涼 君



議事日程(第2号)

平成29年12月12日午前10時開議

第1

- 第1号 平成29年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 平成29年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第3号 平成29年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第4号 平成29年度高知県電気事業会計補正予算
- 第5号 平成29年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第6号 平成29年度高知県病院事業会計補正予算
- 第7号 高知県国民健康保険法施行条例議案
- 第8号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関

する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案

- 第11号 高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第12号 高知県都市計画法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第15号 高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例議案
- 第16号 平成30年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第17号 高知市及び高知県におけるれんけいこうち広域都市圏の取組の推進に係る連携協約に関する議案
- 第18号 高知県立人権啓発センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第19号 高知県立森林研修センター研修館の指定管理者の指定に関する議案
- 第20号 高知県立月見山こどもの森の指定管理者の指定に関する議案
- 第21号 高知県立室戸体育館の指定管理者の指定に関する議案
- 第22号 高知県立池公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第23号 高知県立甲浦港海岸緑地公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第24号 高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定に関する議案
- 第25号 高知県立高知公園の指定管理者の指

定に関する議案

第 26 号 高知県立埋蔵文化財センターの指定  
管理者の指定に関する議案

第 27 号 県道窪川船戸線（岩土トンネル）防  
災・安全交付金工事請負契約の締結  
に関する議案

第 28 号 高知県公立大学法人定款の変更に  
関する議案

第 2 一般質問

（3人）



午前10時開議

○議長（浜田英宏君） これより本日の会議を開  
きます。



諸 般 の 報 告

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

第9号議案については、地方公務員法第5条  
第2項の規定に基づき人事委員会に意見を求め  
てありましたところ、同委員会の勧告の趣旨に  
沿ったもの及び国家公務員に準じて措置しよう  
とするものであり、適当であると判断する旨の  
回答書が提出されました。その写しをお手元  
にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔人事委員会回答書 巻末260ページに  
掲載〕



質疑並びに一般質問

○議長（浜田英宏君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成29年度高知県一般会  
計補正予算」から第28号「高知県公立大学法人

定款の変更に関する議案」まで、以上28件の議  
案を一括議題とし、これより議案に対する質疑  
並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

12番西内健君。

（12番西内健君登壇）

○12番（西内健君） おはようございます。私は、  
自由民主党を代表して、知事以下執行部の皆さん  
に順次質問をさせていただきます。

まず最初に、東京一極集中の是正に関してお  
伺いいたします。

我が国の年少人口、生産年齢人口とも、長期  
間にわたり減少が続いており、今後合計特殊出  
生率がある程度まで回復したとしても、人口が  
減少していく傾向は数十年続くと考えられてい  
ます。東京圏への一極集中は、日本創成会議が  
地方の人口に大きく影響すると指摘し、また政  
府もまち・ひと・しごと創生基本方針2015にお  
いて、出生率の低い東京圏に若年女性の転入超  
過が多いことは、我が国全体の少子化の動向に  
大きな影響を与えているとして、東京一極集中  
を是正する観点から、地方への新しい人の流れ  
をつくる施策を強力に推進することを盛り込み  
ました。人口の東京圏への一極集中の問題点と  
して、出産・子育てのしづらい環境や高齢者の  
増加、予想される災害への脆弱性、こういった  
ことが挙げられます。

現在、国と地方が取り組んでいる地方創生は、  
各地域が人口減少という事態をどのように捉え、  
人口高齢化の負の影響を長い期間に分散させ、  
地方で産業や雇用の場を創出することが、将来  
にわたって成長力を確保し、東京一極集中の是  
正につながると考えています。

人口減少を克服して活力を維持していくには、  
地方創生の取り組みが重要であり、現在もさま  
ざまな政策に邁進しているところですが、この  
ような東京圏への一極集中是正に向けた動きも



踏まえ、今後高知県において地方創生にどのように取り組んでいくのか、尾崎知事にお伺いします。

次に、先日行われた衆議院議員選挙についてお伺いします。

9月28日に衆議院が解散され、第48回衆議院議員総選挙が10月10日公示、同22日に投開票されました。解散に先立つ9月25日には、小池百合子東京都知事が国政新党、希望の党を立ち上げ、みずから代表に就任し、改革保守や脱しがらみ政治といったキャッチフレーズを掲げました。公示前には最大野党、民進党の前原代表が事実上の解党表明を行い、希望の党との事実上の合流にかじを切りました。打倒安倍政権を旗印とする政権再編なのか、それとも選挙目当ての野合なのか、そういった目的に対して批判もありました。その後、憲法改正や安全保障をめぐる立場から、民進党の一部が立憲民主党を立ち上げ、選挙戦は自民、希望、立憲民主の3極の構図で行われることとなり、結果は、与党である自民、公明両党で313議席となり、定数の3分の2を確保する一方、希望の党は伸び悩み、立憲民主党が野党第一党となりました。政権が進めてきたアベノミクスや地方創生などの実績が評価されたものと考えます。

高知県からは、小選挙区、比例区を合わせ6名の国会議員が誕生し、国政に対する高知県の声が大きくなったことは、高知県にとって力強いものであります。

今回の衆議院選挙に対する尾崎知事の感想をお伺いします。

今回の衆院選の県内投票率は51.87%で、衆院選で戦後最低だった前回から0.89ポイント改善しました。期日前投票が前回より9.48ポイントふえ、投票日には大型台風が接近する中、前回並みの投票率を維持しました。投票日当日の台風21号は、県内各地で投開票に多くの影響を及

ぼしました。宿毛市の沖の島、鶴来島の両島では前日の21日に繰り上げ投票が行われ、いの町では投票の開始がおくれ、四万十市では投票時間を繰り上げする措置がとられました。また、高知市では県道で複数の倒木があり、投票箱の到着がおくれ、1時間おくれでの開票作業となりました。

そして、今回の選挙では多くのミスが発生しました。四万十市選管では、市外の自治体へ転出した有権者19人に投票所入場券を誤発送し、四万十町選管と安芸市選管では、期日前投票において投票用紙の二重交付をするミスが発生しました。高知市選管では期日前投票で、2カ所の投票所で2人に対し、比例の投票用紙を本来の選挙区と異なる選挙区の投票箱に投票させたミスと、3カ所の投票所で、1区の有権者に2区の投票をさせるミスが発生しました。このほかにも、いの町、室戸市及び越知町において投票日に、投票用紙の誤った交付や二重交付のミスがありました。

今回の選挙におけるミスの再発防止に向けた今後の対応策について選挙管理委員長にお伺いします。

また、今回の衆議院総選挙は、2度目の18歳以上による投票となりました。今回の高校生及び若年層の投票率等を鑑み、今後の主権者教育への取り組みについて教育長にお伺いします。

今回の選挙において安倍政権は、少子高齢化と北朝鮮の脅威の2つの国難に対し強力な政権基盤が必要と考え、少子高齢化が急速に進む中で日本経済が成長を続けるために、生産性革命と人づくり革命の2つの大改革を進めると掲げました。生産性革命では、ロボット、IoT、人工知能など、最先端のイノベーションで生産性を劇的に押し上げるとしています。人づくり革命では、幼児教育無償化などの子育て支援や、人生100年時代を見据えたあらゆる人にチャンス

をつくることで、幾つになっても学び直しとチャレンジの機会が保障される社会をつくり上げるとしています。

国の来年度の予算編成方針案において、これら2つの革命に重点配分する方針が強調されましたが、高知県としての対応をどのように行っていくのか、知事にお伺いします。

北朝鮮はことしに入り、2月12日から前回の11月29日までに15度の弾道ミサイル発射を、また9月3日には6度目となる核実験を行いました。9月11日には、これまで厳しい制裁に慎重な姿勢を示してきた中国やロシアも賛成に回り、新たな国連制裁決議が全会一致で採択されました。ミサイルや核、そして拉致問題の解決に向け、国際社会との連携を強固なものとし、経済制裁など北朝鮮への圧力を最大限に高めることにより、政権は北朝鮮の政策を変更でき得るものとしています。

我が国を取り巻く安全保障環境、とりわけ北朝鮮に関しては、戦後最も厳しいと言っても過言ではないといった発言もあり、今後も国際社会と協調して、対話と圧力により北朝鮮の姿勢を変える必要があります。

北朝鮮に対する政府の姿勢について知事の御所見をお伺いします。

北朝鮮のミサイルについて、危機管理の観点からお伺いをします。

ことし8月9日、朝鮮人民軍の戦略軍司令官は、新型中距離弾道ミサイル4発をグアム沖30から40キロの海上に同時に撃ち込む案を検討していると表明し、島根県、広島県、高知県の上空を通過することとなると予告をいたしました。ミサイルが発射され、日本の領土領海を通過する場合、自治体へは全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートを通じて情報伝達されることから、県内自治体ではJアラートの設備点検と情報伝達訓練を行いました。また、11月28日に

は県と高知市で、弾道ミサイル発射を想定した訓練を、高知市内の布師田地区で実施しました。頑丈な建物や地下空間に避難をすべきであると言われてますが、本県ではこれらの避難空間が非常に少ない現状であり、それらを考えて、今回の避難訓練からの気づきや今後の避難訓練の開催予定について危機管理部長にお伺いします。

ミサイルが上空を通過すると名指しされた島根、広島、高知の3県と愛媛県の陸上自衛隊駐屯地に、地対空誘導弾パトリオット、いわゆるPAC3が配置されました。PAC3は、飛行中のミサイルを撃ち落とすことは困難ですが、落下中の弾頭などを高度数十キロの上空で迎撃することは可能であるとされています。

北朝鮮情勢が緊迫する中、飛行中のミサイルの断片が落下した場合や、高知県にミサイルが飛翔してきた場合を想定しておくことも必要であると考えます。県内においてミサイルやその断片が落下した場合や、またミサイルに毒ガスが搭載されている場合、核が搭載されている場合なども想定しなければなりません。これらの事態が発生した場合、消防、警察、自衛隊とどのように連携を行うのか、危機管理部長にお伺いします。

また、山中に落下し、火災が発生した場合でも早急に対応しなければならないと考えますが、初期対応はどのようにするのか、現状における想定を危機管理部長にお伺いします。

また、万が一にも朝鮮半島で有事が発生した場合、多くの難民の発生も予想されます。北朝鮮内で政権が崩壊した場合にも、多くの難民の想定をしておかなければなりません。このような場合に、第一には日本海側の県に来ることになると思われませんが、高知県として何らかの対応を行う必要があるのか、危機管理部長にお伺いします。

この問題と関連して、国内における国際テロ

対策の取り組みについて警察本部長にお伺いします。近年、拡大する国際テロの脅威は、我々日本人にとって遠い国で起こっている他人事ではなく、2015年のシリアにおける邦人殺害テロや、同年のチュニジアにおける襲撃事件、さらに2016年のダッカ襲撃テロ事件は、我が国がテロの脅威と無縁でないことを示しています。また、フランス・ニースにおけるテロ事件に代表されるように、先進国の国民が自国内でテロ行為を行うホームグロウンテロリストや、特段のテロ組織に属していない個人がテロ攻撃を行うローンウルフ型のテロも近年は発生をしています。

我が国では、2020年に東京オリンピック・パラリンピックが控えており、諸外国から大勢の選手や観戦者が来日することが予想されることから、国内のテロ対策の強化も重要なテーマとなっています。テロの発生を未然に防止するには、深刻な事態になる前にあらゆる手段を講じることが不可欠であります。高知県警察におかれては、関係機関との連携強化、テロ集団に対する情報収集、港湾施設における水際対策など、多くの国際テロに対する対策を講じているところであります。

先月21日にはJR須崎駅におけるテロ等を想定したソフトターゲット対応合同訓練、24日にはイオンモールにおいて爆発物処理訓練を実施し、官民連携の強化や広報による県民の危機意識の向上を図っています。

県内における国際テロ対策にどのように取り組んでいるのか、警察本部長にお伺いします。

次に、南海トラフ地震対策についてお伺いします。

まず、住宅耐震化について、市町村の戸別訪問での需要の掘り起こしなどにより、本年度の耐震改修の補助申請件数は過去最高の1,275棟となりました。住宅耐震化率100%に向けて、国の財源確保など、全国知事会と連携し、政策提

言を行っているとのことでもあります。

住宅耐震化率100%に対しての進捗率と目標達成に向けた今後の取り組みについて土木部長にお伺いします。

県は、ことし3月に、発生確率の高いL1クラス想定による啓開日数の算定と、L2クラスを想定した津波による落橋箇所の仮設道路計画を作成し、啓開日数の見直しを行うなどして高知県道路啓開計画をバージョンアップしました。

国土交通省や建設業協会、市町村などの関係組織との情報共有や具体的な取り組みについて土木部長にお伺いします。

次に、健康福祉政策についてお伺いします。

平成30年4月より、新専門医制度が開始される予定となっております。これまでの専門医に関する議論の背景として、各学会が自律的に独自の方針で専門医制度を設け運用し、認定基準が統一されておらず、専門医の質の担保が懸念されてきました。現在の専門医制度は国民にとってわかりにくく、専門医としての能力について、医師と国民との間に捉え方のギャップ、例えばテレビで取り上げられているスーパードクターといったイメージの国民との差が存在をしまりました。

新制度では、新たな第三者機関、日本専門医機構が認定と、プログラムの評価・認定を統一的去に行い、養成プログラムや研修施設基準の作成を行います。当初は平成29年4月から開始予定でありましたが、新たな制度が始まると、医師の地域偏在を助長し地域医療が崩壊するとの意見や、平成16年の初期臨床研修の再現になる、医師が大学病院や都市部の大病院に集中するとの反対意見が出たことから、開始が1年延期された経緯があります。

これを受け機構は、大都市圏の定員に一部上限を設ける、研修施設を地域の中核病院にも広げる、都道府県ごとに置く協議会を通じて地元

から意見を聞いて研修プログラムを改善するといった措置をとりました。総合診療医が、19の基本診療領域の一つとなり、在宅医療や介護、みとりまで担うことが期待されていますが、県内での専門医養成の取り組みが重要となっておりま

います。  
今回の新専門医制度における高知県の取り組みと今後の医師確保対策について健康政策部長にお伺いします。

次に、地域医療連携推進法人制度についてお尋ねいたします。ことし9月に、危機管理文化厚生委員会の視察で佐渡島に行き、佐渡島の医療機関、介護施設、薬局等を双方向で結ぶ地域医療連携ネットワーク、さどひまわりネットの取り組みについてお聞きし、多くの学びを得ることができました。視察先の佐渡総合病院の佐藤院長から、院内だけでなく、島内全体での多職種・多施設間での連携を図って医療ニーズに対応しているといった話を聞くとともに、今後は地域医療連携推進法人の活用も視野に入れていくとのことでありました。

地域医療連携推進法人とは、平成27年の改正医療法で認定制度が創立されたもので、医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢であります。地域の医療機関を開設している複数の医療法人などが参加して新たな法人をつくり、複数の医療機関や介護施設を一体的に運営していく制度であります。参加法人内で病床移動ができ、急性期から回復期に機能転換を図ることができる点、また資金の貸し借りができる点、医療従事者を参加法人内で配置がえできる点など、多くのメリットがあります。

ほかにも、分散している診療科の再編を行い、病院間での役割分担を明確にする、在宅医療を担う診療所を地域内で新たに開設する、薬剤や医療材料の一括購入会社の設立、高額医療機器

の共同利用といったことが可能になり、これまで地域で競合していた病院、診療所が同一の法人のもとで運営されることにより、機能分化や連携が図られることを目的としています。退院支援や退院調整の円滑化、在宅医療機関、介護事業所との連携、患者情報の一元化による情報の共有、医療従事者のキャリアパスの構築といった効果も期待されます。

現在、地域包括ケアシステムの構築を行っていますが、進展しない一つの要因に、医療・介護の連携が十分でないといった点などが挙げられます。県内でも、一つの医療法人が介護施設等を開設して法人内で完結しているものもありますが、これを地域へ拡大する仕組みが地域医療連携推進法人であります。さまざまな制約があり、導入に向けて高いハードルがあるのは確かではありますが、医療資源が限られた本県においては、公立病院が中核となっている医療圏などで、質の高い効率的な医療提供体制を確保するための手段として、地域医療連携推進法人の設立は、一つの選択肢として検討してみる価値はあると思います。

県内において、県立病院を中心とした地域医療連携推進法人への取り組みを検討してはと思いますが、公営企業局長の御所見をお伺いします。

次に、2018年4月の診療報酬改定に向けた動向についてお伺いします。診療報酬は、政府が年末の予算編成過程で決定した改定率を基準に、厚生労働大臣が諮問した中央社会保険医療協議会の審議結果に基づき最終決定されますが、病院関係者からは、近年は低く抑えられ、その影響から病院経営は非常に厳しい環境下に置かれているとお聞きしています。

現在議論が行われている診療報酬の改定に向けた見直しの方向性などで、県立病院の経営面において懸念される内容について公営企業局長

にお伺いします。

次に、介護人材の確保についてお伺いします。県内の介護職員の離職率が依然として高い状況にあることから、離職防止と定着に向けて、人材育成や処遇改善、労働環境の向上などについての取り組み強化として、介護事業所に対する新たな認証評価制度を導入することとしています。この制度の導入方法と期待される効果について地域福祉部長にお伺いします。

次に、高知版ネウボラについてお伺いします。県では、妊娠から出産・子育てまでの切れ目のない総合的な支援として、高知版ネウボラの推進に取り組んでいます。背景には、核家族化や地域における人間関係の希薄化などにより、地域における子育てを支える力が低下していることから、各ステージにおける相談体制や支援体制づくりを行うことで、妊産婦や子育て世帯の不安や負担を軽減することが重要であるとの考えがあります。

北欧フィンランドにおけるネウボラの仕組みは、保健師が1人当たり50人前後の妊婦を受け持ち、妊娠期から子育て期までをワンストップで支援するもので、以前の駐在保健婦制度がある程度近いイメージかもしれません。

一方、高知版ネウボラでは、母子保健と児童福祉の連携を土台として、地域の資源を組み合わせ、地域の実情に応じた取り組みの展開を図っていくこととなっています。相談体制づくりとして、妊娠や出産・育児に関する相談に応じ、必要な支援を行う母子保健コーディネーターが配置された子育て世代包括支援センターが、平成30年度までに県内の17市町村で設置される予定であります。主にゼロ歳から2歳の子供のいる家庭を対象に、子育ての不安等の解消を図る交流の場、また地域での見守りの場として、地域子育て支援センターや多機能型保育事業所、あったかふれあいセンターの新設や機能の

拡充を図るとしています。

少子化対策にとっても、高知版ネウボラの充実が進むことは効果的であると考えます。これまでの取り組みから見えた課題と今後の対応について地域福祉部長にお伺いします。

次に、商工振興についてお伺いします。

事業体が持続的に成長、発展するためには、経営ビジョンと目標を明確にし、達成に向けた経営資源の効果的な活用策を具体的に定めるとともに、必要な人材育成や施設整備、資金調達などを明らかにした事業戦略を策定した上で経営していくことが重要であるとしています。

県はこれまで、ものづくりの分野で事業戦略の策定支援を行ってきており、本年度からは農業や林業といった1次産業など他分野においても、事業戦略策定支援の取り組みを広げているところであります。

商店街など地域の事業者に対しては、地域ごとに商工会や商工会議所、県の地域本部をメンバーとする地域連絡会議を設け、経営計画の策定支援とともに、事業展開をサポートする中で直面する課題への解決策を協議するとしています。

中小企業や小規模事業者などに対する事業戦略策定支援は始まったばかりであります。現状の課題と今後の対応策について商工労働部長にお伺いします。

私の住む須崎市においては、昭和の時代には、近隣の町村からの大勢の来客でにぎわう商店街を抱え、活気にあふれていました。しかしながら、近年は人口減少と高齢化のため、大型スーパーだけでなく、小売業者も閉店を余儀なくされ、結果として多くの買い物弱者が発生し、週に3度ほど訪れる移動スーパーに依存している状況であります。また、先日高知市の方と話をしていると、新屋敷近辺でも、スーパーマーケット閉店の影響から同じような状況にあると伺い

ました。このように、高知県においては、中山間地域だけでなく都市部でも過疎化が進む中、買い物弱者が今後も多く発生する可能性が高いと思われま

す。一方で、人口減少に伴い地域経済が縮む中、既存の店舗経営者などの小規模事業者は、一定の収益が確保できない状況にあります。県はこれまでに、チャレンジショップの活用や空き店舗対策事業などの支援制度により新規創業を図っています。今後は、買い物弱者対策も兼ねて、小規模事業者の事業継続をあわせて支援できるような仕組みをつくることで、地域活力維持を図っていく必要があると考えます。

地域の活力維持に向けた対策について、これまでに増えてきた課題と今後の取り組みについて商工労働部長にお伺いします。

次に、中小企業に対する金融支援についてお伺いします。信用力の低い中小企業が金融機関から融資を受ける際の信用保証制度が見直され、来年度4月1日より新制度がスタートします。信用保証制度は、創業期や拡大期などのさまざまな局面で必要とする多様な資金需要や、リーマンショックや東日本大震災時のように信用収縮が生じた際の資金需要に円滑に対応していくなど、中小企業の資金繰りを支える重要な制度であります。中小企業の資金需要に一層きめ細かく対応するとともに、信用保証協会と金融機関が連携して中小企業への経営支援を強化することで、中小企業の経営改善、生産性向上を一層進める仕組みを構築することが必要であるという考えのもとで、今般の見直しがなされました。

見直し案においては、創業支援の拡充、小規模事業者の資金繰り支援、セーフティーネット保証の整備などがなされました。それ以外にも、事業承継時に後継者が会社の株式を取得するために必要となる資金や、経営者が事業からの撤

退を決断する場合に必要な資金が、信用保証の対象とされました。

中小企業にとっては、今後は取引金融機関とのコミュニケーションがますます必要となり、経営計画や資金調達計画の策定が重要となります。県が掲げる起業や新事業展開の促進に、今回の信用保証制度の見直しは大きな後押しとなるものであります。

中小企業への金融支援に関し、信用保証協会や金融機関との連携について商工労働部長にお伺いします。

また、本県のことし10月の有効求人倍率は1.21倍となり、過去最高を更新し雇用情勢の改善が見られたことは、これまでの産業振興計画の取り組みの成果の一つのあらわれであります。全国の有効求人倍率も1.55倍と高どまりの傾向にあり、国内での人材の奪い合いの様相を呈しています。県内のどの産業分野の方々の声を聞いても人材確保に苦慮している状況で、今後の事業規模の縮小を考えたり、事業継続に不安を感じている経営者も少なくないのではと考えます。

有効求人倍率の過去最高の現状を受けて、今後の人材確保に向けてどのように取り組まれるのか、商工労働部長にお伺いします。

次に、農業振興についてお伺いします。

先日、県議会議員と青年農業士OB会の皆さんとの意見交換会に出席しました。天敵農法を初めとするIPMの実践農家さんや、炭酸ガス施用により収量を50%ほどふやしている農家さん、また法人化し大規模施設園芸に取り組んでいる方など、先進的な取り組みをされている多くの方々からたくさんの刺激をいただきました。それぞれの農業への取り組み方が多種多様であり、事業戦略に関してもそれぞれ特色があり、非常に楽しく聞かせていただきました。

農業にとって、収量増加を実現することが利益を上げる一番の近道であり、環境制御技術を

初めとする次世代型こうち新施設園芸システムの県内への一層の普及が待たれるところであり  
ます。

炭酸ガス施用装置を初め、これらの機器の導  
入には費用も大きなものとなりますが、今後の  
継続的な支援に関して農業振興部長にお伺いし  
ます。

また、一つの話題として農地の確保の話が出  
てまいりました。地域によって温度差がありま  
すが、圃場の拡大を図りたくてもなかなか適切  
な農地が見つからないとか、あっても貸しても  
らえないといった声を聞きました。

農地の集積・集約化を図る目的から、平成26  
年に農地中間管理機構が設置されていますが、  
県内における農地集約の現状について農業振興  
部長にお伺いします。

あわせて、農地の集積・集約化には、農地中  
間管理機構だけでなく、関係機関や各自治体の  
農業委員会との連携が重要であります。それ  
ぞれの機関の連携や情報交換の現状について農  
業振興部長にお伺いします。

家族経営の農業者に対して、経営計画の策定  
支援の必要性も感じたところでもあります。これ  
までの家族経営型農業では、設備投資を初めと  
する経営計画などの策定を行わず、資金繰りな  
ども大ざっぱである傾向が強いため、経営体と  
しての体力が弱いところが多かったものである  
と思われま。

今後はJ A等を通じて個々の農業経営体の経  
営計画の策定支援を強化すべきであると考えま  
すが、農業振興部長の御所見をお伺いします。

次に、新食肉センターについてお伺いします。  
これまでも知事は、土佐あかうしや四万十ポー  
クを中心とする畜産クラスターの形成を含めた  
畜産振興を図る上での生産の拡大と高付加価値  
化、地産外商の推進、県民への安全・安心な食  
肉の供給といった取り組みを維持し、さらなる

好循環を生み出し、拡大再生産につなげる施設  
として、新食肉センターの必要性を訴えてきて  
おります。

昨年11月に高知県新食肉センター整備検討会  
が設置されて以来、先週の12月6日に第6回検  
討会が開催され、J Aと県等が出資する新会社  
が設置・運営主体となり、県、市町村、J Aな  
どで36億円程度の整備費を負担する方向が了承  
されました。

現在の高知県広域食肉センターは、屠畜頭数  
の減少などにより近年は3,000万円台の赤字に  
陥っていますが、今後は卸売のほかにも枝肉の  
競りや部分肉加工等を行うことで、収益の確保  
に努めるとのことです。新会社では経常的な黒  
字を見込んでいることなどから、赤字が出ても  
原則公費による補填は行わないとしています。  
運営の黒字化の実現に向けての取り組みと屠畜  
頭数の確保について農業振興部長にお伺いしま  
す。

また、牛や豚の屠畜頭数が減少してきた背景  
には、少子高齢化による生産農家の先細りがあ  
ります。今後の畜産の担い手確保にどう対応す  
るのか、農業振興部長にお伺いします。

次に、新たな管理型最終処分場についてお伺  
いします。

県内唯一の管理型産業廃棄物最終処分場エコ  
サイクルセンターは、平成23年10月に開業いた  
しました。総事業費43億7,000万円、埋立容量は  
11万1,550立方メートル、当初の埋立期間を20年  
としていましたが、平成29年3月までの埋立実  
績は5万8,302立方メートルとなっており、当初  
計画の約2倍のペースで埋め立てが進行してい  
ます。この要因は、当初想定していなかった鉾  
滓や廃石こうボードを受け入れたことなどであ  
り、将来の排出量を推計すると、平成34年9月  
から平成36年8月の期間において埋立終了時期  
が到来するとの見通しであります。

それらを背景として、平成28年6月に有識者7名による、高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のある方に関する基本構想検討委員会が設置され、本年3月に委員会からの報告書を踏まえた基本構想が県において策定されました。この基本構想に基づき、新たな管理型最終処分場候補地選定委員会が本年6月13日に設置され、今月6日には第5回委員会が開催され、11カ所を次の評価対象とすることとなりました。来年2月に開催予定の第6回委員会において、さらに候補地の絞り込みが行われます。

委員会は原則公開で行われていますが、個別の場所について審議する場合には非公開で行われています。現センターの建設に至るまでに日高村で住民投票が行われた経緯もあり、新処分場の選定には多くの配慮を要すると思いますが、一方で意思決定の過程について透明性が求められると考えます。

候補地選定において審議を非公開にした理由と今後の説明における透明性の確保について林業振興・環境部長にお伺いします。

現在のエコサイクルセンターは、基本設計から開業までに、突発的な要因を除けば約4年半を要しました。複数候補地から最終的に建設予定地を決定するわけですが、開業に向けた今後のスケジュールに関して林業振興・環境部長にお伺いします。

次に、林業振興についてお伺いします。

先月22日に、高知県立林業大学校の新校舎の落成式が行われました。当日は、尾崎知事を初め初代校長に就任する隈研吾氏らが出席され、式典がとり行われました。CLTを活用した木造のすばらしい施設ができ上がり、今後の高知県の林業の担い手確保に向けて大いに期待が膨らんでまいります。

林業大学校は、教育体系として、基礎課程20名、専攻課程には森林管理、林業技術、木造設

計それぞれのコースに10名の計30名の定員としており、それ以外にも、小規模林業者や既に林業に従事している方向けの短期課程を用意しています。基礎課程、専攻課程それぞれ1年のカリキュラムで、林業の現場で活躍できる人材や中核を担う人材の育成に努められます。

先日には研修生の選考試験が行われていますが、林業大学校における研修生確保に向けた取り組みについて林業振興・環境部長にお伺いします。

次に、原木増産に向けた生産性向上についてお伺いします。急峻な地形が多い本県では、架線集材での新たな機械や技術開発が生産性向上には有効であると考えられています。

ものづくり地産外商の観点からも、新たな架線集材機等の開発に向けた取り組みについて林業振興・環境部長にお伺いします。

また、原木を効率的に搬出するための林道などの路網整備を進めていくために、林業事務所や森林組合を初めとする林業事業者及び市町村職員などの関係者による協議会が開催されています。原木増産に向けての生産性向上には路網の整備が必要との声が多く聞かれます。

協議会で出てきた課題と、それへの今後の対応について林業振興・環境部長にお伺いします。

次に、製材事業者を対象とした事業戦略策定支援の取り組みについてお伺いします。製材事業者の経営にとって厳しい環境が続いており、本県の製材事業者は年々減少している状況にあります。こうした中、製材事業者が継続して事業活動を行うためには、中長期的な視点に立った適切な計画を策定し、その計画に基づいた経営を行うことが必要であると考えます。

そこで、本年度から開始された製材事業者の事業戦略策定に対する支援の取り組みについて林業振興・環境部長にお伺いします。

次に、観光行政についてお伺いします。



日本政府観光局がまとめた、訪日外国人旅行者の消費動向とニーズについては、次のように近年の訪日観光客の傾向が述べられています。「爆買い」現象に象徴されるように、訪日外国人の消費としてはモノ消費が注目されがちだが、自然景観鑑賞、歴史建造物への訪問、アクティビティ体験等のコト消費は訪日外国人の消費として定着している。米国人、フランス人等は買物を訪日旅行の主な要素とは考えておらず、日本の文化や歴史を理解できるような体験を好んでいる。中国人、タイ人、インドネシア人も、市場により内容は異なるが、自国にはない自然景観の鑑賞、旅館での宿泊体験、温泉入浴体験等を好んで体験している」と冒頭に書かれています。

インバウンドツーリズムとは、外国人の訪日旅行がその定義であります。地方創生にも絡む、持続可能性ある取り組みにも結びつけることができます。少子高齢化が進み地方経済が縮む中で、新たな消費者として地元を支えるのが訪日観光客であり、彼らに旅の目的地に選んでもらえるようなまちに成長しようというのが、日本のインバウンドの取り組みの一つの要素であろうと考えます。

また、訪日観光客のもたらす経済効果だけにこだわると、相手側も即座に興ざめするのは間違いなく、旅する人に寄り添う気持ちを持つことが大事であるとも言われています。景観や温泉といったものに頼るだけでなく、地元の間力が大事であるとも言われ、「高知県は、ひとつの大家族やき。」のキャッチフレーズに代表されるように、高知の人々には大きな魅力があると思います。

訪日観光客の嗜好が多様化する中、高知県では、推奨ルートの提案と磨き上げで今後のインバウンドの取り込みをどのように図っていくのか、観光振興部長にお伺いします。

政府は、クルーズ船による訪日外国人客を平成32年度に500万人までふやす目標を掲げています。高知新港へ入港したクルーズ船の数は、平成27年度8隻、平成28年度30隻、そして今年度は40隻の予定で、年々増加しています。

ことし7月、熊本県八代港は横浜や清水など5港とともに、クルーズ船受け入れ拠点の一つとして国の指定を受けました。国と熊本県がクルーズ船専用岸壁を整備し、現在の年間寄港数70隻程度を、平成32年度には200隻に伸ばす目標と聞いています。

通常は下船後の消費行動が期待されるわけですが、八代市のように大きな商業施設などがない場合は、地域経済にとってメリットがほとんどないケースも多いわけであります。そんな中、熊本県では、乗客、乗組員も含めると5,000人以上となるクルーズ船への地元食材や飲料の納入を目的に、同市内の酒類販売、運送、建設業などが出資し、商社を設立しました。高知県においても、クルーズ船会社に対して働きかけ、地元の食材や日本酒などを売り込む仕掛けづくりは可能であると考えます。

クルーズ客船の乗客及び乗組員向けの地元食材の販売に関する取り組みについて、地産外商の観点から産業振興推進部長にお伺いします。

次に、自転車を活用した観光振興の取り組みについてお伺いします。昨年12月に成立し、ことし5月1日に自転車活用推進法が施行されました。自転車の活用を推進するための施策の基本理念として、二酸化炭素等を発生させず、健康増進、交通混雑の緩和等の経済的、社会的な効果があることや観光振興に資すること、自転車の活用を総合的、計画的に推進するものとされています。今後、国において基本計画が整備され、自転車道の整備につながることに大きく期待するものです。

一方では、財政的な問題や県内道路の事情か

らは、一足飛びに整備が進むのは難しいと思われ  
ます。高知県においても近年は、サイクリン  
グブームの追い風に乗れ、多くのサイクリン  
グイベントを開催しています。今後も一定の整備  
を行うことはイベントの増加につながると考え  
ます。

安心・安全の観点も含め、サイクリングイベ  
ント等での道路の活用の現状について土木部長  
にお伺いします。

最後に、岩城副知事にお伺いします。

岩城副知事は、尾崎県政の船出に当たっては  
かなめとなる初代産業振興推進部長を務められ、  
その後は副知事として、まさに尾崎県政10年を  
側近として支えてこられました。そして、こと  
し9月22日をもって橋本県政時の山本卓副知事  
の期間を抜いて、戦後最長の在任期間となり、  
まさに県政史に名を残す副知事となられたわけ  
であります。若さとバイタリティーあふれる剛  
の尾崎知事に対して、柔の岩城副知事。中央官  
庁出身の知事を県庁経験豊富な副知事が、要所  
要所でうまく補佐されていると感じております。  
我々議員から見ても、このお二人は非常にバラ  
ンスがとれているものだと考えております。

そこで、この10年間で職員の意識や仕事のや  
り方がどのように変わったのか、また県勢浮揚  
についてどのように実感しているのか、側近な  
らではの尾崎県政の感想を副知事にお伺いた  
しまして、私の第1問とします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 西内議員の御質問にお答  
えをいたします。

まず、東京圏への一極集中の是正に向けた動  
きも踏まえ、今後本県において地方創生にどの  
ように取り組んでいくのかとのお尋ねがありま  
した。

国の地方創生の取り組みについては、地方創  
生推進交付金などにより地方の主体的な取り組

みを後押しするなど、極めて重要な取り組みで  
あると考えております。ただ、依然として東京  
一極集中の流れに歯どめがかかっている状況  
にあり、引き続き国と地方が創意工夫を凝らし  
ながら、危機感を持って地方への新たな人の流  
れをつくり出していく必要があると考えており  
ます。

本県におきましては、目指す将来像として掲  
げております、地産外商が進み、地域地域で若  
者が誇りと志を持って働ける高知県の実現に向  
け、地産外商による雇用の創出、移住促進、少  
子化対策、中山間対策の4つの基本目標のもと、  
地方創生の取り組みを全力で進めてきた結果、  
本県の人口の社会減は、過去の景気回復局面に  
比して2分の1程度にまで改善しております。  
しかしながら、本県の人口の社会増減を均衡さ  
せるという高い目標を実現するためには、特に  
若者の流出の防止と県外からの移住促進の2つ  
の取り組みをさらに加速する必要があると考  
えております。

まず、1つ目の若者の流出防止に向けては、  
地域産業クラスターの形成、起業や新事業展開  
の促進に加え、さらなる地産の強化を図ること  
により、地域地域に多様な仕事と魅力ある仕事  
の創出に、引き続き全力で取り組んでまいりま  
す。中でも、来年度は、若者の雇用の受け皿と  
して期待できるIT・コンテンツ産業のクラス  
ター形成を目指して、人材の育成・確保と企業  
の誘致を両輪とした取り組みを一層強化してま  
いりたいと考えております。また、高校生や大  
学生などの新規卒業者の方に県内企業への理解  
を一層深めていただき、県内就職をさらに促し  
ていくとともに、企業の事業戦略づくりを通じ  
て、労働条件や労働環境の整備といった働き方  
改革も促進してまいりたいと考えております。

2つ目の県外からの移住促進については、目  
標として掲げた平成31年度の移住者1,000組の

達成とその定常化に向け、オール高知の体制となった一般社団法人高知県移住促進・人材確保センターにおいて、各分野における潜在的な人材ニーズの掘り起こしに取り組むとともに、人材ニーズを一元的に集約して効果的に発信し、マッチングにつなげる取り組みを質・量ともに一層充実させてまいります。あわせて、移住促進のボトルネックとなる住宅の確保について、施策の抜本強化を図ってまいりたいと考えております。

こうした地方創生の取り組みの推進に当たっては、これまで国の方創生推進交付金などを大いに活用してまいりました。地方創生推進交付金については、今年度の新規事業に対する交付額が、本県は都道府県分で全国1位となっております。さらに、来年度は、地方創生に資する地方大学と連携した産業振興の取り組みに対して、新たな交付金の創設も検討されているところであり、こうした国の地方創生関連の諸施策を有効に活用しながら、本県の地方創生に取り組んでまいります。

次に、今回の衆議院選挙についてお尋ねがございました。

まず、今回の衆議院選挙は、緊迫感が高まりつつある北朝鮮の脅威への対応や、近い将来高齢者1人を現役世代1人が支えなければならなくなることを見据えた全世代型社会保障への転換、憲法改正など、従来になく骨太なテーマが主要な争点になったものと考えており、今後の我が国の進むべき方向性を決める重要な選挙であったと考えております。また、新党の結成などを通じて多角的な論戦が行われた選挙であったとも考えております。

自由民主党、公明党の連立与党が3分の2の議席を確保したという選挙結果については、野党分裂による影響ももちろんあったと思いますが、全般的には、多くの国民が、これまでのデ

フレからの脱却に向けた経済政策を初めとする安倍政権の実績を踏まえ、連立与党の主張に賛同されたものと受けとめているところであります。政府・与党におかれましては、安倍総理御自身がおっしゃっておられるように、謙虚な姿勢で真摯な政権運営に全力で当たり、また地方の声にもよく耳を傾けていただきまして、山積する諸課題にスピード感を持って対応していただくことを期待しております。

あわせて、今回の選挙により、本県関係の衆議院議員が改選前の4名から6名へととなりました。このことは、本県のような地方の実情をしっかりと国政に反映していただくための発信力が強化されたということであり、大いに歓迎したいと考えております。本県関係の議員の皆様には、選挙などを通じて聞かれた地域地域の県民の皆様の声をしっかりと国政に届けていただきたいと思っておりますし、県としましても、国に対する政策提言などで連携させていただきたいと考えているところであります。

次に、国が進めようとする生産性革命と人づくり革命にどのように対応していくのかについてお尋ねがございました。

人口減少や少子高齢化が急速に進む中において、今後の持続的な成長をなし遂げるためには、生産性や付加価値の向上に加え、現役世代など社会保障を支える側を強くする対策は大変重要であると考えており、本県においては、産業振興計画や日本一の健康長寿県構想の推進などを通じ、これらの点に取り組んできたところです。

まず、生産性や付加価値の向上に関しては、産業振興計画において地産の強化を積極的に進めてきたところであり、現在技術面、人材面、戦略面の3つの側面から全力で取り組んでおります。

具体的に申し上げますと、技術面においては、次世代型こうち新施設園芸システムなどの新技

術の導入促進や企業の設備投資への支援、IoT技術の活用を通じた生産性向上のプロジェクトなどに取り組んでいるところです。

また、人材面においては、土佐まるごとビジネスアカデミーや林業大学校などにおける産業人材の育成を初め、高知県移住促進・人材確保センターによる移住促進の取り組みを通じた、地域や産業の担い手の確保などに努めているところです。

さらに、戦略面においては、こうした全ての取り組みの前提として、さまざまな産業分野においてしっかりと事業戦略の策定をしていくことが重要であるとの認識のもと、その策定から実行までを支援しているところであります。

また、現役世代など社会保障を支える側を強くする対策についても、子育て世代の女性の就業支援や、地域の支え合いによる子育て支援の仕組みであるファミリー・サポート・センターの普及、あるいはひとり親などの就労支援策の充実強化、さらには夢・志チャレンジ育英資金の創設などの取り組みを進めてまいりました。あわせて、現役世代の負担軽減は国全体で取り組むべきことであることから、全国知事会の次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダーとして、国に対して積極的な政策提言を行ってきたところです。

こうしたことから、安倍内閣が打ち出した生産性革命と人づくり革命は、本県の取り組みと方向を一にするものであり、力強い後押しになるものとして大いに期待しているところであります。本県といたしましては、国のこうした施策も活用し、県勢浮揚に向けた取り組みをさらに加速してまいりたいと考えております。あわせて、政策を実行する地方にとって使い勝手のよい、地方の実情を反映した制度となりますよう、引き続き積極的に国に政策提言を行ってまいります。

最後に、北朝鮮に対する政府の姿勢についてお尋ねがありました。

政府は、北朝鮮による核・ミサイル開発は重大かつ差し迫った脅威であり、核実験やミサイル発射によるたび重なる挑発行為は断じて容認できないとして、北朝鮮に対して政策の変更を強く求めており、またミサイル発射の際には、直ちに北朝鮮に対し厳重に抗議するとともに、国連安保理の緊急会合の開催を要請するなど、迅速な対応をとってきたところであります。あわせて政府は、米国と、北朝鮮に対する外交的圧力を最大限に高めていく方針を確認するとともに、中国、ロシアを含む関係国とも、協力して対応していくことを次々と確認しております。

さらに、自衛隊では不測の事態に備えて、24時間体制で全国各地のレーダーなどで警戒、監視を実施するとともに、中国・四国地方にPAC3を展開するなど、ミサイル防衛体制を継続し万全を期しており、さらに政府は万が一のことを考えて、国民に対するさまざまな情報提供なども行ってきたところです。このように政府は、北朝鮮に対して毅然とした態度を貫きつつ、国際社会と連携していくための、また国民の生命、財産を守るための努力を最大限に行っているものと評価しております。

私も、エスカレートする北朝鮮の軍事的挑発は、これまで積み重ねた国際社会の外交的解決努力をも踏みにじろうとする行為であり、断じて容認できることではないと考えております。我が国と世界の平和と安全の確保のため、国際社会による制裁を含む外交的な対応によって事態が解決されることを望むものであります。

私からは以上でございます。

(選挙管理委員長恒石好信君登壇)

○選挙管理委員長（恒石好信君） 今回の衆議院総選挙における選挙事務のミスの再発防止に向けた今後の対応策についてお尋ねがございまし

た。

御指摘のありましたようなミスは、適正な管理執行が求められます選挙事務の信頼を揺るがすものであり、選挙を所管しました県選挙管理委員会として改めておわびを申し上げます。

ミスの発生の原因でございますが、投票所入場券を転出者に誤って発送した事案は、転出先の選挙人名簿に登録された転出者の投票権を抹消する際に、転出先からの登録済み通知の確認漏れにより、一部の方について抹消できていなかったケースであります。期日前投票所における、異なる投票区への投票の案内、誘導ミスの事案については、台風接近等に備えて期日前投票を行うため大勢の選挙人が来所された際に、案内、誘導が的確にできなかったというケース等でございます。また、投票用紙の二重交付等の事案は、交付の際の用紙の種別などの確認が不十分であったり、選挙人名簿との照合や選挙人の投票の有無についての確認不足によるものであります。

県選挙管理委員会では、これまでもそれぞれの選挙の際に生じた不適切なこうした事案については、事実関係を整理し、市町村選挙管理委員会への説明会等を通じて周知するなど、再発防止に向けて取り組んでおりますが、引き続き事務従事者への一層の注意喚起を行うことはもとより、例えば期日前投票所及び当日投票所における選挙人の動線や職員の配置の見直しを検討していただくなど、次回以降の選挙に向けて必要な対策が講ぜられるよう、ブロック会議での議題に加えるなど、市町村選挙管理委員会とともに取り組んでまいりたいと考えているところであります。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) 衆議院議員総選挙における本県の高校生及び若年層の投票率などを鑑みての今後の主権者教育の取り組みについてお

尋ねがございました。

10月22日に実施された衆議院議員総選挙では、本県の18歳の投票率は、12月11日現在のまともで44.10%であり、昨年の参議院議員選挙と比較して8.81ポイント上昇しております。また、高知市選挙管理委員会の集計では、高知市の18歳有権者のうち、高校生は投票率が55.69%であったとも報告されております。

各県立高等学校では、教育活動全体を通じて、主権者として求められる資質、能力を育む取り組みを指導計画に基づき進めており、今回の結果はまだまだ十分とは言えませんが、これまでの各校における取り組みの一定の成果であると考えております。

一方、19歳の投票率は23.76%と極めて低く、昨年の参議院議員選挙と比較しても2.82ポイント下落しております。18歳と比べて19歳の投票率が大きく下がっている背景には、高校卒業後住民票を異動させないまま県外に進学、就職していることの影響などもあると考えられますが、昨年より低くなったのは、高校時代の主権者教育で身につけるべき力が十分には定着していない面もあるのではないかと考えます。このため、選挙制度や仕組みなどの単なる理解にとどまらず、卒業後も社会の一員としての自覚を持って、主体的に選挙に参加する態度が身につくよう、主権者教育をさらに充実させていく必要があります。

県教育委員会としては、選挙年齢が引き下げられた昨年度から、県立高校3校を主権者教育のモデル校とし、実践的な研究を進めております。また、年明けの2月に実施予定の研究協議会には全ての県立高校が参加し、3校の実践発表や主権者教育における主体的・対話的で深い学びの実現に向けたワークショップなどを通じて、生徒がみずから考え判断し、社会に参画していく態度を育む主権者教育の充実を各校で

図ってまいります。さらに、県議会にも御協力いただきながら、議員の方々と高校生の意見交換会の機会も、昨年度の中村高校1校から今年度は3校へと拡大し、高校生の社会への関心や政治参加の意識などを高める取り組みも進めております。

今後も、選挙管理委員会を初めとする関係機関とも連携しながら、主権者として求められる資質、能力を育む教育を各校において一層推進してまいります。

(危機管理部長酒井浩一君登壇)

○危機管理部長(酒井浩一君) 北朝鮮のミサイル問題への対応について、まず11月28日に実施した避難訓練からの気づきや今後の避難訓練の開催予定についてお尋ねがありました。

先月、県と高知市が共同で実施しました訓練は、北朝鮮が8月に、本県上空を通過させ、米領グアム島周辺に弾道ミサイルを発射する計画を表明したことやミサイルの発射を繰り返していることを踏まえ、危機管理上の観点から、万が一のミサイルによる爆風に備え、身を守る行動を実際確認していただくことを目的としたものです。訓練には、地区の住民の皆様約70人、小学校と保育所を合わせまして計約300人に参加していただくとともに、県及び高知市の教育委員会、市町村の職員にも多数参観していただきました。県では、これまでもホームページやテレビ、ラジオ、新聞広告を通じまして、県民の皆様にもミサイル発射時の身を守る行動について広報してきたところですが、訓練を通じて緊急時のサイレン放送を確認するとともに、いざというときどう行動するかを実際に経験していただきました。

今回の参加者には保育園児や小学校低学年の児童も含まれており、適切に避難行動をとれるかどうかとも考えておりましたが、実際、園児や児童も含め、おのおのが速やかに適切な行動

をとっていただけることが確認できました。また、訓練に参加した方からも、いざというときの対応を考えておくことは大事、万々に備えて、とてもよい経験になったといった御意見がありましたことから、住民の方々が訓練の意義を十分に理解していただいていることを確認することができましたし、改めて訓練の必要性を認識することができました。加えまして、多くのマスコミに報道していただいたことから、ミサイル発射時の身を守る行動につきまして、県民の皆様にも啓発する効果があったものと考えております。

県としましては、引き続き、今回の訓練に参加していただいた各市町村の意向も踏まえながら、地域の実情に応じて建物以外への避難行動を含めるなど、万が一に備えて訓練を積み重ねていきたいと考えております。

次に、ミサイルが落下するなどの事態が発生した場合、消防、警察、自衛隊とどのように連携を行うのかのお尋ねがありました。

ミサイル発射後にJアラートを通じて緊急情報が届いた場合には、直ちに国や市町村、消防、警察を通じて、落下物や被害の状況などについて情報収集を行います。さらに、実際に落下物があれば、危機管理本部を設置し、場合によっては自衛隊にも出動を要請し、各関係機関と相互に連携して初動対応を行うこととなります。落下物は、化学剤、生物剤、放射性物質といった有毒物質が含まれている可能性もあるため、防護措置を講じた上で、消防、警察、自衛隊が有毒物質を特定し、除染を行うこととなります。また、その物質を特定するまでの間、危険性を最大限に考慮し、住民の立ち入りを制限する警戒区域を設定するとともに、区域内の住民等に情報提供を行い、退避を呼びかけることとなります。負傷者がいる場合は、救助、搬送を連携して行いますとともに、必要であればDMAT

の出動を要請し、医療措置を行うこととなります。

こうした初動対応の流れにつきましては各消防本部、警察、自衛隊とも共有しており、万が一の場合に備えて、各機関と連携して対応してまいりたいと考えております。

次に、ミサイルなどが山中に落下し、火災が発生した場合の初動対応についてお尋ねがありました。

ミサイル等の落下により山林で火災が発生した場合、まずは消防と県が連絡調整を行い、消火に向けた活動を迅速に進めていくこととなります。この場合、消防防災ヘリコプターによる空中消火を基本としつつ、消防の地上隊による延焼防止活動などもあわせて行うことになると想定しております。

この際、県は、早期に落下物に関する情報を収集して消防へ伝達し、地上現場での安全を確保していただくとともに、火災が大規模になった場合は他県に応援を求めることとなりますし、場合によっては、自衛隊に大量のヘリコプターの派遣要請をすることも必要になると考えています。

このように、ミサイルの被害が山中でありましても、関係機関と連携し、迅速かつ効果的に消火活動を展開しなければならないと考えております。

最後に、朝鮮半島で有事が起こり、多くの難民が発生した場合、県として何らかの対応を行う必要があるのかとお尋ねがありました。

一般論としまして、我が国に多くの避難民が流入してくる場合には、まずは国の関係省庁が連携し、必要な措置をとることとなるものと考えております。現在、北朝鮮で有事が発生した場合における避難民の措置については、政府全体で一連の対応を検討していると承知しております。

また、全国知事会では、北朝鮮から我が国へ流入すると想定される多数の避難民への対応につきまして、国において対応方針を明らかにすることや、地方公共団体が対応すべき事項がある場合は役割を明確にし、事案発生時にとるべき方策を定めることを国に要望しているところであり、国の方針や地方公共団体の役割が具体的に明らかとなった場合には、本県としても可能な限り対応していく必要があると考えています。

(警察本部長小柳誠二君登壇)

○警察本部長(小柳誠二君) 県警察が行っている国際テロ対策についてお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、世界各地でテロ事件が相次いで発生し、邦人を含む多数の人が犠牲になっているほか、I S I Lが我が国をテロの標的として繰り返し名指しするなど、我が国に対するテロの脅威は現実のものとなっております。

国際テロ対策の要諦はその未然防止にあり、そのため県警察では、幅広い情報の収集を初め、テロリストを入国させない水際対策として、海上保安庁、税関等と連携してテロ対策訓練や外国船舶に対する立入検査を実施しているほか、市販されている化学物質から爆発物を製造する事案が発生している現状に鑑み、爆発物の原料となり得る化学物質を取り扱う事業者等を個別訪問し、不審な購入者の通報や管理強化等を要請するなど、テロ対策を推進しております。

また、議員のお話にもありました、公共交通機関やショッピングモール等、いわゆるソフトターゲットやライフライン施設がテロの標的となり得ることから、これらの施設管理者等と連携したテロ対応訓練を実施するなど、テロに対する県民の皆様の危機意識の醸成やテロ対処能力の向上に努めているところでございます。

今後とも、官民一体のテロ対策をさらに推進するなど、各種テロ対策を強化してまいりたい

と考えております。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) まず、南海トラフ地震対策について、住宅耐震化率100%に対しての進捗率と目標達成に向けた今後の取り組みについてお尋ねがございました。

住宅の耐震化が十分に行われなければ、地震による住宅の倒壊によって多くの命が失われるだけでなく、火災の発生や拡大、津波からの逃げおくれ、消防活動や救急搬送の阻害につながることを予想され、住宅の耐震対策は、他のさまざまな地震対策の前提となる、いわば入り口となることから、南海トラフ地震対策の最重要課題として取り組んでおります。

住宅の耐震化率は昨年度末時点で79%と推計しており、これを100%とするためには、住宅の耐震化を一層加速していくことが必要でございます。今年度は、10月末時点の耐震改修補助の申込数が前年同期の1.6倍となる1,275棟と激増しており、まずは支援するための財源をしっかりと確保することが必要であることから、9月に引き続き、今議会においても補正予算案を提出させていただいたところです。

また、国の交付金制度については、全国知事会などとも連携しながら政策提言を重ねてきた結果、来年度予算概算要求に住宅耐震化促進のための恒久的な強化策が盛り込まれました。この実現に向けて国への働きかけを継続するとともに、新制度を十分に活用できるよう、市町村と連携した体制整備を進めてまいります。

一方、さまざまな事情により耐震化しなくてもできない方がいることも事実であり、より負担の少ない工法の開発、普及などを通じて、住宅所有者のさらなる負担軽減を図っていきたいと考えております。あわせて、事業者の育成等による供給能力の強化も図りながら、引き続き住宅耐震化率100%に向けて全力で取り組んでま

います。

次に、高知県道路啓開計画に関し、国土交通省や建設業協会、市町村などの関係組織との情報共有や具体的な取り組みについてお尋ねがございました。

南海トラフ地震発生直後に迅速かつ円滑な救援活動や物資輸送を行うためには、速やかな道路啓開が不可欠です。このため平成27年度に、高知県道路啓開計画を策定するとともに、国や高知県建設業協会と道路啓開作業に関する協定を締結し、その後も落橋箇所の仮設道路計画の作成や道路啓開手順書の見直しなど、計画のバージョンアップに取り組んでまいりました。今年度は、市町村の応急期機能配置計画に位置づけられた応急救助機関の活動拠点などへの啓開ルートを選定や、啓開日数の算定作業を進めているところです。

また、道路啓開に関する訓練につきましては、訓練実施時期や訓練内容など、国や市町村、建設業協会の皆様とも協議を重ね、連携を図りながら取り組んでまいりました。昨年度から取り組んでおります情報伝達に関する図上訓練については、室戸地区や須崎地区など6地区で既に訓練を行い、残る2つの地区についても早期に実施できるよう取り組んでおります。さらに、今月6日には、取り組みが先行しております安芸地区におきまして、被災現場を模擬的に再現し、瓦れきの撤去や被災車両の移動などを行う実動訓練も実施いたしました。来年度からは、安芸地区以外の地区を対象に実動訓練を計画しており、その際には新たに電力事業者などのライフライン事業者にも参加していただき、より実践的な訓練を行いたいと考えております。

今後も、これらの訓練から得られた意見や課題を踏まえ、繰り返し見直しを行うことで、道路啓開計画の実効性を高めてまいります。加えて、燃料の確保や重機不足などの課題について



も、関係部局や民間事業者とも連携しながら、これらの解決に向け、積極的に取り組んでまいります。

最後に、観光行政について、自転車を活用した観光振興に関して、サイクリングイベントなどでの道路の活用の現状についてお尋ねがございました。

観光振興やスポーツ振興を図る上で、道路を初めとするインフラは重要な役割を担っていると認識しております。お話にありましたサイクリングイベントについては、四万十・南予横断2リバービューライドなどさまざまなイベントが県内各地で開催されており、開催前にはコースとなる区間の草刈りや路面清掃などを行っております。そのほかにも、県推奨のぐるっと高知サイクリングロードの中・上級者コースに、サイクリストへの道案内や、ドライバーにサイクリングコースであることを注意喚起するためのフットサインの整備を進めております。

また、今年度設置いたしました高知県社会资本整備推進本部の会議でも、サイクリングイベントに関連したニーズが報告され、対応方針を共有しております。具体的には、これらのサイクリングコースは直轄国道や市町村道も含んでいることから、関係機関との調整を図り、全15コースへのフットサインの整備を早期に完成させるよう取り組んでまいります。さらには、サイクリストの皆様からの御意見をお聞きしながら、舗装の補修や展望を阻害している樹木の伐採なども進めることで、安全で快適なサイクリング環境の確保に努めてまいります。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) 新専門医制度における本県の取り組みと今後の医師確保対策についてお尋ねがありました。

新専門医制度については、来年4月の施行に向けた準備が進められており、県内では、新た

な領域である総合診療専門医を含む、内科や外科、小児科など19の基本領域全てのプログラムが作成され、日本専門医機構の認定を受けています。本年10月には、全国一斉にプログラムへの参加希望者の募集が開始され、間もなく1次登録の採用者が決定される予定となっています。

県としては、新制度の施行に向けて、県内で専門医を取得しようという医師、いわゆる専攻医がふえること、研修施設として、高知市周辺だけでなく中山間地域の医療機関がプログラムに位置づけられていること、これまでの学会プログラムでの教育関連施設等ができるだけ新制度で脱落しないことを重視し、新制度に関する都道府県協議会である高知県医療審議会医療従事者確保推進部会において、この点について確認、検討を行いました。部会では、一部のプログラムにおいて、研修期間が認定基準要件を満たさないものや研修施設が高知市周辺にしかないものがあり、それらに対して改善を求めるとともに、作成されたプログラムが本県の地域医療に大きな影響を与えるものではないことを確認の上、その旨の意見を日本専門医機構に提出しています。

この制度により、地域医療への貢献が期待できる総合診療専門医が制度化されたことは、医師の地域偏在が顕著な本県にとって大変喜ばしいことであり、来年度以降その養成に重点的に取り組んでいきたいと考えています。

本県の総合診療専門医の研修プログラムは、県で1本にまとまっており、高知大学医学部附属病院を基幹施設として32の医療機関が参加しているため、高度医療や先端医療を担う大学病院から地域の中核的な医療機関、プライマリーケアを担う医療機関まで、幅広い環境での研修が可能です。加えて、高知大学医学部に設置した家庭医療学講座の教員が研修施設に出向き、専攻医への指導・助言を行うなど、専攻医にとつ

て充実した内容となっていますので、こうした特徴を県内外に発信し、多くの専攻医に参加いただきたいと考えているところです。

専攻医は、高知医療再生機構が雇用することで身分や処遇の安定を図り、3年間のプログラムの中で少なくとも1年程度は高知市・南国市以外で勤務していただくこととなりますので、医師不足地域の医師確保にもつながるものと考えています。

来年度以降、奨学金の貸与や若手医師の研修環境の充実など、これまでの取り組みを継続するとともに、地域の医療機関でも専攻医を受け入れできるよう指導医の育成を図り、専門医の養成の課程で医師不足地域に医師を配置できるよう取り組んでいきます。

(公営企業局長井奥和男君登壇)

○公営企業局長(井奥和男君) まず、地域医療連携推進法人制度の活用に関しまして、県立病院を中心とした法人設立に向けての取り組みを検討してみてもどうかとお尋ねがございました。

地域医療連携推進法人制度につきましては、議員のお話にもありますように、地域の医療機関などが、それぞれの役割、機能を分担の上、連携の推進を図ることにより、安全・安心で質の高い医療を地域が一体となって広域的に提供していくための一つの選択肢として、有効な仕組みだと認識をいたしております。また、法人の経営・運営面で、カルテなどの統一による患者さんの紹介、逆紹介の円滑化や、医療機器等の共同購入による経費の効率化、さらには医師等の人材の病院間での適正配置などを通じまして、地域の限られた医療資源の効率的な活用が可能になるといったメリットなどを生かし、法人設立に向けた検討を進めている地域のお話などもお聞きをするところです。

こうした中、あき総合、幡多けんみんの両県

立病院では、今年度から地域医療支援手当を創設し、健康政策部とも連携の上、それぞれの地域の医療機関に診療応援の医師を派遣いたしておりますほか、あき総合病院では、回復期病床が不足している地域の実情等も踏まえ、地域包括ケア病棟を設置するなど、地域で不足している医療資源を補完するといった機能も果たしているところです。

一方で、現在県内の各保健医療圏域では、地域医療構想の実現に向けた議論もスタートしておりますので、こうした議論の場などを通じまして、人口の減少が進む中、地域の広域的な医療提供体制を守っていくためのクリアすべき課題事項などについて、関係者間での認識の共有を図るといったことが、議員提案の法人設立に向けた検討を進めるに当たって、まずは重要なポイントになるものと受けとめております。

地域における基幹的な医療機関となります県立病院といたしましても、こうした議論が進められていく中で、当然地域医療構想を踏まえた役割の明確化といったことが求められてまいりますので、こうした役割を果たす観点からも、地域医療連携推進法人制度の利活用に向けた研究、検討を進めていく必要があるものと考えております。

次に、来年度の診療報酬改定が今後の県立病院の運営面に与える影響に関して、病院経営の面から懸念される改定の方向性についてのお尋ねがありました。

団塊の世代が全て75歳以上となる2025年を見据えた、医療と介護の提供体制の整備に向けまして、実質的には最後の介護報酬との同時改定となります2018年度の診療報酬の改定につきましては、地域包括ケアシステムの構築と医療機能の分化・強化、連携の推進などといった4つの改定に向けた基本的な視点から、現在議論が進められているところです。

中でも入院医療につきましては、地域医療構想の必要病床数や患者さんの病態などに応じた医療提供体制を整備するため、急性期病床に関して、患者さんの入院期間や在宅復帰率、さらには重症度や医療・看護の必要度などといった、入院基本料の算定要件の一層の厳格化といったことなどが検討をなされております。

また一方で、外来医療につきましては、紹介状のない患者さんが受診をする際に追加負担を求める病院の対象範囲を拡大するといったことなども、議論がなされているところです。この点、地域の急性期医療を担う基幹的な病院であります県立病院といたしましても、入院や外来医療の面で、第6期経営健全化計画の策定過程で想定していた以上の影響を受けることとなりますと、収支の悪化を招くといったことなども危惧されますことから、今後年末に向けて、政府が決定します改定率や、その後の具体的な診療報酬項目に関する価格設定の動向などについて、注視をしていく必要があるものと考えています。

いずれにいたしましても、県立病院としましては、第6期経営健全化計画に掲げております、県民が地域地域で安心して住み続けられる医療提供体制の整備に向けまして、これまで以上に重点取り組み項目についてのP D C Aサイクルの徹底を図るなど、質の高い医療の持続的な提供が可能となる健全経営を目指してまいりたいと考えております。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) まず、介護事業所認証評価制度の導入方法と期待される効果についてお尋ねがございました。

今回導入をいたします介護事業所認証評価制度は、介護職員の離職率の高どまりの背景にございます、人材育成や処遇、労働環境における問題に対し、段階的かつ適切な育成体系の構築

や、将来を見通せるキャリアパス等の整備、安心して長く働ける職場づくりの観点などから評価基準を定め、その基準をクリアする事業所を県が認証するものでございます。

この制度の導入に当たっては、今月下旬に全ての介護事業所を対象に、県内3ブロックで説明会を開催することとしております。その際には、評価項目と評価基準などの御説明を行いますとともに、それらを記載したガイドブックも配付することとしております。その上で、認証取得に向けて取り組もうとする介護事業所には、まずは参加の意思表示とセルフチェックをしていただき、評価基準を達成できていない項目につきましては、基準をクリアできるよう、県が支援を行っていくこととしております。具体的には、事業所の課題や規模などの特性に応じて、評価項目別セミナーや小規模事業所向けセミナーを開催いたしますほか、個別の支援が必要な事業所に対しましては、訪問による実地での助言を行うなど、小規模事業所においても認証が取得できますよう、きめ細かく支援してまいりたいと考えております。

こうした取り組みにより、小規模の事業所を含め、多くの事業所が認証を取得し、良好な職場環境の整備による職員の離職防止を図るとともに、認証事業所の職場環境などを広く広報することで介護事業所のイメージアップを図り、新たな人材の確保にもつなげてまいりたいと考えております。また、こうした人材の確保、定着を介護サービスの質の向上に結びつけることにより、サービスを利用される方々の生活の質、Q O Lが向上することを目指してまいります。

次に、高知版ネウボラについて、これまでの取り組みから見えた課題と今後の対応についてお尋ねがございました。

妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援を行います高知版ネウボラの推進につ

きましては、妊娠期からの総合相談窓口としての役割を担います子育て世代包括支援センターは、議員のお話にありましたように、来年度までに17市町村に設置され、県内の全市を初め、出生数の多い地域をほぼカバーできる見込みとなっております。

今後は、センターや市町村の母子保健部署に求められる機能の強化に向けまして、母子保健コーディネーターや保健師が、妊産婦や孤立が心配される家庭、子育てに不安のある家庭などを確実に把握し、支援することができるように、アセスメント力の向上、産前・産後サービスの拡充を図るための研修などを実施してまいります。

他方、子育て世代包括支援センターからつながれた子育て家庭の不安などの解消を図るため、交流の場の提供などに中心的に取り組む地域子育て支援センターは、現在48カ所に設置をされておりますものの、地域によっては、支援が必要な子育て家庭を十分にカバーできていないのではないかと考えております。そのため、引き続きセンターの新設に向けて市町村を支援してまいりますとともに、子育て家庭が比較的少ない地域では、地域子育て支援センターの機能を代替する多機能型保育所や、あったかふれあいセンターへの支援を行ってまいります。また、地域子育て支援センターの新設などには、子育て支援の役割を担います人材が必要となっており、県の行う養成研修の中に、新たに現場での実地研修を取り入れるなどの工夫を行い、センターで活躍できる人材の確保を進めてまいります。

こうした取り組みを通じまして、より身近な地域で、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりを進め、高知版ネウボラの実現を目指してまいります。

(商工労働部長中澤一眞君登壇)

○商工労働部長（中澤一眞君） 商工振興について、まず中小企業や小規模事業者に対する事業戦略の策定支援に関して、現状の課題と今後の対応についてのお尋ねがありました。

まず、昨年度から取り組んでおりますものづくり分野では、産業振興センターを中心に、策定からその実行までを一貫して支援しており、これまでに94社が策定に着手し、そのうち58社が既に策定を終えております。

次に、商店街などの小規模事業者に対しましては、地域ごとに商工会、商工会議所が、平成28年度から目標を定めて経営計画の策定支援の取り組みを進めております。今年度の策定目標562件に対しまして、9月末時点で297件、進捗率は52.8%と、これまでのところ順調に推移をしております。

このように策定が一定進んでいる一方で、県内全体では、まだまだ事業戦略や経営計画の必要性が十分に浸透していない状況も見受けられます。そのためものづくり分野では、事業戦略を策定した県内企業の事例発表形式のセミナーを引き続き開催しますとともに、来年度からは県内全域で普及啓発セミナーを開催するなど、一層の意欲の醸成を図ってまいります。さらに、工業会が行う事業戦略策定の短期集中セミナーなど、業界団体の取り組みとも連携しまして、31年度までに、ものづくり企業200社が事業戦略を持っている状態を目指して取り組んでまいります。

また、商店街などの小規模事業者には、今年度設置をしました地域連絡会議において、中小企業診断士を講師に招き、経営指導員の指導力向上や県の支援策の情報共有に取り組んでおります。来年度からは、金融機関や信用保証協会にもこの会議に加わっていただくようお願いをしたいと思います。それぞれのお取引先などに、各種セミナー等への参加や支援策の活

用などを積極的に呼びかけていただくことで、32年度までの策定目標2,286件の達成と、計画の実行をしっかりと支援してまいります。

加えまして、来年度は、個別の課題に応じた専門家の派遣や機械化等による生産性向上、見本市や商談会での販路開拓などの支援策をさらに強化することとしておりますので、こうした施策を、事業戦略や経営計画を実行する事業者に対して重点的に振り向けることで、取り組みを一層加速してまいりたいと考えています。

次に、地域の活力維持に向けた対策について、これまでに見えてきた課題と今後の取り組みについてお尋ねがありました。

県内の小売業を初めとする商業は、人口減少に伴う市場の縮小に加え、事業主の高齢化や後継者不足により、事業の縮小や撤退を余儀なくされるといった事例が多く見受けられております。特に中山間地域では、店舗の減少により、地域住民の日々の買い物などが不便になることで、さらに人口減少に拍車がかかるという悪循環に陥ることが懸念をされます。

こうした状況の中、地域の事業者がこれまでと同様の事業内容や経営手法で企業活動を継続していくことは、今後ますます難しくなってくるものと考えられます。そのため県では、チャレンジショップや空き店舗を活用した新規創業への支援とともに、商工会、商工会議所が取り組んでいる、地域の事業者の持続的発展に向けた経営計画の策定から実行までを支援する活動に対して、本年度から、関係機関などとも連携をしてサポートする体制を整備したところです。

一方で、事業引継ぎ支援センターには、住民の方々に必要とされながらも撤退せざるを得ないという相談も寄せられていますので、こうした事業を地域の他の事業者が引き継ぎ、新たな経営計画のもとで複合的な経営を行ってもらおうといった手法も検討する必要があるのではない

かと思っております。その際には、必要な人材の確保や事業承継上の課題も生じてくると思われるので、高知県移住促進・人材確保センターや事業引継ぎ支援センターとも連携をして支援する体制を整えてまいります。

さらに、本年度は、中山間地域と高知市中心商店街の事業者が連携して商品の相互交流を行うことで、住民の方々の買い物の利便性を向上させるとともに、地域の事業者の売り上げや収益の確保につなげることを目指した実証実験も行っております。こうした取り組みを今後さらに一体的に推し進めることにより、地域住民の方々の買い物環境の維持と県内事業者の持続的発展を図りながら、地域の活力維持につなげてまいりたいと考えております。

次に、中小企業の金融支援に関し、信用保証協会や金融機関との連携についてお尋ねがありました。

県は、中小企業の皆様が金融機関から融資を受ける際に、高知県信用保証協会に支払う保証料の一部を補給することで負担の軽減を図る、高知県中小企業等融資制度を設けております。この制度の運用に当たりましては、県内の金融機関及び信用保証協会とは緊密な協議を行い、円滑な運用に努めているところでございます。

お話のありました来年4月の国の信用保証制度の改正につきましては、県におきましても、小規模事業者向けや創業関連の融資の限度額引き上げなどの見直しを行いますとともに、金融機関等と情報を共有して、中小企業の皆様が必要とする資金の円滑な供給に努めてまいります。

こうした資金の供給に加えまして、来年度からは信用保証協会や金融機関との連携をさらに強化したいと考えています。具体的には、先ほど申し上げました、商工会、商工会議所と連携して、地域の事業者の経営計画の策定とその実行を支援する取り組みに、来年度から新たに信

用保証協会に加わっていただくとともに、金融機関にはさらに深くかかわっていただき、計画の策定段階から計画実行に必要な資金の融資やその後の事業運営までのプロセスを商工会、商工会議所、信用保証協会や金融機関と連携して、地域の事業者を後押ししていける仕組みについて、関係者と協議をしております。

今後、さらにきめ細かく、幅広い事業者の支援をしていくために、今回見直されました信用保証制度の活用に加えまして、県としましても、経営計画の実行に伴う融資に対する利子補給など、新たな金融支援策も検討してまいりたいと考えています。

最後に、人材確保に向けた取り組みについてお尋ねがありました。

お話にもありましたとおり、県内の有効求人倍率が過去最高を更新し、また高校、大学の新卒者に対する求人数は5年前と比較して、高校生は2.4倍、大学生は2.8倍に増加するなど、企業が人材を確保する環境は厳しさを増しております。そのため県では、県内産業を支える担い手を確保するために、移住施策とも連動した人材確保対策や、高校生、大学生などの新規卒業者の県内就職を促進する取り組みを強化しているところでございます。

具体的には、10月に一般社団法人高知県移住促進・人材確保センターを設立し、人材確保の取り組みを一層強化しております。今年度11月末までの中核人材のマッチング件数は46件と、昨年度同時期と比較して約2.2倍となるなど、順調に推移をしておりますけれども、今後さらなるマッチング件数の増加に向けまして、求人情報の提供先となる首都圏企業の掘り起こしなどをより強化していきたいと考えています。

高校生、大学生に対しては、まず昨年度から作成している高知県Uターン就職サポートガイドの定期送付先の登録を促進することなどによ

りまして、しっかりと県内就職に関する情報を届け、そして就活準備セミナーや企業との意見交換会等の実施によって、県内企業について関心を高めてもらい、最終的に県内企業に就職してもらおうという、3段階のステップごとに取り組みを進めているところです。

こうした取り組みに加えまして、来年度は新たにインターンシップセミナーの開催を予定するなど、取り組みをさらに強化し、県内就職率を高めるよう努めてまいります。あわせて、先日行いました新聞広告のような、官民連携による広報活動を一層強化して、県内就職を促進する機運を高めてまいりたいと考えております。

一方、全国的に人材確保の競争が激しくなる中で、企業がその成長を支える人材を着実に採用していくためには、働きやすい環境や人材育成の仕組みづくりなど、企業側の努力も必要と考えていますので、本年度から開催をしております働き方改革セミナーに加えて、労働局と連携して国の施策も積極的に活用することで、企業が実施する職場環境づくりや生産性向上の取り組みへの伴走型支援を強化してまいりたいと考えております。

(農業振興部長笹岡貴文君登壇)

○農業振興部長(笹岡貴文君) まず、炭酸ガス施用装置を初め、環境制御装置の導入における今後の継続的な支援に関してお尋ねがございました。

環境制御技術の導入状況につきましては、主要野菜7品目の導入面積率で、昨年度の21%から本年度は35%に増加し、導入面積は235ヘクタールとなる見込みでございます。

また、昨年度から補助事業の対象となる機器を拡大したことによりまして、炭酸ガス施用に加え、かん水管理や湿度管理などの複合機器の導入が進み、収量が2割以上増加した農家が昨年度の9%から34%へとふえており、農家所得

の向上に着実に繋がっているところでございます。

しかしながら、それらの環境制御装置の導入費用は、今年度の事業実績によりますと、1ハウス当たり90万円程度かかること、また機械操作への苦手意識に加え、品目や規模に応じた機器の選択に迷いがあることなどから、導入をちゅうちょしている農家もまだ多く見られる状況にございます。このため平成30年度につきましても、国庫事業及び県単事業での支援を継続し、環境制御装置の導入を後押しするとともに、個々の農家の状況に応じ最適な機器の組み合わせ等の提案を行うなど、サポートの充実を図り、新規に導入する農家を掘り起こし、一層の普及に繋がってまいります。

今後も、環境制御技術導入に対する機運の高まりを逃すことなく、確実に県内への普及を進めていくためにも、国に対しましても、十分な予算の確保等について引き続き提言を行ってまいります。

次に、県内における農地集約の現状と、集約化に向けた関係機関の連携や情報交換の現状についてのお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えいたします。

農地中間管理事業を活用した農地の集約、いわゆる出し手と受け手とのマッチングの実績は、平成28年度までの3年間で338ヘクタールとなっております。また、本年度は、受け手が希望する面積1,361ヘクタールに対して、出し手が登録した面積が485ヘクタールとなる中で、11月末までに80.4ヘクタールのマッチング実績にとどまっているところでございます。

本事業は開始から3年半が経過しておりますが、マッチングが思うように進まない最大の要因としては、規模拡大を目指す受け手は栽培条件のよい優良農地を求めている一方で、出し手の農地の多くはその条件を満たしていないといっ

たことや、優良農地は地域内での貸借で完結するケースが多く、情報が出てきづらいといったことにあると考えております。

担い手への農地の集約を進めていくためには、優良農地を積極的に掘り起こし、受け手に提供する取り組みを強化することが重要です。そのためには、農地に関する情報の把握が必要であることから、昨年の農業委員会法の改正により、地域の農地情報に精通する農業委員会に、農地の集約を推進する農地利用最適化推進委員が新設され、本県ではこれまで、21市町村の農業委員会において178名が配置されております。これにより、推進委員の持つ農地情報が農地中間管理機構に共有される体制が整備されることとなりました。

加えて、地域の農地等の実情に詳しい方で、既に機構が委嘱して活動している農地活用サポーターと推進委員との連携も始まりましたことから、農地の集約を推進するしかりとした土台が整ったと考えております。

また、県といたしましても、本年度これまで8回開催された農業委員会の研修会の場などを通じ、機構事業の周知や情報の共有を行いながら、推進委員の持つ農地情報が機構に確実につながり、農地の集約に向けて、機構と推進委員とが一体的に活動していくよう働きかけているところです。

あわせて、基盤整備事業の実施地区におきましても、計画段階から機構の職員が地区の話し合いに参画することなどにより、機構と土地改良区との連携を強化し、県や市町村の事業導入などに合わせて農地集約を推進してまいります。

次に、農業経営体の経営計画の策定支援の強化についてお尋ねがございました。

県では、第3期の産業振興計画において、平成37年の農業産出額1,150億円を目標に、環境制御技術や省力化機械の導入など、生産拡大につ

ながるさまざまな取り組みを積極的に進めており、農業経営体の設備投資や資金調達といった経営計画への支援は重要な課題であると認識しています。

現在、農業振興センターでは、園芸用ハウス整備事業の受益者や農業制度資金の借り受け者、経営発展に意欲を示す方など、約200戸を対象に、J Aや市町村などと連携して、5カ年の経営計画や資金繰り計画の策定、計画の実現に向けた栽培技術指導、達成状況に応じた計画の見直しなど、個々のニーズに応じた支援を行っているところです。こうした取り組みを行うことにより、農林業センサスの、販売額3,000万円以上の販売農家数は、2010年の206戸から2015年には238戸へと15%増加しております。

また、農業次世代人材投資事業の経営開始型を受給する約260名の認定新規就農者ごとに、農業振興センターと市町村、J Aがサポートチームを結成して、経営計画の策定や栽培技術指導など、重点的なコンサルティングを実施しており、新規就農者の早期の経営安定につながっているところです。

今後こうした取り組みを継続しますとともに、法人化などに意欲的な農業経営体に対しましても、関係機関が連携して重点的なコンサルティングを実施してまいります。さらに、次世代型ハウスを初め、農作業の効率を高めるトヨタのカイゼン手法を導入するなど、農業経営体の体力を高める取り組みを強化してまいります。

次に、新食肉センターの運営の黒字化の実現に向けての取り組みと屠畜頭数の確保についてお尋ねがございました。

お話にございましたように、今月6日に開催しました第6回高知県新食肉センター整備検討会では、設置・運営体制についての議論がなされ、方向性について合意が得られたところです。お尋ねの新センターの運営につきましては、牛

を中心とした屠畜事業に加え、現在J A全農こうちや高知県中央食肉事業協同組合が行っている民間の事業を取り込むことや、新たな事業にも取り組む計画としております。

民間から取り込む事業といたしましては、H A C C Pの導入のもと、牛の内臓を十分に洗浄し、衛生面での付加価値を高め、事業者に販売してまいります。また、屠畜した枝肉の競りや、現在2つの事業者が別々に行っている部分肉への加工を一本化することにより、効率化を図ってまいります。さらには、現在県内酪農家から県外へ出荷されている廃用牛を集荷して屠畜し、ミンチ材料として卸売を行うことや、新センターで処理した部分肉を、J Aグループが現在計画中の大規模直販所等へ卸売することなど、新たな事業にも取り組むこととしています。

これらの民間から取り込む事業と新たにに取り組む事業の利益を加えますと、新たに必要となる経費を差し引いたといたしましても、収支は初年度から黒字となり、5年後、10年後には拡大していくと考えております。また、将来的には、川上の増頭、川中の食肉加工品の製造等、川下の学校給食への食肉の提供や地産外商の強化などを行うことにより、さらなる収益増加につなげたいと考えております。

一方、黒字化の前提となる屠畜頭数の確保につきましては、飼育頭数が中規模以上の農家では増頭意欲が高いことから、県といたしましても、産業振興計画に基づき、土佐町の畜産基地や、大川村や梶原町の畜産クラスターなどの取り組みに代表されるように、市町村やJ Aなどとともに畜舎の整備、繁殖雌牛や子牛の増頭、担い手の確保など、地域における生産拡大につながる取り組みを行っております。土佐和牛、とりわけ土佐あかうしにつきましては、業界からも非常に評価が高いものの、まだまだ需要に供給が追いついていない状況でございます。そ



のため、先ほど申し上げました畜産クラスターの形成など、各地域における取り組みを着実に推進し、今後もしっかりと増頭を図ってまいります。

このように、民間が行ってきた事業や新たな事業を新センターに一元化するとともに、屠畜頭数の確保につながる増頭対策にしっかり取り組んでいくことにより、新センターの運営の黒字化を実現してまいります。

最後に、畜産の担い手確保についてお尋ねがございました。

土佐和牛の生産の見通しにつきましては、平成29年1月に実施しました生産者の経営意向調査によりますと、飼育頭数が9頭以下の小規模農家では、高齢化等の理由により生産戸数の減少は続く見込みでございます。一方、飼育頭数が10頭を超える中規模以上の農家では、後継者を確保しながら規模拡大を図る意向が強く、特に100頭以上の大規模農家では、飼育頭数をさらにふやしたいとの意向が示されております。

飼育頭数は、生産戸数が減少している中にありましても、平成25年度を底として増頭に転じておりまして、今後も増頭傾向は続くと思われまます。こうしたことから、土佐和牛の飼育頭数の増加と後継者の世代交代に備えるため、当面年間3名以上の後継者を含めた新たな担い手の育成が必要であると考えております。

県といたしましては、これまで市町村やJA全農こうち、地元JAと連携しながら、新たな担い手が畜産経営を始める際に大きな経費負担となります。家畜の導入や畜舎の整備などへの支援を行っております。また、家畜保健衛生所では、新たな担い手が利用可能な空き牛舎などの情報収集やマッチングを図ることなどにより、就農が円滑に進むよう取り組みを行っているとあります。

新規就農者の確保・育成対策としましては、

産地や地域が受け入れ体制を整備し、求める人材を募集する産地提案型の担い手確保の取り組みがされており、農業分野では、研修から就農までを同一市町村内で行えることとなっております。一方、畜産分野では産地の規模が小さく、また偏在しているため、研修希望の市町村で就農地を探せない場合や、就農を希望する市町村に研修の場がない場合もあることから、より柔軟な仕組みづくりが必要となっております。

そのため、来年度からは県域を一つの産地とみなし、県内であれば研修地の市町村に限定せず就農できるよう、県と一般社団法人高知県畜産会とが連携して、畜産版の県域産地提案書の策定を行うことを考えております。加えて、就農希望者の相談窓口の設置、インターンシップへの誘導、研修先や就農先のマッチングなど、一体的な支援を各産地とともに行ってまいります。

さらに、篤農家や大規模畜産施設での研修に加えて、新たな研修と実践の場として畜産試験場に担い手研修畜舎を設置することにより、畜産版の担い手育成センターとしての機能を持たすことを考えております。この取り組みにより、3名から6名程度の畜産担い手の研修が可能となります。また、畜産試験場での研修期間内に家畜人工授精師の資格取得も見込めますことから、より産地が求める担い手が育成できると考えております。

現在、土佐和牛全体の子牛や枝肉の価格は、ここ数年土佐あかうしブランド化の取り組みの成果として堅調に推移しておりますことから、若い後継者の就農に加え、U・Iターンによる新たな担い手就農の動きも見られます。こうした流れを断ち切ることなく、新たに設置する畜産版の担い手育成センターの活用なども図りまして、畜産経営を目指す方々が就農まで結びつくよう、しっかりとフォローしてまいります。

(林業振興・環境部長田所実君登壇)

○林業振興・環境部長(田所実君) まず、新たな管理型最終処分場の候補地選定において、委員会の審議を非公開にした理由と今後の説明における経過の透明性の確保についてお尋ねがありました。

新たな管理型最終処分場候補地選定委員会は、これまでに5回開催され、その結果、候補地は11カ所まで絞り込まれてきています。候補地選定における審議は原則公開により行うこととされていますが、候補地を絞り込むための審議においては、地形図などの資料を用い、具体的な場所を示しながら行う必要があることから、非公開で行われています。仮にその審議を公開すると、候補地として選定される前とはいえ、その場所が候補に挙がっていることが明らかとなり、土地の先行買収の動きや土地の所有者、地域の方々に心配や不安を与えることなどが懸念されるため、委員会において非公開と決定されたものでございます。

なお、非公開とした審議につきましては、委員会当日に、その概要のみではありますが、報道機関の方々に説明を行っております。

来年2月には第6回委員会を開催し、11カ所の中から複数箇所の最終候補地を選定していただく予定であり、その後速やかに委員会から、非公開とした審議の内容を含めて、それまでの選定過程に関する報告書を県に提出していただき、県民の皆様公表したいと考えております。

次に、新たな管理型最終処分場の開業に向けた今後のスケジュールについてお尋ねがありました。

新たな管理型最終処分場の候補地の選定については、先ほど申し上げましたように、来年2月に予定しています候補地選定委員会において、11カ所の中から複数箇所の最終候補地を選定していただく予定です。その後、最終的には県議

会の御意見を踏まえて、地元の合意を得た上で、県において建設予定地を決定したいと考えています。建設予定地が決定しました後は、新たな施設の基本設計の作成や、それと並行して用地、地質及び環境影響評価等の調査を実施し、用地を取得した上で建設工事を発注するという手順により進めていくこととなります。

エコサイクルセンターの埋立終了時期が平成34年9月から平成36年8月までの間となることが見込まれておりますことから、現施設の整備に要した期間も参考にしまして、エコサイクルセンターが埋め立ての終了時期を迎えるまでに新たな施設の整備が完了するよう、しっかりと取り組んでまいります。

次に、林業大学の研修生の確保に向けた取り組みについてお尋ねがありました。

県では、平成27年4月に担い手の育成・確保を目的として林業学校を創設し、基礎課程と短期課程を先行して開講いたしました。来年4月には、林業、木造建築の中核を担う人材を養成する専攻課程を新たに設置し、初代校長として建築家の隈研吾先生をお迎えして、林業大学校として本格開校することとしています。

研修生の確保に向けましては、基礎課程については、オープンキャンパスの開催や新聞広告などの広報活動はもとより、県内の高等学校等への訪問や、大都市圏で開催される就業相談会での募集活動などを行ってきております。また、入校後は研修生一人一人に合わせた親身な就職支援を行うことにより、これまでの卒業生33名全員が県内の林業関係の仕事についており、開校以来2年連続で就職率100%を達成し、確実に就職に結びつく学校として実績を積んでまいりました。

このような取り組みが実を結び、応募者は年々増加しており、今年度も前期試験の段階で、県内の高等学校や県外の移住希望者などから定員

の20名を超える応募がございました。専攻課程につきましては初年度となりますことから、県内はもとより、中国・四国地方の高校、大学、専門学校、さらには都市圏の大学等への個別訪問に加え、建築関係の専門誌やウェブでの広告など、広く周知に努めているところでございます。前期試験の段階での応募者は、3コースとも定員10名の半数程度となっておりますので、来年2月の後期試験に向け、学校訪問や大都市圏での就業相談会への参加など、募集活動を一層強化し、定員の確保に努めてまいります。

県としましては、林業大学校が、意欲と主体性を持って知識や技術の習得に励む志の高い人材が全国から集い、本県のみならず、将来の日本の林業、木材産業をリードするすぐれた人材を育成する学校となるよう、しっかりと取り組んでまいります。

次に、新たな架線集材機などの開発に向けた取り組みについてお尋ねがありました。

急峻で複雑な地形の本県では、路網密度を上げることが困難な地域が多いため、架線システムによる集材が多く、100メートル程度の範囲を集材することができるスイングヤーダという機械が主に使用されています。また、一部では、400メートル程度の範囲までの集材が可能な欧州製のタワーヤーダが導入されています。他方で、原木生産のさらなる拡大を目指す本県としましては、その地形や路網密度から、スイングヤーダは集材範囲が十分ではなく、タワーヤーダは非常に高額なため、導入できる事業体が限られているということが課題であると考えています。

そこで、県では原木の生産性の向上と搬出コストの軽減を図るため、スイングヤーダよりも集材範囲が広く、タワーヤーダよりも安価となる架線作業システムの開発を目指して、今年度から高知県工業会、素材生産事業体、試験研究機関及び大学と連携して検討委員会を立ち上

げ、作業現場の実態を調査するとともに、機械の構造と仕様を検討してまいりました。

現在は、200メートル程度までの範囲の集材を効率的に行うことができる上に設置や移動が容易な、タワー式の集材機の構造と仕様を決定し、試作機の製作に協力していただける県内企業を募集しているところでございます。試作機の製作には1年ほどかかる見込みで、その後実証と改良を重ねて完成を目指してまいります。完成後は県内の事業体に普及し、生産性の向上による原木生産のさらなる拡大を図るとともに、本県と同様に急峻で複雑な地形の多い他県に、この機械の性能や効果をPRすることにより、外商にもしっかりとつなげていきたいと考えています。

次に、路網整備に関する協議会で出てきた課題と今後の対応についてお尋ねがありました。

各林業事務所に設置した林道等の路網整備を促進するための協議会では、市町村や林業事業体などに参加していただき、より生産性、効率性の高い路網整備のあり方について検討しているところです。協議会の中で個別の路線として話が上がってきたところについては、ワーキンググループを設置し、新規路線の採択に向けた具体的な取り組みを進めています。これらの協議会において、参加者の皆様からさまざまな意見が出され、各地域が抱える課題について共有ができたところでございます。

具体的な課題としましては、市町村における予算やマンパワーが不足していること、林道の開設単価が高く、大型トラックが走行できる路網の整備量が不足していることなどがございました。こうした課題につきましては、単価の安い林業専用道の開設や既設作業道の拡幅による整備を検討し、路網の整備量を増加することにより、早期に事業効果の発現を図るとともに、長期的な財政負担を軽減できるようにしたいと

考えています。また、林道等の整備の主体となる市町村に対しましては、林業事務所が中心となった路線計画の策定や施業集約化に向けた取り組みなど、事業採択に向けて全面的に支援してまいります。

引き続き、この協議会の場を活用して地域の声を積極的に取り入れながら、原木生産の拡大につながるよう、より生産性、効率性の高い効果的な路網整備を推進してまいります。

最後に、本年度から開始している製材事業体の事業戦略策定に対する支援の取り組みについてお尋ねがありました。

県では、製材事業体の経営体質の強化を図るため、今年度から事業戦略策定への支援を始めました。まず、事業戦略の必要性について、製材事業体の理解と意識を高めるためのセミナーを開催し、参加した多くの方々から、利益の向上、経営改善の必要性に対する気づきや意欲の高まりが感じられる御意見をいただいたところでございます。

その後、事業戦略の策定に取り組む事業体の募集を行い、応募のあった中から熱意の高い2事業体を選定いたしました。これらの事業体では、経営コンサルタントによる財務分析や製造工程の調査の結果を踏まえて、コンサルタントの指導のもと、売り上げの強化や経費削減など、経営改善に向けた事業戦略の策定に取り組んでいます。

また、あわせて資金等の管理方法や業績改善に有効なPDCAサイクルの回し方についても指導を受けるなど、事業体が事業戦略を実践するために必要なスキルやノウハウの習得にも取り組んでいます。その中では、これまで以上に高度な経営管理を求められることから御苦労もされておられますが、経営改善への意識が高まってきており、事業戦略の実行段階においては着実に成果があらわれるものと考えています。

なお、今回選定できなかった事業体には、専門家による経営分析と改善のアドバイスを実施しており、今後の事業戦略の策定につなげていきたいと考えています。

今年度末には、事業戦略の策定に取り組み、その有効性を実感された事業体から、その思いと成果を発表していただくなど、改めて事業戦略の必要性を浸透させるためのセミナーを開催することとしています。

今後は、今年度の取り組みの成果を他の事業体にも拡大するとともに、策定した事業戦略の実践に向けた人材育成や設備投資などに積極的な支援を行うことにより、県内の加工体制の強化につなげてまいります。

(観光振興部長伊藤博明君登壇)

○観光振興部長(伊藤博明君) 今後のインバウンドの取り込みについてお尋ねがありました。

県では、外国人観光客の誘致拡大を図るため、台湾、香港、シンガポール、タイを重点市場として、本県の強みである豊かな自然や食、歴史などの観光資源を生かし、各市場のニーズにマッチした推奨ルートを造成し、主に団体旅行者を対象として、4市場それぞれの旅行需要の高い期間に合わせたセールス・プロモーション活動を展開してまいりました。

一方で、近年の訪日外国人旅行者の動向としまして、個人旅行者の割合が、台湾は約68%、香港では約90%と大きく伸びてきましたことから、これまでの団体旅行者向けの誘客に加え、個人旅行者向けの対策の強化が課題であると認識しております。

このため、本年9月議会では、台湾や香港を中心とした個人旅行者対策の予算を御承認いただき、現在県内では、個人旅行者の県内周遊を促進するため、外国人観光客に人気のある観光施設や二次交通がお得に利用できる優待小冊子を作成して、配布を行っております。また、現

地向けにはテレビ番組や旅行雑誌を活用し、本県を旅行先として選んでいただけるような情報発信にも取り組むとともに、連動してインターネットによる個人旅行者向けの宿泊予約キャンペーンを展開しているところです。加えて、この取り組みで得られた誘客や周遊の成果と課題を次年度以降の施策に生かせるように、旅行者の動向やニーズの把握も同時に実施しております。

また、個人旅行者は、団体旅行者に比べまして自然や県民と触れ合う機会が多くなってきますことから、来年度からの取り組みに向けた準備を検討する予定となっております。ポスト維新博事業の中でも、体験プログラムやアクティビティの磨き上げを実施する際には、高知家の特性である人の魅力を生かしながら、外国人旅行者にも対応できるように進めていく必要があると考えております。

今後とも、団体旅行や個人旅行者の動向、ニーズに対応し、さらなる本県への外国人観光客の増加につながるよう、取り組みの強化を図ってまいります。

(産業振興推進部長松尾晋次君登壇)

○産業振興推進部長(松尾晋次君) クルーズ客船向けの地元食材の販売に関する取り組みについてお尋ねがありました。

クルーズ客船への県産食材等の販売につきましては、これまで日本の客船に対しては、地産外商公社が中心となって生鮮食材や加工食品、日本酒等を提案してまいりました。その結果、水産物を中心に、平成27年度は約700万円、平成28年度は約1,000万円の取引につながっております。

一方、寄港が近年大幅に増加しています外国客船に対する食材等の提案につきましては、これまで必ずしも十分ではなかったと考えております。外国客船につきましては、乗客定員など

の規模が大きいことから、食材等の量的な確保や価格の面での課題はありますが、その経済効果は大きいものと考えております。

今後、外国客船の誘致を行っております。土木部を初め、関係機関などとも連携し、効果的な食材販売に向けて積極的に取り組んでまいります。

(副知事岩城孝章君登壇)

○副知事(岩城孝章君) 尾崎県政10年を振り返って、職員の意識や仕事のやり方がどのように変わったのか、県勢浮揚の実感などお尋ねがございました。

私は、尾崎県政発足後、総務部副部長として1年、産業振興推進部長として2年9カ月、副知事として約6年間にわたり、知事とともに仕事をさせていただいております。先ほど、議員から過分なお言葉をいただきましたが、副知事就任後も逆に知事に助けられ、職員に支えられ、議員の皆様方の御指導も仰ぎながら、何とかやっているというのが率直な感想でございます。

職員の意識や仕事の仕方という面では、尾崎知事就任時まで三位一体改革により極力仕事を減らし、歳出削減に取り組んできた職員にとっては、このままでは県経済は縮小していくだけ、果敢に地産外商に打って出るべきという知事の思いを受け入れるまで、一定の時間がかかったのは事実でございます。しかしながら、産業振興計画を初め、5つの基本政策等を実行していく過程において、徹底的に議論をし、みずから先頭に立って成果を求めていくという知事の揺るぎない背中を見て、職員の意識は着実に変化をしてきました。

高知県の職員は非常に優秀だと思います。予算編成時において、時として知事や私がブレーキをかけなければならないほど、新たな視点で実効性のある施策を積極的に提案してきます。このような職員の努力と県民の皆様のお力添え

もあり、この10年間さまざまな指標が右肩上がりになっておりますし、各界各層の皆様方とお会いをし、お話を聞く中でも、県勢浮揚の実感というのを私自身確実に感じております。

しかしながら、本県にはまだまだ多くの課題がございます。今後とも知事を先頭に、職員とともに、官民協働により県勢浮揚を目指してまいりたいと考えております。

○12番（西内健君） それぞれに丁寧な御答弁、ありがとうございました。

最後の岩城副知事の御答弁、尾崎県政を横で支えてきて、この県勢浮揚の実情をしっかりと語られたものだと思いますし、これからもこの二人三脚の体制のもと、県勢浮揚に向けて働きかけていただきたいと思います。

また、今回は危機管理について幾つか質問をさせていただきました。本当に北朝鮮のミサイル問題、また国際テロ対策、こういったことは、今グローバル化が進む国際環境の中で、やはり万々が一にも起こったときのことをしっかりと想定しておかなければならないことだと思います。

そして、やはり南海トラフ地震対策も危機としてしっかりと改めて考えておかなければならない。やはり本当の危機は何かと申しますと、こういったことを頭の中から消し去ってしまう、忘れてしまうことでもあります。南海トラフ地震対策も、今後風化する事のないように、しっかりとこれからも取り組みを進めていただきたい、そういったことを要請しまして、私の一切の質問といたします。（拍手）

○議長（浜田英宏君） 暫時休憩いたします。

午後0時25分休憩



午後1時20分再開

○副議長（明神健夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

31番坂本茂雄君。

（31番坂本茂雄君登壇）

○31番（坂本茂雄君） 県民の会の坂本でございます。お許しをいただきましたので、順次質問をさせていただきたいと思っております。

まず、知事の政治姿勢について伺いたします。

知事も、就任されまして、高知県政を10年間担ってこられたという節目の年でもあります。この間、5つの基本政策と2つの横断的な政策を柱に、その方向性を維持した上でさらなるバージョンアップを図り、県勢浮揚の実現に向けて尽力されてきたことに対して、評価もさせていただいているところでございます。

しかし、その全力投球ぶりの中で、12月10日付高知新聞、「尾崎県政10年」の中にも、時間外勤務が増加していることや、知事の思いに応えようとする余りの繁忙感を懸念する声、さらには副知事は、全速力の知事へのそんたくが過ぎれば無駄な仕事がふえてしまうと戒めまじりの不安を口にするとあり、そのような中で懸念がどうなっているのか、まず県政運営のあり方などについてお聞きします。

平成24年4月2日の知事講話の中で、県民の皆様の声を生かしていただきたいとの思いで、職員が得た県民の生の声をぜひ上へ上へと上げていただきたい、悪い情報ほど上へ上がってくると、そういう組織でなくてはならない、そしてそのことが結果として県民の皆様方のお役に立ったということではなくてはならないのであると述べられています。

そこで、現在の県庁は悪い情報こそが上がってくる組織となって、それが組織の改善や施策

の拡充につながったものがあるのかどうか、お尋ねします。また、そのことを踏まえて、今の県庁組織は風通しがよい組織となっていると考えるかどうか、お聞きします。

次に、その講話の際に、活力ある職場づくりと公務能率の向上について、休むべきときには休むということも非常に重要だ、非常に残業が多いということと一部の職員に偏っているということが明らかにもなったが、一定偏りが大き過ぎるということ自体問題だと思う、また例えば水曜日ノー残業デーということで今までやってきたが、まだ徹底されていない、水曜日の夜はよほど緊急事態、例えば危機管理事象とかそういうことを除いて知事室の協議も入れないことにして徹底したい、さらには時間外の協議を行うときは幹部職員以上の方でやっていただき、ほかの職員の皆さんができるだけ休めるようにするなど述べられています。

その際の知事自身の工夫が徹底されるとともに、時間外勤務の縮減につながっていく効果になったのか、お聞きします。

知事がこの10年間取り組まれて実績を上げられた課題は多くあると考えますが、どうしても結果を出さなければならぬ喫緊の課題として、ルネサス高知工場閉鎖問題における承継先確保の問題があると思われま。

この問題が浮上した直後の平成27年12月定例会で、従業員の皆様、御家族の皆様には一日でも早く安心して生活を送っていただけますよう、私自身先頭に立って全力で取り組んでまいりますとの答弁をされましたが、来年5月末の閉鎖に向け、従業員や家族の皆様は、不安や悩みを抱えつつ、会社側の行うグループ内での配置転換か、退社後の再就職支援を希望するかの意向調査への回答を迫られています。

そのような中で、今定例会の知事提案説明で、承継先の確保を必ずなし遂げるという決意を述

べられました。私は、その言葉に並々ならぬ決意の強さを感じるとともに、そこまで言い切れる裏づけは何なのかと感じたのですが、お伺いします。さらに、承継先が確保された場合、現在会社で行われている配転などの意向調査については、希望者は一旦白紙として承継先への雇用が確保されるのか、あわせてお聞きします。

次に、衆院選における自民党の政権公約2017と安倍第4次政権の憲法論議についてお尋ねします。10月22日投票の衆院選挙の結果を受けて、安倍政権のもとでの憲法論議が具体性を帯びてこようとしています。特に、衆院選における自民党の政権公約2017の中に、現行憲法の国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の3つの基本原理は堅持しつつ、憲法改正を目指すところを踏まえて、幾つかの課題で順次お聞きします。

まず、第1次安倍内閣での長勢甚遠元法務大臣が、平成24年5月10日の創生「日本」東京研修会の場で、安倍首相も同席のもと、国民主権、基本的人権、平和主義、この3つをなくさなければ本当の自主憲法にはならないと述べられています。政権公約2017とは真逆のようなことを話す人物が第1次安倍内閣の法務大臣を務めたことをどのように考えるか、お聞きします。

次に、政権公約2017では、自衛隊の明記、緊急事態対応、教育の無償化・充実強化、参議院の合区解消の4項目を改憲テーマとして国民に問うていますが、このテーマの議論についての知事の御所見をお伺いしたいと思います。まず、憲法第9条第3項に自衛隊の明記をするということの議論であります。ことし5月3日、日本国憲法施行70周年の日、安倍首相が、憲法改正を求める集会にビデオメッセージを寄せて、2020年を新しい憲法が施行される年にしたいとした上で、9条第1項、第2項を残しつつ、自衛隊を明文で書き込むという考え方、これは国

民的な議論に値するだろうと思うと言及して以来、第1項、第2項をそのまま残すから変わらないと言われてきたが、そうはならないというのが多くの識者の考えであると言われていました。

第9条に何らかの形で自衛隊が書き込まれた場合、この自衛隊は、安保関連法によって集団的自衛権行使や他国軍への後方支援の権限を付与された自衛隊であって、専守防衛の自衛隊の合憲化ではありません。そして、そのことによって、第1項の戦争放棄や第2項の戦力不保持は空文化してしまうことになるのではないかと考えられます。

また、第9条に位置づけられた自衛隊が合憲ということになれば、物資の保管命令だけでなく業務従事命令なども罰則つきで義務づけられたり、軍法会議の設置が要請されたり、さらに土地収用法の第3条から、自衛隊の活動とそのため施設設置を除外できなくなることも想定されるのではないかと考えます。

第9条に自衛隊が明記されることで、第9条そのものがどのように変わり、自衛隊法の変更などを含め、影響の出る法律はどのようなものが考えられるか、お聞きします。

次に、教育の無償化・充実強化について、憲法に無償規定を設けなければできないかどうかについてお尋ねします。義務教育は憲法第26条第2項により無償とされていますが、旧民主党政権時代に高校の授業料も無償化されました。当時、野党だった自民党は、選挙向けのばらまき、恒久財源がないなどを理由に反対していましたが、政権交代を果たすと、第2次安倍内閣は所得制限を設けて継続してきました。それを大学まで広げ、憲法にも盛り込むということだったのが、選挙が終われば、大学を含む教育の無償化を憲法改正の柱に位置づけていた自民党が、改憲案から無償の表現を外す可能性が出てきたと言われていました。

既に義務教育以上の高等教育に拡大している現実があり、教育無償化を実現するために憲法を改正する必要はないというのが多くの皆さんの考え方だと思います。知事はどのようにお考えか、お尋ねします。

次に、参議院の合区解消についてお尋ねします。全国知事会は昨年7月29日付で、「今回の合区による選挙はあくまで緊急避難措置として、公職選挙法の附則において、抜本的な見直しが規定されていることもあり、合区を早急に解消させる対応が図られるよう求める。また、同時に将来を見据え、最高裁の判例を踏まえ憲法改正についても議論すべきと考える。」との要請書も出されています。しかし、この合区解消という課題を改憲によってなし遂げようとするれば、都道府県を憲法上の特別な団体として承認することになり、地方自治の大枠を見直すことが必要になると思われます。

そこで、参議院の合区解消のために改定が必要とされる条項は、どの部分をどのように改定されるべきと知事は考えられているのか、お聞きします。また、1票の格差をクリアした上で都道府県選挙区割りが可能となるのか、あわせてお聞きします。

次に、朝鮮半島の危機回避の問題についてお尋ねいたします。午前中の西内議員への答弁の繰り返しになるかもしれませんが、そここのところはよろしくお願ひいたします。自民党の政権公約2017には、北朝鮮の脅威から、国民を守り抜きます、我が党は平和に向けた外交努力を続け、断固、国民を守り抜きますとあります。北朝鮮の核実験やミサイル発射は許されざる暴挙であり、断じて認めることはできないものですが、朝鮮半島の危機は、米朝両国による、朝鮮半島周辺での非難の応酬と軍事プレゼンスが続いていることによる緊張の高まりがもたらしているものであると言えるのではないのでしょうか。



そのような中で、安倍首相は国連という場で、条件つきにせよ、北朝鮮を完全に破壊する以外に選択肢はないと語るアメリカ・トランプ大統領の発言を受けて、全ての選択肢はテーブルの上にあるとする米国の立場を一貫して支持すると語り、米国の、軍事的対応も辞さないという姿勢への支持表明ともとれる発言をし、口を開けば、もはや対話のときではない、圧力を最大限まで高め、北朝鮮の側から政策を変えるから対話をしてほしいと言ってくる状況をつくらなければならないと述べられています。このような姿勢が、平和に向けた外交努力を続けているという姿勢なのでしょうか。本来なら、もはや対話は無理というのではなくて、米朝の緊張を和らげるための努力こそ日本がなすべきことなのではないでしょうか。

安倍首相がとり続ける対話抜きでの圧力姿勢で、朝鮮半島の危機という国難は本当に回避できると知事も考えているのか、お聞きします。

アメリカはこの4日から8日まで、最大規模の米韓合同軍事演習を朝鮮半島近海で行っており、斬首作戦と称して金正恩朝鮮労働党委員長を初めとした指導部の殺害計画を公言したり、空母機動部隊を朝鮮半島近くに派遣するなど、北朝鮮への威嚇行為にほかならぬ行動をとっています。

北朝鮮がグアムへのミサイル発射をおこなった際には、小野寺防衛大臣が、もしそういうことが起きれば存立危機事態になる可能性があると言いましたが、つまりこのことは、日本はアメリカと一緒に集団的自衛権を発動するかもしれないということを示唆していると思われまます。

そのようにミサイルが飛んできたときに撃ち落とせる国になるべきか、それともミサイルが飛んでこないよう努力する国となるべきか、どちらが選択されるべきと考えるか、知事にお伺

いします。

午前中に西内議員が、ミサイルが落下するなどの事態が発生した場合の消防、警察、自衛隊との連携や、ミサイルなどが例えば山中に落下し、火災が発生した場合の初動対応などについて質問をされましたが、そのような場合には武力衝突の契機となり、米韓なども巻き込んだ戦争状態に入ることも想定されるのではないのでしょうか。その場合に、このような対応をとることが現実的なのかと思わざるを得ません。

いずれにしても、このようなことを想定したときに、竜巻からの身を守るための行動と遜色のない弾道ミサイル落下時の行動で、本当に身を守れると思われているのでしょうか。だからこそ、このような事態を万が一にも起こさないように努力する国にならなければならないと思います。

いずれにしても、現在行われているミサイル対応訓練が、いざというときに本当に役立つと考えられているのか、素朴に県民が抱かれている疑問についてお答えいただきたいと思います。

次に、南海トラフ地震対策についてお伺いします。

高知新聞に9月5日から14回にわたって連載された「共助の地図 障害者と考える震災ハザード」を読みながら、わかっていたつもりでも改めて南海トラフ地震対策が、支援の側に回る人にも支援される側の人にも、まだまだきめ細かく届いていないことを感じさせられました。とりわけ、高知県に暮らす身体、知的、精神の障害者手帳を持っている約5万5,000人の方たちを初め、いわゆる災害時要配慮者の目線に立って考えさせられることの多い記事ばかりでした。震災時、どんなバリアがあるのか、それはどうすれば取り除けるのか、私たちの社会はともに生き延びるためのハザードマップを描いているのかと問いかけられており、要配慮者の方々と

の日ごろのつながりの中で、誰もが助かるための共助の地図を描いていかなければならないと思っただけです。

また、熊本地震の際にインクルーシブな避難所として、全国から熊本学園モデルとして注目された、熊本学園大学の避難所運営の統括をされた熊本学園大学社会福祉学部、花田教授をお招きして、排除も隔離もしない避難所運営についての講演会を、地域の下知地区減災連絡会の主催で開催しました。自主防災会の方などを初めとして、参加者の中には、視覚障害の方や障害者の家族会の方、看護師さんや行政関係者、社会福祉協議会の方も参加してくださり、皆さん熱心に質問などもなされました。

家族会の方が講師に対して、高知市内の共同作業所を利用する知的・身体・精神障害、発達障害の利用者の家族で話し合っていると、ほとんどが避難所利用を諦めるところがある、ほかの方々に迷惑をかけないかと心配している、居づらくなるぐらいなら諦める、結局在宅で避難生活を送らざるを得なくなったとき拠点避難所からの支援は受けられるのかとの質問をされました。講師の花田先生は、ほかの人々に迷惑をかけるという考え方は改めてほしい、むしろ自分たちで避難所を運営していきましょうよ、自分たちでコミュニティーにかかわる、そのためにも事前に備えておきましょうと答えられました。

しかし、なかなか当事者の家族たちは、その一歩が踏み出せないのが現状です。だからこそ諦めないでほしいし、私たちは諦めさせてはいけないと思うのです。障害の種別や程度によって困り事はさまざまです。当事者が必要としている支援と用意されたマニュアルや制度がかみ合わないこともあります。そのためにも、受け入れる側が一緒になって、地域に暮らし、いざとなったら同じ場所で避難生活を送らなければ

ならない方たちがどんなことに困っているのか、共通理解をできるための関係を日ごろから構築しておくことこそが必要なのではないかと痛感させられました。

そこで、災害時の要配慮者支援のあり方について地域福祉部長にお尋ねします。懸命に取り組まれている福祉避難所の量と質の確保も大変重要なのですが、そこへ避難する前に、まずは揺れから守った命をつなぐための津波避難ビルや緊急避難場所においても、要配慮者が避難可能であるための施設や一時的に滞在可能な環境をどう整えるのかが求められてきます。そのために、例えば障害のある方でも、階段など施設改善が必要なものや電源を欠かすことのできない方に対して、それを確保することなどの、避難所機能を整備することなどに対する支援の仕組みが必要と考えますが、お聞きします。

次に、要配慮者及び避難行動要支援者への避難支援対策として、「みんなで逃げる みんなで助かる（災害時要配慮者の避難支援の手引き）」を作成していただいておりますが、もっと具体的にわかりやすいパンフレットを作成して、全ての津波避難ビルや緊急避難場所に常備し、受け入れる側の支援体制を整備するための、日ごろの勉強会や訓練を全てで実施するための支援の仕組みができないか、お伺いします。

また、災害時における避難行動要支援者の個別避難計画の策定については、平成33年度以降となる自治体が9自治体に上っていますが、それまでに策定できるめどのある自治体も含めて、策定に向けて尽力していただきたいと思っております。しかし、ただ形だけできればいいわけではなく、真に支援者と避難行動要支援者や家族が、さらには関係者がともに策定する過程を歩むことができ、この計画ではないかと思っておりますが、このことが追求されているのかどうか、お尋ねします。

「共助の地図 障害者と考える震災ハザード」の連載記事の第1回に、県災害弱者支援センターの準備室を開設された方々のお話がありました。また、その方々は、助けられる側の人も助ける側に回ったりもできる、誰もが弱さとともに生きる力や誰かを支える力を持っている中で、減災ケアコミュニケーター育成も目指されています。これらの取り組みに県として行える支援についてお尋ねします。

次に、住宅耐震化について土木部長にお聞きします。今議会では、耐震改修の取り組みを加速させるべく、住宅耐震化への支援として2億2,156万9,000円の補正予算を計上されています。そのような中、午前中の土木部長の答弁にもあった恒久的制度のことではないかと思われませんが、広田一衆議院議員が12月6日の国土交通委員会で国土交通大臣に質問されて、今後も見据えて、住宅耐震化に係る総合的な支援メニューを現行のものに加えて補強設計費、それから耐震改修工事費、あわせて定額補助方式も含めた補助制度の検討もなされており、来年度予算の概算要求がされていることが確認されています。しかし、この制度でも定額ということですから、実際にかかった費用との格差によって経済的自己負担が生じることは当然あるかと思えます。

県としても経済的自己負担の軽減策として、これまで代理受領制度や段階的耐震改修の制度を導入してこられましたが、段階的耐震改修制度を導入された市町村は5自治体にとどまっております。利用者もゼロと聞きます。

制度導入後に熊本地震が発生したことから、段階的改修よりもフル耐震を求める傾向があったのかもしれませんが、であるならば、フル耐震化のための経済的負担をさらに抜本的に軽減させ、耐震化を加速化するための方策を検討できないか、土木部長にお聞きします。

全般的には、補正予算も計上せざるを得ない

ほど耐震化が進んでいるように受けとめられますが、その一方で、耐震化を諦める生活保護世帯など生活困窮世帯もおられることが耳に届いてまいります。とりわけ、生活保護世帯の場合の改修となると、補助金内でおさまるのかどうかによって、自己負担持ち出し金の不安がちゅうちょさせることとなります。まずは、耐震改修工事に入る前の耐震改修設計にかかった費用の補助は3分の2、上限20.5万円となっていることから、自治体によってはそこから一步踏み出せないとの声も聞きます。

生活困窮世帯の方が揺れから命を守るための耐震化を諦めないようにするための方策を検討できないのか、お聞きします。

次に、仮設住宅の確保について、これも土木部長にお伺いします。11月27日の朝日新聞によりますと、L2レベルの南海トラフ地震の場合、仮設住宅が県内で最大7万7,000戸必要と見込まれていますが、みなし仮設として使える可能性がある住宅は7,200戸、そして建設型仮設住宅を建設する候補地の確保は1万5,000戸分程度にとどまっているようです。東日本大震災では建設型だけでは対応し切れず、仮設住宅12万3,723戸のうち約6割がみなし仮設になり、熊本地震では仮設住宅2万255戸のうち、みなし仮設は約8割に上ったとされています。

今後もその傾向は強まるのではないかと思いますし、特に大規模震災であればあるほど、その傾向は強まるのではないかと思います。だとすれば、県内集合住宅でも耐震性を確保したい希望のある旧耐震基準の集合住宅について耐震改修を行い、事前にはできるだけ命を守る備えとし、災害後には空き室を仮設住宅として利用していただくような仕組みができないか、お尋ねします。

熊本地震では、みなし仮設住宅では地域ごとに一括して入れない場合もあり、その後の見回

り支援の大変さも直接現地でお聞きすることがありました。その意味でも、みなし仮設などにも頼らざるを得ない以上、公的な家賃補助制度があれば、被災者が最初に入居したみなし仮設の空き家を恒久住宅として引き続き使用可能とすることで、いち早い生活再建につながれますし、そこから移転しなくてもよいということで、早く近所とのコミュニティー形成に努められるのではないのでしょうか。そのような仕組みを今からつくっておく必要があると考えますが、お尋ねします。

次に、都市計画道路はりまや町一宮線はりまや工区工事再開問題についてお伺いします。

9月定例会でも弘田議員、吉良議員と私からそれぞれ質問しておりますので、これまでのはりまや町一宮線（はりまや工区）まちづくり協議会の経過などは省略させていただきますが、12月5日に第3回検討会が開催され、第2回パブリックコメントなども踏まえて、交通の状況、希少動植物、歴史・文化、まちづくりの課題について検討され、出された意見を踏まえて次回最終案が提案されることとなりました。

私は、この工事に関して10年近く関心を持ち続けてくる中、当初案にパブリックコメントの意見なども反映しつつ変更計画は提案されてきたものの、結局は希少動植物、歴史・文化、まちづくりのテーマに優先したのは、南北交通の円滑化に寄与する唯一の4車線の幹線道路として平成7年に決定された都市計画であり、4車線化に必要な9,600台以上だからという交通量であったというようにしか考えられません。

知事は9月定例会で、いつまでも引き延ばせるような状況ではない、安全確保のためには決断をしなければならないと答弁されましたが、安全確保ということを優先しながら、現在の制限速度40キロの道路から設計速度50キロへと緩和するための道路工事を行うというのは、小学

校周辺の道路として妥当なのかと思わざるを得ません。走行速度が30キロを超えると歩行者の死亡事故率が上昇することは、県警察本部のホームページ、高知県警察速度管理指針でも示されており、同じホームページの事故発生地点情報マップでも、市内4車線の幹線道路での事故発生状況が多いことが明らかになっています。そして、自転車歩行者道を整備しても自転車対歩行者事故件数はふえ、自転車歩行者道では自転車も徐行運転しなければならないというマナーがいかにも徹底されていないかということなども明らかになっています。

それらのことなどを考えれば、本当に子供の安全確保を優先したいなら、現行道路で制限速度を抑え、子供の安全を優先した自動車・自転車運転マナーの徹底を呼びかけることでこそ達成できるのではないかと考えますが、教育長にお尋ねします。

このはりまや町一宮線はりまや工区工事再開問題では、トビハゼやシオマネキやアカメやコアモモなど、希少動植物の生存環境の保全も大きな課題でありました。これまでもこのテーマについては長い時間をかけて議論がされていますので、単刀直入にお伺いしたいと思います。

11月19日付で発刊された高知新聞の別冊で、第14回新聞感想文コンクール特集を手にして、驚かされるとともに随分と考えさせられました。そこには、小学生高学年の部で最優秀として、はりまや橋小学校6年生の「いろんな生き物がすむ新堀川」との感想文が掲載されていました。そこには、「毎日をより快適に過ごせるよう公共のものを充実させることは、とても大切だと思います。だけどそれを求めすぎるあまり、他の生物の住みかをうばったり命の危険に追いこんでしまうのは、人間の勝手な行動だと思います。」と指摘されていたのですが、この言葉を教育長はどのように受けとめられるか、お聞きします。

先ほども述べたように、推計交通量は4車線が必要となる交通量をオーバーするとされていますが、高齢化に伴う自動車運転免許自主返納者も5年前と昨年を比較すると年間2,120人で2倍にふえ、免許所有者全体も昨年までの5年間で8,625人と約2%減少し、毎年の減少数も徐々にふえています。そのようなことを踏まえれば、少子高齢化の中で今後は交通量は減少していくでしょうし、過剰な車依存のまちづくりから公共交通機関利用にシフトしていくことが、あらゆる面から今まで以上に求められてくるのではないかと考えます。

藤井聡京都大学大学院教授は、「クルマを捨ててこそ地方は甦る」との著書の中で、モータリゼーションとグローバリゼーションが生み出す病理的問題の構図として、モータリゼーション、都市の郊外化、地方の衰退、グローバリゼーションの浸透が互いに強化しながら展開していくという最悪のスパイラルが、いわば四位一体となって展開していった、その中で人々は車依存の度合いを深め、私的なデメリットとして肥満化、病気のリスクが高くなって、家計負担が重くなり、50年間運転すれば125人に1人が死亡事故を起こし、車依存家庭で育った子供たちが傲慢になり攻撃的になっていくと同時に、みずからが愛着を持つ地元ふるさとが疲弊するとともに、地域社会から隔絶されて寂しい存在になっていくという行く末が待っていることが描かれています。

そんな行く末が待つ過剰な車依存社会から脱するために、そして高知市の真ん中の生物多様性環境の水辺、幕末を生き抜いた人々の生活を知ることができる場所など、かけがえのない高知県が誇るべき財産を失ってはならないと思うのです。

先日も、横堀公園の武市半平太道場跡を訪ねてこられた山口県の方が、幾ら碑やプレート掲

示で残しても本物をなくしたら意味がない、高知の人はそれが下手だとおっしゃられたそうです。そのようなことを言われたいためにも、判断を引き延ばせないということではなく、新しいまちづくりをするために英知を結集するという発想に転換できないのか、知事にお伺いします。

次に、自治体などで働く非正規職員の処遇改善についてお伺いします。

地方公務員の臨時・非常勤職員といういわゆる非正規職員は、総数が平成28年4月で約64万人と増加しており、また後ほども取り上げますが、保育分野などを初めとして教育、子育てなどさまざまな分野で活躍されていることから、現状において地方行政の重要な担い手となっています。しかし、その給与等の勤務条件は極めて劣悪で、官製ワーキングプアという言葉さえ生まれてきました。

地方自治体で働く臨時・非常勤職員の多くは、ワーキングプアのボーダーラインと言われる年収200万円にも達していません。これらの課題を解決するため、本年5月地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員制度が整備されることとなります。この法改正を機に、ワーキングプアを解決すべき立場にある行政がワーキングプアを生み出しているという状況を変えていくことこそが求められていると考えます。

そこで、新地方公務員法などにより新たに創設される会計年度任用職員制度の整備に当たり、雇用の継続と正規職員との均衡を求める改正法の趣旨を踏まえた制度設計を進めるため、県の考えや対応について総務部長に順次お伺いします。

この制度によって、これまで曖昧だった県で働く臨時・非常勤職員の任用根拠が法改正により明確になるとともに、常勤職員との均等待遇

が一定進むと考えられますが、今回の法改正を県としてどのように受けとめているのか、お聞きします。また、2017年4月1日時点における本県の臨時・非常勤職員数と、全職員数に占める臨時・非常勤職員の割合についてもお聞きします。

次に、公共サービスの多様化に対応し、安定的にサービスを提供するためには、現在の職を改めて検証し、正規職員での配置はもとより、恒常的な職に対しては常勤職員への転換を図ることも検討すべきではないかと考えますが、検討に当たってそのような考え方はあるのかどうか、お伺いします。また、制度移行に当たっては、経験やスキルのある人材を確保するためにも、現在県で働く非常勤職員の継続雇用に留意されるのか、あわせてお尋ねします。

そして、会計年度任用職員の給料または報酬の水準、期末手当などの手当支給、休暇制度については、常勤職員との均衡を図ることは基本であり、官製ワーキングプア解消に向け取り組む責任があると考えますが、お尋ねします。

また、具体的に本県で制度実施をするためには、必要なことを国に対して要請すべきこともあろうかと思えます。そこで、法改正の趣旨を踏まえ、地方財政計画に必要な財源を盛り込むよう、全国知事会などを通じて国に要請すべきではないかと考えますが、お伺いします。

働き方改革の目玉の一つでもある、非正規労働者の格差是正を求める同一労働同一賃金などを踏まえ、引き続き公務における給与体系のあり方、任用のあり方の検討を行うよう、これも全国知事会を通じて国に要請すべきではないかと考えますが、お尋ねします。

次に、非常勤職員の障害者雇用の状況について総務部長にお伺いします。先ほど述べました2020年度の改正地方公務員法及び地方自治法の施行を待たなくても、改善すべき、または改善

できる課題があると考えています。その最大の問題は、非常勤職員として雇用されている障害者の方々の給与面での扱いが合理的なものでなく、差別的な扱いをされているのではないかとと思われる状況にあることです。

障害者雇用促進法に基づく「障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針」において、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用、その他の待遇について、労働者が障害者であることを理由として障害者でない者と不当な差別的取り扱いをしてはならないとされています。しかし、この指針に反する取り扱いではないかと疑われる事案が見受けられるため、質問させていただきたいと思えます。

まず、障害者の雇用の促進等に関する法律で定められている、障害者の法定雇用率が来年度から引き上げられます。短時間労働者1人も0.5人としてカウントされていると思えますが、県の障害者雇用の中に非常勤職員は何人含まれているのか、お伺いします。

しかし、その障害者雇用の非常勤職員の報酬単価の決定が妥当なものではないと思われるものが見受けられます。非常勤職員の報酬は職群ごとに細分化されており、その中で総務事務補助は職群1と位置づけられ、月額報酬は14万4,800円です。しかし、障害者雇用の非常勤職員の多くが事務補助と位置づけられ、同じ勤務時間数でありながら、3万円以上も低い月額11万円となっています。

まさに本県の報酬単価の決定、算定基礎には妥当性がなく、合理的配慮を欠くものであると言わざるを得ないと思えますが、その根拠と改定の必要性についてお伺いします。

公社等外郭団体における労働契約法改正に伴う対応について公社等改革推進会議会長の副知事にお尋ねします。これまで、有期労働者は働

く期間を決めた上で契約を結んでおり、雇用期間が半年や1年などと短いことが多く、不安定な働き方だと指摘されてきました。しかし、平成25年4月1日に施行された改正労働契約法では、アルバイトやパートなど有期契約の労働者が会社に申し込むと無期雇用となる、無期転換ルールが定められました。これによって、多くの有期労働者が正社員と同様、定年まで働けるようになったわけですが、使用者側に説明義務がないため、全国的には制度を知らない労働者も多く、また5年を前に使用者側から契約更新を拒まれる雇いどめを心配する声もあります。

そこで、県出資の公社等外郭団体においても法改正への対応が必要となっており、平成27年3月には一旦副知事通知における対応方針が出されましたが、それにかわって本年8月末に改めて対応方針が出されました。そこで、各外郭団体において、労働契約法改正の趣旨、有期労働契約職員の職務内容、労働時間、契約期間、更新回数などの状況を踏まえ、無期労働契約への転換ルールについて適切な対応を求められています。その際には業務の必要性や職員の役割の観点から各外郭団体内の業務を整理し、効率的、効果的な人事管理、人材活用に努めることを求めています。

しかし、その中には、今回の法改正への対応が無期労働契約への転換を防ぐための雇いどめではないかという誤解を招くことのないようとの懸念も示されており、そのような懸念が具体化することがないよう徹底されたいと思います。どのようにお考えか、お尋ねします。

また、今回の法改正に伴う対応の対象となる、県出資の関連団体での有期労働契約職員の人数と、そのうち平成29年度末で通算5年が満了する職員数もあわせてお伺いします。また、本年8月末の副知事通知にあるその他の項が無期労働契約への転換の障害とならないよう、当事者

の申し込みを尊重した対応をするため、改めて周知徹底するとともに、当事者にこの制度の趣旨が徹底されるべきと考えますが、あわせてお伺いします。

最後に、保育士の確保と処遇改善について教育長にお伺いします。

この間、議会においても教員の多忙化の問題が多く論じられ、その改善に向けた取り組みも検討されているところですが、子育て支援策が拡充されればされるほど、保育現場の保育士さんの多忙感についても深刻であることが明らかになっています。現場の保育士さんは、高知県教育・保育の質向上ガイドラインで求められる質の高い教育及び保育に応えるための多様なニーズや、特別な配慮を要する子供を初めとした気にかかる子供との向き合い方や、親育ち支援など、より充実した保育サービスを提供し、子供さんたちの健やかな成長を保障していくために全力で取り組まれていることと思います。

さらに、そのために行われる勤務時間内の研修は残された保育士に負担がかかり、出席しづらい実態や、園児の個別指導計画を初めとしたさまざまな記録及び提出書類の作成など、保育士さんたちの働き方は休憩時間も取得しづらく、持ち帰り残業をしなければならない苛酷な労働実態であると言わざるを得ません。そのことの影響にもなっている保育士の正規職員確保の抑制、補う臨時・非常勤保育士が多数を占める中、短期間、短時間の非正規保育士の確保の困難な状況が続いています。

県の調べによりますと、平成29年4月1日時点の保育所・幼稚園数は325施設で、正規保育士数は2,188人となっていますが、臨時・パート職員など非正規保育士数はその数を上回る2,559人となっており、正規の1.17倍となっています。

そのような実態を踏まえ、近年現場では非正規の保育士さんに頼らざるを得ない状況になっ

っていると聞きますが、なぜそのような傾向になっているのか、お伺いします。また、これら施設の保育士の配置は現場のニーズに対して十分充足されていると考えているか、あわせてお伺いします。

次に、保育士の賃金水準は、2016年時点で全産業の平均よりも月10万円以上低く据え置かれていると言われていた中、保育士の処遇改善のために国は、本年度予算でも492億円を計上して、4月から全職員に2%、月6,000円程度の賃上げを実施し、技能や経験を積んだ職員には月4万円ほどを上乗せするとしています。

しかし、実際には、同一職場内での職員間格差のある上げ幅や、研修の受講義務づけなど月4万円の上乗せ要件が現実的にはクリアしがたいとの意見がある中で、この措置が県内でどれだけ行われているのか、お聞きします。

給与面だけでなく、保育士の労働環境が改善されないことが、保育士確保の困難性を高めているのではないかと思います。保育士確保の困難性の要因についてお聞きします。

多様な保育サービスの提供や園児たちとの保育時間の確保のため、また持ち帰り残業の軽減、休憩時間の取得などを可能にするため、記録書類の簡素化や研修開催・受講の工夫などを図ることができないか、お伺いいたします。私の第1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 坂本議員の御質問にお答えをいたします。

現在の県庁の組織について、悪い情報が上がってきて組織の改善、施策の拡充につながったものがあるか、また風通しのよい組織となっているのかとのお尋ねがありました。

悪い情報こそ早く上げるということにつきましては、危機管理や県政の円滑かつ適正な運営の観点から、私としても平成23年度以降毎年度

の知事講話など、機会あるごとに職員には徹底をしているところであります。この悪い情報には、職員の不祥事や民間における事件、事故などに限らず、県の施策に関連した仕事がかまくらいていないこと、例えば施策を進める中で関係者との調整がこじれたり、当初計画をしていた想定と現実が食い違っていたりして、施策が思うように進まない場合なども含まれております。こうした情報が私や副知事に迅速に共有されることが極めて重要であり、この徹底を繰り返しております。

あわせて、私と職員との協議の場などにおいて、批判的、多角的な議論が闊達に行われることも極めて重要だと考えており、さらに幹部職員と部下職員の間でも議論を活発に行うこと、またそういう関係を築いていけるようお願いもしているところであります。

実際、産業振興推進本部などの会議においては、そもそも多くの場合、その政策を進める上での悪い情報に基づいてPDCAサイクルを回しており、その情報の本質を分析し改善を加えることで、これまでさまざまな施策の拡充や新たな展開につながっていると感じているところであります。逆に言えば、PDCAサイクルは悪い情報が表に出てくる組織的な仕掛け、仕組みであり、その定着にこれまでも意を用いてきたところであります。

風通しのよい組織づくりということにつきましては、昨年度職員に対して実施しましたアンケート調査結果によりまして、例えば現在の職場は人間関係が良好で働きやすいと回答した職員は8割を超えるとともに、職場内でさまざまな意見が出る雰囲気があると回答した職員は75%と、おおむね肯定的な評価となっております。こうしたことから、多くの職員が風通しのよい職場環境で日々仕事に取り組んでくれているものと考えておりますが、今後とも不断の



努力が必要だと考えております。

風通しのよい職場は、職員のモチベーションの向上や職場の活性化はもちろんのこと、職員による不祥事の防止にもつながるものであります。引き続き、私を初め幹部職員が率先して風通しのよい職場環境づくりに努め、職員が能力を最大限発揮できる組織づくりをしていきたいと、そのように考えております。

次に、ノー残業デーにおける私自身の工夫の徹底や時間外勤務の縮減についてお尋ねがありました。

職員が心身を健康に保ちながらよい仕事をしていくためにも、メリハリをつけて日々業務に当たることが重要であります。このため例えば、全庁において毎週水曜日をノー残業デーとしており、私としましては、できる限り水曜日には時間外の協議を入れないように心がけております。また、土日や休日につきましてはできる限り協議を入れないような、そのような対応をしているところであります。

しかしながら、予算編成など、時期によってはやむを得ず時間外に協議をせざるを得ない場合がありますし、時期にかかわらず、県民生活への影響を鑑みたときには緊急の対応を要する場合も多々あります。このため、必ずしもノー残業デーを徹底できていないのが実情であります。ただ、土日や水曜日に時間外に協議を行う場合でも、極力管理職員以上で対応することを徹底しており、一般の職員に負担がかからないようにするなどの工夫に取り組んでいるところであります。また、今年度からは、各課の残業時間について月ごとに私自身報告を受けることとしており、これを組織管理や仕事の進め方に生かすといった工夫もしているところでございます。

そもそも、人口減少の負のスパイラルへの対応や南海トラフ地震対策などの重要課題に対応

し、県勢浮揚を果たしていく中で、県庁全体としては業務がふえており、限られた職員でさまざまな取り組みを推進するためには、私自身工夫することとともに組織的な工夫や対応が必要だと考えております。このため庁議の場などで、幹部職員に対し、職員の健康に留意するとともに、職員が創造性豊かな仕事をするためにも、会議等の見直しや資料作成の簡素化など、仕事の仕方や仕組みを見直すなどの工夫をすること、また何よりも重要でなくなった仕事をスクラップするよう、しつこく指示をしているところであります。

このような中、1人当たりの時間外勤務の時間数については、平成24年度以降微増または横ばいの状態で、全都道府県との比較では中位の水準を維持しているところであります。年度末に向け、県庁全体の業務もふえてまいります。やむを得ず時間外で協議を行う必要がある場合は、極力管理職員で対応することなどを改めて徹底し、職員の健康管理にも十分配慮しつつ、時間外勤務の縮減にも努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、ルネサス高知工場について、今回提案説明で示した承継先の確保に向けた決意の裏づけと、あわせて現在行われている意向調査についてお尋ねがありました。

ルネサス高知工場の承継先の確保につきましては、平成27年12月の工場閉鎖を伴う集約の方針の発表以来、従業員の皆様の雇用の維持を第一に、承継先の確保を必ずなし遂げるという強い決意のもとで、これまで全力で取り組んでまいりました。

私自身、ルネサス社には香南市長とともに幾度か足を運び、承継先の確保に全力で取り組んでいただくよう強く要請するとともに、県としてもルネサス社だけに任せるのではなく、独自に300社を超える企業に対して高知工場の活用の

意向を確認して、幾つかの企業には工場を視察していただきました。さらには、業界内の投資動向に詳しい有識者などに御協力をお願いして、有力な企業に高知工場の活用を働きかけていただくとともに、県内の企業から得た情報をもとに県として企業に直接アプローチするなど、ルネサス社と緊密に情報を共有しながら、あらゆる手段を講じて承継先となる可能性のある企業へのアプローチを精力的に続けているところであります。

こうした取り組みは、承継先の確保を必ずなし遂げるという当初からの強い決意のもとで続けてきたものであり、現在もその思いに変わりはありません。来年5月末の工場の閉鎖まで、時間が刻々と経過する中で、これまで以上に緊張感を持って、決して諦めることなく全力で取り組んでまいりたいと、そのように考えています。

また、あわせて御質問がございました現在行われている意向調査においては、承継先企業の確保に至った折にはルネサス社において、新たな選択肢として従業員の皆様にお示しして、改めて全員の意向を確認し、承継先企業への再就職も含めた、それぞれの御意向に沿った雇用の維持に最善を尽くすことを確認しているところであります。

次に、長勢甚遠氏が法務大臣を務めたことについてどう考えるのかとお尋ねがありました。

長勢元法務大臣については、法務大臣就任前の内閣官房副長官時代に短期間ではあるものの私自身秘書官としてお仕えしており、よく存じておりますが、第1次安倍内閣における法務大臣としての重責を立派に果たされたものと認識しております。

議員からお話のありました長勢元法務大臣の発言については、既に法務大臣を退いて3年以上経過した時点のものであり、発言前後の状況

についても不明であることから、コメントについては差し控えさせていただきます。いずれにしても、私は、日本国憲法における国民主権、基本的人権の尊重、平和主義は、引き続き遵守すべき極めて重要な基本原理であると考えているところであります。

次に、憲法第9条第1項、第2項をそのままにして、自衛隊の明記いわゆる第9条第3項による改憲をすれば、第9条そのものはどのように変わり、自衛隊法の変更などを含めて影響が出る法律はどのようなものが考えられるのかとお尋ねがありました。

まず、私は現行憲法の条文からも、自衛隊の存在は合憲であると考えております。しかしながら、自衛隊に対する国民の理解、支持というものが非常に高い中で、いまだに一部に自衛隊が違憲だという声があることも確かであり、国民的議論を通じて自衛隊の合憲性に係る議論に決着をつけることの意義は大きいと考えております。その際、仮に第3項を追加するなどといったことになったとしても、私は、平和主義は堅持すべきであり、現行の憲法第9条第1項、第2項の解釈は維持されるべきだと考えております。

このため、憲法に自衛隊を明記する場合には、既存の憲法第9条第1項、第2項の条文の解釈に影響が及ばないかについて、今後慎重かつ徹底した議論を行った上で、国民に丁寧な説明を行っていく必要があるものと考えております。

憲法第9条の改正により自衛隊法など影響が出る法律につきまして、憲法第9条が実際どのように改正されるのか不明であるため現時点で想定することは困難ではありますが、安倍総理は国会で、自衛隊の存在が憲法に明記されることによって、自衛隊の任務や権限に変更が生じることはないと考えていると答弁されているものと承知をいたしております。

次に、自民党が政権公約で掲げた教育の無償化・充実強化について、憲法に無償規定を設ける必要があるのかとのお尋ねがありました。

さきの衆議院選挙における自民党の選挙公約では、憲法改正を目指す項目として教育の無償化・充実強化が掲げられ、国会の憲法審査会及び党内外の十分な議論を踏まえ、憲法改正原案を国会で提案、発議するとされております。

これまで、国会の憲法審査会での御議論では、教育の無償化は法律改正で対応すべきといった御意見があった一方で、憲法に無償化を明記することで政府に実現を促す大きな力になるといった御意見がありました。また、有識者の中にも、憲法改正でなくとも法律ですぐに対応できるといった御意見がある一方で、教育無償化は憲法改正に値するといった御意見もあると承知しております。

教育の無償化については、これまで全国知事会次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダーとして、段階的な幼児教育の無償化の必要性を強く訴えてまいりました。これに対し政府においては、教育の無償化を進めるため、新しい経済政策パッケージを先週金曜日に閣議決定し、3歳から5歳までの全ての子供たちの保育所、幼稚園、認定こども園の費用の無償化や、低所得世帯の生徒が大学に進学する場合の授業料の減免措置などに取り組むこととされたところであり、このことについては大いに歓迎したいと思います。

御指摘の、教育の無償化を憲法に位置づける必要性や妥当性については、今後大いに議論を行っていくべき課題だと思いますが、いずれにしても教育の経済負担軽減、その質の充実強化につながる方向で議論がなされることを期待するものであります。

次に、参議院の合区解消のために憲法のどの部分をどのように改定すべきと考えているか、

また1票の格差をクリアした上で都道府県選挙区割りが可能となるかとお尋ねがございました。

参議院の合区問題は、このまま放置すれば、全国で10県、20県と合区が広がり、大都市など人口の集中する地域ほど国会議員の数がふえ、有利な施策が展開され続け、結果として大都市などと地方の格差がさらに広がるという負のスパイラルを招きかねないものでありますことから、何としても解消しなければならない問題であると考えております。

しかしながら、一連の憲法訴訟では、現行憲法の地方自治の規定の少なさ、薄さに起因して、その重要性よりも1票の価値の平等が圧倒的に重視されてきたがゆえに、最高裁の憲法判断を受け、合区という事態になってしまったものと考えております。また、そもそも現代において地方自治が果たす役割の大きさに鑑みたとき、憲法上の地方自治の規定について、その役割にふさわしい形でより一層充実することも求められているものと考えております。このため憲法上、地方自治の重要性に関してもう一段重きを置いた構成とすることができないか、またそのことを通じて合区の解消も図れないかということについて、全国知事会においても議論を重ねてまいりました。

先月には、私自身も参加した全国知事会の、憲法における地方自治の在り方検討ワーキングチームによる報告書が取りまとめられ、全国知事会議で報告、公表されるとともに、政府主催全国都道府県知事会議における安倍総理との懇談の中でも紹介されたところです。

この報告書では、地方自治は国民主権の原則及び憲法第13条に規定される幸福追求権の実現のために地方に固有に備わったものであるとの考え方にに基づき、憲法第92条の改正により地方自治の本旨を具体化するとして、住民自治や団

体自治などを明確に位置づけることとしております。あわせて、地方公共団体の条例制定権や財政権などについても憲法上に位置づけることにより、地方自治規定の充実強化を図ることとしております。

こうした地方自治規定の充実強化に加え、合区問題の解消については、参議院議員は地方の視点や知見を持って国全体のために存在する全国民の代表であるとのこれまでの性格を変えるべきではないとの考え方のもと、憲法第43条は変更することなく、憲法第47条に、参議院議員の選挙において、選挙区を設置する場合は、広域的な地方公共団体ごとの区域を単位とする選挙区を含まなければならないとの条文の追加を提案しております。

このように、憲法において地方自治やそれを担う自治体の重要性を明確に位置づけることにより、選挙区制度のあり方をめぐっては、1票の価値の平等とともに地方自治の重要性があわせて鑑みられることとなり、よりバランスのとれた制度体系となるものと考えているところです。そして、これにより、合区といった事態も防ぐことができるものと考えております。

次に、朝鮮半島の危機回避について、安倍総理の姿勢で危機は回避できると考えているのかとのお尋ねがありました。

安倍総理は、検証可能かつ不可逆的な方法で北朝鮮が核・ミサイル計画を放棄するよう、日米、日米韓で協力をして、中国、ロシアを含む関係国とも緊密に連携をしながら、安保理決議の完全な履行を通じて国際社会全体で北朝鮮への圧力を高めて、問題の解決に向けて全力を尽くしていきたいといったことを国会でも答弁されているものと承知しております。

我が国を含む国際社会では、これまで1994年に北朝鮮に対して核計画を断念させる米朝枠組み合意が成立をし、2005年には日米韓3国に北

朝鮮と中国、ロシアを加えた6者会合において、北朝鮮は全ての核兵器を放棄することについて合意するなど、北朝鮮に対し対話の努力を続けてきたものと承知しております。

しかしながら、北朝鮮の軍事的挑発はいまだエスカレートしており、非常に深刻かつ重大な脅威となっています。これまで積み重ねた国際社会の外交的解決努力をも踏みにじろうとする行為であり、断じて容認できることではありません。関係各国が対話の努力を積み重ねてきたにもかかわらず、北朝鮮の軍事的挑発度が上がってきているという現状を踏まえ、現実的視点に立てば、強い圧力をかけ続けることによって、北朝鮮の姿勢を変えさせる努力が求められている時期であると言えるのではないかと考えております。

現在、国連安保理決議の実効性の確保を図る取り組みが進められていますが、これは、制裁の強化を通じて平和的な解決こそ有益な道であると北朝鮮に理解させる取り組みであると考えており、こうした国際社会による制裁を含む外交的対応によって事態が解決することを望むものであります。

次に、北朝鮮問題に対する我が国がとるべき立ち位置について、ミサイルが飛んできたときに撃ち落とせる国になるべきか、それともミサイルが飛んでこないよう努力する国となるべきか、どちらが選択されるべきと考えるか、お尋ねがございました。

北朝鮮の問題につきまして、私は、より平和的な解決手段を模索するほうが有益であるということ、北朝鮮に理解させることが重要だと考えており、国際社会による制裁を含む外交的対応によって事態が解決するよう、努力をし続けるべきだと考えています。

他方、万が一の場合に備えて、我が国の平和と安全の確保のため、ミサイルへの防衛体制な

どをしっかりと講じていくこともまた大事であると考えております。ミサイルが飛んでこないよう努力する国となるべきであります。そして、その努力が真に実効あるものとなるためにも、ミサイルが飛んできたときに撃ち落とせる国になるべきだと考えているところでございます。

次に、現在行っているミサイル対応訓練はいざというときに本当に役立つと考えているのかとのお尋ねがありました。

北朝鮮は、弾道ミサイルの発射を繰り返しており、8月には中国・四国地方上空を通過させ、米領グアム島沖に弾道ミサイルを発射する計画を表明しました。さらに、北海道上空を通過させる弾道ミサイルを立て続けに発射するなど、いまだに軍事的挑発をエスカレートさせています。まことに残念ながら、こうした状況を現実の問題として捉え、訓練をしておかなければならないと考えております。

北朝鮮がミサイルを発射したときには、本県上空を通過することが予想される中であっても、ミサイルの軌道が外れて本県に向かうことも危機管理上は想定しておく必要があります。そのため万々が一に備えて、県民の皆様にもミサイルの爆風などから身を守るための行動をとっていただくために、訓練を実施しておくことは非常に重要であると考えております。

こうしたことから、先月各市町村と情報伝達訓練を行いますとともに、本県としては初めて、高知市で住民避難訓練を実施したところです。建物の中へ避難するといった身を守るための行動はそれほど難しいものではありませんが、ミサイルは発射から極めて短時間で到達することが想定されるため、初動対応によって被害を大幅に軽減できるかどうかが決まってくるという側面があります。

したがって、例えば小さな子供さんであっても速やかに身を守るができるよう、実際

の行動を訓練で体験しておくことは大事であり、いざというときに役立つものと考えております。訓練について新聞やテレビで報道されたこともあり、県民の皆様に対しまして、弾道ミサイルが落下する可能性がある場合に屋内退避が有効であることを周知することに役立ったのではないかと考えているところでございます。

最後に、都市計画道路はりまや町一宮線について、工事再開の判断を引き延ばすことはできないという発想ではなく、新しいまちづくりをするために英知を結集するという発想に転換できないのかとのお尋ねがありました。

はりまや町一宮線は、21世紀に向けた新たな高知のまちづくりを目指した高知駅周辺都市整備のJR土讃線連続立体交差事業や高知駅周辺土地区画整理事業と一体となった街路事業であります。南北交通の円滑化に寄与する唯一の4車線の幹線道路であり、かつ高知市の都市内環状機能を有する道路であります。このはりまや工区の整備により、平成9年から始まった高知駅周辺の都市基盤が概成することとなります。

はりまや工区の駅前通りからはりまや橋小学校までの区間は平成23年に4車線整備が完成しましたが、そこから南の電車通りまでの区間は、工事が中断してから6年が経過し、この間渋滞が発生し、通学児童や高齢者の安全が損なわれています。少子高齢化や人口減少下の社会構造を反映した将来交通量の推計においても、これらの課題に対して何らかの対策が必要であると分析されているところです。

本年9月の第2回まちづくり協議会でお示した新たな道路計画案は、工事を再開するのか、事業を中止するかの2つの選択肢だけではなく、パブリックコメントの多くの御意見や、協議会委員の皆様、高知市など、関係者の意見を取り入れた新たな第3の計画案であります。この案は、まさに県民の皆様からの知恵を結集したも

のであると考えています。

具体的には、新堀川を覆っている駐車場約160メートル区間を取り払った上で、児童や高齢者が安全に通行できる道路の構造を確保しつつ道路幅を縮小するなど、できる限り川面を拡大するとともに、横堀公園の一部を切り込むことで希少動植物が生息、生育する新たな干潟や水面を創出し、さらには石垣の復元等により歴史的な掘り割りの風景を保全することを提案しています。また、高知市からは、歴史まち歩きの手佐っ歩の活用や横堀公園のリニューアルなど、まちづくりの面からも提案をいただいているところです。

このため、新たな道路計画案は、歩行者を含めた交通の安全性や利便性を高め、自然環境や歴史的景観の保全、創出を図るなど、まちづくりにも貢献できる案となっているのではないかと考えております。今後、年明けにはまちづくり協議会から提言をいただき、高知市の意見を聞いた上で、県としての最終判断を行いたいと考えております。

私からは以上でございます。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) まず、津波避難ビルや緊急避難場所について、要配慮者が避難、滞在するため必要な施設改善の支援の仕組み、また避難支援対策のわかりやすいパンフレットを常備し、受け入れる側の体制を整備するための勉強会や訓練の支援についてお尋ねがございました。関連をいたしますので、あわせてお答えをさせていただきます。

要配慮者の皆様への対策といたしましては、これまで市町村における、避難行動要支援者の名簿づくりや具体的な個別計画の作成、計画に基づく訓練の実施に補助を行うとともに、定期的な市町村との協議の中で地域での取り組み状況を把握し、助言も行ってきたところでござい

ます。あわせまして、一定期間生活をする事となる福祉避難所に関しましても、指定を促進する補助金により、運営に必要な物資の整備や訓練の実施などを支援するとともに、訓練の実施については、県が作成をいたしました福祉避難所運営訓練マニュアルを活用した支援も行っております。

一方、津波が起こった際に、最初一時的に避難をすることが想定されている津波避難ビルや緊急避難場所については、一般的な支援策として県の地域防災対策総合補助金による支援がございすものの、長期浸水により滞在が長期化するといったことなども踏まえれば、市町村においても要配慮者を念頭に置いた検討がさらに必要ではないかと考えております。

また、こういう視点も踏まえ、要配慮者のニーズに応じてさらなる対策を講じていく必要があるものと考えており、議員のお話にありました、要配慮者等への支援の方法をわかりやすくまとめたパンフレットの作成や、それを活用した訓練の実施、施設の改善や必要な資機材の整備も含めまして、要配慮者の方々に対します緊急避難場所などでの支援のあり方について、市町村とともに検討してまいりたいと考えております。

次に、災害時の避難行動要支援者の個別避難計画は、支援者と要配慮者がともに策定する過程を歩むことが追求されているのかのお尋ねがございました。

避難行動要支援者の個別計画は、県内全市町村において、避難行動要支援者名簿を作成し、本人の同意を得て、消防や民生委員、自主防災組織など避難支援等関係者に名簿情報を提供した上で策定することとなっております。個別計画の策定は、避難行動要支援者御本人と避難支援等関係者がともに話し合いながら進めていくことが重要であり、県が策定をいたしました個別計画のモデル様式でも、世話人となるコーディ

ネーターを選定した上で支援者を事前に決定し、近隣住民や自主防災組織、民生委員なども含めて個別計画を策定することになっております。策定が進んでいる市町村においても、このような形で策定をしているとお聞きをしております。

こうした形で個別計画を策定するためには本人の同意を得ることが大前提となりますので、まずは平成30年度までに全市町村において、全ての避難行動要支援者に同意を求め、同意の得られた人の名簿情報を避難支援等関係者へ平常時から提供することを、南海トラフ地震対策行動計画にも位置づけているところです。

また、個別計画はこのように丁寧に策定をする必要があるため、避難行動要支援者数の多い市部においては、全員の計画を策定するまでには一定の期間が必要だとのお話もお聞きをしておりますが、県といたしましては、要配慮者の避難支援に関する補助の限度額の引き上げも行ったところであり、今後も引き続きできるだけ早期に個別計画の策定ができるよう、市町村を支援してまいります。

最後に、災害弱者支援センターの設立や減災ケアコミュニケーター育成のための支援についてお尋ねがございました。

議員からお話のありましたように、現在県内のNPO法人において、障害のある方々など災害弱者と言われる方々が、自分の命は自分で守るための自助力を身につけるとともに、支援を受けだけでなく支援ができるようになることを目指して準備室を設立し、ワークショップを開催するなど、災害弱者が防災対策を学ぶ拠点となる災害弱者支援センターの設立に向けた活動が行われているところです。このワークショップの開催には、県にいただいた地域福祉活動への寄附金をもとに、県社会福祉協議会が造成し運用しております高知県福祉活動支援基金から助成が行われることとなっているところでござ

います。

災害時において衣食住や健康面について面倒を見ることができるようコミュニケーションをとる、減災ケアコミュニケーターの育成も含め、これらの活動は、障害のあるなしにかかわらず、日ごろから支援する人も支援を受ける人も互いに支え合おうというものであると承知をしております、特に災害時には大切な視点だと思われまので、県といたしましては、まずはそういった活動をされている方々から、活動の内容や災害時の要配慮者への支援のあり方などにつきまして御意見をお伺いしたいと考えております。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) まず、住宅耐震化の経済負担をさらに抜本的に軽減させ、耐震化を加速するための方策、また生活保護世帯などが耐震化を諦めないようにするための方策を検討できないかとのお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えさせていただきます。

住宅耐震化を促進するためには住宅所有者の経済的負担の軽減が必須であることから、改修工事については92万5,000円の定額補助を基本としつつ、市町村に対して補助金額の上乗せを促してまいりました。その結果、現在25の市町村で上乗せ補助が実施され、補助額が最も高い市町では、上乗せ補助金60万円を加え最大152万5,000円となっております。

また、平成25年度から継続的に低コスト工法に係る事業者向け講習会を開催するなどして普及に努めてきた結果、平成26年度に188万円であった平均工事費が、平成28年度には166万円にまで下がり、また全体の6割の工事が150万円未満で実施されております。これらの取り組みにより、自己負担が少額で済んでいる改修工事の実績もふえており、さらには補助金を事業者が直接受け取ることができる代理受領制度の普及

も進んできたことから、住宅所有者が一時的に工事代金の全額を用意する必要もなくなってきております。

しかしながら、今年度実施した県民世論調査の結果によりますと、住宅耐震に係る補助制度があることを知っている方はいまだ約5割という状況です。このため、より負担の少ない工法の開発、普及などに努めるとともに、引き続き戸別訪問などによって手厚い補助や工事費に係る情報の周知徹底を図り、中でも生活保護世帯などの生活困窮世帯については福祉部局とも連携した周知に努めてまいります。

次に、旧耐震基準の集合住宅の耐震改修を行うとともに、災害後には空き室を仮設住宅として利用できないかとのお尋ねがございました。

集合住宅の耐震化を進め、災害後に空き室を仮設住宅として借り上げることは、住んでいる方の命を守るとともに、仮設住宅確保の観点からも有効と考えます。一方で、集合住宅の耐震化は、戸建て住宅と比較して工事規模が大きく、特に木造以外のものについては費用が多額になるとともに、入居者の合意形成といった課題もあると認識しております。

県では、一定の限度はあるものの、木造以外の集合住宅も耐震化補助の対象としており、現在24の市町村も補助対象としております。しかしながら、特に集合住宅が多く、被災時に仮設住宅が圧倒的に不足することが想定されます高知市では、補助対象となっておりません。このためまずは、高知市に対し、県・市連携会議などのあらゆる機会を捉えて、引き続き制度化を強く働きかけていくとともに、残る9市町村についても制度化を働きかけてまいります。

最後に、公的な家賃補助制度を前提として、被災者が最初に入居したみなし仮設住宅を恒久住宅として引き続き使用可能とする仕組みの必要性についてお尋ねがございました。

災害救助法に基づく応急仮設住宅として、県が民間賃貸住宅を借り上げて被災者に提供する、いわゆるみなし仮設住宅については、入居する被災者が家賃を負担する必要はございません。

しかしながら、この提供期間の終了後も被災者が継続して住み続けるためには、被災者みずから賃貸借契約を締結する必要があり、その後の家賃を支払うこととなります。このため、みなし仮設住宅の提供期間終了後に、経済的負担を理由に被災者が転居せざるを得ない状況も想定されております。

県としても、被災者の負担を少しでも軽減するために、被災後から安定して住まうことができる住宅を提供することが必要だと考えております。今後、東北地方や熊本県などの被災地の事例や、内閣府に設置されました検討会での議論などを参考に、被災者が転居することなく、みなし仮設住宅から恒久住宅へ円滑に移行できる仕組みについて研究してまいります。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、都市計画道路はりまや町一宮線について、子供の安全確保を優先するのであれば、現行道路でも制限速度を抑え、子供の安全を優先した自動車・自転車運転マナーの徹底を呼びかけることで達成できるのではないかとのお尋ねがございました。

このはりまや町一宮線のはりまや工区については、自動車の通行台数も既に4車線化の要件を超えており、交通渋滞の発生や、通学児童、高齢者の安全が損なわれているという状況が現在も継続していることから、今回の計画で道路整備が進むことにより、日常生活の利便性が確保されるとともに、自転車歩行者道の整備など子供の安全・安心につながる環境整備がなされることが期待できます。

一方、道路が整備されたとしても、自動車や自転車の危険な運転行為により、歩行者の安全



が脅かされるおそれも考えられます。そうした中、子供たちの安全を確保していくためには、大人が交通ルールを守ることはもちろん、子供自身が、みずから危険を回避する能力や、交通規則やマナーを守る意識と行動を身につけることが必要だと考えています。

県教育委員会では、これまでも高知県安全教育プログラムに基づき、子供たちに被害者にも加害者にもならない交通安全教育を実施してまいりました。今後も、子供たちへの交通安全教育の徹底を図るとともに、関係機関と連携して安全な環境整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、新聞感想文コンクールで最優秀となった小学生の作文での意見に対する受けとめについてお尋ねがございました。

現在、小中学校においては、例えば道徳教育の中で、自然の偉大さを知り自然環境を大切にすることを育む学習を行い、総合的な学習や社会科においても、公害の防止など環境の保全についての理解を深める学習を進めております。このような学習を通して、子供たちには、人間の経済活動と自然環境が矛盾せず共存するあり方について考え、自分たちはどのように行動すべきかを話し合ってもらいたいと考えています。

議員からお話のあった小学生の作文は、身近な自然環境に興味を持ち、その環境保全についてしっかりと自分で考えた上で意見を発表しているもので、公共事業の重要性と自然環境の大切さの両面から物事を捉えている点がすばらしいと思います。このような若者が多く育っていくことにより、人間と自然が共存する高知県が作られるものと期待しております。

なお、この作文で取り上げられたはりまや町一宮線の整備については、6月に設置されたまちづくり協議会において議論が開始されていると聞いています。9月以降はパブリックコメン

トなどさまざまな意見を踏まえ、自然環境に配慮し、希少動植物と共存する新たな道路計画案について協議検討されていると承知をしております。

次に、保育現場では非正規保育士に頼らざるを得ない状況があると聞くが、なぜそのような傾向になっているのか、またこれら施設の保育士の配置は現場のニーズに対して充足されていると考えているのかとお尋ねがございました。

平成29年4月1日現在の本県における保育士の職員数は、常勤職員のうち正規職員は2,188人、臨時職員は1,628人で、パート職員は931人となっており、議員のお話にありましてとおり、非正規職員の人数が多くなっております。このうち、臨時職員は常勤職員の42%と大きな割合を占めておりますが、これは、出生数が年々減少している中、多くの施設で長期的な雇用が必要な正規職員の採用をちゅうちょする傾向があるためではないかと考えております。

また、パート職員は年々増加をしておりますが、その要因といたしましては、朝夕の延長保育の対応や常勤職員の休憩時間の確保、お昼寝の見守りなどにパート職員を活用したいといった施設側のニーズと、家庭の事情などにより短時間での勤務を希望する保育士側のニーズとが合致し、雇用の増につながっているのではないかと思います。

保育士の充足状況につきましては、県内の全ての保育所などにおいて設置基準上の必要な保育士数を確保しておりますし、保育の実態に応じて基準を上回る職員の配置を行っている保育所などもあります。ただ、現場からは、保育の質を向上するための取り組みや多様な保育ニーズへの対応に加えて保護者への支援など、携わる業務が多岐にわたるようになり、年々多忙になってきているとお声もお聞きしているところでございます。

次に、保育士の処遇改善のための2%の賃上げや、技能や経験を積んだ職員への月4万円の上乗せなどの措置が県内でどれだけ行われているのかのお尋ねがございました。

保育士等の人材の確保と資質向上を図り、長く働くことができる職場を構築するためには、保育士等の処遇改善を行うことが必要であり、その財源として人件費への加算が行われております。この加算は、これまで職員の平均経験年数が上昇することに伴い増加する仕組みになっていましたが、今年度からさらなる上乗せとして、2種類の加算制度が設けられました。

その1つは、議員のお話にあった2%の積み増しですが、これは、賃金改善計画や資質向上のための計画などを策定した場合に行われるもので、県内では、対象となる民間の163施設のうち133施設、82%が申請しております。

2つ目は、技能、経験を積み、リーダー的な役割に位置づけられた職員を配置した場合に、今の2%の加算に加え、さらに職位に応じて月額5,000円から4万円の賃金改善のための加算が行われるものであり、これらは職位の発令や指定された研修の受講を要件としており、163施設のうち75施設、46%が申請をしております。

これらの加算に関する申請がまだ一部の施設にとどまっている理由としては、こうした新しい加算制度の継続性への懸念や、職員間の賃金に大きな差をつけることをちゅうちょしている施設があるためではないかと考えております。

県では、より多くの施設に、新しい加算制度を利用して保育士等の処遇改善に取り組んでいただけるよう、今後も説明会において加算の仕組みなどの周知を図るとともに、個別の助言もさせていただきながら、申請に向けた支援を行ってまいります。

次に、労働環境に関連しての保育士確保の困難性の要因についてお尋ねがございました。

保育士等の人材確保に当たっては、議員御指摘のとおり、給与等の処遇の面だけでなく、労働環境の面においても改善が必要と考えます。平成26年に厚生労働省が実施しました保育士の労働条件に関するアンケート調査におきましても、給与・賞与等の改善6割に続いて、職員数の増員40.4%、事務・雑務の軽減34.9%、未消化休暇の改善31.5%など、労働環境の改善への要望が大きくなっております。

また、潜在保育士の復職支援や就職後の支援などを行う高知県社会福祉協議会、福祉人材センターの再就職支援コーディネーターからも、就業時間が希望と合わない、有給休暇がとりにくいといった、労働環境に起因する不安や不満の声があるとお聞きをしております。

こうした状況に対し、県としましても、子育て支援員の配置によって保育士等の負担軽減に取り組むことを促すとともに、所長、園長を対象とした管理職研修において、働きやすい労働環境づくりの視点を持った組織マネジメントの講座を設けるなど、働きやすい環境整備に向けて支援をしてまいりたいと考えております。

最後に、記録書類の簡素化や研修の開催、受講の工夫などを図ることができないかのお尋ねがありました。

毎日の保育にじっくりと向き合うことや、多様な保育ニーズへの対応、保護者とのコミュニケーションを図るなど、充実した保育を行うための時間的余裕を確保するためには、事務の簡素化や研修の工夫は必要なことであると認識をしております。

まず、事務の簡素化につきましては、県として記録作成等の簡素化に取り組んでおり、報告していただく書類の簡素化や報告回数の縮減など、事務の軽減に努めているところでございます。また、施設側におきましても、指導計画などの様式をフォーマットしているソフトを利用

して作成時間を短縮するなど、パソコンなどのIT機器を活用することも一つの手段ではないかと考えており、指導計画や記録票等の様式の提供などにより利用を促していきたいと考えております。

次に、研修については、研修に参加する保育士の穴を埋める代替職員の確保が難しいことや、郡部からは研修場所が離れており、移動に時間がかかるということなどから、参加しにくいといった声もお聞きをしております。代替職員の確保につきましては、子育て支援員等の活用や、県が行う研修への国の補助制度の活用などの周知を図ってまいります。また、研修の場所や日程については、関係者の御意見もお聞きしながら、参加しやすくなるよう工夫してまいります。さらに、身近な職場で研修を受けられる機会が広がるよう、保育への助言を行うアドバイザーなどによる園への直接訪問や、園内研修で中心的な役割を担うミドルリーダーの養成を充実してまいります。

(総務部長梶元伸君登壇)

○総務部長(梶元伸君) まず、会計年度任用職員制度に係る地方公務員法及び地方自治法の改正の受けとめ等についてお尋ねがございました。

今回の法改正につきましては、新たに一般職の会計年度任用職員制度を創設し、地方公務員の臨時・非常勤職員の任用等に関する制度を明確にすることにより、適正な任用等を確保しようとするものと承知をしております。

本県におきましても、行政需要の多様化に伴います臨時・非常勤職員の増加など、全国と同様の状況にありまして、臨時・非常勤職員の方々が地方行政の重要な担い手として引き続き活躍していただくためにも、適正な任用と勤務条件の確保が必要と考えており、今回の法改正は適切なものと認識をしているところであります。

次に、御質問のありました平成29年4月1日

時点におけます臨時・非常勤職員の職員数につきましては、知事部局ではそれぞれ241名、438名であり、また正職員3,340名と合わせた全職員に占める臨時・非常勤職員の割合につきましては、16.9%となっております。

次に、現在の職についての正職員の配置や常勤化の検討とともに、現在の臨時・非常勤職員の継続雇用についてお尋ねがございました。

まず、臨時・非常勤職員の職の検証につきましては、法改正への対応の一環としまして、現在全庁的に業務内容や勤務状況等について確認を行っているところであります。今後、その結果を踏まえまして、それぞれの職のあり方を検討する予定としており、その際には正規職員の配置や常勤の職により対応することも選択肢の一つと考えております。このことは、会計年度任用職員制度を所管する総務省から同様の趣旨の助言がございますことから、法改正の趣旨に沿っているものと認識をしております。

次に、会計年度任用職員の任用につきましては年度ごととされており、その採用は、地方公務員法第13条の平等取り扱いの原則を踏まえ、できる限り広く募集を行い、選考などの能力実証により公平・公正に行う必要があります。現在勤務されている臨時・非常勤職員の継続雇用につきましては、会計年度任用職員としての選考などの際に、これまでの経験やスキルが能力として一定評価されることもあるものと考えられます。その結果として、新たに任用される方もいるのではないかと考えております。

次に、会計年度任用職員の勤務条件についての認識と、官製ワーキングプアの解消に向けた責任についてお尋ねがございました。

今回の法改正により、会計年度任用職員については、一般職の地方公務員と明確に位置づけられることから地方公務員法第24条が適用されまして、給料や報酬については正職員と同様、

職務給の原則や均衡の原則等に基づき、従事する職務の内容や責任の程度、地域の民間企業の給与水準等に十分留意しながら、適切に決定する必要があるとされております。

そのほか、常勤、非常勤のいずれの勤務形態であっても、時間外勤務手当や通勤手当または通勤に係る実費弁償の支給とともに、一定の要件を満たした場合には期末手当も支給できることとなっております。加えて、休暇につきましては、労働基準法の適用とともに、国の非常勤職員との権衡の観点を踏まえ、必要な制度を整備することとされております。

これらのように、今回の法改正では給料水準や手当などの勤務条件についても、考え方や方針が総務省から示されておりますので、今後法改正の趣旨に沿いまして十分検討してまいりたいと考えております。

次に、会計年度任用職員制度の導入に当たりまして、地方財政計画に必要な財源を盛り込むよう国に要請するべきではないかとお尋ねがございました。

今回の法改正を受けて、総務省の主権により、本県や香川県などで会計年度任用職員についての説明会が実施されましたが、このような場や機会を捉えまして、財源対策について質問や要望を行っているところであります。

国においても、会計年度任用職員制度の導入による財源対策は課題と考えているものと承知をしておきまして、法改正時の国会の附帯決議においては、制度改正により必要となる財源の十分な確保に努めることとされておりますし、国会において総務大臣は、必要となる財源については各地方公共団体の対応などについて調査を行う必要があると考えており、その実態を踏まえながら必要な地方財政措置とその手法についても検討してまいりたいと答弁しております。

今後、会計年度任用職員の導入に当たって、

国が各地方公共団体に対して行う調査の結果を踏まえ、財政措置についても検討されるのではないかと考えております。本県としても国の状況を見ながら、必要となった場合は国に対して財源対策について要望してまいりたいと考えております。

次に、公務における非正規労働者の格差是正のための国への要請についてお尋ねがございました。

今回の法改正に先立って、総務省が設置した、地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会において、国及び地方における臨時・非常勤職員の実態とともに、民間労働法制や民間企業における同一労働同一賃金の議論の動向などを踏まえた議論が行われており、その報告書による提言を受け、今回の法改正が行われたものと認識をしております。県としましては、まずは今回の法改正の趣旨とその内容に沿いまして、会計年度任用職員制度の実施に向け、適切に対応していくことが重要であると考えております。

なお、法改正時の国会の附帯決議におきましては、本法施行後、施行の状況について調査検討を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講ずること、その際民間部門における同一労働同一賃金の議論の動向を注視しつつ、短時間勤務の会計年度任用職員に係る給付のあり方や、臨時的任用職員及び非常勤職員に係る公務における同一労働同一賃金のあり方に重点を置いた対応に努めることとされております。

加えて、総務省においては、各地方公共団体における制度の定着状況や運用状況を踏まえながら、今後も適正な運用や勤務条件の確保について検討していくとのことでありまして、引き続きその動向について注視していきたいと考えております。今後、本県においても、人材確保や処遇改善等のため特に必要がある場合には、

国に要請をしてみたいと考えております。

次に、県の障害者雇用率に関し、非常勤職員が何名含まれているかのお尋ねがございました。

本年6月1日時点の集計では、知事部局において該当する非常勤職員の数は20名でございます。

最後に、障害者雇用の非常勤職員の報酬の根拠と、その改定の必要性についてお尋ねがございました。

まず、障害者雇用率の算定方法において、平成22年7月から新たに一定の短時間労働者が含まれたことを踏まえまして、障害のある方にできるだけ多くの就業機会を提供し、県での就労経験を自立につなげていただくため、平成23年度から障害のある方を対象とした非常勤職員の職を設けておまして、本年6月1日時点では13名の方がその職についております。この職につきましては、障害のある方により多く応募いただけるよう、業務内容については簡易な事務補助とし、勤務時間や勤務日数についても、週29時間勤務または月16日以内勤務を基本としながら、御本人の体力等に応じてより短い勤務時間の設定も可能としているところであります。

御質問のありました報酬の額の根拠につきましては、先ほど申し上げました業務内容から、常勤で事務補助の業務に従事しております臨時的任用職員の単価をベースとして、勤務時間に応じた算定をしております。結果として、総務事務や各業務分野で一定の専門性のある業務に従事しております、他の非常勤職員との報酬額に差が生じることとなりますが、これは、先ほど御説明したように、障害のある方により多く御応募いただけるよう業務内容を設定したことで、他の非常勤職員と業務の性質や内容が異なることによるものであります。このため、報酬の改定の必要はないものと考えております。

なお、こうした報酬額の設定につきましては、障害者雇用制度を所管しております高知労働局においても確認をさせていただき、問題となる取り扱いではないとの見解をいただいております。

今後も引き続き、障害のある方に、より多くの就業機会を提供させていただくとともに、県での就労経験を自立につなげていただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

(副知事岩城孝章君登壇)

○副知事(岩城孝章君) 労働契約法の改正に伴う、公社等外郭団体における対応についてお尋ねがございました。

労働契約法の改正に伴い、本年8月に私名で発出しました通知は、公社等外郭団体において、有期労働契約による職員の無期労働契約への転換に当たって適切な対応を促すことと、このことに関する留意事項をお知らせしたものです。

この通知の中で、お話にありました箇所につきましては、厚生労働省の考え方に沿って、団体において無期労働契約に転換するルールを導入するに当たっては、あらかじめ正職員と無期転換をした職員との役割や責任を明確にしておくよう、業務内容の整理や人事管理等を適切に行うことを求める趣旨であり、通知においては、今回の法改正への対応が無期転換を防ぐためのものといった誤解を招くことのないよう、あわせて注意喚起を行ったところです。

無期労働契約への転換については、本年9月に高知労働局から制度周知の協力要請を受けたところであり、各団体には改めてリーフレットの配付を行うなど、さらなる周知を図ったところですが、今後も機会を捉え、公社等外郭団体に対して適切な対応を促してまいります。

次に、県の出資団体における有期労働契約職員の人数等に関して、また無期労働契約への転換を申し込む職員への対応についてお尋ねがご

ございました。

まず、有期労働契約の職員に関しまして、ことし5月に調査を実施した時点では、県が出資している外郭団体31団体における人数は322名、そのうち今年度末で契約期間が通算5年を満了する職員は55名でございました。

次に、ことし8月末に私名で発出しました通知のうち、お話のありました内容につきましては、公社等外郭団体において法改正に適切に対応する際には、これまで県が取り組んできた公社等外郭団体の健全経営の確保にも引き続き留意していただくことを、その趣旨とするものでございます。今回の法改正への適切な対応と公社等外郭団体の健全経営の確保を両立させることは重要であることから、今後も当事者を含む関係者に対し、法改正の周知徹底を図っていきたいと考えております。

○31番（坂本茂雄君） どうも御答弁ありがとうございました。ちょっと順不同になりますが、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、教育長に保育の関係で、例えば研修場所を工夫したりだとかということや、代替職員の確保についても、どこまで実効性が上がるかということは別にして子育て支援員の活用だとか、そういったことが示されていまして。ただ、研修場所を工夫されるというのは、当然県下のそういったことを配慮するということだろうというふうに思うんですけれども、やはり先ほど私が申し上げたのは、特に郡部での保育の現場で課題になっていることが多かろうと思うんです。

人材を確保したくても例えば高知市に集中していて、なかなかそういった短時間勤務あるいは短期間勤務の非正規の保育士の方を確保できないだとか、そういったことというのは、やはり特に郡部のほうから大きな課題として上げられています。そこへどういうふうに対応してい

くのか、そういったところでも確保できるような情報の提供だとかがやられていくのかどうか、その辺についてもお伺いしておきたいというふうに思います。

それと、先ほどの非常勤職員の障害者雇用の関係で、総務部長は見直すつもりはないというふうにおっしゃったんですけれども、いわゆる業務内容が明確に異なっているかどうかということについて、きちんと言い切れるのかどうか。今、雇用されている方で、いわゆる非常勤職員の幾つかある職群の事務補助になってくる職群1の方というのは極めて少なく、それ以外の人は全部、先ほど言われたような、それと差のある算定根拠になっている。

じゃあその人たちが、その業務の内容とその人の障害度合いとの関係で、本当に適当なのかどうかということ、どこまで明確に判断された上で言えるのかどうか、私はそれは非常に疑問だと思うんです。そのところを本当に言い切れるのかどうかというのを、もう一遍お聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、いわゆる会計年度任用職員制度につきましては、これも2020年度から正式に実施されるということなんですけれども、やっぱりそこまでに至っていく段階で、相当精査しなければならない課題とかも出てくると思うんですね。

その際にやはり、今毎年単年度雇用ですけれども、それを継続更新されている県の非常勤の方たちがいわゆる雇用への不安を抱かないような形の処遇も含めて、十分その現場で働いている方たちの声も聞きながら、今後取り組んでいただきたいと思うんですが、実施に向けての今後のスケジュール、どういうふうなスケジュール感で臨んでいこうとしているのか、その辺についてお伺いをさせていただきたいと思います。

それと、知事が最初に言われましたルネサス高知工場の関係ですけれども、ちょっと私とし

ては提案説明の繰り返しというか、そんなふう  
に受けとめてしまいまして、むしろその提案説  
明で言われたことはすごい強い決意というふう  
に受けとめたわけです。その強い決意が示され  
る以上、何らかの裏づけがあってここまで言い  
切れるのかなというふうに、逆に期待もしたわ  
けです。

そういう意味では、来年もう既に5月までと  
いうタイムリミットがある中で、いつごろまで  
にこういう結果が出せるのかということもある  
と思うんです。確にかつての山形での、ぎり  
ぎりで決まるような事態もあったりはしている  
んですけれども、本当に今働かれている人たち、  
その会社側からの意向調査を受けている人たち  
というのは大変不安な思いで、あるいは家族の  
中で随分悩みながら、話しながら結論を出そう  
としている方たちもおいでます。

そういった方たちが悩み続けなければならない  
期間を少しでも短縮できるように、できれば  
本当にその知事の強い決意の中で結論を出せる  
ような環境がつかれないか。それは、なかなか  
知事お一人だけでも難しいものであろうかと思  
いますけれども、その辺のところを、できれば  
きょう御答弁いただく中で、例えば働かされて  
いる方の御家族の方とか含めて、少しでも安心が  
できるようなことが得られないのかどうかとい  
うふうに思いますので、もう一度お聞きしたい  
というふうに思います。

それと、それぞれ憲法論議あるいは北朝鮮の  
危機の問題など含めて知事のお考えというのは、  
それはそれであるのでしょうけれども、私は、  
やはり朝鮮半島の危機の問題に関しては、こう  
いう不安な思いをしなくてもいい、そういう解  
決をどうやって早くするのか、そのことが今やっ  
ている方策で果たしていいんだろうかというふ  
うな疑問を持っております。ぜひそのところは、  
今後とも県民、国民が安心できるような対

応を図っていただきたいというふうに要請して  
おきたいと思います。

もう時間がありませんけれども、はりまや町  
一宮線の工事については、先ほど年明けには結  
論を出すというふうなことですけれども、年明  
けにも再度、この間の検討会の結果を踏まえて  
最終報告案が出されます。最終報告案が年明け  
に出されて、そして県が検討することになると  
思うんですけれども、やはり私はもう一度、ま  
ちづくりをどうやって本当に転換していくのか、  
先ほど述べたような視点で御判断いただけたら  
というふうなことについてお伺いして、以上で  
質問を終わりたいと思います。

○教育長（田村壮児君） 保育士の研修の場所の  
件でございますけれども、お話にありましたよ  
うに、今現在は高知市の教育センター等で行う  
ことが多くなっておりまして、郡部から参加す  
るにはなかなか時間もかかってしまうと、そう  
いう問題がございますので、ブロック別に開催  
するような形で、できるだけ近くで参加しやす  
いような、そんなことも考えていきたいという  
ふうに思っております。それから、大方高校に  
おきましては、サテライト会場でテレビ会議的  
な会場もございますので、そういった活用も考  
えていきたいというふうに考えているところで  
ございます。

それから、代替職員の確保についてござい  
ますけれども、これについては必ずしも保育士  
でなくても、子育て支援員で対応できる業務も  
ございます。なかなか保育士を確保するとなる  
と人材確保が難しいという面がございますが、  
子育て支援員であれば大分ふえてきております  
ので、確保が比較的可能ではないかというふう  
に思っております。子育て支援員の人材バンク  
への登録とかといったことも進めてまいりたい  
ですし、それからそういったことの活用につい  
て施設への説明もさせていただきたいと、そう

いうふうに考えております。

○総務部長（梶元伸君） まず、障害のある方を対象として採用した非常勤職員の関係でございますけれども、先ほど御説明しましたように、障害のある方により多く御応募いただくということとしておりますので、その募集の際に業務内容については簡易な事務補助とさせていただいているところであります。

一方で、今議員の御指摘もそのような事例なのかというのはありますけれども、補助事務に従事していただく中で、職員によっては経験あるいは能力が高まって、業務内容がより高度になっていくというような場合というのはあるというふうに考えております。このような場合については、一定の専門性のある業務に従事している他の非常勤職員の業務内容と同等となっていることを確認させていただいた上で、当該非常勤職員の報酬額と同額とするという取り扱いをしているところでございます。したがって、障害のある方が勤務をしている所属にも確認をさせていただいて、所定の手続きを行って報酬を見直すというような対応を個別にさせていただくということになろうかと思っております。

それから、スケジュールの点であります。会計年度任用職員につきましては、現在先ほど申し上げましたように全庁的な実態調査をさせていただいております。さまざまな職があるものですから、非常にこれは時間をかけて丁寧にさせていただかなければならないと思っておりますが、一方で平成32年度の施行に向けて、それまでに採用手続もしなければならぬということでございますし、何よりも職員団体の皆様と丁寧に交渉をさせていただく必要があります。したがって、今実態調査は年度明けぐらいまでかかるかなと思っておりますけれども、来年度しかるべき時期に提示をさせていただいて、真摯な議論をさせていただいて、それが決着す

れば、しかるべき時期に条例を提案させていただくということになろうかと思っておりますけれども、確たる時期がいつかというのはまだこれからの検討ということでございます。

○知事（尾崎正直君） まず、ルネサスの問題でありますけれども、私も従業員の皆さん、さらに家族の皆さんとお会いしてお話をすることもあります。いろんな席でお会いしてお話を伺いますけれども、本当に不安でいらっしゃるお気持ちというのは私にもひしひしと伝わってくるところであります。何とかしなければならぬと、そういう思いであります。

提案説明でもそういう思いで、できる限り安心していただきたいという思いで、できる限り具体的に、提案説明の段階からお話をさせていただいたところでありますが、さらに踏み込んだこととして、私どもとしての考え、ある意味戦略といいますか、言わせていただきますれば、大きく言いますと3点あるというふうに思っています。

第1、ルネサス社に、単に雇用の継続ということにとどまらず、承継先の確保ということ、これを第一義として全力を挙げてもらいたいということを強く申し入れてきているということでもあります。この点についてルネサス社には、民意、そして県議会の御指摘を踏まえて、しっかりと全力で取り組んでいただかなければならぬと、そう思っています。私も強く申し入れてまいりました。

第2点でありますけれども、やはりこの問題については、半導体業界とか、こういう関係の業界の事情に非常に詳しくないと、なかなかそのアプローチも難しいというところがあると思っています。既に300社近く、いろいろと投網をかける方式でアンケートを行ったりしてきました。そういう中において、いろいろと得られた情報もあります。また、提案説明でも申し上げまし



たが、極めて業界内の情報に詳しい専門家の方をお雇いさせていただきまして、恐らくこういうアプローチがあるんじゃないかということで、より確度の高い形でのアプローチというものに今転換をしてきているところでありまして、こういうより確度の高いアプローチを今後も繰り返していきたいと、そういうふうに思っています。

そして、3点目でありますけれども、やはり広く情報を募ることが大事だろうと考えています。県内の民間のいろんな関係の方々にも情報をいただきながら、より対象範囲を広げていきながら、アプローチも今後重ねていくということを考えていきたいと、そのように考えております。

あくまでも交渉事でありまして、特に民民ベースの話もありまして、具体的に何社何社と言えないというところがありまして、申しわけなく思いますが、先ほど申し上げたような方針でもって、ルネサス社には本気になってもらう、もう随分本気になっていただいていると思いますけれども、その取り組み、さらに我々として業界の事情に精通してより精度の高いアプローチをすること、さらには多くの皆様方をお願いをして情報を広く収集すること、こういうことを通じて、何としても承継先の確保を図るべく努力をしていきたいと、そのように考えています。

山形でもぎりぎりの段階でしたので、高知もぎりぎりの段階まで、何としても我々として結果を出すべく努力を重ねたいと、そのように思っています。

それから、はりまや町一宮線についてということですが、最終報告書案をいただいているから、私も最終的に判断をさせていただきたいと、そのように考えているところです。ですが、随分、今回提示させていただいている案という

のは、本当に多くの皆さんの思いを受けとめて、いろんな方の知恵が結集された案ではないかと思えます。新しい案になることによって、この第3の案によって、今駐車場で塞がれている部分なんか全部表に出ることになるんですね。今の状況よりも水面としてあらわれてくる面積は随分広がってくる箇所もあるということなのでありまして、いろんな方の思いを反映したものではないかと思えます。

ただ、最終報告書案に至るまで、まだ議論がありますでしょう。いろんな方の御意見があると思えますから、最終報告書案にそれが反映されますでしょう。さらに、出てからもその他の意見もありますでしょう。いろんな御意見を踏まえて、私として判断をさせていただきたいと、そういうふうに思っています。

○副議長（明神健夫君） 暫時休憩いたします。

午後3時20分休憩



午後3時40分再開

○議長（浜田英宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

36番米田稔君。

（36番米田稔君登壇）

○36番（米田稔君） 私は日本共産党を代表して、以下質問を行います。

まず、原発について知事にお伺いをします。福島原発の過酷事故から6年9カ月がたちましたが、事故原因はいまだに究明できず、6万8,000人とも言われる方々が避難生活を強いられています。溶け落ちた燃料の状態もほとんど不明で、廃炉工程表で示されていた燃料取り出しも3年先送りになりました。この現実を直視する必要

があります。

9月12日、学者の国会と言われる日本学術会議は、提言「我が国の原子力発電のあり方について—東京電力福島第一原子力発電所事故から何をくみ取るか」を公表しています。その中で、事故の影響の大きさとともに、原発は安全対策の費用が事前に予測不可能な工学的に未完成の技術であり、決して経済的ではないこと、核燃料サイクルの見通しが無いもとでは資源の賦存量に制約された化石エネルギー同様、長期的に見れば供給力に限界があること、使用済み核燃料の処理方法が未定であることなど、原子力発電の持つリスクを直視して、電力供給方式の転換、再生可能エネルギーの基幹化によるエネルギー供給方法を提言しています。

2017年6月初旬、稼働中の原発は5基であり、エネルギー供給源としての原子力への依存度は1%を切っています。再生可能エネルギーの基幹化に大きくかじを切る必要があります。学術会議の提言をどう受けとめておられるのか、知事にお聞きします。

四国では、伊方原発3号機の運転が開始されていますが、1号機は昨年3月廃炉を発表し、その際知事は、今回の1号機の廃炉については、原発への依存度低減に向けた具体的な一歩であり、歓迎いたしますとコメントを発表しました。

2号機は現在停止していますが、四国電力は、昨年、再稼働を目指すとしていたものを、ことし6月に、費用と運転期間、電力需要の見通しも見ないといけないうして、今年中に再稼働の判断をすると変更し、さらに先日、伊方2号機が発電する電力がどのように活用されていけるのかをよく見きわめる必要がある、今後の電力需要の見通しを慎重に判断したいと、判断を年度内に先送りしました。要は、減少する電力需要と新電力参入の動きなどを背景としての経営判断ということでもあります。電力の安定供給に

不可欠との言葉は出てきません。

伊方2号機は既に建設後35年たっており、廃炉となった1号機の4年半後に運転が開始された古い型の原発です。2号機を廃炉にすれば原発リスクを軽減できます。再生可能エネルギーの接続可能量も増大します。

県として、四国電力が判断を下す前に、多くの県民が示してきた再稼働反対の声と、県の原発への依存度低減の方針をしっかりと届け、2号機の廃炉を求めるべきではないか、知事にお伺いします。

次に、TPP、農業問題について伺います。TPPをめぐる、離脱した米国を除く11カ国による新協定、TPP11が大筋合意したと報道されています。日本政府は、アメリカにアジアの貿易でおくれをとるとの焦りを誘い、TPP復帰を促すという理由で同協定を主導してきました。しかし、現在のトランプ政権は、TPPではなく2国間協定を目指すと宣言をしています。ことし2月10日の日米首脳会談で日米経済対話の名のもと、財政、金融などでの連携、貿易枠組みでの協議を行うことを決定しました。当然、TPP以上の水準の要求が押しつけられることは必至です。全米米協会は1月、2国間の貿易協定を支持する声明を出しています。米国食肉協会もTPP後の2国間協定を要求しています。

そうしたもとの、大筋合意を優先したやり方に、国内の懸念を置き去りにした対応も批判を免れない、国会論戦や情報開示も不十分だ、合意を急ぐ理由など全くない——北海道新聞、焦点だった農業分野の合意内容見直しは結局手つかずのまま、農業者の懸念を置き去りにしたとの批判は免れないとの声が上がっています。

心配されているのが輸入枠の問題です。もともと米国を含む12カ国を対象に設定した低関税輸入枠で、乳製品の場合は生乳換算で7万トンとなっていますが、離脱した米国分3万トンが

想定されていたとすれば、その分を差し引かず7万トンを維持すると、ニュージーランドやオーストラリアで輸入枠を満たし、これとは別に米国から、2国間交渉で3万トン以上の輸入枠を改めて迫られることは必至だと指摘をされています。また、ただでさえ設定量が大き過ぎて、実効性がないと評されていた牛肉などのセーフガード——緊急輸入制限の発動基準数量も未改定ですので、TPP11の国は米国抜きで、ほぼ制限なく日本に輸出できることとなります。

TPP11と日米FTAによって二重の打撃を受ける懸念があると思いますが、知事にお聞きをいたします。

次に、台風21号による農業被害に対する支援について農業振興部長に伺います。このたびの台風によって575ヘクタール、ビニールハウスなど施設6.6億円余、作物6.4億円余、計13億円余の被害を受けています。心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧と農業経営等の安定を願うところです。

何人かの方に現場でお会いもして、お話を伺いました。4反余りのハウスで軟弱野菜を栽培する農業者は、二重に張ったハウスのフィルムが破れ、雨風によって野菜が大きく傷つきました。ちょうど正月向け出荷用で、一年で最も収入があるときでの大きな痛手であります。ハウス、農作物で1,000万円の被害になると言っています。そして、収穫作業がなくても、受け入れている外国人研修生5人への支払い等も必要です。30歳代の農業後継者は、実効ある支援策をと訴えていました。他の農業者を含めて、厳しい自然の中で農業経営を続けるために、やりがいと展望が持てるきめ細かな支援をと話されています。

県は今回の農業被害に対して、実情に対応する支援に努力し、取り組まれています。さらに本格的な対策の検討と実施を強く求めるもの

であります。

1つは、この方はまさに農繁期で、一刻も早いハウスの修理、復旧が必要で、緊急に知人の業者に発注をしました。こうしたケースを含めて柔軟に災害復旧の対象となるよう、あるいは県独自の支援策をつくるなど検討すべきと思いますが、お伺いをいたします。

第2は、紹介したようにハウスの修繕、復旧の間はもちろん、また作物が従前のように育ち、販売できるまでの間、現金収入は期待できず極めて深刻です。軟弱野菜等の農業共済の充実とともに、融資制度についても無利子に加えて、一定の収入、安定的な経営が回復できるまで償還の据え置きや期間の延長などを行うべきと考えますが、伺います。

第3に、今回の台風被害を受け、やむなく離農される方もいると伺っています。これらの方々の蓄積した技術、また耕作地を活用いただいて、新規就農者育成と一緒に取り組む道を検討してはどうか、お伺いをいたします。

次に、人権行政について伺います。昨年12月16日施行となった部落差別の解消の推進に関する法律は、部落差別解消のための理念法と言いつつながら、歴史に逆行して新たな障壁をつくり出し、部落差別を固定化、永久化する恒久法であり、その危険は極めて重大であります。部落問題は封建的身分そのものではなく、その残滓の問題です。その解決は民主主義の前進を図る国民の不断の努力を背景に大きく前進し、国の同和対策特別事業終結から15年たつ今日、社会問題としての部落問題は基本的に解決された到達点にあります。時として起こり得る間違った認識や偏見に基づく言動などがあつたとしても、社会で受け入れないという民主主義の力を強めていくことこそ重要です。行政の施策は全ての国民に公平に運用するのが原則であり、人権問題の相談、教育、啓発活動は、憲法に基づき一

般施策で行うのが当然ではありませんか。

本法の重大な危険性、問題の第1は、国会審議においても本法律を必要とする立法事実が明らかになっていません。現在もなお部落差別が存在するとし、その解消を目的にしています。しかし、法務省の統計による、インターネットでの人権侵犯事件は256件から1,869件と、10年間で7倍以上に増加しているのに対して、そのうち同和関係は0から7件で推移をしており、立法事実は基本的に存在していません。また、国会の参考人質疑の中でも、部落解放同盟の、差別はいまだに根深く厳しいとの認識に対して、自由同和会推薦の参考人は、差別の過大評価だと思う、日本は差別をうまくなくしてきていると述べ、全国地域人権連代表は、国民の多くが日常生活で部落問題に直面することはほとんどなくなった、部落は今日では既に消滅及び過去の歴史的概念になりつつあると指摘しているのがあります。

第2に、法律上初めて部落差別なる言葉が出ていますが、定義規定がありません。部落とは何を指しているのか、出身者というのはどこまで言うのかなど、国会で法務省も法案提案者も答えることはできませんでした。定義がないために肝心の何を解消するのが明確でないこと、またこれまで部落民以外は差別者としてきた特定の運動団体の介入を許すとともに、市民の表現や内心の自由が侵害される危険は重大です。

第3に、不公正な同和行政による特権と利権の復活が懸念されます。部落差別の解消に関する施策、相談、教育及び啓発、実態調査の条文は無限定で、これが民間運動団体の、あれも差別、これも差別といった根拠となり、補助金や委託による施策を押しつけられ、学校や自治体、企業や地域あるいは人権擁護委員にまで特定団体による教育、啓発が強制されかねません。また、各地になお残る、個人給付を含む同和対策

の特別扱いを固定、助長することにもなります。

第4は、行政に義務づけられる実態調査は、旧同和地区住民を洗い出すという新たな人権侵害を生み出します。また、精密調査や行き過ぎた意識調査によって、それ自体が国民の内心を侵害し、分け隔てなく生活している住民の間に新たな壁をつくり出す危険があります。これらが部落問題についての自由な意見交換を困難にし、部落問題の解決に逆行することは明白です。

16年前の2001年1月26日、総務省地域改善対策室は、膨大な事業によって同和地区を取り巻く状況は大きく変化した、特別対策をなお続けていくことは差別解消に必ずしも有効ではないなどを理由に、特別対策を終了し一般対策に移行することを、今後の同和行政について明らかにしました。そして翌年3月、33年間にわたり16兆円が投下された、同和関係特別対策の終了に伴う総務大臣談話が発表されました。今回の法制定は、長年の国民、行政の営みと同和问题解決の歴史的到達を踏みにじるものと言わなければなりません。

参議院法務委員会で、法と施策の実施に当たっての附帯決議が可決されています。過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講じることなどを求めています。

指摘しました本法の危険性、問題、そして附帯決議の受けとめと、法に基づく施策の実施に当たっての基本姿勢について知事にお伺いをいたします。

次に、17年前に発覚した闇融資事件と県政改革にかかわってお聞きいたします。特定の協業組合等への26億円もの闇融資が明らかとなり、議会調査特別委員会で延べ59人の証人招致、延べ26人を地方自治法、刑事訴訟法で告発し、元副知事や現職県幹部が逮捕されるという県政を揺り動かす大事件でありました。

なぜこのようなことが起きたのか。県が特定の団体、企業や個人に対し主体性のない判断をしたり、特別の便益を図ろうと対応するなど、行政の古い体質が深く関与していた、同和対策が団体対策や団体の幹部対策に陥り、県が同和対策の基本をゆがめ、極めて異常な判断をした結果であると、議会の調査で明らかにしています。再発防止対策では、県職員の意識改革の推進と公務員倫理の確立などとともに、同和行政に対する主体性の確保、同和行政の透明性の確保等、同和対策事業の見直しの推進を提起しました。そして、高知県は、全国に先駆けて同和特別対策から一般対策への移行、運動団体との話し合いの公開や、地域を限定した施策や調査の廃止など、具体的な見直しを行ってきました。

今回の法律に基づく施策の実施に当たって、同和行政の見直し、堅持してきた具体的な対応など、痛苦の体験を踏まえた県政改革の営みを損ねたり、ましてや逆行するようなことがあってはならないと考えますが、知事の見解を伺います。

また、県政史上最大の事件、闇融資事件、その歴史と教訓を風化させてはなりません。幹部職員初め全ての職員にその歴史と教訓を継承することなど、絶えざる県政改革の推進に今後どう取り組むのか、改めて知事の見解、決意を伺います。

次に、医療・介護問題についてお伺いします。

ことしは地域医療構想の策定、国保都道府県単位化への準備、さらに5月の31本の法律を一括で強行採決した介護保険の改悪と、大きな変動が続きました。さらに、来年度は診療報酬、介護報酬の6年に1度の同時改定の年であり、財務省が大幅なマイナス改定を要求しており、医療・介護崩壊に結びつくとの懸念、反対の声が出されています。医療・介護の基盤の確立、充実、安心して住み続けられる高知県を築く

上で、また本県の雇用と地域経済にとっても極めて重要な役割を担っています。

そこで、県の基本姿勢、また具体的取り組みについて伺います。財務省は10月25日の財政制度等審議会財政制度分科会で、2018年の診療報酬改定について、薬価部分のみならず本体部分も引き下げて、2%半ば以上のマイナス改定が必要との方針を示しました。また、同時改定となる介護報酬についてもマイナス改定の方向が打ち出されました。

診療報酬は、2002年から2008年にかけて4回連続でマイナス改定が行われ、各地で医療崩壊と言われる事態を引き起こしました。その後も、この事態を立て直す抜本的なプラス改定はなされていないまま、2014年には実質マイナス改定、2016年には再びマイナス改定が行われました。こうした状況の中で、11月8日に中央社会保険医療協議会に示された第21回医療経済実態調査では、2016年度の一般病院の損益率はマイナス4.2%と過去3番目に悪い数値となり、厳しい実態が明らかとなりました。診療報酬の削減は、長時間勤務による医師の過労死、看護師の流産、切迫早産の多発など医療現場の過重労働が医師不足、看護師不足を加速させるという悪循環をもたらしています。中山間地の多い高知県では、医療機関そのものが撤退するという深刻な事態につながっています。

財務省は国民負担の抑制を診療報酬引き下げの理由としていますが、診療報酬は医療機関経営の原資であり、患者に安全・安心の医療を提供するには、必要な人件費や設備関係費を確保できる技術料の評価が不可欠です。診療報酬引き上げを国民負担と対立させるのは、国民と医師、歯科医師の分断を狙った意図的なもので、断じて容認できません。

財務省は1995年を100として、診療報酬本体が賃金や物価の水準と比べて高い水準と主張して

いますが、この比較方法は、どの年度を起点とするかで大きく変わります。日本医師会は、アベノミクスが始まった2012年を起点とすれば、2016年度の診療報酬本体の水準は賃金や物価より低くなることを示し、データが恣意的と批判をしています。削減を言うなら、欧州諸国に比し1.5倍から2倍と高い、日本の新薬の薬価にこそメスを入れるべきです。診療報酬本体引き下げは医療従事者の人件費引き下げにつながりかねず、年率3%の賃金引き上げを目指すとする政府の方針とも矛盾をします。

介護についても、10月26日に示された介護事業経営実態調査結果では、2016年度の全体の平均収支差率は3.3%で、前回調査、2013年度7.8%と比較して大幅に低下をしました。全国老人福祉施設協議会は、10月5日に発表した平成28年度収支状況等調査結果速報の中で、収支差率2.5%に低下し、2002年の調査以来最低を記録し、赤字施設は2005年以来最大の33.8%になり、もはや限界、プラス改定なければサービス維持も困難にと主張をしています。

マイナス改定によって、医療機関や介護事業所の経営悪化、現場の労働環境の悪化がさらに進み、閉鎖や診療科の縮小などが起これば、患者さんや地域住民は医療へのアクセスが制限され、介護が受けたくても受けられないといった事態を強いられることとなります。また、医療・介護分野の就業者の多い本県にとっては、地域経済にも深刻な影響を与えることは必至です。

来年度の診療報酬と介護報酬について、財政制度等審議会が示すマイナス改定の影響をどう把握されているのか、安心して住み続けられる高知県づくりに逆行するマイナス改定は反対すべきではないか、あわせて知事にお聞きをします。

次に、地域医療構想と地域包括ケアについてお聞きします。この10月、高知県社会保障推進

協議会が県下の市町村と、国保の都道府県単位化、地域医療構想、子育て支援策などについて懇談を行ってきました。その中で市町村からベッド数削減について、高知県を狙い撃ちにしているのではないかと、医療機関も心配している、在宅を進めるには訪問医療をふやさないといけないが、自治体独自では対応できない、霞が関は現場の実態がわかっていないと厳しい意見が出されました。医療サービス体制についても、村には入院施設がなく、どうサービス体制を構築していくかが課題、室戸で看護師不足でベッドが廃止となり田野まで来ている、香美市には小児科がなく南国市まで行っている、唯一ある産婦人科は産科が近く閉鎖になる、高度医療の病院は高知市に集中し、何カ月かに1度の通院の交通費が大きな負担になっているなどの意見が出されています。また、行政区内の医療のニーズ、病床の動向を把握できていないと正直に話す自治体もありました。

県の医療構想は、4つの二次医療圏ごとの病床数を示し、急性期、回復期及び慢性期の機能区分については、できるだけ構想区域内で対応することが望ましいとの基本的考えのもとで構成されていますが、4つの医療圏に基づく病床数の判断だけでは、医療圏内の地域的な医療施設の偏在もあり、それぞれの地域に住む住民のニーズに対応できるということにはなりません。

今後、さらに市町村ごとに必要な医療機能はどのようなもので、どう確保していくか、県と市町村が十分連携した取り組みが不可欠だと思いますが、健康政策部長にお聞きをいたします。

地域医療構想は、政府が施設から在宅へという大きな流れの中で位置づけているものであり、地域包括ケアとメダルの裏表の関係にあります。来年度は、市町村の第7期介護保険事業計画と県の支援計画がスタートします。第6期計画以後の計画は、2025年に向け、第5期で開始した

地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療・介護連携等の取り組みを本格化していくものとなっており、医療との関係はますます重要となります。現在取り組んでいる第6期計画は、高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムを構築するため、1、在宅医療・介護連携の推進、2、認知症施策の推進、3、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、4、高齢者の居住安定に係る施策との連携に取り組むこととなっています。

県の第6期介護保険事業支援計画の総括と第7期の支援計画の問題意識について地域福祉部長に伺います。

介護保険による要支援の訪問・通所介護が、市町村実施の地域支援事業へと移行させられました。同事業については、専門家のサービスを受けられる道は残ったものの、市町村の総事業費には上限が設けられており、結果としてサービスの抑制や劣化、重度化による介護財政の悪化、事業者の撤退、雇用の場の減少など、住み続けられる地域づくりに逆行する懸念が極めて強いこと、基本チェックリスト優先で介護認定を受ける権利が侵害される危険があるなど、この場でもたびたび取り上げてきました。

さらに来年度から、介護認定率の減少、介護度の改善など成果によって、市町村を通じて事業所に支払われる介護報酬に傾斜をつけるインセンティブ改革が導入されます。しかし、先行実施した自治体においては、介護保険、市町村事業からの無理な卒業が強要される事態が明らかになっています。

村瀬博三重短期大学非常勤講師は、卒業となった方の追跡調査の結果を、国会の参考人質疑で以下のように述べています。自費のサービス事業所に通っている人が約1割、卒業したものの重度化して介護保険のほうへ戻ってきた方が2割、自宅で元気に生活していると回答した

人が4割以上、しかしその実態は、ボランティアによる月一、二回のサロンでは回数、内容とも不十分、また送迎がなくなり行く手段がない方が多数いることを明らかにしています。結局、卒業した方々は元気に生活している状況ではなく、ほとんどがサービス復活の待機者であり、待機している間に重度化する方がかなり見えると指摘をしています。そして、介護保険法に規定された目的、理念は、介護が必要になったとしても能力に応じて福祉・医療サービスを利用し、自立して日常生活が営めるようにすることにあり、介護度の改善だけが成果とする捉え方は介護保険法からの逸脱ですと強調をされています。

また、日本ケアマネジメント学会の服部万里子副理事も、市町村に介護度の改善目標・結果公表を義務づけ、成果が上がった市町村に財政的インセンティブを行えば、市町村が介護認定を厳しくするおそれがある、事業者も改善する可能性で利用者を選別することにつながると批判。必要なサービスを受けられず、人としての尊厳が守れないことがあってはなりません。それは、政府が掲げる介護離職ゼロにも逆行します。さらに重症化が進めば、中長期的には介護保険財政にも悪影響を及ぼします。

県内の介護保険の卒業に関する状況とインセンティブ改革の問題点をどう捉えているのか、またインセンティブ改革が導入された場合には、県として利用者のフォローアップをしっかりと行い、先行自治体で発生したような切り捨ての防止をとることが必要と思いますが、地域福祉部長にあわせてお聞きをします。

財政的インセンティブの財源として、介護保険事業への国の調整交付金の活用と傾斜配分が政府でも検討課題となっています。これでは介護保険法の目的どおりの、福祉・医療サービスを利用し、自立して日常生活が営めるようにす

る取り組みをしているところは交付金が減額されます。違法な罰則と言えます。限界集落やひとり暮らしの高齢者が多い本県で一律に卒業を求めることは、高齢者を社会的孤立に追いやる危険があります。

そもそも、調整交付金は自治体の責めによらない要因による第1号保険料の水準格差の調整を行うものです。介護保険における財政的インセンティブの財源に調整交付金を使うことは断じて許されないと思いますが、地域福祉部長の御所見をお聞きします。

次に、国保の都道府県単位化について伺います。11月に公表された県の国保運営方針は、国保を国民皆保険制度の最後のとりでとした上で、年齢構成が高く医療費水準が高い一方で、低所得者や無職者の被保険者が多くと構造的問題にしっかり言及していること、また医療費適正化についても、県民誰もの願いである健康と長寿を確保し、生活の質を向上させることで、結果として医療費の伸びを抑えることが重要です、生活の質の向上を図るためには、最後まで自分らしく生きられるよう本人の意向に沿った形で、医療から介護、施設から居宅に移行していく必要があります、療養環境の整備や転院、退院を支援する仕組みづくりに取り組みますと、削減ありきでない基本姿勢を示しており、極めて重要だと思います。

全国知事会も国保の都道府県化の議論の中で、協会けんぽ並みの保険料負担率まで引き下げるには約1兆円が必要との試算があると、保険料格差是正につながる財政基盤の必要性を訴えています。

国民健康保険制度改革における国と地方の協議の中で、国保の財政基盤の強化に向け、来年度から投入される約1,700億円を含め、約3,400億円の公費の拡充が決定されていますが、国保の安定的な運営のためにはさらなる拡充を国に求

めるべきと思いますが、知事の決意をお聞かせください。

子供医療や福祉医療の自治体独自の窓口負担の軽減に対する国のペナルティー、調整交付金の減額分について、市町村は一般財源からの繰り入れを行い、高い国保料の引き下げに努めています。厚労省も、減額分は一般会計等による所要の財源措置を講じられたいとしてきました。これまでは国保は市町村の運営でしたが、来年度から県も加わるわけで、県としても高過ぎる国保料を少しでも引き下げるために、市町村の努力に見合った一般財源での負担が求められるのではないのでしょうか。

少子化対策の一環として、子供の均等割軽減に県として取り組むことを提案したいと思います。政府も来年度から未就学児に対する減額分を廃止しますが、それで生まれた財源は新たな少子化対策に活用してほしいと自治体に要請をしており、新たな制度を工夫するにはよいタイミングと考えます。

課題解決先進県として、子供を持つ家庭の負担軽減を図るために、子供に係る国保料の均等割の軽減を全国に先駆けて実施し、国制度としての実現を迫っていく姿勢が問われていると思いますが、実施に向けて検討するつもりはないか、知事にお聞きをいたします。

次に、ビキニ事件に関してお聞きします。

10月6日、ことしのノーベル平和賞に、核兵器禁止条約成立に貢献したI CAN——核兵器廃絶国際キャンペーンが選ばれました。ノーベル委員会は、核兵器がもたらす破滅的な結果を人々に気づかせ、条約で禁止しようと草分け的な努力をしてきたことを受賞理由としています。条約の前文には、被爆者の苦しみと被害に留意するとの文言が盛り込まれ、第6条の支援の条項では、核兵器の実験による被爆者に対する医療や経済的支援が明記されました。



2014年9月議会で知事は、国に対して新たな資料に基づく科学的な検証を行うべきだと強く求めていくと答弁をされ、県は2年間にわたって健康影響に関する相談会を実施してきましたが、それを契機に、2016年2月被災船員と遺族の方々10人が船員保険の労災認定の申請を行いました。

I C A Nが成立を求めた条約は、医療的・経済的支援を求めている多くの元船員と関係者にとって大きな意義を持つものと考えますが、知事の認識をお聞きます。

さて、本県の要望を受けた厚労省は、900万円の予算を計上し、2015年1月から2016年5月まで、独立行政法人放射線医学総合研究所理事、明石真言氏を代表とする研究班に、ビキニ水爆関係資料の線量評価に関する研究を委託しました。2016年5月に発表された報告は、元船員の被曝線量は極めて低く1ミリシーベルト前後、健康に影響が出る被曝量ではないというものでした。1954年3月から5月の間、ビキニ環礁での計6回の核実験による放射能総量は広島原爆の3,220倍、それは広島原爆を8年と9カ月半毎日爆発させた量で、1日後の核分裂生成物の放射能総量は6,425億2,300万キュリーとなり、延べ1,000隻に及ぶマグロ船が汚染し、汚染マグロは廃棄され、98隻が死の灰に汚染等と記録される規模でした。にもかかわらず、明石氏を代表とする分析班の報告では、被曝したのは第5福竜丸だけということになります。全く事実と科学的検証に耐えられないずさんなものでした。

昨年9月議会で健康政策部長が、もう一步踏み込んだきめ細かな検証をしていただけないか国に求めていきたいと述べ、分析の継続を厚労省に要請したことは至極当然なことでもあります。

労災申請に係り放射線影響判断に当たった有識者会議は、この明石真言氏の厚労省研究班が担当しています。非公開とし、議事録も作成さ

れておらず、短期間で結論を出すべき労災認定であるのに、労災申請から1年10カ月たった今になっても見解が出せないままの異常な事態となっています。その理由を全国健康保険協会船員保険部は、有識者会議から放射線被災状況の判断が示されていないためとしています。

私どもは、明石氏が行ったビキニ水爆関係資料の線量評価に関する研究の収支簿を取り寄せました。そこに、本県を初めとした元船員の現状や病歴の追跡調査の項目や、最先端で最新の研究結果を出した、歯や血液を分析した研究者のもとへ行き意見を聞いた形跡は見つけれません。結局は、手元にある資料をまとめただけの分析としか思えないものです。900万円の調査額は相当な調査が可能なものですが、明石氏への毎月支給の給与だけがコンスタントに記されていることが目に残るものです。

さらに、明石真言氏がかかわる研究については、新たな不信なことが発覚をしています。11月8日、会計検査院は平成28年度決算検査報告で、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が行った、福島第一原子力発電所の事故関連者の被曝線量や関連分析、評価を行う事業について、10万人の事業予算でわずか645人しか収集しておらず、到底疫学的研究を行うことは見込めないとわかっていたにもかかわらず、事業費1億2,919万円を受け取ったと指摘、不当事項と断定しました。

この研究開発機構は、実はさきに指摘したビキニ水爆の線量評価を行った独立行政法人放射線医学総合研究所が名称を変えたものであり、明石真言氏がその執行の長として位置づいている組織です。厚労省は、県がもう一步踏み込んだ調査をと要請したことに応じていません。しかし、これら一連の明石氏にかかわる不正な事象が出てきた以上、ビキニ水爆関係の線量評価の再調査・分析を求めるべきです。その

際は、本県が相談会で招いた、被曝線量評価の第一人者で、血液、歯の検査を行っている広島大名誉教授、星正治グループや、国際学会で染色体分析からの線量評価を発表した元環境科学技術研究所の田中公夫博士、歯の分析データを持つ岡山理科大の豊田新教授などの名を挙げて求めるべきです。

県としては被曝された船員の皆様方に寄り添っていくことが大事だと考えていますと議会答弁されていますが、その姿勢を堅持し、ビキニ水爆関係の線量評価の再調査を厚労省に要請すべきと考えるものですが、健康政策部長にお聞きをします。

労災保険の認定においても、また岩手、宮城、神奈川、静岡、三重、和歌山、徳島、鹿児島などの被災船員、遺族を代表して、高知の元船員が救済を求めている国家賠償請求訴訟においても、被曝量の科学的評価が求められ、それは人類と環境に対する放射能核汚染の影響を科学的に明らかにする重要な作業でもあります。核兵器禁止条約第6条にある支援の対象は、広島、長崎はもちろん、ビキニ、マーシャル、チェルノブイリ、福島、その他ネバダ、クリスマス諸島、モンゴル、ウイグル、チベットなど、核実験場にある人々であり、地球規模に広がっています。

核実験による被害を訴えて、核兵器禁止条約第6条がうたう支援の実効ある対応を求める被災船員がいる本県において、核兵器の使用や核実験がもたらす脅威を明らかにするサミットやシンポジウムなどを開催し、二度とビキニ水爆のような被曝者を出さない運動を率先して行うべきと考えますが、知事の御所見を伺います。

次に、戦争遺跡の保存と活用について伺います。

戦争体験を語り継ぐ世代も少なくなる中、戦争の実態を後世に伝える重要な役割は人から物

へと移りつつあります。その物、遺跡や遺品も十分な保存がされておらず、後世にどう残し伝えていくかは大きな課題となっています。

先日、私たち県議団は高知県護国神社に伺いました。故西村幸吉さんがパプアニューギニアの戦死者の遺骨収集で見つけ、持ち帰ってこられた遺品が納められているとのことで、その貴重な遺品を見せていただくためでした。何発もの銃弾が貫通した飯ごう、真っ二つに割れた鉄かぶと、泥まみれになっている軍靴、どれほどすさまじい戦場だったのか、胸に迫る物言わぬ証人に圧倒されました。しかし、これまで展示されたこともなく、保存状況も十分ではありません。

県内では、こうした貴重な遺品、遺物が保存、展示されることなく消滅する危機的状況となっています。県としてどのような認識を持たれているのか、文化生活スポーツ部長に伺います。

さて、さきの9月議会で吉良県議が、旧陸軍歩兵第44連隊の講堂や弾薬庫の保存について質問をいたしました。それに対して知事は、県が取得するには高いハードルがあるとしながらも、慎重に判断したい、そのため、当該土地については売却手続が進められようとしている段階にあり、検討可能な時間は限られているのではないかと危惧があるので、その点については財務事務所に要請したいと答弁をされました。そして、11月1日に高知財務事務所に、民間への売却手続を凍結するよう文書での申し入れをされ、財務事務所からは11月16日、入札公示予定を一旦留保するとの回答が寄せられ、現在に至っています。この間の県の御努力に敬意を表したいと思います。

そこで、何点か伺います。まず、県は、今後県文化財として指定する価値があるかどうかを専門家などの意見を聞き判断するとしていますが、具体的にどのような対応をされているのか、

これまでの意見聴取ではどのような意見が出されているのか、教育長に伺います。

旧陸軍歩兵第44連隊の弾薬庫等を保存する会の方々が知事への申し入れを提出した際、副知事からは高知大学や国とも話をしてみたいとお話をいただいたと伺っていますが、その後こうした話し合いの場が持たれたのか、この点は副知事に伺います。

全国的に見ても貴重な建物、戦争遺跡であることは明確で、どのように保存、活用するかをめぐってはもう少し検討協議を行い、精度を高める必要があります、県として主体的な保存、活用のために取り組むべきと思いますが、知事にお伺いをいたしまして、第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 米田議員の一連の御質問にお答えをいたします。

まず、伊方原発に関連して、日本学術会議の再生可能エネルギーの基幹化に関する提言をどう受けとめているのかとお尋ねがありました。

再生可能エネルギーの基幹化によるエネルギー供給方法の転換を図るべきという日本学術会議の提言は、再生可能エネルギーの導入を進めることにより、原発への依存度を低減していくべきという本県の考え方と方向性は同じものと考えます。

一方で、日本学術会議の提言の中では、国に対して、再生可能エネルギーの基幹化を図る上で課題となる、低コスト化や安定供給化に向けた研究開発を促進することを求めています。国においても、エネルギー基本計画の中で、再生可能エネルギーを積極的に推進していくため、系統強化、規制の合理化、低コスト化などの研究開発などを着実に進めることを明記しており、こうしたことに取り組みされていくものと認識しております。

本県においては、既に地域の大部分で送電線

への連系制約が発生するなどの課題が生じていることから、国に対して送電網の強化や蓄電池の導入に対する支援の充実などの政策提言を行ってきており、引き続きこうした取り組みを通じて、再生可能エネルギーの導入促進を図ってまいります。

次に、四国電力が判断を下す前に県民の再稼働反対の声や県の原発への依存度低減の方針を届け、2号機の廃炉を求めるべきではないかとお尋ねがありました。

本県としましては伊方原発3号機の再稼働に当たって、その安全性や必要性について、四国電力との勉強会を通じて徹底的に確認し、確認した内容をわかりやすく取りまとめ、県民の皆様公表してまいりました。公表後においても、新たに県民の皆様から寄せられた不安や疑問の声に対しては、改めての勉強会の開催や個別の問い合わせを通じて四国電力に説明を求め、安全性などを確認してきております。また、本年度も四国電力の株主総会において、伊方原発3号機の安全対策の徹底を求めるとともに、原発への依存度を低減させるべきとの本県の考え方をお示ししてきたところであります。

今後、仮に四国電力が2号機についても再稼働の申請をすることになれば、3号機のとくと同様の対応をとりたいと考えております。すなわち、勉強会などを通じて2号機の安全性や再稼働の必要性などについて徹底的に確認を行った上で、本県としての意見を述べていくことを考えております。

次に、TPP11と日米FTAによって二重の打撃を受ける懸念があると思うがどうかとお尋ねがございました。

本年1月に米国でトランプ氏が大統領に就任し、TPPからの離脱を正式表明して以降、我が国主導によって議論されていきましたTPP11協定が、先月10日に大筋合意されました。国に

よりもと新たな協定の内容は、米国を含んだTPP12の協定の範囲内であり、米国に対して将来的にTPPの枠組みに入ってきてほしいとの思いから、農業分野の内容については見直しが行われていないとされております。

しかしながら、現時点において米国は2国間のFTAによる経済協定を望んでいることから、仮に米国がTPPの枠組みに入らなかった場合には二重の打撃とならないよう、新たな協定には、締約国の要請があったときには協定の見直し協議を行うという旨の条項が盛り込まれたものと承知しております。

また、これまでのTPP対策を定めた国の政策大綱につきましては、日EU・EPA対策などを新たに盛り込み、総合的なTPP等関連政策大綱として改訂をされました。

本県の場合には、中山間地域が多いといった厳しい実情もある中で、仮にTPPが発効すると、中山間地域の農業者を中心に、将来の経営への不安感が生産意欲を減退させ、結果として生産量が低下することも懸念されてきたところです。国においては、国内の生産者が将来にわたって持続可能な農業が展開できるよう、改訂後の大綱に基づき十分な経営安定対策を講じていただくとともに、農業者の不安や懸念の声を解消するため、今後も丁寧な説明を行っていただきたいと考えているところでございます。

次に、人権行政に関しまして、部落差別の解消の推進に関する法律に基づく施策の実施に当たっての基本姿勢などについてお尋ねがございました。

部落差別の解消の推進に関する法律は、部落差別は現在もなお存在するとともに、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、部落差別の解消に関し基本理念を定め、国、地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実などについて定めることによって、

部落差別のない社会を実現することを目的として昨年12月に施行されたものであります。

また、同法の附帯決議においては、法の適正かつ丁寧な運用に努めることや、過去の運動団体の行き過ぎた言動など、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることもあわせて総合的に施策を実施すること、さらには新たな差別を生むことがないよう留意して、その内容、手法等に配慮することなどが求められています。

本県においても、同和問題に係る差別発言や落書きは依然として存在しておりますし、最近ではインターネットの普及に伴い、掲示板への悪質な書き込みなどが発生しています。また、これまで県が実施してきた、人権に関する県民意識調査では、同和問題に係る人権意識は高まってきているものの、依然として同和地区の人を意識するとする回答が一定寄せられていることから、同和問題に対する差別意識は今なお残っています。こうした中でこの法律が施行されたことは、県が取り組んでまいります同和問題の解決に寄与するものであると考えています。

議員のお話にありました、法の施行によって、不公正な同和行政による特権と利権の復活、さらには新たな人権侵害を生み出すことになりはしないかといったことについては、附帯決議においても法に基づく施策の実施等に当たって配慮すべき事項として具体的に掲げられており、この附帯決議の内容に十分に留意して取り組んでまいりたいと考えております。今後、この法律に定める国の施策の内容や国と地方の役割分担等が明らかになりましたら、県としても、附帯決議にも留意して、これまでと同様に透明性や主体性を確保しつつ、同和問題の解決に向けてこの法律に基づく施策にしっかりと取り組んでまいります。

次に、この法律に基づく施策の実施に当たっての同和行政や県政改革に関してお尋ねがありました。

県では、特定の協業組合への融資事件を受けて、県政改革に向けての決意を表明するとともに、県と同和関係団体との話し合いにおいては、主体性と透明性を確保することで県民の理解が得られるようにするなどの見直しを行ってまいりました。具体的には、話し合いを報道機関に公開し、その結果を県のホームページで公開するとともに、参加者の人数と話し合いの時間を制限し、短時間で効率よく行うこととしています。

今後、県としては、部落差別の解消の推進に関する法律に基づく施策の実施に当たっても、こうした取り組みを続けてまいりたいと考えております。

次に、過去の融資事件の歴史と教訓を継承することなど、絶えざる県政改革の推進に今後もどう取り組むのかのお尋ねがございました。

県では、特定の協業組合への融資事件を総括し、県政改革の方向性をより具体的なものとするための行動指針として、平成21年3月に県政改革アクションプランを策定し、組織として不適切な政策決定を防ぐとともに、対話と実行を基本に県民本位の県政を推進するため、職員が萎縮することなく公平・公正で前向きに仕事ができる組織・環境づくりに取り組むことといたしました。事件の教訓を継承する取り組みにつきましては、アクションプランの策定直後の平成21年度から、事件の経過や反省を踏まえた県の取り組みなどをまとめた研修資料を作成し、職員が職位が上がるたびに受講する研修のメニューに組み込むことで、繰り返し学ぶことができるようにしております。また、誤った決定や選択の動きに組織として歯どめがかかるよう、意思決定のプロセス公表のルール徹底、法令

遵守や費用対効果等の観点からの予算執行のチェックなどに取り組んでまいりました。

平成27年4月に策定した県政運営指針においてもこの考え方を引き継ぎ、先ほど申し上げました取り組みが継続できているかについて、毎年度PDCAサイクルによる点検を実施し、これまでの経緯や取り組みを風化させることがないよう取り組んでおります。

今後も、こうした取り組みを継続し、県庁が組織として公平・公正な意思決定を行うとともに、対話と実行を基本姿勢として、県民の皆様の期待と信頼に応え、真の意味での適切な政策判断ができる組織づくりを進めることで、県勢浮揚に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、医療・介護問題に関し、まず診療報酬・介護報酬改定の本県への影響についてお尋ねがございました。

現在、国においては、厳しい財政状況にありながらも、全ての団塊の世代が後期高齢者となる2025年度を見据え、国民の生活の質を向上させるとともに、世界に冠たる国民皆保険制度等を維持し、次世代に引き渡すことを目指した取り組みが進められています。

このような状況の中、今月7日に開催されました社会保障審議会医療保険部会において、平成30年度診療報酬改定に当たっての基本認識として、人生100年時代を見据えた社会の実現、どこに住んでいても適切な医療・介護を安心して受けられる社会の実現、制度の安定性・持続可能性の確保と医療・介護現場の新たな働き方の推進などといった考え方が示された上で、改定の基本的視点と具体的方向性として、地域包括ケアシステムの構築と医療機能の分化・強化、連携の推進や医療従事者の負担軽減、働き方改革の推進などが挙げられたところであります。

また、介護報酬の改定については、今月6日

に開催されました社会保障審議会介護給付費分科会において、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、国民一人一人が状態に応じた適切なサービスを受けられるよう、地域包括ケアシステムの推進、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現、多様な人材の確保と生産性の向上などが、基本的な考え方として挙げられています。

今後、国においては来年度の診療報酬や介護報酬の改定に向け、議論が本格化することとなります。現在示されている基本認識などは、本県が進める、誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けることができることを目指した、日本一の健康長寿県構想の方向性と一致するものであり、適切な報酬改定がなされることを期待するところです。

なお、来年度以降、改定された診療報酬や介護報酬による影響について注視していき、関係者の皆様の御意見などもお聞きした上で、必要に応じて全国知事会などと連携を図って、国への提言を検討したいと考えております。

次に、国民健康保険の都道府県単位化における国費の投入に関し、さらなる国への働きかけについてお尋ねがありました。

今回の国民健康保険制度改革に当たっての国と地方の協議において、全国知事会を初めとした地方団体は国に対して、国民皆保険を支える重要な基盤である国保が将来にわたって安定的に運営できるよう、国費の投入による財政基盤の抜本強化を求めてきました。その結果、平成27年2月に行われました国民健康保険の見直しについての議論の取りまとめにおいて、約3,400億円の公費の拡充が決定されました。

また、この議論の取りまとめでは、今回の改革後においても運営の状況を検証しながら、国保制度の安定的な運営が持続できるよう国保制度全般について必要な検討を加え、その結果に

基づいて必要な措置を講ずるものとされるとともに、今後も厚生労働省と地方との間で真摯に議論を行うこととされております。このため、来年度以降新たな制度による国保の運営状況を検証しながら、必要に応じ国に対して、さらなる財政基盤の強化について全国知事会を通じ、また市長会や町村会とも連携し働きかけを行い、被保険者にとってなくてはならない国保が安定的に運営され、持続可能な制度となるよう取り組んでまいります。

次に、国民健康保険料の子供のいる世帯への均等割の軽減の実施について検討するつもりはないかとお尋ねがありました。

国民健康保険では、医療給付に要する費用を賄うために被保険者に保険料の負担をお願いしていますが、所得や資産といった能力に応じた負担だけでなく、子供を含めた全ての被保険者に保険給付による受益に応じた負担をしていただくこととされており、子供の多い世帯ほど負担が増加することとなっております。一方、我が国の少子化の現状は危機的な状況にあり、将来にわたって国や地方が活力を維持していけるよう、若い世代が安心して結婚し子育てを行うことができる環境を整えるために、幅広い分野での思い切った政策の展開が不可欠となっております。

このような状況から全国知事会としては、子供の多い世帯の負担軽減を図るために、国保料の子供に係る被保険者均等割の軽減措置について、今回の国保制度改革に向けた、国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議において提案を行った結果、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、引き続き議論していくものとされたところです。

御提案のありました、国保料の子供に係る被保険者均等割の軽減措置を全国に先駆け本県が実施することにつきましては、国保法で軽減措

置に関する政令の定めが必要とされていることなどから法令上問題があると考えられることや、軽減に伴い減収となる国保料にかわる多額の財源が課題となります。このため、新たな軽減制度の創設は国において議論をしていただく必要がありますので、今後においても全国知事会を通じ、制度導入について要望をまいります。

次に、ビキニ事件に関し、まず核兵器廃絶国際キャンペーンが成立を求めた核兵器禁止条約は、医療的・経済的支援を求めている多くの元船員と関係者にとって、大きな意義を持つものとするがどうかのお尋ねがありました。

核兵器の廃絶と世界の恒久平和を目指した今回の条約制定に向けた、被爆者の方々の活動に深く敬意を表します。今回の条約では第6条において、各国は核兵器の使用または核実験の影響を受けた者に対して、医療ケア、リハビリテーション、心理的な支援や、社会的、経済的に受け入れられるよう言及されているところです。

今回の条約は世界122の国または地域の賛成で採択されており、世界中の多くの方々に、被曝された方々への支援の必要性が広く認識されたことは大変意義深いことだと思います。また、我が国は賛成していませんが、条約制定をめぐる一連の取り組みやICANのノーベル平和賞の受賞を契機として、日本国民の間にも被爆者の存在とその方々への支援の必要性が再認識されたことは、元船員の方々にとっても大変心強く意義深いものと考えます。

次に、核兵器禁止条約第6条がうたう支援の実効ある対応を求める被災船員がいる本県において、核兵器の使用や核実験がもたらす脅威を明らかにするサミットやシンポジウムなどを開催し、二度とビキニ事件のような被曝者を出さない運動を率先して行うべきではないかのお尋ねがありました。

核兵器の廃絶は国家間で取り組むべき重要な

課題であり、世界人類共通の願いであると考えております。本県では、核兵器の廃絶を強く訴え、全面撤廃を推進するため、県議会において昭和59年には非核平和高知県宣言が、平成9年には高知県の港湾における非核平和利用に関する決議がなされております。非核平和高知県宣言にありますように、あらゆる国の核兵器の廃絶を全世界に強く訴え、核兵器の全面撤廃と軍縮を推進し、もって世界の恒久平和達成を目指すものであり、この姿勢に変わりはありません。

核実験等による健康影響については、平成26年度から28年度にかけて県内3カ所で健康相談会を開催しており、その中で県外講師等をお招きし講演していただいているところであります。この講演会においては、元乗組員だけではなく、家族、遺族、県内市町村関係者の方々にも参加いただきました。

今後とも、県として関係者の皆様から要望があればお話をお聞きし、協力できる点があれば対応していきたいと考えており、シンポジウムなどを行う場合には何らかの形で支援することも検討をまいります。県といたしましては、核廃絶に向けた努力というのは積み重ねていくべきだと考えており、引き続き非核平和高知県宣言等を尊重しながら、平和行政をしっかりと推進してまいりたいと考えております。

最後に、旧陸軍歩兵第44連隊の講堂や弾薬庫の保存、活用についてお尋ねがございました。

旧陸軍歩兵第44連隊の弾薬庫等の保存、活用につきましては、9月議会でもお答えしましたとおり、県が文化財を取得、保存するのは極めて限られたケースであることや、広い土地全体の利用を考える必要があるといったことを鑑みれば、県が土地、建物を取得してまで行うには相当ハードルが高いと考えますが、まずは文化財としての価値について専門家の意見をお聞き

して、慎重に判断してまいりたいと考えております。

このことについては、教育委員会において年内に県文化財保護審議会の部会を開催して、文化財としての価値について御意見をいただくことと聞いておりますので、その結果や関係機関との協議を踏まえて考えてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(農業振興部長笹岡貴文君登壇)

○農業振興部長(笹岡貴文君) まず、ハウスの修理、復旧に対する柔軟な対応についてのお尋ねがございました。

台風等で被災した農業用ハウスの被覆資材の修繕につきましては、主に農業共済制度を活用していただいております。この制度につきましては、ハウスの被覆の被害があった場合、一刻も早くハウスの復旧に取りかかれるよう、農業共済組合の損害評価を受ける前であっても、被害を受けたビニール等の被覆を保管しておくこと、または写真を撮っておくことで補償の対象となると伺っております。ハウス本体につきましても、平成26年2月の豪雪被害を受けて27年度に見直され、ハウスの耐用年数期間中であれば最大80%、耐用年数経過後であっても最大60%の補償が受けられるなど、補償内容が大幅に拡充されております。また、同制度への県内の加入率は約9割と全国でもトップクラスとなっており、既に今回の台風の被害に係る共済金の支払いも始まっているとお聞きしています。

県といたしましては、平成16年度より園芸用ハウスの災害復旧に対する支援を行ってきたところですが、今回の台風で被災された農家の方々の切実な声もお伺いし、負担が少しでも軽減されますよう、補助率の引き上げや園芸用育苗ハウスの補助対象への追加、また従来原状復帰が原則としていたものを、より災害に強いハウス

での復旧も可能とするなど、補助要綱の改正を行いました。さらに、より早期の復旧を進めるため、見積もり取得要件の緩和や、市町村予算措置前でも復旧に着手できるようにするなど、できる限りの緩和を行ったところでございます。また、今月5日には各市町村やJA等を対象に説明会を開催し、今般の取り組みについて広く周知を図ってきました。

今後も、被災された方々ができる限り早期に営農が再開できますよう、農家の皆様に寄り添った対応に努めてまいります。

次に、軟弱野菜などの農業共済の充実とともに、融資制度についても無利子に加えて、一定の収入や安定的な経営が回復するまで償還の据え置きや期間の延長などを行うべきではないかとお尋ねがございました。

農業共済制度につきましては、ハウス本体に加えて施設内農作物も園芸施設共済に加入できますが、補償の範囲は農作物の生産費に限定されており、加入状況は園芸施設共済加入者の約5割にとどまっています。一方、平成31年1月に開始される収入保険制度は、災害のほか価格低下による収入減少も補填の対象となることから、高知県農業共済組合はハウス本体は園芸施設共済、施設内農作物等の農産物は収入保険制度に加入していただくよう勧めているところです。

また、融資制度につきましては、国が今回の被害に対する金融上の支援措置として、農業近代化資金やスーパーL資金など、制度資金の貸付当初5年間の無利子化などの措置を講じたところです。償還の据え置きや期間の延長は、農業近代化資金の場合、法令等により償還期間が15年、据置期間が7年と定められておりますが、実際の申請状況を見ますと、据置期間を2年または3年に設定しているのが現状です。償還期間が長期になった場合、資金繰りが改善され、



経営が安定化するといったメリットがある一方で、利子が増大し、農業者の負担が大きくなるのが課題と考えております。このようなことから、償還の据え置きや期限の延長は慎重に対応することが必要であると考えますが、被災された農業者の皆様が営農を継続できるよう、お話を十分お伺いしながら対処してまいります。

最後に、台風被害によってやむなく離農される方の技術や耕作地を活用した新規就農者の育成についてお尋ねがございました。

台風第21号では、香美市や高知市、香南市などで農業用ハウスや農作物に大きな被害が発生しました。県としましては、まずは被災された農家の皆様に寄り添い、早期の営農再開に向けて取り組んでいくことが第一であると考えています。そのため、農業振興センターの職員が、JAや市町村などとともに被災された農家の皆様のもとにお伺いして、被災した農作物の管理への助言や、復旧に向けた各種制度の説明と活用方法、経営相談等を実施しているところです。今後とも、JAや市町村などの皆様と連携しまして、被災された農家の皆様が一日でも早く営農再開できますよう、全力で取り組んでまいります。

なお、それでもやむを得ず離農される方がおられる場合には、御本人の意向を踏まえながら、農地中間管理事業などを活用しまして、優良な農地が新たな担い手に引き継がれますよう取り組んでまいります。また、農家の御協力がいただける場合には、JAや指導農業士等と連携し、学び教えあう場などにおいて、蓄積された技術の継承にも取り組んでまいりたいと考えております。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) まず、市町村ごとに必要な医療機能はどういうもので、どう確保していくか、県と市町村が十分連携した取り組

みが不可欠ではないかとお尋ねがありました。

地域医療構想は、日本一の健康長寿県構想の目指す姿である、県民の誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることのできる高知県を目指して、一人一人の生活の質を向上させる観点から、よりふさわしい療養環境を確保するとともに、地域における病院、診療所、薬局などの医療資源の効率的な配置と、医療・介護の連携を通じた効果的な医療体制の構築を目指すものです。

地域医療構想に掲げたあるべき医療提供体制の実現のため、二次医療圏と一致した4つの構想区域ごとに設置した地域医療構想調整会議において、地域の医療機関や介護事業所、市町村の担当者により、地域の各医療機関が担っている役割や病床の稼働状況の現状把握を行いながら、将来のあるべき医療提供体制について御議論いただき、おのおのの医療機関が今後担うべき医療機能について検討し、役割を分担していただくこととしています。

一方、議員御指摘のように、市町村ごとの医療資源の分布や地域医療に関する課題は多様であり、個別の市町村の単位で、必要な医療の確保について解決困難な課題がある場合は、当該市町村と関係医療機関、医師会等の関係団体との協議に県が積極的に関与し、課題解決に向けて協働して検討していくことが重要と考えています。これまでも、個別に市町村から御相談をいただき、県と当該市町村、関係医療機関により地域医療の確保に向けた協議を続けている事例もあり、引き続き市町村と連携して地域医療の課題解決に努めてまいります。

次に、ビキニ水爆関係の線量評価の再調査を厚生労働省に要請すべきと考えるがどうかとお尋ねがありました。

ビキニ環礁水爆実験による健康影響については、昨年12月に国に対してさらなる検証を実施

していただくよう要望しました。現在も国家賠償案件として係争中である状況に変わりはありませんが、県としては要望を続けていくことは大切なことだと考えていますので、国には改めて要望をしていきたいと思えます。

なお、調査をどの研究者が行うかについては国が決めることですが、御指摘のあった方々の研究が行われていることについては、前回の要望時に資料として国に提供しています。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) まず、第6期介護保険事業支援計画の総括、第7期介護保険事業支援計画の問題意識についてお尋ねがございました。

第6期介護保険事業支援計画におきましては、日本一の健康長寿県構想のもと、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの実現を目指し、在宅医療・介護連携の推進や認知症施策の推進などに重点的に取り組んでまいりました。その結果、各福祉保健所圏域において、病院から円滑な在宅生活への移行を図る、入退院時の引き継ぎルール策定や運用に向けた取り組みが始まりますとともに、全ての市町村で、認知症の早期の発見と対応のための認知症初期集中支援チームが平成30年4月までに設置される見込みとなるなど、着実に進捗しているものと考えております。また、施設の整備状況につきましては第6期計画の期間中に、特別養護老人ホーム233床や認知症高齢者グループホーム72床など、居住系の介護保険施設367床の整備が進められているところでございます。

一方で、地域によっては、地域包括ケアを担うべき医療・介護・福祉のサービス資源が十分でない場合や、サービス間の連携が円滑でないといった課題もございます。このため、第7期計画におきましては、地域包括ケアシステムをより深化、推進する段階と位置づけ、これまで

の取り組みを強化することに加え、県内に整備が進んでまいりましたあつたかふれあいセンターや集落活動センターなどとの協働により必要なサービスを確保するとともに、サービス間の連携を強化する高知版地域包括ケアシステムの構築に向けた検討を市町村や関係者の皆様とともに進めていく必要があるものと考えております。

今後、こうしたことを課題と捉え、第7期計画の策定や第3期日本一の健康長寿県構想のバージョンアップに向け検討を深めてまいります。

次に、介護保険の卒業に関する状況とインセンティブ改革の問題点について、導入された場合の利用者のフォローアップについて、また財政的インセンティブの財源に調整交付金を使うことについてお尋ねがございました。関連をいたしますので、あわせてお答えをさせていただきます。

介護保険制度は、高齢者の有する能力に応じ自立した日常生活を送ることができるよう、必要なサービスを提供することを目的としていますし、状態を改善するための支援は、高齢者のQOLの向上や尊厳の保持のためにも重要であると考えています。このため県といたしましても、短期集中的に状態の改善を図るサービス事業所の育成に、市町村とともに取り組んでいるところです。

この取り組みの中では市町村に、サービス期間終了時には必ず事業所などの関係者と話し合いを持ち、必要に応じてサービスを継続するなど、御本人の状況を踏まえた対応をしていただくようお願いをしております。これまでのところ、無理にサービスを終了した事例はないと伺っているところでございますが、今後も引き続き、フォローアップも含め慎重な対応を要請していきたいと考えております。

こうした高齢者の自立を支援する取り組みを

積極的に実施する事業所や市町村にインセンティブを設けることは、その取り組みの推進に一定の効果があると考えています。一方で、事業所へのインセンティブにつきましては、改善の効果を見込みやすい高齢者ばかりを集めることにつながるのではないかと懸念なども指摘をされておりますことから、介護報酬上の評価については適正なサービス提供が担保されるよう、国においてしっかりと検討していただきたいと考えております。

また、市町村へのインセンティブの付与につきましては、評価に際し市町村の規模などによって不公平が生じないようにする必要がありますし、その財源としては、介護保険財政調整交付金とは別枠で措置すべきものと考えております。こうした意見を全国知事会を通じて提出しているところであり、引き続き国の議論を注視してまいります。

県といたしましては、今後も高齢者が必要なサービスの提供を受けることができるよう、サービスの調整を行うケアマネジャーの資質向上のための研修会の開催や、高齢者の状態に応じたサービスについて個別に検討を行います地域ケア会議の開催への支援などの取り組みを充実してまいります。

(文化生活スポーツ部長門田登志和君登壇)

**○文化生活スポーツ部長（門田登志和君）** 戦争の貴重な遺品や遺物が保存、展示されることなく消滅する危機的な状況になっていることへの認識についてお尋ねがございました。

戦争の遺品や遺物を将来にわたり保存し展示公開することは、本県の歴史を次世代に引き継いでいく上で重要なことであると考えております。県では、これまでも県立歴史民俗資料館におきまして、戦時資料について収集、保存を行いますとともに、常設展示室の近代史コーナーで展示公開も行ってまいりました。また、平成

27年度には県の遺族会を通じ、戦没者御遺族の方々から戦地からの手紙や軍服、勲章など、266点の資料を寄贈いただき、その活用を図るところでございます。

今後におきましても、本県の戦争の歴史を後世に伝える重要な資料の収集、保存や展示公開に努めてまいります。

(教育長田村壮児君登壇)

**○教育長（田村壮児君）** 旧陸軍歩兵第44連隊の講堂や弾薬庫について、県文化財として指定する価値があるかどうかを判断するためにどのような対応をし、これまでどのような意見が出されているのかについてお尋ねがございました。

県教育委員会といたしましては、先ほど知事の答弁にもありましており、旧陸軍歩兵第44連隊弾薬庫などの文化財としての評価については県文化財保護審議会の建造物、史跡を所管する部会の意見をお聞きして判断したいと考えており、現在は議論の材料となる情報収集を行っているところでございます。

本物件につきましては、高知市が調査を実施しておりますことから、まず高知市からこれまでの経過をお聞きし、調査にかかわった専門家から調査内容の聞き取りを行っております。また、同様の施設に関する全国的な文化財としての指定状況や施設の現況などについて把握するため、明治期の国土防衛史を研究されている専門家から全国的な状況をお聞きするとともに、全国の都道府県に対して照会を行ったところでございます。

今後、収集した情報を整理した上で、年内に県文化財保護審議会の部会を開催したいと考えております。

(副知事岩城孝章君登壇)

**○副知事（岩城孝章君）** 旧陸軍歩兵第44連隊の弾薬庫等を保存する会との面談後の話し合いの状況についてお尋ねがございました。

旧陸軍歩兵第44連隊の弾薬庫等につきましては、現在教育委員会において、高知市が行った調査結果の精査や全国の状況調査等の情報収集を行っています。こうして収集した情報を整理した上で、県文化財保護審議会の部会を、先ほど教育長がお答えしましたように年内に開催して、文化財としての価値について御意見をいただくとのことですので、その結果を踏まえ、関係機関と協議を行っていきたくと考えています。

○36番（米田稔君） それぞれ御答弁ありがとうございます。再質問をさせていただきます。

朝倉、第44連隊の弾薬庫等の保存、活用についてですが、9日に旧陸軍歩兵第44連隊弾薬庫等の保存と活用を考えるシンポジウムに参加させていただいて、本当に改めてその価値の大きさというか、全国にない、そういうお話をお伺いして、何としてもという思いを強くしています。その中でさまざまな意見が出されましたが、保存、整備することによって、歴史に向き合い、学び伝える場として第二の生命が宿ると、得ることができるということが語られていました。埋蔵文化財の専門家です。また、建築物を調査された方は、さまざまな考え方の人を含めて、未来に備えて遺跡を維持することが今大切だという訴えをされていました。

知事が言われたように、確かにハードルが高いということかもしれませんが、真摯にその一つ一つに今取り組まれているので、敬意を表したいと思います。

同時に、ぜひ知事、また教育長、現地も見ていただいて、百聞は一見にしかずではないですが、十分実感を持って、その遺跡がどうかということ、戦跡がどうかということのみずからの目と足できちんと見ていただきたいなというふうに思いますので、その意思についてどうかということをお聞きしたいと思います。

2つ目は、農業被害のことで、新しく収入保

険制度というのがありますけれど、聞くところによると、青色申告をされた方しか対象でないということになると、また一部のしか保険の対象にならないと、大体2割から3割というふうに聞いているんですが、そういう問題点もあれば、また改善をしていかんといかんじゃないかと思うんですけど、農業振興部長、その点はどうか。その2点、お伺いします。

○知事（尾崎正直君） 先ほど御答弁申し上げたとおりでありますけれども、我々としてもかなり丁寧な対応をさせていただいているつもりであります。いずれにしてもやはりこの文化財としての価値がどうかというところが非常に大きなポイントになりますので、その点について、文化財保護審議会の部会が開催されますから、その御意見を聞いて判断させていただきたいと、そのように思います。

私、現地をお伺いできるかどうか、スケジュール等々もございますので、もし可能であればお伺いできればと思いますが、ちょっとまだわかりません。

○教育長（田村壮児君） 現地につきましては、文化財保護審議会の御意見をいただく際に判断する材料にはなるとお思いますので、できるだけ現地を確認させていただきたいと、そのように思います。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 収入保険制度につきましては、今農業共済組合とかが中心になりまして制度の周知を図っているところでございます。お尋ねのありました加入の要件でございますけれども、基本的には5年以上の青色申告実績がある方が対象でございますけれども、制度加入時につきましては緩和措置がございまして、1年分あれば加入できるというような取り扱ひもございます。そういったことも含めまして、また農業者の皆様には周知を図っていきたくというふうに考えておるところでございます。

○36番（米田稔君） ありがとうございます。農業被害を受けた方は本当に大変な深刻な状況にありますので、部長が言われたように、寄り添って、解決のために、軽減のためにぜひまた尽力をお願いいたします。

できれば文化財審議会で意見を聞くとともに現地も、知事もわからんけんどこできたら行くと、教育長は行かれるということで、ぜひやっぱり現場を見ていただいて、本当に文化財としての価値があるかどうか、耳で聞くと同時にやっぱり体感をしていただきたいなというふうに重ねて要望しておきたいと思います。

最後に、ビキニの問題で知事はシンポジウムとかサミットをやる場合に支援をしますというて言われましたけれど、支援ももちろんしていただきたいんですが、私が提起したのは、高校生の津波サミットみたいに——本当にビキニの被災でみずからの健康と人生を取り返そうとして頑張っている高知県の人々のそういう思いを酌んで、県行政としてイニシアチブをとって、そういうサミット、シンポジウムをこの高知県で。ぜひ先進的な取り組みをしていただきたいということを重ねて要望して、私の全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（浜田英宏君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明13日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後5時14分散会

## 平成29年12月13日（水曜日） 開議第3日

## 出席議員

1番 下村勝幸君  
 2番 野町雅樹君  
 3番 上田貢太郎君  
 4番 今城誠司君  
 5番 久保博道君  
 6番 田中徹君  
 7番 土居央君  
 8番 浜田豪太君  
 9番 横山文人君  
 10番 加藤漠君  
 11番 坂本孝幸君  
 12番 西内健君  
 13番 弘田兼一君  
 14番 明神健夫君  
 15番 依光晃一郎君  
 16番 梶原大介君  
 17番 桑名龍吾君  
 18番 武石利彦君  
 19番 三石文隆君  
 20番 浜田英宏君  
 21番 土森正典君  
 22番 西森雅和君  
 23番 黒岩正好君  
 24番 池脇純一君  
 25番 石井孝君  
 26番 大野辰哉君  
 27番 橋本敏男君  
 28番 前田強君  
 30番 上田周五君  
 31番 坂本茂雄君  
 32番 中内桂郎君  
 33番 金岡佳時君  
 34番 中根佐知君  
 35番 吉良富彦君  
 36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

## 欠席議員

29番 高橋徹君

## 説明のため出席した者

知事 尾崎正直君  
 副知事 岩城孝章君  
 総務部長 梶元伸君  
 危機管理部長 酒井浩一君  
 健康政策部長 山本治君  
 地域福祉部長 門田純一君  
 文化・生活スポーツ部長 門田登志和君  
 産業振興部長 松尾晋次君  
 中山間振興・交通部長 樋口毅彦君  
 商工労働部長 中澤一眞君  
 観光振興部長 伊藤博明君  
 農業振興部長 笹岡貴文君  
 林業振興・環境部長 田所実君  
 水産振興部長 谷脇明君  
 土木部長 福田敬大君  
 会計管理者 中村智砂君  
 公営企業局長 井奥和男君  
 教育長 田村壮児君  
 人事委員長 秋元厚志君  
 人事委員会会長 金谷正文君  
 公安委員長 西山彰一君  
 職務代理者 小柳誠二君  
 警察本部長 植田茂君  
 代表監査委員 川村雅計君  
 監査委員局長

**事務局職員出席者**

事務局長 弘田 均 君  
事務局次長 西森 達也 君  
議事課長 横田 聡 君  
政策調査課長 織田 勝博 君  
議事課長補佐 飯田 志保 君  
主 幹 浜田 百賀里 君  
主 査 宮脇 涼 君



**議事日程(第3号)**

平成29年12月13日午前10時開議

第1

- 第1号 平成29年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 平成29年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第3号 平成29年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第4号 平成29年度高知県電気事業会計補正予算
- 第5号 平成29年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第6号 平成29年度高知県病院事業会計補正予算
- 第7号 高知県国民健康保険法施行条例議案
- 第8号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に

関する条例の一部を改正する条例議案

- 第11号 高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第12号 高知県都市計画法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第15号 高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例議案
- 第16号 平成30年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第17号 高知市及び高知県におけるれんけいこうち広域都市圏の取組の推進に係る連携協約に関する議案
- 第18号 高知県立人権啓発センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第19号 高知県立森林研修センター研修館の指定管理者の指定に関する議案
- 第20号 高知県立月見山こどもの森の指定管理者の指定に関する議案
- 第21号 高知県立室戸体育館の指定管理者の指定に関する議案
- 第22号 高知県立池公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第23号 高知県立甲浦港海岸緑地公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第24号 高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定に関する議案
- 第25号 高知県立高知公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第26号 高知県立埋蔵文化財センターの指定

## 管理者の指定に関する議案

第 27 号 県道窪川船戸線（岩土トンネル）防  
災・安全交付金工事請負契約の締結  
に関する議案

第 28 号 高知県公立大学法人定款の変更に関  
する議案

## 第 2 一般質問

（3人）

————— ❁❁❁ —————

午前10時開議

○議長（浜田英宏君） これより本日の会議を開  
きます。

————— ❁❁❁ —————

## 諸 般 の 報 告

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

議員高橋徹君から、病気のため本日の会議を  
欠席したい旨届け出がありました。

次に、公安委員長織田英正君から、所用のた  
め本日の会議を欠席し、公安委員西山彰一君を  
職務代理人として出席させたい旨の届け出があ  
りました。

————— ❁❁❁ —————

## 質疑並びに一般質問

○議長（浜田英宏君） これより日程に入ります。

日程第 1、第 1 号「平成29年度高知県一般会  
計補正予算」から第28号「高知県公立大学法人  
定款の変更に関する議案」まで、以上28件の議  
案を一括議題とし、これより議案に対する質疑  
並びに日程第 2、一般質問をあわせて行います。

10番加藤漠君。

（10番加藤漠君登壇）

○10番（加藤漠君） おはようございます。自由  
民主党、宿毛・大月・三原選出の加藤漠でござ  
います。議長のお許しをいただきましたので、  
質問を早速させていただきます。

さきの解散総選挙を受けた特別国会が閉会い  
たしました。この国を守り抜く、自民党は国難  
突破の解散であると選挙でお訴えをし、自民党、  
公明党の与党が引き続き 3分の 2 を上回る議席  
を獲得いたしました。衆議院の解散総選挙は、  
政権選択の選挙であります。現在も続く北朝鮮  
からの脅威に対して、しっかりと対応できるの  
はどの政党なのかということが焦点の一つであ  
りました。

第 2 次安倍政権が発足して、間もなく 5 年と  
なります。まさに継続は力。私はこれまで、安  
倍政権ほど世界の中で外交力を持って日本の存  
在感を示している政権をかつて知りません。本  
当に今、政権を変えていいのか、毎年のように  
総理大臣を変える日本に戻ってはならないとい  
うことを、私も選挙戦を通じて、何度もお訴え  
させていただきました。日本の未来のために、  
さらなる政権の継続に向けて、選挙の結果にお  
ごることなく、謙虚に、そして丁寧な政治を進  
めていただくことを心から望んでおります。

国会の閉会に先立って、今月 8 日には国にお  
いて、人づくり革命、生産性革命を車の両輪と  
して少子高齢化という最大の壁に立ち向かうた  
め、新しい経済政策パッケージが決定されまし  
た。人づくり革命では、医療や年金、介護など、  
現在は高齢者向けの給付が中心になっている社  
会保障制度を、若い世代や子供たちも含めた全  
世代型へと大きく転換していくことを目指して  
います。また、生産性革命についても、人手不  
足に悩む中小企業・小規模事業者の方々も含め  
て、投資を促進していくことが示されました。  
最先端の技術を生かして、生産性が向上し、企  
業の収益が賃金の引き上げにつながることで、



経済全体の好循環を生み出していくことが重要です。

全国よりも10年先行して高知県が直面してきた少子高齢化という課題に対して、国全体としても力強く取り組みが進んでいくことを大いに期待するところです。また、それぞれの政策について、国と県がしっかりと連携をして全力で取り組みを進めていただきたいと思います。

知事は、先月開催された全国知事会議の際に、社会保障制度を全世代型へと転換していくことについて、総理に直接提言されておられます。また、これまでも全国知事会のプロジェクトチームのリーダーとして、少子化対策や厳しい環境にある子供たちへの支援などについて、積極的な政策提言を行ってこられました。

社会保障制度を全世代型へと転換していくことに関して、これまでの活動を通じた手応えをどのように感じておられるのでしょうか、また今後さらに重点的に提言していくべき施策について、まず冒頭、知事のお考えをお伺いいたします。

日本は世界一の長寿社会を迎えており、健康で長生きされる方々も年々ふえてきています。今後さらに、医療技術の進展などによって健康寿命が延びていくことを考えると、高齢者への対応に加え、若い世代の結婚や子育ての希望をかなえることで少子化の克服を目指し、将来の社会保障制度を安定させていくためにも、全世代型への転換は時代の要請とも言えます。

少子化の原因については、経済的な負担に対する不安を初め、なかなかいい出会いがないことや、子供が欲しくてもその希望がかなわないことなど、さまざまな問題が複雑に絡み合っています。そのため対策については、結婚から妊娠・出産・子育てと、それぞれの段階に応じた切れ目のない支援が不可欠となります。

しかし一方、県庁の組織としては、結婚や子

育てに対する支援は地域福祉部、妊娠や出産については健康政策部、保育に関しては教育委員会、さらに住まいについては土木部といったぐあいに、それぞれの担当分野が分かれていますので、しっかりと部局が連携した上で、少子化の克服に向けて取り組みを推進していかなければなりません。また、少子化の問題に対応していくためには、行政だけではなく、社会全体で少子化対策を推進していく機運が高まっていくことが何よりも重要と言えます。

少子化対策については、県庁の部局間での連携はもちろん、企業、団体などあらゆる分野での連携を通して、県全体へと広げていくことが必要だと考えますが、今後の連携体制と少子化の克服に向けた取り組みについて知事のお考えをお聞きいたします。

少子高齢化を乗り越えていくためには、子育てや介護に対する大きな不安を解消していくことが急務です。人づくり革命における子育ての不安解消に向けた最優先課題は、幼児教育、保育の無償化です。子育てと仕事の両立や、子育てや教育にかかる費用が、若い世代の大きな負担となっています。

また、三つ子の魂百までという言葉もありますが、乳幼児期は子供たちの人格や成長のあり方を左右する極めて大切な時期でもあります。この時期にしっかりと学びの基礎をつくることで、小学校や中学校以降の教育につながることはもちろんですが、幼児教育が将来の所得や、生活保護受給率の低下などにも効果があるといった研究結果もあります。保育の場は、子供たちが日中の大半を過ごす生活の場であり、教育の場でもあります。幼児教育、保育を無償化することと同時に、しっかりと保育の質を上げていくことにも全力で取り組んでいくことが重要であります。

県はこれまでも、保育の指導方法などを示し

たガイドラインをつくって現場で活用できるように支援をするなど、保育の質を向上させていく取り組みを進めてきていますが、これまでの成果をどのように捉えているのでしょうか、保育の質の向上に対する決意をあわせて教育長にお伺いいたします。

他方、介護については、誰もが直面し得る課題となっています。家族の介護のために仕事を離れるかどうか、頭を悩ましながら日々の生活を送っておられる方々も多く、介護の不安解消については待ったなしの状況と言えます。

介護の受け皿を整備していくためには、介護人材の確保が大きな課題となります。県では、介護の現場で働く職員さんの処遇改善を初め、働きやすい職場環境づくりや相談窓口を新たに設置するなど、介護人材の確保についてはこれまでも取り組みを進めてまいりました。しかし、まだまだほかの業種との賃金格差は大きく、離職率も高いのが現状であります。現在、県内の有効求人倍率も高水準で推移しており、労働市場が逼迫している中で、ほかの業種との格差が続けば、さらなる人材不足も懸念されています。また、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年には、県内で約900人の介護人材の不足が見込まれているなど、さらに安定した人材の確保が求められてまいります。

今後は、介護職員の処遇改善がより一層必要になると考えますが、どのように取り組みを進めていくのか、地域福祉部長にお伺いいたします。

介護の受け皿づくりとあわせて、認知症の方々をどのように支えていくかという視点も、高齢化社会における最重要課題の一つと言えます。認知症の方々にかかわる交通事故や行方不明、虐待などの事件、事故は後を絶たず、認知症の方に寄り添いながら、認知症の方が認知症とともに暮らしていける環境整備を行っていくこと

が求められています。

認知症だとわかっている、家族が変わっていくことがなかなか受け入れられない、そういった御家族からのお話もお伺いいたします。認知症の方に対する、生活の支援や地域で支える仕組みづくりはもちろんです、認知症の方を介護する御家族に対しての支援もしっかり行っていく視点も重要だと思います。

認知症に対する支援を総合的に進めていく必要があると思いますが、地域福祉部長に御所見をお聞きいたします。

次に、経済の活性化についてお伺いいたします。

この12月定例会は、尾崎知事が就任されてちょうど10年目の議会となります。10年前当時、県内の高校生が県外へと就職する割合は、全国ワースト1位の52%、高校生の実に半数以上が県外に出ていく状況でした。また、1人当たりの県民所得は全国第46位。さらに、有効求人倍率は0.5、正社員だけでなくアルバイトの募集を含めても、求職者2人に対して1人分の仕事しかないという状況でした。

10年が経過した現在は、県内で就職する高校生は6割を超えました。また、県民所得も、平成22年度から5年連続で上昇率が全国平均を上回っており、36位まで上がってきています。ことし10月における県内の有効求人倍率は1.21となり、2カ月連続で過去最高を更新いたしました。また、私が何よりもうれしく思ったのは、9月の有効求人倍率において、幡多地域を所管する四万十市のハローワークで、平成4年3月以来実に25年ぶりに1倍を超えたことであります。正社員の有効求人倍率も、過去最高を更新する水準で推移しています。

平成21年度からスタートした産業振興計画は、第3期ver. 2へと改定されてきました。第1期からこれまでの間、各段階に合わせて取り組み

強化を重ねてまいりましたが、一貫してきたことは、地産地消を徹底して、県外の市場に打って出る地産外商の取り組みであります。

冒頭、知事からの提案説明において、今期は特に国内での営業活動に対する支援に加えて、輸出の振興を重点的に推進している状況について御報告がありました。知事に就任された10年前には、輸出に取り組みたくても、海外で競争できる産業を育てるには時間がかかる、そう感じておられたことを考えると、輸出の振興に取り組むお気持ちには感慨深いものがあるのではないかと察するところです。

ユズや日本酒、防災関連製品など、高知県の強みを生かして、海外への輸出がさらに拡大していくことを期待していますが、輸出の手応えとさらなる振興に向けた取り組みをどのように進めていくのか、知事の御所見をお聞きいたします。

また、国内での営業活動の支援については、平成27年度から、地産外商公社の活動範囲を関東から中部、関西、中四国、九州にまで広げるとともに、公社の体制も強化して、全国規模で販路の拡大が展開されております。

これまで関東圏を中心に培ってきた経験やノウハウが関東以外の地域でも生かされているものと思いますが、その手応えをどのように感じているのでしょうか、またあわせて今年度は特に、外食チェーンなど業務筋への外商機会の拡大を強化していますが、その取り組み状況について産業振興推進部長にお聞きいたします。

先般、8月に実施した県民世論調査の中間報告が発表されました。産業振興計画の項目では、若者が高知県で就職するために県として力を入れることを尋ねた設問で、企業に給料、福利厚生などを改善するよう働きかけるといった回答が最多となりました。雇用環境以外にも、多種多様な職場をつくることや、小さいころから県内

企業の職場体験や企業訪問などを通して仕事への理解を深めることに力を入れるべきとの回答も多数寄せられました。全国の有効求人倍率が高まっている状況で、一人でも多くの方が、高知県に帰って働きたい、そう思えるような魅力ある雇用をつくっていくことが、より一層重要性を増しています。

ことしの10月に行われた国の経済財政諮問会議の場において総理は、賃上げはもはや企業に対する社会的要請だと述べられておられ、経済界に対して、生産性革命をしっかりと進める中で3%の賃上げを要請いたしました。ここ最近では、全国の完全失業率は2%台、有効求人倍率も1倍台の状況が続いていることから、今後はさらに人手不足感が高まるとともに、賃金の上昇が予想されます。

本県においても、さらなる経済の好循環を生み、若い方々の希望を満たす雇用をつくっていくために、経済団体などと連携して生産性向上や賃上げについて協議していくなど、官民協働で県内の雇用環境の改善を目指していくことも必要になってくるのではないかと思います。

知事は、生産性を向上させることや人材確保などの取り組み強化に向けて、労働条件や労働環境の整備といった働き方改革の推進を図っていくとの御認識を示されておられますが、今後の取り組みについてお考えをお聞かせください。

次に、1次産業の振興について伺います。

オリンピック・パラリンピック東京大会の開催まで1,000日を切りました。東京大会の選手村ビレッジプラザに高知県産木材のCLTが提供されることになりました。大会後には、解体された木材が返却されるため、県内の施設などで有効に活用されることを期待しています。また、県では、事前合宿の誘致や、開会式、閉会式でよさこい披露の実現など、東京大会の波及効果を広げていくための積極的な提案活動を行って

います。

本年3月には、東京大会での、食材の安全確保などの調達要件が決定されました。およそ1カ月の大会期間中に約1,500万食の提供が見込まれていますが、選手村に農産物を提供する場合、グローバルGAPなどの第三者の認証を取得することが必要となりました。グローバルGAPは、農産物の品質だけではなく、農薬の使い方、土壌や水質などの環境、さらには農場で働く人の安全など、生産にかかわるあらゆる工程を審査した上で認定が行われます。安心・安全が保証される一つの基準として世界で広がってきていますが、一方で、農家の方々にとっては手間がかかるだけでなく、登録手数料や審査料などの負担が生じることにもなります。しかしながら、オリンピック・パラリンピックに高知県の安心・安全な農産物を提供することは、国内外へPRができる機会ともなり、将来のさらなる販路拡大も期待できます。

2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会に県内農産物を供給することを目指して、将来の輸出振興にもつながるよう、グローバルGAPなどの認証取得を推進していくことが重要だと思いますが、農業振興部長にお聞きいたします。

攻めていく強い農業の視点も重要ですが、守っていく農業の視点も欠かすことはできません。先月10日には、アメリカ抜きのTPP、いわゆるTPP11協定の筋合意が発表されました。また、引き続いて今月8日には、EUとの経済連携協定、いわゆる日欧EPA交渉が妥結されました。

TPP11には、ニュージーランドやオーストラリアなどを初め、牛肉や乳製品などの生産が盛んな国々が加盟していますので、特に関税引き下げの影響が大きい畜産や酪農分野への影響が懸念されるところです。同様に、日欧EPA

についても、交渉の焦点となっていたチーズを初め、TPP11を超える水準で関税が撤廃される品目もあることから、生産現場の影響を最小限にとどめるなど、万全な対策をとっていくことが必要不可欠であります。

国に対してしっかりと支援を求めると同時に、県としても対応が求められると思いますが、今後の対応について農業振興部長にお伺いいたします。

さらに、日欧EPAでは、林業、木材産業にとっても大きな影響が懸念されます。住宅の柱や、はりなどに使われる構造用集成材などについて、段階的に関税が撤廃されることとなりました。EU加盟国には森林国も多く、国産の杉やヒノキがさらに厳しい価格競争にさらされる状況も予想されるようです。

また、高知県が先頭に立って普及に向けて取り組んでいるCLTについても、世界の製造量のトップシェアを誇っているのはEU加盟国のオーストリアであり、20年以上にわたってヨーロッパ各国でさまざまな建築物に利用されていることから考えても、国際競争力を高める取り組みを早急に進めていかなければなりません。

知事は、林業、木材産業への対応を早急に進めるべきとの思いから、日欧EPA対応に向けてたび重なる政策提言を行ってきておりますが、その手応えをどのようにお感じになっているのでしょうか。林業、木材産業を成長産業へと変えていく決意を、あわせてお聞かせください。

先月、大月町で開催された産業祭では、マグロ1,150食が完売いたしました。毎年開催してきた産業祭をリニューアルして、大月町が一大産地となっているマグロを前面に出してPRしたところ、例年の1.5倍を超える方々が来場され、会場がにぎわいました。

現在宿毛湾で行われている本県のクロマグロ養殖は、長崎、鹿児島両県に次いで全国3位

の出荷量、年間約40億円を売り上げる産業へと成長しています。安定した出荷のかなめとなる、人工で稚魚を生産する技術の開発も進んでおり、陸上の水槽で育てた稚魚を海上のいけすへと移して飼育できる沖出しの数も大幅に増加してきています。

また、昨年10月からは、大月町の古満目地区に県の水産試験場の分場が開設され、クロマグロの餌となる魚種の開発に取り組むなど、生産体制の整備も着実に進んでまいりました。古満目地区は、太平洋に面して水質もよく、冬場でも高水温であるといった優位性が生かされるため、今後も本県の養殖業を支える新たな研究拠点としての役割も期待されるところです。

水産試験場の分場を開設したことで、本県のクロマグロ養殖に対してどのような成果が得られているのか、また今後の古満目分場の目指す役割とあわせて水産振興部長にお聞きいたします。

クロマグロに限らず、ハマチやマダイ、カンパチなどの養殖魚を産地で加工する体制についても、宿毛湾の周辺で複数の加工施設が整備されており、また来年からは、輸出も視野に入れた大型の水産加工施設の整備が予定されています。こうした養殖魚の加工施設を中心として地域産業を活性化していくため、宿毛湾養殖クラスタープランの策定を行い、県産養殖魚の知名度向上や観光分野との連携、養殖マグロキャンペーンの展開などが計画されています。

水産業を中心に経済波及効果を高めて、地域の雇用の場を拡大していくことが重要となりますが、どのように宿毛湾の水産資源を生かして地域産業クラスターに取り組んでいくのか、水産振興部長にお聞きいたします。

次に、観光の分野についてお聞きいたします。

現在開催しております「志国高知 幕末維新博」については、メイン会場の来場者数が開幕

から17万人を超え、年間目標の12万人を大きく上回るなど、堅調に推移していることが知事から御報告されました。地域会場となっている宿毛歴史館では、昨年度年間の来館者数が約2,500人だったのに対して、幕末維新博が始まって以降、今年度は先月までの8カ月間で、前年のおよそ3倍、7,200人を超える方々が来館されています。県外からの入館者も多く、展示環境の整備や企画展の実施、さらにはスタンプラリーや龍馬パスポートなど、それぞれの取り組みが相乗効果を生み、成果につながっています。

来年4月21日に開幕を控えた、幕末維新博の第2幕についても、今年度の魅力を引き継ぐと同時に、「西郷どん」とのタイアップを初め、明治維新以降にもスポットを当てると、リピーターの方々にも楽しめる内容となることを期待しています。

幕末維新博の第2幕に向けて全力で取り組みを進めていただきたいと思います。開幕に臨む決意を観光振興部長にお聞きいたします。

歴史や文化といった観光資源は高知県にとっての強みですが、自然を生かした観光についても強みであると同時に、まだまだ大いに伸びしろがある分野だと感じています。県内では、越知町や本山町、土佐清水市にキャンプ場などの整備が進み、牧野植物園のリニューアルや足摺海洋館の建てかえが進むなど、自然を生かした観光振興の取り組みが進んできています。自然を生かした観光は、地域にとって恩恵が少ないと言われることもあります。もちろん、きれいな景色を見て写真を撮りに行く、あるいは川遊びや海水浴をして帰るだけになってしまえば、地域に対する恩恵は余り見込めません。地域の経済効果を高めるためには、自然の中で体験するカヌーやフィッシング、山登りなどのプログラムを充実させる、または観光施設の整備や宿泊の工夫を行うなど、滞在型観光に向けて戦略

的に観光資源を生かしていくことが必要となります。

また一方で、自然を保護したいという観点から、整備をせずありのままの自然を楽しんでいただきたいという御意見もあるかと思えます。自然を生かしていくために、ごみ対策やトイレの整備など、管理をしっかり行えることで経済性と自然環境の保護を両立させていくことも大切な視点となります。

高知県内には、多種多様な体験ができる環境が整ってきています。2020年にはオリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向けて、全国的にもスポーツや健康、体を動かすことへの関心が高まる中、幕末維新博後においては、ぜひとも自然と各種のアクティビティを前面に出した観光振興策に取り組んでいただきたいと思えます。

ポスト維新博の取り組みについて知事のお考えをお聞きいたします。

自然を前面に出して観光振興を進めていくに当たって、今後さらに増加する外国人観光客をターゲットにしていくことも欠かせませんが、何より、日本中にある観光地の中から四国や高知県を選んでもらえるような競争力のある観光地かどうか問われることとなります。

現在、国においては、訪日外国人旅行者が2,000万人を達成したことを受けて、2030年にはその3倍となる6,000万人を目指すことなどを目標とした、明日の日本を支える観光ビジョンが策定されています。その中で重点化される10の改革の一つとして、日本の国立公園をナショナルパークとしてブランド化を図り、世界の旅行者が長期滞在したいと憧れる観光地を目指すことが示されています。また同時に、観光庁を中心に、日本から出国する旅行者の方々を対象に、いわゆる出国税の導入が検討されています。仮に1人

当たり1,000円の課税を行えば、年間で約400億円程度の税収が見込まれ、観光庁の今年度予算約210億円と比べるとおよそ2倍の税収規模となります。一部報道では、2019年、再来年の1月から導入する方針とも報じられており、今後の観光促進に向けて大きな弾みとなることも期待をされます。

国立公園は全国で34カ所が指定されており、県内では唯一、足摺宇和海国立公園が昭和47年から認定を受けています。公園内には、新館の整備を進めている足摺海洋館が立地する竜串を初め、スキューバダイビングやいそ釣りのスポットとして全国から注目を集めている沖の島や鶴来島、柏島など、魅力ある観光地が集積しています。将来的には、世界水準の観光地としてブランド化を図っていくことも十分に可能な地域ではないかと感じています。

足摺宇和海国立公園を、世界水準のナショナルパークとしてブランド化することを視野に入れ、県として、公園内にある地域資源の磨き上げに取り組むことはもちろんですが、環境省や観光庁、さらには愛媛県といった関係団体とも連携を強化していくことが重要ではないかと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

また、西南地域全体の観光については、3年後の夏にオープンを目指している新たな足摺海洋館を起点として、先行して整備されるキャンプ場やビジターセンター、さらには大月町など周辺の市町村とも連携して、地域の活性化につなげていく視点が必要になると考えますが、今後の取り組みについて観光振興部長にお聞きいたします。

次に、南海トラフ地震対策についてお聞きいたします。

南海トラフ地震対策については、高い場所への避難路や津波避難タワーの整備など、命を守るため、まずは逃げる場所の確保が最優先で行

われてきました。また、地震対策の入り口となる住宅の耐震化についても、今年度の耐震改修の申請件数が大幅に伸びており、どんどん目に見えて対策が加速してきています。さらに、津波から逃げた後どうするのかといった応急期の対策についても、現時点において想定される避難者数約23万人分の避難所の確保に取り組んでいます。しかしながら、まだまだ避難所が不足している地域もあります。津波による浸水が予想されている地域、中でも特に長期浸水区域内に住んでいる方々にとっては、住まわれている地域以外の避難所で被災後の生活を送ることも想定され、どこで過ごすのか、過ごせるところはあるのかといった漠然とした不安を抱いていらっしゃる方もおおいでます。

避難所をしっかりと確保していくとともに、避難所が不足する地域については広域避難の検討を具体化していくべきと考えますが、危機管理部長に御所見をお聞きいたします。

避難所については、人数を確保することと同時に、環境整備を行っていくことも重要となります。熊本地震の経験からも、備蓄倉庫や太陽光発電施設、断水でも使えるトイレなどが役に立った事例が多くありました。特に、現在指定されている避難所は学校施設が多く、避難所としての使用については、トイレや電気、水の確保などにおいて、さまざまな不便が生じるといった状況も多かったことが報じられています。

災害時に避難された方々の安心・安全が担保できるよう、避難所での防災機能を高めていくことが必要となりますが、どのように取り組んでいくのか、危機管理部長にお聞きいたします。

また、学校施設についての御認識を教育長にお伺いいたします。

災害時に支援物資などを届けるために、早急に救援のルートを確保するための道路啓開が必要であり、その担い手は地域の建設業の方々が

中心となります。しかし、長年にわたって公共事業の大幅な減少が続いてきたことに伴い、現場では人手不足感が続いています。さらに、若い世代の働き手の減少や高齢化の進行によって、将来的な人材確保に対する警戒感も強まっています。建設業は地域の雇用や経済を支える基幹産業でもあり、その人材確保に向けては、工事量の確保はもとより、予定価格の適正な設定や発注の平準化、余裕ある工期の設定など建設業の経営の安定化を図るとともに、就労環境の改善に取り組むことが喫緊の課題とも言えます。

建設業が将来を担う若い世代にとって魅力ある職場となるよう、担い手確保に向けて、さらなる対策強化が必要だと考えますが、今後どのように建設業の活性化に取り組んでいくのか、土木部長にお聞きいたします。

第1問、結びに、教育についてお聞きいたします。

今年度に公表された本県の全国学力テストの結果では、小学校の算数やこれまで課題の大きかった中学校の数学の順位が過去最高になりました。一方で、これまで順調に上がってきた国語の正答率が下がるなど、新たな課題も出てきています。また、依然として中学生は数学、国語ともに、正答率が全国平均を下回っており、全国の中でも下位にとどまっているといった厳しい状況も続いております。

まだまだ課題も多く、学力向上の対策は必須と言えますが、全国学力テストが開始されてことで10年がたち、この間、間違いなく言えることは、高知県の学力は底上げの傾向が定着したということであります。また、平均正答率も、他の都道府県との相対的な差は縮まってまいりました。今後とも、全国学力テストの調査結果をしっかりと受けとめて、さらなる授業改善や施策の改善、充実に生かしていくことが重要で

す。

引き続き、小中学校の学力向上に力を尽くしていただきたいと思います。今後の取り組みについて教育長にお聞きいたします。

学力を上げていくためには、わかりやすい授業を行うといった教員の指導力向上を初め、学校教育の改善、充実に努めていくことが必要不可欠であります。そのためにも、学校の先生方が授業や授業の準備などに集中できるといった、教育の質を高められる環境を構築していくことが必要であります。

文部科学省が4月に公表した昨年度の教員勤務実態調査結果によると、公立中学校教諭の約58%、公立小学校教諭の約34%が、おおむね月80時間超の時間外労働を行っていることが報告されました。授業改善を初めとする教育の質の確保、向上や、社会での活動を通じた自己研さんの充実の観点からも、この長時間勤務の状況を早急に是正していくことが欠かせません。教育の現場で働く先生方が、子供への情熱ややりがいを持って、高い専門性を十分に生かせる勤務環境を整えていかなければなりません。

教員が行うべき業務や教員でなければできない業務に注力できる環境を実現し、時間外勤務を削減していくことが急務であると考えますが、教員の多忙化の解消に向けた取り組みについて教育長にお聞きいたします。

以上、私からの第1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 加藤議員の御質問にお答えをいたします。

まず、社会保障制度を全世代型に転換していくことに関して、全国知事会におけるこれまでの活動を通じた手応えと、今後さらに重点的に提言していくべき施策についてお尋ねがございました。

全世代型社会保障制度に向けた改革につきま

しては、子育て世代、子供たちに大胆に政策資源を投入することで、子育て世代や働く世代もしっかりと支えていくことを目指すものであり、少子化対策の観点からも大いに期待しているところであります。このため私自身、全国知事会次世代育成支援対策プロジェクトチームリーダーとして、7月の全国知事会議以降、少子化対策の抜本強化に向けた政策提言を繰り返してまいりましたし、また先月の全国知事会議におきましては、全世代型の社会保障制度への転換に向けまして、総理に向けて政策提言をさせていただいたところであります。

そしてその中で、第1に、高齢者への対応に加え、子育て世代や働く世代の負担を軽減するなど、社会保障制度を支える側を強くする対策を講ずること、第2に、さらには支える側が強くなる過程を通じて、その効果を日本の潜在成長力の向上など経済の活力や創造につなげることを強く訴えてきたところであります。具体的には、支える側を強くする対策として、待機児童の解消や幼児教育、保育の無償化の早期実現、保育所等を利用しない家庭への支援の実施など子育ての経済的負担の軽減、また子育てと介護の両立支援や、学び直しの機会の確保、若年者等への就労支援など、誰もが持てる力を発揮し活躍できる環境整備に向けた取り組みを強化するよう提言を行ってきたところであります。

そうした中、今月8日に閣議決定された新しい経済政策パッケージにおいては、幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化など、子育て世代などの不安を解消し、高齢者から若者まで誰もが活躍し続けられる社会をつくり上げていく政策が盛り込まれております。

今後とも、今回の国の政策パッケージには盛り込まれていない、日本版パパクオータ制など男性の育児参加を促進する仕組みの導入の検



討、さらには若年者等への就労支援の強化などを強く訴えてまいります。あわせて、国のパッケージには、2019年10月の消費税増税後の全世代型社会保障のさらなる実現に向け、少子化対策としてさらに必要な施策を検討することが明記されており、今後政策群がより深化していくことが期待されますことから、私自身も、社会保障制度や少子化対策に関して造詣の深い皆様のお話を直接伺いすることなどを通じて、もう一段視座を高くし、地方からの提言を練り上げてまいりたいと考えております。社会保障制度の多くは地方が担い手となっておりますので、地方の声がしっかりと反映されるよう、私も微力ながら力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、少子化対策について、今後の県庁の部局間や企業、団体などとの連携体制と少子化の克服に向けた取り組みについてお尋ねがございました。

少子化対策につきましては、これまでも県政の5つの基本政策に横断的にかかわる政策の一つとして位置づけ、全庁を挙げて積極的に取り組んでまいりました。こうした取り組みの実効性をより高め、より多くの県民の皆様の結婚・出産・子育ての希望をより早くかなえていくためには、社会全体で結婚や子育てを応援する機運を醸成する必要があります。そのため県では、保健福祉や医療、教育、経済など33の団体の代表者と有識者等で構成する、高知県少子化対策推進県民会議と連携して官民協働の取り組みを進めるとともに、会議では、県の施策の進捗状況をPDCAサイクルにより管理していただいております。

さらに昨年度には、民間企業の皆様などに御協力いただき、高知家の出会い・結婚・子育て応援団を創設し、従業員等に対する子育て支援の情報発信など官民協働の取り組みを進めてい

ただくとともに、県としても、応援団の皆様が取り組んでいる好事例の横展開を図ってまいりました。現在、応援団として430団体の皆様に御協力いただき、県民運動の力強い推進力となつていただいております。

庁内の連携につきましては、庁議メンバーで構成する少子化対策推進本部会議における議論の活性化を図り、これまで以上に各部局が連携し、少子化対策にしっかりと取り組んでいくこととしてきたところであり、10月の本部会議でも、私から各部局長に対して、少子化対策は全庁挙げて取り組むべき課題であることを改めて徹底したところであります。

こうした形で、企業や団体の皆様との連携、さらには庁内の部局間の連携を図りながら、未婚化・晩婚化対策、子育て支援の充実など、いわゆる狭義の少子化対策を強力に進めてまいります。あわせて、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げました基本目標である、地産外商により安定した雇用の創出を図ること、新しい人の流れをつくること、コンパクトな中心部と小さな拠点との連携により人々の暮らしを守る、すなわち中山間対策を進めること、これらのより広義の少子化対策についてもしっかりと強化をし、相乗効果をより高め、少子化の克服に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

次に、輸出の手応えとさらなる振興に向けた取り組みについてお尋ねがありました。

本県では、将来のさらなる外商拡大に向けて、本県の強みを生かした食料品、防災関連製品などの輸出振興に重点的に取り組んでいるところであります。

そのうち、まず食料品につきましては、国別、品目別に戦略を立て、欧米やアジアにおいて商談会や展示見本市への出展などにより、販路拡大に取り組んでまいりました。その結果、平成

28年の食料品の輸出額は、産業振興計画が始まった平成21年の5,000万円から約14倍となる7億2,000万円にまで大きく伸びてまいりました。

中でも、品目別の輸出額が最大であるユズにつきましては、平成23年度にパリで開催した賞味会を契機に、翌年度には日本で初めてEUへユズ玉の輸出を開始するなど、輸出拡大に取り組んでまいりました。その結果、ユズの輸出額は、平成23年の4,000万円から平成28年には1億8,000万円にまで伸びてまいりました。また、昨年EUなどで取得したKOCHI YUZUの商標を生かし、ことしドイツで開催された世界最大級の展示見本市に出展をし、幾つかの新たな商談が進むなど、今後に大きな手応えを感じたところであります。

土佐酒につきましては、世界的なアルコール情報発信地であるロンドンにおいて、平成27年度から3年連続で土佐酒の魅力を伝えるセミナーや試飲会などのプロモーション活動を展開した結果、年々順調に輸出額が増加し、平成26年には1億円であった輸出額が平成28年には1億7,000万円となっております。

今後もさらなる輸出の拡大に向け、世界的な食の情報発信地であるEUなどにおける、KOCHI YUZUや土佐酒の認知度向上を目指し、プロモーション活動を継続するとともに、日本食の大きな市場と見込まれるアジアを中心に、これまでに確立した商流やノウハウを生かし販路拡大を図ってまいります。さらには、県内企業のニーズに応じ、新たな有望市場の開拓にも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、防災関連製品につきましては、本県と同様に自然災害に悩まされるアジア諸国を有望な市場と捉え、平成27年度から台湾を初め販路拡大に取り組んでまいりました。防災への備えがまだ十分ではない地域では、インフラ技術はもちろん機械設備や備蓄品においても、官公需、

つまり政府や地方自治体が第一のターゲットとなります。これまで台湾において、行政部門へのトップセールスや県主催の防災セミナーを開催した結果、公共工事等で使用される機械の輸出実績が継続して生まれております。加えて、ことし10月には、現地の公共工事を所管する行政部門とセミナーを共催し、参加した建設団体などから県内企業に見積依頼があるなど、大いに関心を持っていただきました。

他方、開発途上国については、財政面の制約から、政府開発援助、いわゆるODAを活用して製品や技術を導入していただくことも有効と考えています。そのため昨年防災セミナーを開催したフィリピンに対しては、庁内にODAの案件化に向けたサポートチームを立ち上げて県内企業を支援した結果、ことし6月に国際協力機構の事業に採択され、現在現地での土木機械の活用に向けた調査が進んでおります。

今後も対象国を拡大しながら、トップセールスやセミナーを起点として、海外支援コーディネーターによる営業活動サポートやODA案件化に向けた支援を着実にを行うことなどにより、防災関連製品・技術のさらなる輸出拡大・振興に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、生産性の向上や人材の確保などの取り組みの強化に向けた、今後の働き方改革推進の取り組みについてお尋ねがございました。

本県では、地産外商の拡大により県内の人材ニーズがさらに高まってきている中で、完全雇用状態に達しているとも見られることもあり、県内の多くの経営者から、人材を確保したくても確保できないという声が上がっており、今や人材の確保は経営上の大きな課題になってきております。県としても、拡大してきた地産外商の成果を拡大再生産の好循環のパスに乗せるためには、本県産業に必要な人材をしっかりと確保していくことが一層重要となるものと考えてお

ります。

このため、地域地域に第1次産業から第3次産業までの、魅力的でやりがいを感じられる多様な仕事を生み出すとともに、高知に残りたい、高知で働きたいと願う若者に対して、そうした仕事があることをしっかり伝えていくことが重要であると考えております。この点については、現在、さらなる地産の強化や地域産業クラスターの形成、起業、新事業展開の促進により地域地域に仕事を創出するとともに、県内企業への理解を一層深めていただくための場の創出や、高知県移住促進・人材確保センターの取り組みなどを通じて、人材ニーズと若者の志とのマッチングを進めております。

さらに、必要な人材を確保するためには、賃金や福利厚生などを改善することも重要と考えております。この点については、企業におけるこうした取り組みが可能となるよう、これまで産業振興計画を通じて、生産性や付加価値を高め取引を拡大する取り組みを全力でサポートしてまいりました。

その結果、就業者1人当たりの総生産額、いわゆる労働生産性については、産業振興計画に取り組む前の平成20年度から直近のデータがわかる平成26年度までの伸びを見ますと、国の1.7%減に対して本県は13.2%増となっております。また、1人当たりの現金給与総額については、平成20年から直近の平成28年までの伸びは、国の4.7%減に対して本県は2.8%増となっております。このように、生産性の向上が一定賃金の上昇につながりつつあり、よい方向に向かっていると感じております。

しかしながら、労働生産性の水準は全国の89.8%、1人当たりの現金給与総額の水準は全国の93.2%と、依然として下回っている状況にありますし、全国で人材確保競争がさらに激化しておりますので、本県としてもう一段、賃金の改

善などに向けた政策群を強化していくことが必要であると考えております。その際、小規模で零細な中小企業が多い本県の場合、国レベルで行われている経済団体などへの賃金アップの働きかけよりも、むしろ根本的な要因、具体的には、固定的な経費である賃金などを上げるにはまだ十分に体力がない、先々まで業績の好調が続く自信がないといった要因を取り除くことが重要であると考えております。さらには、賃金の引き上げなどによって人材を確保することがむしろ業績改善に資するという確信が持てる状況に持っていくことも、また重要なポイントではないかと考えるところであります。

このため、来年度は企業などの事業戦略や経営計画の策定支援をさらに強化することとし、その一環として、賃金のあり方などの処遇改善についても投げかけるとともに、そもそもの賃金を上げられない根本的な要因を取り除くため、企業の生産性や付加価値の向上、取引の拡大などの取り組みをさらに力を入れてサポートすることとしております。あわせて、人材の確保が経営上の重要な課題となっている企業については、人材確保に向けた具体的な取り組みについても、事業戦略や経営計画の実行を通じてサポートしてまいりたいと考えております。

現在、さらなる強化策について議論を重ねているところでありますが、こうした取り組みを質・量ともに充実させるため、これまで以上に県内金融機関の皆様や専門家、関係機関の方々との連携を強めてまいりたいと考えております。

次に、日欧EPAへの対応に向けた政策提言の手応えと、林業、木材産業の成長産業化に向けた決意についてお尋ねがありました。

日欧EPAについては、本年7月6日に日本と欧州連合の首脳協議において大枠合意に達し、今月8日には交渉妥結の共同声明が発表されました。

これまでの間、日欧EPAが合意に至れば我が国の林業、木材産業に大きな影響を及ぼすことが懸念されたことから、CLTで地方創生を実現する首長連合の共同代表として、さらには本県としても、内閣官房参与を初め政府・与党に対して政策提言を行ってまいりました。こうした活動もあり、国においては、11月には総合的なTPP等関連政策大綱に木材製品の国際競争力強化に必要な追加的施策が盛り込まれるとともに、平成30年度予算概算要求では、林業成長産業化に向けて川上から川下まで総合的に支援する新たな対策が計上されるなど、一定の手応えを感じているところであります。

今後、日欧EPAの発効により、構造用集成材等の関税が段階的に引き下げられ、8年目に撤廃されることから、それまでの間に国際競争力の高い林業、木材産業に転換していかなくてはなりません。そのため、高性能林業機械の導入や林道等の路網の整備を促進することによる原木の生産性の向上や、製材事業者の事業戦略づくりによる経営体質の強化、さらにはCLTを核とした木材需要の拡大に向けた施策を充実させていかなければならないと考えています。

中でもCLTは、さまざまな木材の需要拡大の牽引役となるものと考えており、現在、経済同友会の皆様との協働により、需要者側の視点に立ったCLTの普及や国産材の活用方策を検討しているところです。今後、この取り組みによって、木材需要の拡大に向けた民間からの大きなうねりをつくり出していきたいと考えています。

林業の再生なくして中山間地域の振興なし、中山間地域の振興なくして県勢の浮揚なしとの考えのもと、森林率日本一を誇る本県として、その豊富な森林資源を余すことなく活用する川上から川下までの仕組みを拡大再生産の好循環につなげることにより、林業、木材産業の成長

産業化を実現してまいりたいと考えております。

次に、「志国高知 幕末維新博」後のポスト維新博の取り組みについてお尋ねがありました。

本県の観光振興を進めるに当たりましては、その時々々の流行をつかみながら、本県の強みである食、歴史、自然を最大限に生かすことが大事であると考えております。このため現在は、大政奉還、明治維新から150年という節目の年を捉えて、歴史を中心とした博覧会を開催し、多くの観光客の皆様にお越しいただいているところです。

この維新博以降においては、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会が近づくにつれて、全国的にスポーツ振興や自然体験の機運が盛り上がってくるものと考えておりますし、本県では越知町や本山町、土佐清水市に全国トップクラスのアウトドアメーカーなどが運営するキャンプ場などが整備されますとともに、牧野植物園のリニューアルや足摺海洋館の建てかえ、土佐西南大規模公園多目的広場の人工芝や須崎市海洋スポーツパークの整備など、自然を生かした観光施設やスポーツ拠点が順次整備されてまいります。

こうした県内外の時流を踏まえますと、自然を生かした取り組みは有効であろうと考えており、御指摘のように、ポスト維新博については、自然景観や自然を生かした体験を前面に出した全県的な観光キャンペーンを展開してまいりたいと考えております。この点、多くの有識者の皆様からも御意見を伺ってまいりましたが、基本的に賛同との御意見をいただいているところです。

この観光キャンペーンを進めるに当たりましては、参加する事業者が一定水準のサービスを常に確保できるように磨き上げを行ってまいりますが、さらに国内を初め、外国人観光客にも魅力あるものとしていくためには、全国レベル

の専門家によるアドバイスや民間活力の積極的な導入が必要ですし、何よりもサービス提供する人材育成が重要となってまいります。来年度は、こうした専門家の誘致や全国区の民間活力の導入を図りつつ、引き続き有識者や観光関係者の皆様の御意見も伺いながら、一部先行して人材育成事業を行いますなど、自然などを生かした企画を展開してまいりたいと考えております。

最後に、足摺宇和海国立公園に関して、磨き上げや、国、愛媛県といった関係団体との連携強化についてお尋ねがございました。

議員のお話にありましたとおり、現在国では、国立公園をナショナルパークとしてブランド化を図り、訪日観光客の誘致を進めることを目標に、国立公園満喫プロジェクトとして8つの国立公園を選定し、集中的に対策を実施しており、その成果を生かして全国の国立公園のブランド化を展開することとしております。

現在の足摺宇和海国立公園における本県の観光振興の動きとしましては、県では、背景となる竜串湾全体を一つの大きな水族館と見立て、足摺、竜串ならではの特徴を生かした展示から眼前に広がる実際の海へと観光客をいざなう仕組みを持った、新たな足摺海洋館の整備を進めております。また、土佐清水市では、日本ジオパークの認定に向けた取り組みや、全国トップクラスの大手アウトドアメーカーが監修するキャンプ場の整備が予定されており、さらには環境省の国立公園ビジターセンターも整備されることとなっています。このように、国立公園内では、地域資源を生かした大規模な事業展開が進められているところであります。

県としては、これらの施設を効果的に連携させることにより、新海洋館、ビジターセンターを中心としたクラスター形成を進めていくことを考えています。こうした取り組みを国や愛媛

県との連携を深めながら進め、多くの外国の方々にも来ていただけるよう、広く国内外にプロモーションを行ってまいります。

私からは以上でございます。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、保育の指導方法などを示したガイドラインによる取り組みの成果をどのように捉えているか、また保育の質の向上に向けた決意についてお尋ねがございました。

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、探求心や思考力、表現力などに加えて、感情や行動のコントロール、粘り強さなどのいわゆる非認知的能力を育むことが、その後のよりよい学びにつながっていくと言われております。そのため、多くの子供が日中の大半を過ごす保育所、幼稚園などにおいて、質の高い保育、教育を確保することは大変重要だと考えており、そのよりどころとなり、保育士などに求められる資質や具体的な指導のあり方を示した高知県教育・保育の質向上ガイドラインを本年3月に作成いたしました。

このガイドラインについては、全ての保育所、幼稚園等の常勤職員に配付するとともに、さらなる周知に向けて、本年度県内5会場で説明会を開催しました。説明会には合計500名近くの保育士等の皆様に参加をしていただき、ガイドラインの活用方法についての理解を深めていただきました。加えて、アドバイザーなどが保育所、幼稚園等を直接訪問し、ガイドラインの活用方法についての助言を行ってきたところでございます。その結果、8月に活用状況の調査を行いましたところ、80.7%の保育所、幼稚園等でガイドラインを活用した日ごろの実践の振り返りが行われ、64.1%の園では、ガイドラインにおいて経験年数等に応じてあるべき姿を示した保育者育成指標に基づく具体的な行動例の確認が

なされております。

今後も、全ての保育所、幼稚園等でガイドラインを活用していただくよう、初任者から施設長までの職歴に応じて行う集合研修において活用方法を周知するほか、各園の研修などでの組織的な活用を促し、高知県に生まれ育つ子供がどこにいても質の高い保育、教育を受けられるよう取り組んでまいります。

次に、避難所に指定されている学校施設の防災機能についてお尋ねがありました。

本年8月に文部科学省が公表しました、避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査によりますと、避難所指定された県内の公立学校331校における本年4月1日現在の整備率は、備蓄倉庫等69.8%、自家発電設備等55.3%、通信設備74.9%、そして屋内運動場におけるスロープと多目的トイレが、それぞれ64.5%、41.1%となっております。

学校施設は県内各地にあり、避難所として大きな役割を担うことから、これまで県や市町村の教育委員会では、災害時の電力や通信設備の確保、スロープによる段差解消、備蓄倉庫や多目的トイレの設置など、避難所としての防災機能の充実強化に取り組んでまいりましたが、まだまだ十分とは言えない状況でございます。特に市町村立の小中学校で整備がおくれており、中でも備蓄倉庫や自家発電設備については、県立学校では整備が完了している一方、市町村立の小中学校では整備率が、それぞれ66%、50%にとどまっており、市町村との連携を強化して防災機能の整備を加速化する必要があると考えております。

まず、県立学校では、昨年度熊本地震の教訓を踏まえて耐震の調査を行った体育館の非構造部材の耐震化について、調査の終了した5棟において改修工事に着手するなど、取り組みを加速してまいります。また、来年度から新たに学

校施設の長寿命化改修事業に取り組むこととしており、その際には多目的トイレやスロープの設置等、避難所の機能強化につながる整備もあわせて実施していくこととしております。

市町村立の小中学校につきましては、体育館の非構造部材等の耐震対策について、先行している県の取り組みを紹介しながら、対策の早期実施を市町村に働きかけてまいります。他の防災機能についても、危機管理部と連携して、国や県の防災機能に係る補助事業なども活用しながら、整備が進むよう支援してまいります。

次に、全国学力・学習状況調査の結果を生かした、小中学校における今後の学力向上の取り組みについてお尋ねがございました。

小中学校の学力につきましては、議員も述べられましたように、算数や数学については改善してきているものの、国語については特に読解力に課題が見られ、また2つの教科とも思考力、判断力、表現力の育成という点については、いまだに課題が残るものとなっております。こうした結果や課題については、しっかりと受けとめて対応しなければならないと考えております。

これらの課題の解決に向け、まずは読解力を高めるために、今年度中に2,000字程度の読み物教材を作成し、これを活用して話の構成を考えたり、要旨をつかみ要約するといった学習を各学校で進めてまいります。また、学校図書館を活用した授業づくりを研究する学校においては、国立情報学研究所が作成した読解力をはかる調査を実施し、その結果分析に基づいて授業改善を進めてまいります。さらに、各学校が活用している国語学習シートを文法の理解や読解力、表現力の育成という観点から見直し、改訂してまいります。

また、算数・数学については、今年度学力向上総括専門官として学習指導要領の改訂にもかかわった専門性の高い先生を県外から招聘し、

県内31校に訪問指導をいただくことで、思考力や判断力を育むための授業改善を進めて、大変大きな手応えを感じております。来年度は、さらに多くの学校への訪問指導を実施し、校内研修への参加者の増加を図り、授業改善の取り組みを広げていきます。

また、このような取り組みを各学校で推進するためには、例えば大規模の中学校においては教科の縦持ちを進め、中小規模の中学校においては教科の枠を超えたチームを組むなど、チーム学校による推進体制を確立していくことが重要であると考えます。その上に、児童生徒一人一人の課題に即したきめ細やかな学習が可能となるよう、放課後学習などを充実していくことも必要と考えます。

いずれにいたしましても、このようなことなどにつきまして、高知県教育大綱及びこれに基づく第2期高知県教育振興基本計画についてPDCAを回し、各施策を確実に進めていくことが重要であり、しっかりと取り組んでまいります。

最後に、教員の多忙化解消に向けた取り組みについてお尋ねがございました。

教員の多忙化解消を図ることは、ワーク・ライフ・バランスを改善して教員の心身の健康増進につなげるとともに、授業研究や生徒指導など、教員が注力しなければならない業務のための時間を確保する上でも重要であると考えております。このため県教育委員会としては、多忙化の解消に向けて、仕事を減らす、外部の力をかりる、業務の効率化を図るの3点とあわせて、これらのことを総合的に進める学校経営マネジメントの向上に取り組んでまいりました。

まず、仕事を減らすという点では、学校に対する調査報告事項の削減を行うとともに、多忙化の大きな要因の一つになっている部活動について、学校の決まりとして週1日以上の子

を設けるなど、業務の削減に努めてまいりました。

次に、外部の力をかりるという点では、教員が担わなくてもよい業務、あるいは専門的な視点をより必要とする業務について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーといった専門家や運動部活動支援員、学習支援員などの活用を図っているところです。また、学校支援地域本部事業などを通して、地域の皆様のお力もおかりをしております。

3つ目の、業務の効率化を図るという点では、校内の役割分担の見直しやライン機能を強化するために、主幹教諭、指導教諭を配置することにより、効率的、機能的な組織とすることに取り組んでおります。また、現在県立学校で導入している校務支援システムを市町村立学校にも導入するよう準備を進めるなど、ICTを活用した業務改善にも取り組んでおります。

今後は、各学校においてマネジメントの基礎となる勤務時間を適切に把握しながら、これまでの取り組みをさらに充実することで教員の多忙化解消が図られるよう、市町村教育委員会と連携して、必要な予算措置や人材の確保を行うとともに、管理職のマネジメント力の向上を図ってまいります。加えて、本年度取り組んできた多忙化解消のための研究事業について、さらに検討を深め、今後の取り組みに生かしてまいりたいと考えております。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) まず、今後の介護職員の処遇改善に向けた取り組みについてお尋ねがございました。

介護人材を安定的に確保していくためには、介護職員の処遇改善が非常に重要であると考え、これまで国に対しまして、全国知事会などを通じまして処遇改善の提言を行ってきているところでございます。

こうした中で、ことし4月の介護報酬改定において、月額平均1万円相当を上乗せする新たな加算区分が設けられました。県といたしましては、この加算をできるだけ多くの事業所が取得できますよう、就業規則の見直しに要する経費などに対する本県独自の補助制度を創設し、支援を行った48法人がこの加算を取得しております。

一方、こうした処遇改善加算は今年度末までの特例的な措置となっていることから、職員の賃金の向上に確実に結びつけるためには、この措置を恒久化することが必要だと考え、ことし7月には国に対して政策提言を行ったところです。現在、国において進められている来年4月の介護報酬改定に向けた議論では、現行の処遇改善加算のほとんどが継続される方向で取りまとめがなされようとしています。加えまして、今月8日に閣議決定をされた新しい経済政策パッケージでは、勤続10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、消費税率引き上げに伴う報酬改定におきまして対応し、2019年10月から処遇改善を実施するとの方針が示されたところです。

今後におきましては、国の動向を注視するとともに、この新たな措置が多く事業所にとりましてより効果的な内容になりますよう、必要に応じて全国知事会とも連携しながら政策提言を行ってまいりたいと考えています。あわせて、引き続き介護事業所に対しましては処遇改善加算の取得を働きかけますとともに、今回新たに導入いたします介護事業所認証評価制度におきましても、加算の取得や昇給制度などを評価することとしておりますので、認証制度の普及と認証取得に向けた事業所への支援を行うことで、職員の処遇改善につなげてまいります。

次に、認知症に対する総合的な支援についてお尋ねがございました。

認知症対策につきましては、日本一の健康長寿県構想の重点施策の一つとして位置づけ、早期の診断と対応に向けた医療と介護の連携体制の構築や、御家族の介護負担の軽減につながる支援、認知症への理解を深めるための普及啓発などに取り組んでいるところです。

まず、認知症の方やその疑いのある方を訪問し、早期に必要な医療や介護サービスにつながる認知症初期集中支援チームにつきましては、設置に向けた連携体制づくりにつなげるモデル事業や、チームに参加していただく認知症サポート医の養成に取り組み、その結果、平成30年4月までに全ての市町村で設置ができる見込みとなっております。

また、御家族の介護負担の軽減につながる支援といたしましては、介護の経験者が相談に応じる認知症コールセンターを設置するとともに、御家族同士が悩みなどを語り合えますよう、家族の集いを定期的で開催しております。加えて、誰もが気軽に集える、あったかふれあいセンターなどへの設置を支援しております認知症カフェは、21市町村70カ所まで広がってきております。あわせて、地域の皆様に認知症について正しく理解をしていただき、認知症の方やその御家族を地域で温かく見守っていただけますよう、認知症サポーターの養成講座を市町村との協働で開催し、これまでに5万人の県民の皆様にご受講をいただいております。

今後は、認知症初期集中支援チームの活動のさらなる活性化のため先進事例の紹介や課題の共有を行う情報交換会を開催するなど、認知症の早期の診断と対応が可能となる体制づくりに取り組みますとともに、認知症の御本人の視点を重視し、その方の地域での居場所として認知症カフェの設置をさらに後押ししてまいります。引き続き、これらの認知症対策を総合的に進めていくことによりまして、認知症の方やその御



家族が住みなれた地域で安心して暮らし続けられる県づくりを積極的に推進してまいります。

(産業振興推進部長松尾晋次君登壇)

○産業振興推進部長(松尾晋次君) 関東以外の地域での外商の手応えと業務筋への取り組み状況についてお尋ねがありました。

国内の外商につきましては、地産外商公社の外商部門を体制強化しつつ、その活動範囲を拡大してまいりました。その結果、公社の仲介、あっせんによる成約件数は、平成21年度の178件から、28年度はその約46倍となる8,112件へと大きく伸びてまいりました。特に、平成27年度に大阪グループを設置し取り組みを強化している関西圏においては、その成約件数が平成27年度の994件から28年度は1,942件へと倍増するなど、首都圏で培ってきたノウハウ等を生かした取り組みの効果が着実にあらわれてきていると感じております。

また、本年度強化しております業務筋への取り組みにつきましては、業務筋関係の大規模展示商談会である居酒屋産業展の東京・福岡会場への出展を継続するとともに、本年度は新たに大阪会場にも出展し、延べ31社の県内事業者が参加いたしました。その結果、既に商談が成立し、新たな取引が始まったという事業者のお話も伺っております。また、全国展開する外食チェーンのバイヤー等を県内での商談会や産地視察に招聘するとともに、業務用食材の卸業者が主催する商談会に積極的に参加するなど、精力的に取り組みを進めておりまして、既に一部外食チェーンでは高知フェアの開催にもつながっております。

今後とも、これまで地産外商公社が培ってきたノウハウや人脈を存分に生かしながら、それぞれの地域で販路開拓と販売拡大につなげてまいります。

(農業振興部長笹岡貴文君登壇)

○農業振興部長(笹岡貴文君) まず、グローバルGAPなどの認証取得の推進についてのお尋ねがございました。

GAPは、農産物の安全・安心のレベルを高めるとともに、環境保全や労働安全など、農業における持続可能性を確保する有効な手段であり、その中でも国際的な取引にも通用しますグローバルGAPの認証取得の推進は、オリンピック・パラリンピック東京大会への食材供給や将来の輸出拡大に向けて、重要な課題であると考えております。

そのため、本年度は、海外での農産物フェアや商談会に参加実績のある方やグローバルGAPに関心の高い農業者等をリストアップし、外部の専門家を招いての研修会の開催や、認証取得に係る審査料やコンサルタント料、残留農薬の分析費用などを支援する国の事業についての情報提供等を行っております。また、農業大学校では、来年度のグローバルGAPの認証取得に向けた準備を進めておりまして、知識を持った学生が卒業後GAPに取り組む法人などの即戦力となりますよう、人材を育成してまいります。

国におきましては、オリンピック・パラリンピック以降、ほぼ全ての国内産地で国際水準のGAPを実施することを目標にしています。本県においても、将来の本格実施を見据え、段階的なレベルアップを図るため、国のガイドラインに準拠した高知県版GAPの全産地での実践を目指し、農業者やJA、園芸連とともに生産から出荷までの各工程の点検活動にも取り組んでいるところです。

今後とも、東京大会をきっかけとして、本県産農産物の安全・安心の評価が高まり、さらには輸出へとつながっていきますよう、グローバルGAPなど国際水準GAPの認証取得の取り組みを支援してまいります。

次に、TPP11協定と日欧EPA交渉への対応についてのお尋ねがございました。

平成27年10月に大筋合意された12カ国におけるTPP協定の本県への影響につきましては、昨年2月に国の試算方法に基づく機械的な試算を行ったところ、畜産分野への影響額は、牛肉では約1.1億円から2.3億円、豚肉では約1.2億円から2.4億円、牛乳、乳製品では合わせて1,000万円程度となっております。また、日欧EPA交渉の影響につきましては、例えばチーズ等では、関税の削減や撤廃等により、長期的には国産チーズの価格下落等が生じることにより加工原料乳価の下落も懸念されるといった定性的な分析結果が、先月国から示されたところです。

こうした生産者に対する影響が最小限にとどまるよう、国が定めたTPP対策に関する政策大綱につきましては、日欧EPA対策等を新たに盛り込み、総合的なTPP等関連政策大綱として改訂されております。このため、改訂後の大綱に基づく国内対策が本県のような中山間地域の多い地方の隅々にまで行き届くものとなっているのか、しっかりと注視するとともに、中山間地域の厳しい実情も踏まえ、国に対して持続可能な農業が展開できるよう、必要に応じて政策提言を行ってまいります。

また、県といたしましては、TPP、EPAの動向等にかかわらず、中山間地域を含め、生産性の向上と担い手の所得増加を図る取り組みを強化していくことが極めて重要だと考えております。そのため、国の大綱に基づく施策も積極的に活用しながら、産地の強化や農業クラスターの形成など産業振興計画における農業分野の取り組みを着実に進めていくことで、中山間地域の農業をしっかりと支え、強化してまいります。

(水産振興部長谷脇明君登壇)

○水産振興部長(谷脇明君) まず、大月町古満

目に水産試験場の分場を開設したことで、宿毛湾のクロマグロ養殖に対してどのような成果が得られているのか、また今後の古満目分場の目指す役割についてお尋ねがありました。

水産試験場古満目分場は、養殖業の振興に不可欠な種苗生産技術の開発や漁場環境の調査研究を目的に、国立研究開発法人水産研究・教育機構から施設を無償で譲り受け、昨年10月に開設をいたしました。これまでは、県内の企業と連携し、クロマグロ人工種苗に与える餌料の生産技術開発などに取り組んでまいりましたが、安定生産のめどが立ちましたことから、クロマグロ人工種苗生産は本年度から事業化に移行いたしました。

今後は、ブリ類やマダイにかわる新たな養殖魚の生産技術開発や、精度の高い遺伝子解析技術による赤潮の発生予測や魚病被害の軽減にも取り組んでまいります。また、公募で決定した県内の企業にオープンラボとして一部の陸上水槽を開放することとしておりまして、ブリの人工種苗の生産を軌道に乗せる上で重要な、早期の採卵技術の開発も予定されております。

古満目分場は、漁協や漁業指導所とも連携し、こうした試験研究で得られた成果を県内の養殖業者などにフィードバックすることで、本県養殖業の振興に寄与してまいりたいと考えております。

次に、宿毛湾の水産資源を生かした地域産業クラスターへの取り組みについてお尋ねがありました。

本年3月、宿毛市と大月町では、クラスタープラン、宿毛・大月養殖ビジネス高度化プロジェクトを策定し、人工種苗の活用や養殖規模の拡大などによる生産量の増加、養殖魚の産地加工体制の整備と国内外への販路拡大、地元飲食店や宿泊施設等での食材利用による観光客誘致などを目標に位置づけ、取り組みを進めておりま

す。

議員のお話にありましたとおり、11月に大月町がマグロ祭りと冠して開催いたしました産業祭では、大幅に来場者がふえますとともに、例年と比べ県外ナンバーの車が多く、地元以外の来場者が多かったという声もお聞きしております。

こうした人気商材のマグロや、品質の評価が高いブリ類、マダイ等を地域全体の拡大再生産につなげていくためには、養殖業者や加工業者はもちろんのこと、飲食店や宿泊施設などが一体となって取り組むことで、全体に波及効果を高めていく必要があります。あわせて、遊漁船業者やダイビング事業者など豊かな自然を活用したサービス事業者の方々とともに、地域の魅力を発信する取り組みも重要であると考えております。

県といたしましては、宿毛市、大月町、そして関係事業者の方々とも連携し、それぞれの役割分担のもと、クラスタープランの実現に向け、ソフト・ハード両面から支援することで、水産業のみならず、関連する2次、3次産業も含め、地域全体に経済波及効果をもたらすことで、雇用の場の拡大にもつなげてまいりたいと考えております。

(観光振興部長伊藤博明君登壇)

○観光振興部長(伊藤博明君) まず、「志国高知幕末維新博」第2幕の開幕に向けて取り組みを進める中で、第2幕に臨む決意についてお尋ねがありました。

来年は、明治維新から150年の節目の年に当たりますことや、年明けからは大河ドラマ「西郷どん」の放送も始まりますことから、全国的に幕末と明治期に注目が集まるものと予想されます。このため第2幕においては、「～新国家の夢は自由の國へ～」といった展開で、幕末から明治期にかけてをストーリー立てしながら取り組

んでまいりたいと考えております。

また、第2幕に向けては、会場等も充実、拡大してまいります。まず、メイン会場の県立坂本龍馬記念館が、来年4月21日の第2幕の開幕日にグランドオープンいたします。地域会場としましては、来年春には土佐清水市のジョン万次郎資料館や四万十市立郷土資料館などがリニューアルオープンいたしますし、関連施設として宿毛市の林邸や津野町の片岡邸など歴史的建造物の改修工事も完了いたします。あわせて、地域会場のなかった嶺北地域においても、新たに本山町の大原富枝文学館が加わり、県内全25会場の体制が整ってまいります。

こうしたことから、プロモーションに当たりますては、大河ドラマも追い風としながら、坂本龍馬先生を引き続き幕末から明治維新期へのストーリーの中心に据えるとともに、当時の世界情勢や民主主義の情報などをアメリカから持ち帰り、藩を越えて多くの人々に影響を与えたジョン万次郎先生、殖産興業の発展に貢献した岩崎弥太郎先生や、自由民権運動で知られる板垣退助先生といった、明治維新期に活躍した人物たちにスポットを当てるなど、さらに幅を広げて取り組んでまいります。

加えて、第2幕においてもPDCAサイクルをしっかりと回しながら、周遊コースづくりや歴史資源を核とした受け入れ基盤の磨き上げなどに継続して取り組むことで、まずは博覧会期間中における435万人観光の達成とその早期定着が実現できますよう、志国高知幕末維新博推進協議会を初めとする関係の皆様方もしっかりと連携させていただきながら、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、新たな足摺海洋館を起点とした西南地域全体の活性化につなげていくための今後の取り組みについてお尋ねがありました。

新足摺海洋館は、竜串湾全体を一つの大きな

水族館と見立て、足摺、竜串ならではの特徴を生かした館内の展示と周辺の自然環境やアクティビティーとが連動して体感できる、日本初と言える水族館として整備することとしています。具体的には、館内で展示する生物の説明とあわせて、すぐ目の前で体感できるビューポイントやいそ遊び、奇岩散策、海中観察もできる湾内のアクティビティーなどの情報を来館者にお知らせし、観覧後は、出口付近に設置するコンシェルジュデスクにおいて、さらに詳しい情報の提供や予約受け付けサービスを行うことで、周辺の観光資源にいざなう仕組みを構築していきたいと考えております。

また、新足摺海洋館の整備に先行して、平成31年度には、足摺宇和海国立公園のエントランス機能を持つ環境省のビジターセンターや、全国的に著名なアウトドアメーカーが監修する土佐清水市のキャンプ場が海洋館に隣接してオープンする予定です。これらの施設や足摺・竜串エリアにある観光資源ともしっかりと連携し、相互に観光客を誘導して周遊促進を図ってまいります。この具体的な周遊促進策を検討するため、年内には、国や県、土佐清水市に加えて地域の民間事業者も参画した検討組織を立ち上げ、協議が調った取り組みから順次実行していく予定としております。

またあわせて、幡多地域の市町村とも連携した周遊コースづくり、いわゆる広域の観光クラスターの形成を目指し、関係市町村や広域観光組織も交えた協議を始めてまいります。こうしたことで、足摺・竜串エリアの取り組みを県西南地域全体に広げ、地域の活性化につなげてまいります。

(危機管理部長酒井浩一君登壇)

○危機管理部長(酒井浩一君) 南海トラフ地震対策について、まず避難所確保の取り組みと広域避難の検討の具体化についてお尋ねがありま

した。

避難所の確保につきましては、各市町村において、耐震化できた集会所や県立施設などを新たに避難所として指定した結果、一昨年度末の約900カ所から約1,100カ所まで増加しています。あわせて、学校の校舎利用など収容者数の見直しを進めていただいた結果、現時点で約20万人分を確保できる見込みとなっています。しかしながら、いまだ約3万人分が不足していることから、引き続き市町村において、これまでの取り組みに加え、民間施設の活用など、さらなる確保に努めていただくようにしています。

こうした取り組みを進めても、なお全ての避難者を受け入れるための避難所の確保が困難な市町村もあるため、県内を安芸、中央、高幡、幡多の4つの圏域に分け、圏域内で避難所を確保できるよう広域的な調整を行うこととしています。特に高幡では、圏域内で避難者に対して避難所がおおむね確保できていることや、バス事業者との輸送の協定が締結されていることなど、他の圏域に比べ進んでいることから、今年度先行して取り組みを進めています。この11月には、関係市町村とともに、他の市町村からの避難者の受け入れや移動、避難先での避難所の運営に関する手続などをまとめた、広域での避難計画を策定し、現在、来年度訓練を実施する準備を進めているところです。残る3つの圏域につきましても、来年度以降、高幡の取り組みを参考に、具体的な広域調整を進めていくこととしています。

次に、避難所の防災機能についてお尋ねがありました。

長期化する避難生活に備え、非常用電源やパーティション、簡易トイレなど避難所で必要な資機材の確保、またスロープや手すりの設置など要配慮者の方も安心して過ごすことができる環境の整備など、避難所機能の充実強化が必

要だと考えています。このため県では、昨年度から新たな補助制度を設け、市町村と連携し、地域の皆様が中心となって避難所を運営するためのマニュアル作成を進めるとともに、マニュアルが完成した避難所で必要となる資機材の購入や環境整備に対して支援を行っているところです。避難所の多くは学校の施設であるため、環境整備を進めるに当たっては、施設管理者である市町村の教育委員会とも十分協議をさせていただくようにしています。

引き続き、市町村と連携し、地域地域のニーズに合わせた資機材や環境の整備を行うことにより、災害時に必要となる避難所の機能の充実強化に取り組んでまいります。

(土木部長福田敬大君登壇)

**○土木部長（福田敬大君）** 建設産業について、建設業が将来を担う若い世代にとって魅力ある職場となるよう、担い手の確保に向けてさらなる対策強化にどのように取り組んでいくのかのお尋ねがございました。

高知県内の建設業においては、若手入職者の減少と従事者の高齢化の進行により、施工力の低下や、これまで培ってきた貴重な技術、技能の継承が危ぶまれていることが大きな課題であると認識をしております。このため県では、平成26年2月に建設業活性化プランを策定し、人材確保のための雇用環境改善研修や、施工力向上のためのアドバイザーの派遣、建設業のイメージアップ事業への補助などを行ってきたところです。

一方で、こうした担い手不足は全国的な問題でもあり、国においては、ことしの7月に10年後の建設産業の将来像を見据えた、建設産業政策2017+10を策定いたしました。その中の大きな方針として、働き方改革に積極的に取り組み、生産性の向上を通して従事者の所得向上、処遇改善につなげる施策を展開していくこととして

おります。具体的には、週休2日制を前提とした適切な工期設定、社会保険等への加入促進、また全ての生産プロセスへのICTの活用などの取り組みが進められております。こうしたことを踏まえ、県におきましても、週休2日制の導入やICT土工の実施などに試行的に取り組んでいるところです。

今後も、働き方改革や生産性向上などの国の動きを注視し、建設業界の御意見も伺いながら、建設業のさらなる活性化に取り組んでまいります。

**○10番（加藤漢君）** ありがとうございます。

2問目、1点だけお伺いをさせていただきます。

知事に、足摺宇和海国立公園を国際水準のナショナルパークとしてブランド化を視野に入れてという御質問させていただきましたので、現時点での御感想を聞かせていただきたいと思えます。

今やるべきことをしっかり進めていって、より魅力のある観光地づくりをしていくと、そういう御答弁をいただきました。一方で、例えば世界ジオパークの取り組みとか、はた博とか東部博とか、そういう一つ目標を持つことで地域がまとまって連携をしてきたと、こういう取り組みも大切なんだろうというふうに思うんですね。自然を生かした観光に向けて、全国的なアドバイザー、専門家にもアドバイスをいただくということでございましたので、例えばその中の一つのテーマとして取り上げて御示唆をいただくとか、そういう今後の取り組みも十分考えられるのではないかと思います。現時点での御感想をお聞かせください。

**○知事（尾崎正直君）** 国のほうで認定するナショナルパークに入るかどうかということについて、一言で言えば、なかなかハードルも高く、限定もして取り組んでいこうとするものようであ

ります。その国の認定いかににかかわらず、この足摺宇和海国立公園全体を観光地としても生かせるように、また人々のその地における生活も豊かなものとなりますように、そういう形でのしっかりとした整備を進めていくということがまずは大きな目標なのかなと、そういうふうに思っています。そうしていく中で、全国の中でもトップテンと言われるような、そういうナショナルパークとしての認定なんていうのも視野に入ってくるということになっていくのではないかなと思っています。

もう、具体的なそれぞれの施策について道筋が見えてきていますので、それぞれについて、皆さんモチベーションも持って取り組んでいけるような形になっていければなと思っています。ぜひ、そういう構想を練り上げていく最終段階に来ていますから、しっかりと取り組んでまいりたいと、そのように思います。

○10番（加藤漠君） ありがとうございます。

以上で終わります。（拍手）

○議長（浜田英宏君） 暫時休憩いたします。

午前11時44分休憩



午後1時再開

○副議長（明神健夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

25番石井孝君。

（25番石井孝君登壇）

○25番（石井孝君） 失礼します。県民の会の石井です。お許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。知事初め執行部の皆様、よろしくお願ひいたします。

まず、高知県の特産品や財産とも言える自然

の恵みについて質問をしてみたいです。

高知県の特産品といえば何が思い浮かぶでしょうか。さまざまなものがありますが、私が最初に思ったのは高知のカツオです。やはり、カツオのタタキを思い浮かべた方が多いのではないかと思います。国内旅行を調査研究するじゃらんリサーチセンターでも、「地元ならではのおいしい食べ物が多かった」部門の2016年度ランキングで高知県が1位となり、カツオに対する満足度が高く、約4割の人がカツオのタタキを挙げていて、高知といえばカツオというイメージが定着し、圧倒的な支持を受けているとの新聞記事がありました。

そんな中、つい先月、11月9日に開催された第2回の高知カツオ県民会議シンポジウムに行き、県魚であるカツオを取り巻くさまざまな課題や日本の水産業の現状について知る機会を得ました。

もともと日本は水産大国であり、1972年から1987年の約16年間、日本の漁業、養殖業の生産量は連続して世界第1位でした。しかし、1984年の1,282万トンピークに年々生産量は減少し、昨年の漁業、養殖業の生産量は431万トンにまで落ち込んでいます。この日本の漁業、養殖業の生産量減少の主な要因は、過剰な漁獲による水産資源の減少ではないかと言われています。一方、現在世界の漁業、養殖業の生産量は増加傾向となっていますが、欧米諸国も1980年代には、漁獲過剰により生産量が減少していました。そこで、1990年代から、科学的根拠に基づいて持続可能な漁獲総量を設定すること、また水産資源の持続的利用のための管理政策を積極的に推進してきた結果、消費者のための質の向上と水産資源量の安定、生産量の緩やかな増加を実現してきました。日本も、水産資源に対して十分な科学的検証と持続可能な管理体制の構築が必要であり、日本の水産業復活に向けた取り組

みが急務だと言われております。

高知カツオ県民会議シンポジウムにおいても、「日本の水産業復活の鍵、サステイナブルシーフードを考える」と「我が国のカツオ資源管理－WCPFCに向けて」の2つの基調講演がありました。WCPFCとは、中西部太平洋まぐろ類委員会という、世界26の国と地域が参加する、中西部太平洋における高度回遊性魚類、マグロ、カツオ、カジキ類資源の長期的な保存及び持続可能な利用を目的とした地域漁業管理機関です。この中西部太平洋まぐろ類委員会WCPFC第14回年次会合が、今月3日から7日までフィリピン・マニラで開催され、ここに高知カツオ県民会議が参加しております。

日本を含む中西部太平洋では、中西部太平洋まぐろ類委員会を中心に、カツオの資源管理に関する国際議論が続いています。カツオの資源問題については、昨年12月定例会で土森議員からもお話がございました。また、今回の中西部太平洋まぐろ類委員会第14回年次会合に対する新聞報道も12月4日、6日、7日と連日ございましたが、少し状況を説明させていただきます。

ここ10年の日本のカツオの漁獲量の推移は、2007年の33万トンから昨年は約21万トンであり、減少傾向が続いています。高知県のカツオの漁獲量も減少傾向にあります。日本の見解は、近年熱帯域におけるまき網漁法による大量漁獲が、日本のカツオ資源の減少に大きく影響しているのではないかとこのものです。一方、カツオは世界の熱帯から温帯水域の暖かい海に広く生息しており、特に赤道熱帯海域に資源量が多く存在し、中西部太平洋全体での漁獲量は年間約200万トン規模に達しています。中西部太平洋まぐろ類委員会における現時点でのカツオの資源評価結果は、資源枯渇でも過剰漁獲でもないとされています。よって、熱帯海域のカツオ漁にかかわる国々では、現時点で漁獲量を減らす動き

はありません。さまざまな立場の国や地域が存在する中西部太平洋では、資源管理の合意形成は難しく、管理の枠組みが定まらない状況が続いています。

こうした状況からも、知事は高知カツオ県民会議の会長として、カツオ資源の現状に対する危機感を多くの県民の皆様と共有いただき、さらに世論として広く国民の皆様と浸透していくことにより、国際的な協議の場で国の交渉を後押ししていくことが重要であり、資源管理の強化と資源の回復が実現するよう皆様とともに取り組むと言われております。

また、シンポジウムでは、土佐の一本釣り、昔からの一本釣り漁法は、カツオ資源の持続可能性を維持する方法として注目されています。フィリピンなど一本釣り漁法の伝統がある関係国と連携して、日本や高知カツオ県民会議の主張を理解してもらい、カツオ資源を守っていく取り組みも有効ではないかとの提言がなされておりました。

この高知カツオ県民会議は、まだまだ多くの県民が知るところにないという現状があるようです。シンポジウムでは、情報発信分科会として、多くの皆様と高知カツオ県民会議をPRしていただきたいこと、ホームページからその取り組みを知っていただきたいとの要望がありました。

そこで、高知カツオ県民会議の会長である知事に、会のPRも含め、中西部太平洋まぐろ類委員会WCPFC第14回年次会合に参加した状況や成果についてお伺いします。

また、今後の高知カツオ県民会議に対する支援と、県魚であるカツオ資源の確保に向けた対策について水産振興部長にお伺いします。

この高知カツオ県民会議が、カツオの資源確保はもとより、日本の抱える水産業の課題を解決していく力強い組織となることを期待してお

ります。

カツオのほかには有名な高知の特産品といえど何か。いろいろあるので、高知家の特産品ポータルサイト、高知まるごとネットの「高知のえいもん、うまいもん」を見てみました。野菜、果物では、ニラ、ショウガ、高糖度トマト、ナス、シシトウ、ユズ、ブンタン、新高梨。畜産物では、土佐あかうし、窪川ポーク、土佐ジロー、土佐はちきん地鶏、シャモ。海産物では、カツオ、キンメダイ、ウツボ、宗田節、清水サバ。川の恵みでは、川エビ、青ノリ、ウナギ、アユ。お菓子では、芋けんぴ、アイスクリン、ぼうしパン。その他として、土佐打ち刃物、土佐和紙、土佐サンゴ、室戸海洋深層水、土佐茶、土佐の地酒、米、塩など、多くのものが紹介されています。いずれも、高知の各地域を代表する特産品として名高いものばかりです。

県としては、地域資源を活用した地域ブランドの掘り起こしや、その権利化に向けた支援、商標など知的財産に関する制度の積極的な活用促進を行うこととしております。知事提案説明においても、EUで商標を取得しているKOCHI YUZUの取り組み紹介がございましたが、県が登録している商標は21件ありまして、地域ブランドの積極的な保護を進めています。商標制度をめぐっては、これまでの文字や図形から成る商標に加え、平成27年度より新たに、動き、ホログラム、色彩、音、位置などの商標が登録できることとなりました。今後、においや感触、味といった商標も検討されるなど、複雑かつ多様化しています。

そこで、知的財産に関する商標登録等の権利化に向けた県の支援内容と新たな商標など多様化への対応について商工労働部長にお伺いします。

商標権は、非常に強い権利として、更新していけば半永久的な権利として認められています。

これまでの商標や地域団体商標、新たな商標など、登録の必要性や可能性、優位性について、県は十分な周知と支援をしていく必要があります。

また、地域産業の活性化や地域おこしに有効な制度として、地域ブランドを取り扱う団体が商標登録できる地域団体商標制度があります。一定の条件を満たした地域名と商品名から構成される商標であり、全国では600件以上の登録があります。法的に地域ブランドを保護することができるほか、ライセンス契約や信用力の向上、地域や団体の活性化などのメリットが得られます。高知県の地域団体商標は、「土佐打ち刃物」、「四万十川の青のり」、「四万十川の青さのり」、「徳谷トマト」、「土佐あかうし」の5つです。

高知県の5つの地域団体商標に四万十川の青のりと四万十川の青さのりがありますが、どちらも近年は生産量の減少が続いているとの話をよく耳にしますので、現状を調べてみました。

まず、四万十川の青のりですが、四万十川下流漁業協同組合と四万十川中央漁業協同組合とが権利者として、平成19年5月11日に地域団体商標として登録されています。この青ノリはスジアオノリといい、食用とされる青ノリ類の中で最も香りが高くおいしい品種として知られています。四万十川のスジアオノリは、天然物として全国的に有名であり、色合いや風味、食感に特にすぐれ、平均生産量から見れば、天然物としてのシェアは全国の90%以上を占めてきたと言われています。しかしながら、四万十川の天然スジアオノリの生産量は、昭和57年の50トンピークに減少傾向が続き、ついに本年に過去最低の0.19トンまで落ち込みました。

高知県の地域団体商標である四万十川の青のりについて、県としてこれまで行ってきた支援策と生産量が落ち込んだ原因をどのように捉えているのか、水産振興部長にお伺いします。



川の環境変化などさまざまな要因が、もう一つの地域ブランドである四万十川の青さのりの養殖にも影響を及ぼしていると指摘されています。アオサノリの養殖場では、人工採苗によってノリ網へ種づけし、河口汽水域の穏やかな箇所にもノリ網を張って養殖します。汽水域の水温や塩分濃度、栄養分など、繁殖に必要な条件が整えば安定的な生産量が見込める事業ですが、青ノリ同様、昭和59年の55トンピークに減少傾向にあり、平成16年10月の台風23号被害により、平成17年の生産量はほぼゼロとなりました。これは、台風によって流れ出した砂州が養殖場への海水の流入を妨げ、養殖場が淡水化したことにより収穫できなかったと伺っています。そのころから、砂州は復元と消失を繰り返しながら、現在は消失したままの状態となっています。四万十川の青さのりのここ10年の平均生産量は、10トンほどで推移しています。昨年は、台風被害の平成17年を除けば、過去最低の5トンとなりました。

四万十川の青さのりの地域団体商標の登録は平成19年6月15日、四万十川下流漁業協同組合が、権利者としてこれまで地域ブランドを守ってきました。

この四万十川の青さのりについても、県としてこれまで行ってきた支援策と生産量が落ち込んだ原因をどのように捉えているのか、水産振興部長にお伺いします。

青ノリやアオサノリは、汽水域の水温、塩分濃度、川や海の栄養分、波浪や洪水など、海、山、川の自然条件がその生産量に大きく影響します。地球温暖化が懸念される中で、海水温の上昇傾向は悪影響を及ぼします。塩分濃度については、四万十川左岸側から海岸線の延長として延び、四万十川河口の半分を覆っていた砂州の消失により変化しており、これまでの良好な青ノリ漁場であった汽水域では塩分濃度が高い

状況が続いています。波浪の影響を受けやすくなり、アオサノリの養殖ができなくなった区画もあります。青ノリの生育に必要な窒素やリン、植物を含む植物性プランクトンの成長を促す効果があると言われていたフルボ酸鉄などの栄養分は、十分に川に供給されていないのではないかと。

川を取り巻くさまざまな環境の変化により、地域団体商標の登録となっている四万十川の青のりと四万十川の青さのりは、その生産量の減少傾向から見れば、少し大げさかもしれませんが、危機的な状況下にあると思います。川の漁業者は地域ブランドを守るために、環境変化に応じて試行錯誤を繰り返し、悪戦苦闘し、加工業者も不漁に頭を悩ませている現状です。昨年は、生産量の減少に伴い価格が高騰し、加工業者は生産供給できない状況となり、飲食店においても入手が困難となる事態に陥りました。こうした状況が続けば、地域産業の低迷と地域ブランドの低下を招き、観光への影響も懸念されます。

県として、高知県が全国に誇る天然スジアオノリである四万十川の青のりと、四万十川の色と香りを守り続けてきた四万十川の青さのりの加工業者への支援策についてどのように考えているのか、水産振興部長にお伺いします。

青ノリについての新たな取り組みとして、四万十川下流漁業協同組合と四万十市、高知大学が連携して、スジアオノリの栽培事業、いわゆる青ノリの養殖を始めました。昨年からはことしにかけては、水温や塩分濃度の問題に加え、カモの食害もあり、収穫には至りませんでした。安定して収穫できるよう加工業者も期待を寄せているとの新聞報道もありました。ことしも引き続き、栽培事業に挑戦しております。関係者の皆様からは、期待と不安が入りまじった声を聞いております。

また、アオサノリについて、関係者の皆さんに話を伺ったところ、やはり砂州の消失によって塩分濃度が不安定になったことと波浪の影響により、県から許可をいただいている養殖場4区画のうち2区画は現在養殖できない状況にあることも、生産量減少の一因となっていることも指摘されました。しかしながら、塩分濃度と波浪の問題は、現在の養殖場よりも少し上流部で養殖を行えば、十分に対処できるのではないかなどの意見もありました。四万十川下流漁業協同組合では、四万十川の支流である竹島川で多くのアオサノリを養殖していますが、そのすぐ上流部に新たな養殖場の開発ができないか検討しているそうです。

現在、波浪の影響により養殖できない区画の代替地の確保といった視点から、県にも新たな養殖場の開発に対して積極的に支援していただきたいと思いますが、水産振興部長に御所見をお伺いします。

四万十川下流漁業協同組合は、地元の小学生へアオサノリやシジミとりの体験教室を開催するなど、自然とのかかわりや地域の伝統を知ってもらう取り組みも行っています。アオサノリの養殖事業は、環境変化を的確に捉え丁寧な事業展開を行えば、安定した収入をもたらす事業であると言われていています。また、アオサノリには、カロチノイドの一種のルテインや遊離アミノ酸のDシステノール酸などが含まれており、近年は天然健康食品として注目されるなど、販路の拡大も期待できる商品です。新たな養殖場を確保していくことで、後継者の育成や新規漁業者の受け入れが可能となり、移住促進の取り組みにも加えていただき、伝統事業として、また地域団体商標の地域ブランドとして、県としても守り育てていく取り組みをしっかりと推進していただきますよう要請します。

さきに述べた四万十川河口の課題について質

問します。これまでも述べてきたとおり、河口砂州の消失により、その環境は確実に変化していると、多くの皆さんから指摘されています。

国土交通省の資料によると、「河口砂州は、洪水時に河口部水位を堰上げ、下田地区では度々浸水被害が発生している。」「洪水の発生が予想される場合は、砂州の中央部を予め開削し、砂州のフラッシュを誘引する対策を実施してきた。」「平成17年9月の台風14号洪水でフラッシュし、その後平成18年9月に一時的に復元したものの、平成21年10月台風18号出水時に再び砂州が消失し、それ以降砂州が消失した状態が続いている。河口砂州の消失により外洋の影響を受けやすくなり、河口部右岸の初崎地区における越波や河川内の船舶通行に影響を与える等の問題が生じており、現在、高知県において砂州の復元工事を実施している。治水上の観点からは洪水時に水位上昇を引き起こす恐れのある砂州ではあるが、他方、砂州によって河口環境の微妙なバランスが保たれることで、四万十川の豊かな生態系を創出している。こういった河口砂州の状況変化は、治水面と環境面の双方に影響を与える可能性があるため、国、県が適切な役割分担のもと、砂州状況を監視・把握しつつ適切な維持管理に努める。」としております。

一方、高知県における四万十川河口の下田港改修事業は、これまでの航路閉塞と洪水による下田地域の浸水被害への対策として、地元からの要望も受け、船舶航行の安全性、浸水被害の解消を目的として、国土交通省と連携して、河口と港口の分離を図る事業を進めてきました。

下田港改修事業は昭和55年に始まり、今年度末までの整備内容は、防波堤1,015メートル、波除堤2基、砂州の土台となる河床の復元対策工事が完了予定となっています。また、昭和60年以降、工事着手前と工事中、完成後の状況を把握するため、国土交通省と調査箇所を分担し、

河川水、地下水の水質調査と、汀線、水深の深浅測量を実施しています。そのほか、底質や藻類育成環境、干潟生物等の環境影響調査も実施しています。これまでの総工事費は123億円となっています。残事業としては、波除堤1基、航路護岸75メートル、航路開削20万立米があり、航路開削の土砂を砂州の復元に流用予定となっています。

この間、県においては多大な御尽力をいただき、下田港改修事業を進めていただいております。洪水時に水位上昇を引き起こすおそれのある砂州ではありますが、砂州によって河口環境の微妙なバランスが保たれることで、四万十川の豊かな生態系を創出している国土交通省の見解も踏まえ、流域住民は砂州復元に向けた取り組みに大きな関心を寄せております。

そこで、この間の調査結果による四万十川河口域の環境変化と砂州復元に向けた展望について土木部長にお伺いします。

砂州が消失した影響により、港から海に出る現状航路の水深が浅くなり、船舶が港から出られなくなる状況もあるため、下田港改修事業の早期完了に向けて地域住民の期待が高まっています。国土交通省も対岸の初崎堤防工事に着手するなど、着々と工事が進捗しておりますので、県といたしましても、国土交通省と連絡調整を密に行いながら、下田港改修事業の早期完成はもとより、良好な四万十川河口域の環境整備に今後も御尽力を賜るようお願いをいたします。

そのほか、四万十川の課題としては、先月11日に、四万十川の有名な写真スポットである岩間沈下橋の橋脚の基礎部分とともに橋桁が沈み込み、通行どめとなりました。調査の結果、他の橋脚も良好な状態とは言えず、その他の沈下橋も経年劣化の状況にあります。四万十川は、多くの支流を有しています。支流の支流を含めて4万10本の川から成ると言い伝えもある四万

十川、この渡川水系の維持管理と保全是容易ではありません。

河床の掘削や除草、伐木などの維持修繕工事への要望は後を絶たず、加えて道路や河川の改良要望も多く、それら地元からの要望に全て応えていくことは財政的にも厳しい状況にあると思いますが、今後どのように対応していくのか、土木部長にお伺いします。

県内各地域の道路や河川でも、四万十川へと続く多くの河川についても、県が行っている、地域の安全安心推進事業などの維持管理や改良要望に対する事業費の拡充が期待されています。

そのほか、四万十川をめぐっては、先月24日と25日に全国川サミットin四万十が開催されています。全国の川と流域のかかわり、また次世代に向けてよりよい川との共生の方向を探るとともに、川を利用したイベントを行い、全国に向けて川の理解を深め、啓発普及を図ることを目的として、全国の加盟自治体によって順番に開催しています。観光業や内水面漁業従事者、加盟自治体の方々などが集まって、活動の事例発表などを行い、意見交換を行いました。青ノリだけでなくアユやテナガエビの漁獲量も減少傾向にあることから、河口域や川全体の保全に対する取り組みの重要性が報告されていました。

また、四万十川流域は国の重要文化的景観にも指定されています。四万十川の心臓部とも言える河口部の汽水域は、全国に例を見ない豊かな水域で、希少魚種等の宝庫であり、後世に伝えなければならない貴重な財産として守っていかなければなりません。高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例をもとに、高知県四万十川流域保全振興委員会の皆様から四万十川の保全及び流域の重要事項について御議論いただいていることは重々承知をしておりますが、これまで述べてきた河口域の状況等も踏まえ、下流部の管理者である国土交通省と一緒

に、四万十川全体を取り巻く事項について議論できる組織をぜひとも知事から発信していただき、高知カツオ県民会議のように、もう一段大きな枠組みによる総合対策を進めていただきたいと思います。

そこで、これらさまざまな資源と景観を有する、高知県の財産である四万十川について、四万十川全体として今後どのように総合対策を進めていくのか、知事の御所見をお伺いします。

次に、教育課題について質問してまいります。

これまで、学力や体力について、幼・保時期へのかかわりが大変重要であり、幾つかの提案をしましたところ、教育長からは前向きな回答をいただき、子供たちへの教育の出発点における取り組みが強化されていることと思いますが、学力は、基礎的な知識と思考力・判断力・表現力と学習意欲という3つの重要な要素から構成されています。これら3つの重要な要素のうち、一番難しく重要なのが学習意欲ではないでしょうか。

本年3月に改正された学習指導要領の中に、生徒に必要な資質、能力を育むための学びの質に着目し、授業改善の取り組みを活性化していく視点として、主体的・対話的で深い学びであるアクティブラーニングの必要性が位置づけられています。主体的な学び、対話的な学び、深い学びの視点は、各教科等におけるすぐれた授業改善等の取り組みに共通し、かつ普遍的な要素であるとされています。

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連づけながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる主体的な学びが実現できているかという視点。子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手がかりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める対話的な学びが実現できているかという視点。習得、

活用、探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた見方、考え方を働かせながら、知識を相互に関連づけて、より深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見出して解決策を考えたり、思いや考えをもとに創造したりすることに向かう深い学びが実現できているかという視点。こうした視点を踏まえ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、アクティブラーニングの視点に立った授業改善を推進することと、質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質、能力を身につけ、生涯にわたって能動的、アクティブに学び続けるようにすることが求められています。

そこで、学習指導要領の改正に伴い、この小・中・高校の主体的・対話的で深い学び、いわゆるアクティブラーニングについて、県教育委員会としてどのように授業改善を実践し、また指導していくのか、教育長にお伺いします。

今回は、学級づくりや授業づくりを研究し、学校や教育委員会に助言をしているT I L A教育研究所について紹介します。

T I L A教育研究所は、高知大学教育学部の鹿嶋准教授を代表として、教員の技量向上に貢献するために、任意団体として昨年設立されました。近年では、団塊世代の大量退職時代を迎え、教員の年代構成のアンバランスが課題となっています。ベテラン層と若年層が多く中間層が少ない年齢構成や、年齢は高くとも教員としての経験の浅い人たちが増加しています。そうした中で、校務の多忙や教育ニーズの多様化、保護者対応の難しさなどにより、一人で悩み病気休職等になる教員が少なくありません。

研究所では、教員の技量を授業力、児童生徒指導力、学級経営力、個別面接技法などと捉え、教員の技量向上に関する調査研究、啓発、そして学校組織を生かした児童生徒指導体制づくりなど、学校全体を援助する研究にも力を注いで

います。主に心理学を基礎とした、学校教育における授業法、学級経営、特別活動、児童生徒指導、教育相談、学校経営等に関する調査研究を行うとともに、教員の資質向上、学校の援助に資することを目的として活動を行っています。そして、研究成果の知見を普及するために、全国各地で講習会の開催、教育相談、書籍の発行等の事業を行っています。

そこで、高知県教育委員会としても、学級づくりや児童生徒理解等について、特に若年教員を対象とした研修も実施していることと思うが、T I L A教育研究所とコラボレーションすることによってより効果が上げられると思うが、教育長のお考えをお伺いします。

今回、このT I L A教育研究所を中心として発行された書籍で、ひらめき体験教室へようこそという本を知りました。サブタイトルは、考えることが楽しくなる発想力と思考力のゲームと題して、小学生から高校生を対象とした、学習意欲の向上にアプローチしたもので、ひらめき体験教室を実際の授業ですぐに取り上げることができるように解説されているほか、既に県内の小中学校で実践された先生方の体験コラムなどもございます。ひらめき体験教室は、子供たちがみずから進んで学習する仕掛けが施されていて、特にアクティブラーニングの要素が盛り込まれた書籍として興味深い内容となっています。

ひらめき体験教室は、学力や常識にとらわれない謎解き体験です。学力差や年齢差のあるグループで取り組むこともできる、知的交流の要素もあります。謎が解けたときの喜びを体験し、学びへの原動力として、学習意欲を高める教室をすぐに開くことができる本になっています。謎の答えを教えるのではなく、謎を解く方法を教えるでもなく、子供たちに謎を解く楽しさを味わってもらい、考え続ける力、考え抜く力を

身につけると同時に、グループで取り組むことにより、学年を超えて刺激し合い、知的交流と感情交流を体験できるようにつくり込まれています。

体験した子供からは、頭を使うことが楽しいことを知った、皆で力を合わせたから解けたし楽しかった、悩んで解けたときの達成感、またやりたい、時間切れで悔しかったなど、大人からも、連帯感や達成感、自尊感情の高まりを体験できるなどの意見が多く寄せられています。既に、高知県心の教育センターが教職員研修として実施している学級経営パワーアップ講座において、よりよい人間関係づくりのための一つのツールとして、ひらめき体験教室の紹介や演習がなされています。

そこで、新しい学習指導要領の主体的・対話的で深い学びを実践していく前段階として、学級づくりや学年を超えた仲間づくりのために、ひらめき体験教室を多くの小・中・高校で活用してみてもどうか、教育長にお考えをお伺いします。

教員の資質向上、学校の援助に資することを目的として活動しているT I L A教育研究所と協力して、子供たちのために、高知県の教育課題が解決に向けて取り組まれることを期待し、私からの最初の質問とします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 石井議員の御質問にお答えをいたします。

まず、高知カツオ県民会議の会長として、会議のPRを含め、中西部太平洋まぐろ類委員会WC P F C第14回年次会合に参加した状況や成果についてお尋ねがありました。

高知カツオ県民会議は、カツオを愛する県民の皆様により、高知に、そして日本にカツオを取り戻すことを目的に、本年2月に設立され、情報発信、消費・漁業、資源調査・保全及び食

文化の4つの分科会がそれぞれ活発に活動をしており、その活動は、本県のカツオ漁業振興のみならず、観光や食文化の視点からも極めて公益性の高い重要なものであると認識しております。熱帯域でのまき網による大量漁獲が、日本近海のカツオ資源に影響を及ぼしているという認識のもと、実効性のある資源管理措置の構築に向け、これまでに2回のシンポジウムを開催し、カツオの資源問題に対する県民世論の醸成に努めてまいりました。

こうした活動の一環として、今月フィリピンで開催された中西部太平洋まぐろ類委員会、いわゆるWC P F Cの年次会合に、日本代表団の一員として会議のメンバーの皆様が参加し、県民会議の活動をアピールするとともに積極的なロビー活動を行ってまいりました。年次会合では、まき網漁船によるメバチやカツオの漁業規制については反対意見も多く、集魚装置の使用禁止期間が短縮されるという厳しい結果となりましたが、集魚装置の設置数に上限が設定されるなど、我が国の主張も一定認められました。

そうした中、現地では、カツオ資源に対して問題意識を持つ海外のNGO団体や、ミクロネシアなどの政府関係者との意見交換を行い、島嶼国とのネットワークづくりに踏み出しました。島嶼国は、日本近海のカツオの減少と熱帯域での漁獲は関係ないものと主張しておりますので、こうしたネットワークづくりは極めて重要であると認識しております。

今後、県としましては、実効性のある資源管理措置の構築に向け、引き続き国が実施するカツオの資源調査に協力いたしますとともに、カツオ一本釣りにかかわりの深い関係県とも連携し、島嶼国との友好関係の構築を図る中で、カツオ資源に対する我が国の主張を理解していただくなど、国の国際交渉への後押しをしっかりと行ってまいりたいと考えております。

次に、さまざまな資源と景観を有する、県の財産である四万十川について、四万十川全体として今後どのように総合対策を進めていくのかとのお尋ねがありました。

県では、県民の財産である日本最後の清流四万十川を後世に引き継いでいくために制定した、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例に基づき、人と自然が共生する循環型の地域社会の創造に向けて、国や流域の市町、そして地域住民の皆様とともにさまざまな取り組みを進めてきております。

四万十川流域の環境保全や振興策につきましては、四万十川流域振興ビジョンとして総合的に取りまとめ、住民、事業者、行政が協働して取り組むこととしています。そして、その進捗管理を、地元住民の代表者や有識者の方々に委員として参加していただいている、高知県四万十川流域保全振興委員会において実施することによって、取り組みを推進することとしております。なお、国には、この委員会にオブザーバーとして参加していただいております。このビジョンを踏まえて、スジアオノリなどの生産量の回復に向けた取り組みや、四万十川河口の砂州再生の取り組みについても、国など関係機関や地元住民の皆様と連携して取り組んでおります。

流域各地では、住民の皆様が中心となったさまざまな取り組みも行われています。例えば、国土交通省が取り組まれている四万十川自然再生協議会においては、NPOや漁業関係者、区長会、流域住民団体など66団体が参加し、四万十川の原風景の保全、再生を目指す活動として、アユの瀬づくりや魚のゆりかごづくりなどの、自然を再生する工事の現地研修会を行い、事業目的や効果について学んだり、四万十川の豊かな自然を守るための意見交換を行っております。

四万十川流域の総合的な対策を進めるに当たっては、今後も国や市町、住民の皆様を初め、関係者相互の調整を行い、より一層しっかりと連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

私からは以上でございます。

(水産振興部長谷脇明君登壇)

○水産振興部長(谷脇明君) まず、今後の高知カツオ県民会議に対する支援と、県魚であるカツオ資源の確保に向けた対策についてお尋ねがございました。

高知カツオ県民会議は、カツオの資源問題に関する世論を醸成するとともに、資源管理の強化に向けた国の国際交渉を後押しすることで、カツオ資源の回復を図ることを目的に設立をされております。このため県では、シンポジウムの開催や中西部太平洋まぐろ類委員会WC P F C年次会合への参加を支援するとともに、会議の幹事会や分科会に参加する中で、国の動向など必要な情報提供などを引き続き行ってまいりますとともに、県民会議の活発な活動のPRも今後広く行っていきたいと考えております。

一方で、熱帯域におけるまき網の規制措置や長期管理目標の見直しなど、実効性のある資源管理措置の構築に向け、水産庁はもとより、外務省に対しても知事から政策提言を行うとともに、今年度国の調査船によるカツオの資源調査に水産試験場の職員が乗船したところであります。

今後も、国に対する政策提言や国の資源調査への協力を引き続き続けますとともに、関係県とも連携し、島嶼国との友好関係の構築を図る中で、カツオ資源の回復につなげていきたいと考えています。

次に、四万十川の青のりと青さのりとして親しまれておりますスジアオノリとヒトエグサに対する県の支援策と生産量が落ち込んだ原因に

ついてのお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えをさせていただきます。

県では、スジアオノリやヒトエグサの安定的な生産増大を図るため、四万十川下流漁業協同組合に対して、ヒトエグサの人工採苗施設の整備と人工採苗技術の普及を図るとともに、スジアオノリ養殖の事業化に向けた取り組みを支援してまいりました。また、平成23年3月の東日本大震災の津波で壊滅的な被害を受けた、ヒトエグサ養殖漁場の復旧も支援いたしました。

去年は、スジアオノリの人工採苗による養殖について、地元での調整が整ったことから、スジアオノリを養殖するための区画漁業権を、10月に2件新たに免許しております。あわせて平成24年には、生産者である四万十川下流漁業協同組合の、スジアオノリやヒトエグサの加工販売に向けた事業計画の策定を支援し、本計画が6次産業化法に基づく総合化事業計画の認定を取得しました。これにより、翌25年から国のソフト事業なども活用しながら、同漁協によるスジアオノリやヒトエグサの加工販売が始まっております。

しかしながら、四万十川におけるスジアオノリやヒトエグサの生産量は、年変動はあるものの長期的には減少傾向が続いており、その主な原因は、議員のお話にもありましたとおり、水温や塩分などの変動による生育環境の変化が影響しているのではないかと考えております。

次に、青のり、青さのりの加工業者への支援策についてお尋ねがありました。

四万十川産のスジアオノリやヒトエグサを使った商品につきましては、現在地元の加工・販売事業者や漁協が粉末製品やつくだ煮などの加工商品を開発、販売しており、県内の量販店のみならず道の駅や観光地、空港などで定番商品化されております。

県では、このような加工商品の県外での販路

拡大に向け、地産外商公社が県内外で開催する商談会への出展や、高知家の魚応援の店制度を活用した飲食店等とのマッチングを支援してまいりました。あわせて、首都圏での販売拡大を目指し、県のアンテナショップまるごと高知や築地場外のさかな屋高知家でも加工食品の取り扱いを行ってきたところです。

今後も引き続き、意欲ある加工・販売事業者や漁協とともに、四万十川特産のスジアオノリ、ヒトエグサの販路拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、新たな養殖場の開発に対する積極的な支援についてお尋ねがございました。

スジアオノリやヒトエグサを養殖するために必要な区画漁業権につきましては、四万十川下流漁業協同組合に対し、6つの漁場について漁業権を免許しており、このうち4つの漁場についてはヒトエグサの、残りの2つの漁場についてはスジアオノリの養殖が行われております。しかしながら、議員御指摘のとおり、ヒトエグサを養殖している漁場の一部については、波浪の影響や漁場環境の変化により、現状では使用されていない状況にあります。

区画漁業権については、来年8月末をもって免許期間が満了し、9月から新たな免許を行うことになっておりますが、水面を総合的に利用し、漁業生産力の維持・発展と漁業の振興を図る観点から、四万十川下流漁業協同組合と十分協議するとともに、公益上の調整が整えば、新たな養殖漁場についても積極的に漁場計画を樹立し、漁業権を免許してまいりたいと考えております。

(商工労働部長中澤一眞君登壇)

○商工労働部長(中澤一眞君) 商標登録などの権利化に向けた県の支援内容と新たな商標など多様化への対応についてお尋ねがございました。

地域団体商標を含む商標は、他の商品との差

別化を図り、品質や安全性を保証するといった付加価値を生み出す効果がありますので、本県の特産品の地産外商を進めていく上で、これを適切に活用していくことが有効だと考えております。このため県では、産業振興計画に基づき、一般社団法人高知県発明協会と連携しながら、商標などの知的財産の普及啓発や活用に向けた支援に取り組んでおります。

具体的な取り組みとして、県や市町村の行政職員、1次産業関連の団体、生産者等を対象に、制度の内容や地域のブランド化に生かす方法を周知するためのセミナーを開催してきました。また、商標の取得を検討している団体等に対して具体的なアドバイスを行うため、弁理士等の専門家による相談会の開催や専門家を団体等に派遣する事業を行っております。こうした取り組みの結果、ユズやブタンなどの果物、はちきん地鶏、土佐ジローなどの畜産物、清水サバなどの海産物、室戸海洋深層水などの商標登録につながってきており、地域ブランドの確立に向けた動きが進んでいるところでございます。

また、動きや色彩、音などの新しいタイプの商標については、テレビのCMで使われる音や商品キャラクターのさまざまな動作を登録する動きなど、全国規模の企業の商品を中心として登録が始まっております。本県におきましても、高知県発明協会に、テレビのCMで使用している音や製品の特定の位置への色づけなど、数件の相談が寄せられております。このような新しいタイプの商標についての登録ニーズも出てきておりますし、国においては、においや味など、さらに新しい商標の検討なども進められております。

今後、これらに関する情報の収集を適切に行いながら、本県の特産品等のブランド化や地産外商につながるよう、商標制度のさらなる普及啓発や活用の促進に継続して取り組んでまいり



ます。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) まず、下田港改修事業に関しまして、四万十川河口域の環境変化と砂州復元に向けた展望についてお尋ねがございました。

四万十川河口域の環境の変化を把握するために、これまで塩分濃度や水温の調査を行ってまいりました。その結果、砂州が消失する前と後で比べますと、四万十川の河口部で、冬場の水温は約0.8度上昇、塩分濃度は約0.2%上昇しております。同様に、四万十川の支川の竹島川におきましても、水温は約1度、塩分濃度は約0.3%上昇しております。これらの環境変化は、砂州が消失したことや気温、雨量など、さまざまな要因によるものと考えております。

砂州の復元につきましては、波浪の影響により深掘れしております河床の復元工事が平成25年8月に完了いたしました。今後は、復元した河床の上に土砂を入れて砂州を復元していく予定ですが、国の河川堤防の整備と工事の工程を調整する必要があり、現在は、波浪の状況や河床部の変動等を観測しながら最適な手法を検討しているところです。

今後引き続き、地元の皆様の御意見をお聞きしながら、砂州の復元に向けて努力をしてまいります。

次に、地元からの渡川水系の維持修繕工事への要望に加えて、道路や河川の改良要望も多く、これら全てに込えていくことは財政的にも厳しい状況にあると思うが、今後どのように対応していくのかのお尋ねがございました。

道路や河川といった公共施設は、県民の暮らし、産業や観光振興、南海トラフ地震対策などの重要施策を下支えするものであり、その整備や維持管理は大変重要であると考えております。このため本年度から、関係部局でニーズやストッ

ク効果などを情報共有する高知県社会資本整備推進本部を設置し、これまで以上に戦略的かつ効果的な整備に取り組むことといたしました。この本部会議を通じて、利用する側の意見や地域からの要望なども幅広く共有しながら、道路や河川などの整備に取り組んでいるところです。

一方で、従前より河床掘削や草刈り、道路舗装の補修など、維持修繕に関する暮らしに密着した要望も数多く寄せられております。このため平成19年度に、各土木事務所の裁量で迅速かつ柔軟に対応できる、地域の安全安心推進事業を創設し、地域の皆様から寄せられる要望にもきめ細かく対応してまいりました。昨年度はこの事業を利用して、800件を超える維持修繕や小規模な改良工事などを実施したところです。また、河川や道路の地域委託やリバーボランティアなど、地域の皆様との協働による維持管理にも取り組んでいるところです。

限りある予算の中で、道路や河川の整備や維持管理など、全ての要望にお応えすることは困難ですが、先ほど申しあげました本部会議などを通じて、事業の重要度や緊急度を見きわめ、優先順位を明確にしながら、社会資本の整備や維持管理に努めてまいります。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、学習指導要領の改正に伴い、小・中・高校の主体的・対話的で深い学び、いわゆるアクティブラーニングについて、どのように授業改善を実践し、また指導していくのかのお尋ねがございました。

新学習指導要領で求められる主体的・対話的で深い学びの実現のためには、子供たちが、学ぶことに興味や関心を持って粘り強く課題に取り組み、また子供同士が協働して学び合うことや他者との対話を通して自分の考えを広げ深める授業による学び、いわゆるアクティブラーニングが重要です。

県教育委員会では、新学習指導要領の実施を見据え、小中学校においては平成27年度から、生徒がみずから課題を発見し、主体的、協働的に物事を探究し、みずからの考えを深める探究的な授業づくりに関する実践研究を推進してまいりました。また、高等学校では、山田高校や佐川高校などで実践されている地域の課題解決の取り組みのほか、高知小津高校のスーパーサイエンスハイスクールや高知西高校のスーパーグローバルハイスクールの取り組みなどでは、それぞれ生徒みずからが課題を発見し解決に挑戦する、探究型学習に取り組んでおります。

本年度は、小中学校では、指定校の研究発表会等を新学習指導要領の学習の場として位置づけ、各学校の教員が指定校でのモデル授業を参観して研修する機会を設けるとともに、全ての年次研修に主体的・対話的で深い学びについての講義、演習を組み込み、その徹底を図っているところです。また、高知南中学校・高等学校では、グローバル教育プログラムで探究型学習を進めており、県内全体への普及に向けて、研究成果の発表や事例集の作成をしているところです。

今後は、こうした主体的・対話的で深い学びなどを進める先進的な取り組みを、県内全ての学校に広げていくことが必要です。このため、公開授業などによる研修を充実させるとともに、指導主事等による授業改善の指導も強化してまいります。その上で、各校では、教科会を充実し、教員同士が学び合い、知恵を出し合って、効果的で質の高いアクティブラーニングが実践されるよう取り組んでまいります。

次に、学級づくりや児童生徒理解などの研修において、T I L A教育研究所とコラボレーションすることによってより効果が上げられるのではないかとお尋ねがございました。

県教育委員会としては、児童生徒や保護者と

の信頼関係に基づく学級経営が、全ての教育活動の基盤であり、非常に重要であると認識しております。そうした考えのもと、教育センターにおいては、若年教員から経験を重ねた教員に至るまで、児童生徒理解や学級経営などの実践的な指導力を高めるための研修を実施しております。

また、心の教育センターにおいても、これまで、児童生徒理解に基づいた学級づくりや人間関係づくりを進めていく、学級づくりリーダーを養成するための教員研修を進めてまいりました。その中で、高知大学教育学部准教授の鹿嶋真弓先生を講師としてお招きし、子供たちのよりよい人間関係づくりや温かい学級づくりのために、教職員研修や各校の校内研修会への支援を行っていただいております。参加者からは、自校の取り組みを別の視点で捉える機会となり大変参考になった、また学年、学校で共有し実践に生かしたいなどといった感想が寄せられております。

議員のお話にもありましたように、鹿嶋先生はT I L A教育研究所の代表でもありますので、今後、若年教員研修などの充実を図るためにも、まずは高知大学教育学部との連携の中で、鹿嶋先生を通じて、T I L A教育研究所の提唱する仲間づくりの理論や実践プログラムについて御教示いただき、学級経営の基盤となる人間関係づくりや仲間づくりを学んでいきたいと考えております。

最後に、ひらめき体験教室という学習プログラムを、多くの小・中・高校で活用してみてもどうかとお尋ねがございました。

お話にありました学習プログラム、ひらめき体験教室につきましては、子供たちの豊かな思考力や発想力を活用しながら、与えられた課題を友達と一緒に解決していく活動であり、このような活動を通して、意欲を高める力、やり抜

く力、対話を積み上げる力という3つの力を育成するものだとお聞きをしております。

本県でも各学校において、これまで児童生徒理解や学級経営についてさまざまな手法が用いられ、実践されてまいりました。そうした中で、ひらめき体験教室は、年度当初の学級開きや異学年交流における人間関係づくり、仲間づくりを実践していくために効果的であると考えますので、県教育委員会といたしましてもその理論や手法について、今後の取り組みの参考にさせていただきたいと考えます。また、個々の教員が、自己の研さんに努める中で、この教室の理論等について学び実践していくことを期待したいと思います。

○25番（石井孝君） それぞれ丁寧な御答弁ありがとうございます。

四万十川の総合対策について、知事からもお話をいただきました。ぜひともこれまで行ってきたさまざまな委員会とか、そういった場で議論を深めていただきたいんですけども、もう一つ大きな夢といいますか、地域の皆さんの中には、例えば四万十川を世界遺産にというような思いを持っている方もいらっしゃると思います。もっと世界発信していけるような大きな枠組みの組織づくりとか、そういったものができればいいなというふうにすごく感じておりますので、ぜひとも知事の強いリーダーシップを期待したいなと思っております。

そして、特産品についての新たな商標、感触とかにおいとか食感とかといったものについては、ぜひとも新たなものをいかに取り入れてブランド化していくかとか、話題性をとっていくかとか、そういったことも含めて使っていただきたいなと思います。地域団体商標についても、登録団体の皆さんが自信と誇りが持てるような取り組みの後押しというものを、各部局の皆さんにはお願いしたいなというふうに思います。

あと、教育政策については、教育長からも答弁いただきまして、T I L A教育研究所ともいろいろ協力というか、学んでいきたいということでもございました。ぜひとも一緒に協力をして、できれば高知県が抱える教育課題について、研究所のほうに課題提供して研究してもらったりとか解決してもらおうような、そんな取り組みの協力体制というのも、地元の高知大学にあるわけでもございますので、一緒にやっていただければなというふうに思っております。

以上、皆さんには丁寧な御答弁いただきましたけれども、課題解決が図られていきますようお願いを申し上げまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（明神健夫君） 暫時休憩いたします。

午後2時6分休憩



午後2時30分再開

○議長（浜田英宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

1 番下村勝幸君。

（1 番下村勝幸君登壇）

○1 番（下村勝幸君） 県議会自民党会派、黒潮町区選出の下村勝幸です。議長のお許しをいただきましたので、早速質問をさせていただきます。

まず、高知県のICT技術活用策について伺いたいと思います。

本年6月の内閣官房日本経済再生総合事務局資料、未来投資戦略2017によりますと、アベノミクスのもとで、60年ぶりの電力・ガス小売市場の全面自由化や農協改革、さらに世界に先駆けた再生医療制度の導入、法人実効税率の20%

台への引き下げなど、これまで、できるはずがないと思われてきた改革が実現されてきました。政権交代以降、労働市場では就業者数は185万人近く増加し、20年来最高の雇用状況を生み出しております。企業は史上最高水準の経常利益を達成するとともに、設備投資はリーマンショック前の水準にまで回復し、倒産件数は1990年以來の低水準となっており、経済の好循環は着実に拡大してきております。

しかしながら、民間の動きはいまだ力強さを欠いており、供給面では長期にわたる生産性の伸び悩み、需要面では新たな需要創出の欠如に起因していると言われております。この長期の停滞を打破し、中長期的な成長を実現していく鍵は、近年急激に起きている第4次産業革命と言われるI o T、ビッグデータ、人工知能、ロボット、シェアリングエコノミー等のイノベーションをあらゆる産業や社会生活に取り入れることにより、さまざまな社会課題を解決するソサエティー5.0を実現することにあると言われております。

しかしながら、現在の日本は、この第4次産業革命に必要な技術要素において、海外と比べ大きなおくれをとっております。本議会におきましても、知事が今後力を入れていきたいと表明された、高知県でのI T・コンテンツ産業の育成も、そうした国の動向に沿ったものであると考えております。

そうした中、全国では、この第4次産業革命に乗りおくれまいと、さまざまな社会課題解決に向けての実証実験が行われております。I C T技術を駆使し、社会課題を解決するためには、文字どおりその課題を解決するためのフィールドが必要であります。しかし、そのフィールドが大き過ぎると、実証実験のモデルとしては困難であり、またその逆に、フィールドが極端に小さ過ぎても、それを課題とすら認識できない

可能性もあります。そのような中であって、1次産業を中心として発展してきた我が県は、農業における環境制御技術や漁業における養殖技術の自動化など、I C T技術を活用した新技術の導入が少しずつ進んでまいりました。しかし、このI Tによる革新的技術の導入はまだ始まったばかりであります。言いかえるなら、こうしたI C T技術を活用できるフィールドとしての優位性が、我が高知県には存分にあると、私は考えております。

私が調査に伺った東京に本社のある通信大手の企業では、こうしたI C T技術等を活用した課題解決事業は大企業だけでは対応できず、その地域を知り尽くしているベンチャーを含めた中小の企業とタッグを組み、おのおのの持つ知恵やアイデアを総動員して取り組まなければ、そうしたプロジェクトの達成は難しいと明言されておりました。私は、この機をチャンスと捉え、大都市圏にあるこうした大企業と協定を結び、課題解決先進県としてのフィールドを、高知県が積極的に提供しているという姿勢をアピールすべきだと考えます。

こうした第4次産業革命における国の動向に対し、高知県としてどう対応していかれるのか、まず知事にお伺いいたします。

県でもI o T推進ラボ研究会を立ち上げ、I o T活用の可能性を探っておられますが、現在の取り組み状況や成果等につきまして商工労働部長にお伺いいたします。

総務省や経産省でもこうしたI o T関連予算を設け、国では地方からのさまざまな提案を待っている状態であると伺っております。これまでも、例えば米沢市では、L P W A、ロー・パワー・ワイド・エリアの略ですが、そうした新技術を活用し、観光客の動線を把握することにより地域経済を発展させる取り組みにつながったり、三陸では、インバウンド客への活用として

観光 I o T プラットホームを構築する事業などが実施されております。

三陸の取り組みでは、インバウンド客の日本での行動、購買、検索データ等から、日本を訪れたいくなるような観光コンテンツの開発、日本での動線データから、日本人が気づかないインバウンド客独自の観光スポットを探し出し、そうしたビッグデータから得られる貴重な情報をもとに、次の新たなアプローチへ結びつけることを狙っております。さらには、帰国したインバウンド客を、ECサイトとの連携により継続的購買へ誘導したり、リピート訪日客へつなげたりするなど、さまざまな取り組みが実証実験として行われています。こうした取り組みは、日本では始まったばかりであり、さきに述べたようなさまざまな実証実験を伴う事業には国単独の予算も多く、自治体の負担をかけずに新たな産業の芽、いわゆる県内にあるベンチャー企業を育てることが出来ます。

今、この第4次産業革命がもたらしたこのチャンスを利用し、高知県の課題解決とベンチャー企業の育成という2つの大きな目標、さらに大企業との連携という一石三鳥を同時に達成可能とする、こうした I o T 等を活用した課題解決事業に積極的に挑戦すべきだと思いますが、商工労働部長の御所見をお伺いいたします。

次に、ICT技術が普及してくると、これを悪用しようとする人間が必ずあらわれます。これまで、ウイルス等によりパソコンが中心的に狙われていた事象が、だんだんと家庭にあるさまざまな家電機器内の I o T 機能が狙われるようになってきております。インターネットの世界では、脆弱性のあるこうした家電機器が乗りに遭い、企業や政府への攻撃の道具として利用されるようになってきています。我が国においても、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会を直前に控え、さらに巧妙で悪質な

攻撃がふえるのではないかと警戒を強めているところであります。

そうした中、ICT技術の普及のためには、こうした情報セキュリティの分野を初めとして、これまで以上に、より多くの専門的な知見を持った人材が必要となっております。昨年度、高知工業高等専門学校では改組を行い、全国の高専では初となる情報セキュリティコースを開設いたしました。さきに話した、IT人材をふやし、ベンチャー企業の裾野を広げるためにも、県内にある大学や高専との連携は欠かせません。

将来、高知県を舞台に課題解決能力を持ったIT人材を確保するためにも、県内大学や高専との間で、高知県として課題解決が勉強できるフィールドを提供するなど、さらに連携を強化すべきと考えますが、商工労働部長の御所見をお伺いいたします。

次に、こうしたIT人材は全国でも引っ張りだこの状態で、多くのIT企業でも優秀な人材確保に積極的に取り組んでおりますが、かなり厳しい状況であると伺っております。そうした中、私は、こうしたIT人材の掘り起こしとして、例えばもとは都会のIT企業で働いていた方で、技術を持っていても都会の生活に疲れ、田舎に戻り、家に引きこもってしまった方や、精神疾患等の影響で対人関係に問題を持ってしまった方などが、この高知県には少なからずおられるのではないかと考えております。こういった方たちがICT技術を通じて社会復帰することができれば、貴重な即戦力として働いていただけるIT人材を確保することが可能となります。必ず、御本人だけでなく高知県にとってもプラスになると考えます。

以前、身体的に障害のある方のテレワーカーとしての人材活用を御提案させていただきましたが、福祉部門との横の連携を図りながら、先

ほど述べたような方たちをIT人材として活用する研究を始めるお考えはないか、商工労働部長にお伺いいたします。

一方、ICT技術の普及に伴い、先ほど述べたような悪質なサイバー犯罪の増加が懸念されております。そのためこれを取り締まる県警の対処能力をさらに向上させることや、県警以外の専門的知識を持った皆様にも協力を仰ぎながら対応することが重要であると思っておりますが、その現状につきまして警察本部長にお伺いいたします。

次に、この七、八年の間に県内の各市町村では通信インフラ等の基盤整備に多額の費用を費やしてまいりました。しかしながら県内では、整備された通信インフラ能力とそこで本当に必要とされる通信インフラ能力に絶対的な差が生じ、企業誘致やベンチャーの育成にも支障を来す現状が生まれてきております。今後の通信インフラ需要を考えますと、さらなる影響が懸念されます。高知県では年間1,000組を超える移住者を毎年コンスタントに迎え入れようとしておりますが、そうしたときに、県内のこういった通信インフラの整備状況を見て、移住を断念するという状況があってはならないと思っております。

県としても、そういった自治体に対し、何らかの改善や改修のための支援策が必要であると考えますが、国への提言を含め、今後どのように対応していかれるのか、総務部長にお伺いいたします。

次に、南海トラフ地震対策についてお伺いいたします。

気象庁は、本年10月26日付で、「南海トラフ地震に関連する情報」及び「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の当面の運用について」という通達を公表いたしました。この通達は、従来の大規模地震対策特別措置法に基づく予知情報を取りやめ、南海トラフ沿いで異常な現象

が発生した場合に、南海トラフ地震に関連する情報として、次に申し上げる2点について、情報を発表することとしております。まず、その情報の1つ目は、おおむね30分後程度に、その異常が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか評価検討会が調査を開始したという情報、また2つ目は、最短2時間後程度で、調査の結果、地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったという情報を発表することとしております。

これは、巨大地震が発生する確度の高い予知情報を出すことが現在の科学では極めて困難であり、このため不確実な情報であったとしても、地震発生に関連するものであるならば、南海トラフ地震に関する情報として発表を行うということであります。しかしながら、この情報を出した後に地震が発生しなかった場合、言いかえるならこの情報が空振りという状況になったとしても、津波・地震防災に活用してもらうという方針に、国がこれまでの方針を大きく転換したことを意味するものであると、私は解釈しております。

この11月から気象庁が発表することになっている、南海トラフ地震に関連する情報では、不確実な情報であるがゆえに、国は、国民に注意を促すだけにとどめ、事前避難などの呼びかけは行いません。こうした不確実な情報を自治体としてどのように受けとめ、それをどのように県民に周知徹底し、地震・津波防災に活用するかということは、我々に課せられた喫緊の重要課題として早急に取り組む必要があると感じております。

そうした中、内閣府と本県では、室戸市と黒潮町において、津波避難とその後の生活に関する課題に対する検討を開始すると伺いました。事前の内閣府と本県の協議の結果、本県では、1、津波避難と暮らし、2、医療機関、3、社

会福祉施設、4、石油基地の4点について検討するということになっており、そのモデル地区として、さきに述べた室戸市と黒潮町において検討を行うこととしております。

ことしじゅうにこれらの検討を開始するということになっておりますが、この検討はいつまでに、具体的にどういった内容で進めようとしておられるのか、危機管理部長にお伺いいたします。

今回の気象庁の通達では、ただし書きとして、本情報を発表していなくても南海トラフ沿いの大規模地震が発生することもあるとしております。言いかえるなら、予期せぬ地震の発生もあり得るということであります。

また、今回の通達では、気象庁が調査を開始する対象となる現象として、1「想定震源域内でマグニチュード7.0以上の地震が発生」した場合、2「想定震源域内でマグニチュード6.0以上の（あるいは震度5弱以上を観測した）地震が発生し、ひずみ計で当該地震に対応するステップ状の変化以外の特異な変化を観測」した場合、3「1カ所以上のひずみ計で有意な変化を観測し、同時に他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化を観測している等、ひずみ計で南海トラフ沿いの大規模地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測」した場合、4「その他、想定震源域内のプレート境界の固着状況の変化を示す可能性のある現象が観測された等、南海トラフ沿いの大規模地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測」した場合を挙げております。これらは、南海トラフ地震が部分的に発生した場合や、前震と思われる地震が発生した場合、そしてひずみ計に有意な変化が認められた場合となるものであると考えます。

また、これらの異常以外にも、いわゆる宏観異常現象が広く知られており、昭和南海地震の

際にも、地下水や潮位の異常低下や懸濁、異常潮流、大気の発光現象などの報告があり、宝永、安政の南海地震でも幾つかの宏観異常現象が記録に残されております。南海トラフは、東北地方の日本海溝と比較するとプレートの沈み込む場所が陸に近く、そのため比較的、宏観異常現象が発生しやすいのではないかと考える研究者もおられます。私は、この宏観異常現象を、先ほどの調査開始条件の4番目、南海トラフ沿いの大規模地震との関連性の検討が必要と認められる現象と捉えることも可能ではないかと考えております。

過去にも平成24年2月の高知県議会予算委員会での一般質問において、知事は、科学的に根拠がはっきりしていなくても、科学的には限界であっても可能性の高いものもあり、科学的裏づけができなくても歴史的に前兆現象といった事例がある、そういった現象を軽視せずに大事にしていく視点も非常に重要だ、そういう研究をしているいろんな方がいらっしゃるの、そういう情報を収集し整理して、異常があれば市町村、県に教えていただく情報を集約するシステムを考えてみたい、前兆現象について科学的なメカニズムはわからないかもしれないが、前兆現象を集めて一つの観測網の体制の中に位置づけておくことは重要であると答弁をなさっております。

私は、知事のこのお考えに全くもって賛同するものであります。気象庁の警戒情報の発表の有無にかかわらず、宏観異常現象を常時県民から収集し、それを県が有効に評価、監視し、地震・津波防災に資することは、異常現象の見逃しの可能性を低減するという意味においても極めて重要であると考えます。

現在県では、県庁ホームページの中に、宏観異常現象についてというページをつくり、広く県民から宏観異常現象の情報を受け付け、月別

の宏観異常現象の受け付け件数のみを公開しておられます。これまで5年弱にわたり、宏観異常現象を県民の皆様から収集してきておりますが、それを振り返り、その意義と今後そのデータをどのように活用していかれるのか、危機管理部長にお伺いいたします。

また、こうした取り組みを広く県民に周知する必要があると考えますが、その周知のための取り組みにつきまして危機管理部長にお伺いいたします。

津波浸水想定区域内にある福祉施設を訪問し、お話を伺うと、南海トラフ地震の発生が日中の発生ならまだしも、夜間に発生した場合などは非常に心もとないというお話をよくお聞きします。日中の避難訓練等は何度も繰り返し行っておりますが、夜間は、利用者の皆様の睡眠状態の確認や異常行動がないかなどの見回りの宿直勤務がメインとなり、施設内にいる職員数自体が日中に比べ極端に減るわけであります。こうした施設では、あらかじめ高台等への事前移転が可能であれば、こうした懸念は払拭されるわけであります。

そこで、まずお聞きしたいのは、県内にこういった施設はどのぐらいあり、こうした懸念を抱いている施設がどの程度あるのか、地域福祉部長にお伺いいたします。また、こうした懸念を現実的にカバーできるスキームは存在するのか、あわせてお伺いいたします。

次に、津波浸水想定区域内にある職員や利用者の皆様の安全を守るためにも、さきに述べた南海トラフ地震に関する情報を事前避難等の施策につなげることができないか、またモデル地区としての検討において必要な支援について国への働きかけができないか、あわせて地域福祉部長にお伺いいたします。

熊本地震以降、非構造部材の耐震化の重要性が再認識されました。昨年12月の県議会におき

まして、非構造部材の耐震化の取り組み方針につきまして御質問させていただきました。本県におきまして、熊本地震後はペースを上げて非構造部材の耐震化の取り組みを順次進めていると聞いております。

そこで、特に南海トラフ地震発生時には避難所として使われる可能性のある県立学校の体育館の非構造部材等の耐震対策はどうなっているのか、教育長にお伺いいたします。

次に、スポーツ関連施設の整備方針についてお伺いいたします。

本年7月22日、私の地元黒潮町の土佐西南大規模公園内に人工芝グラウンドが整備され、竣工式また落成式が盛大に挙行されました。さらに、このほかにもさまざまなスポーツ関連施設の整備を順次行っていただいております。交流人口の増加に伴う地域経済の活性化や県民の健康増進、さらには福祉の向上などさまざまな面で非常によい効果が発揮され、地元県議としてもとてもうれしく、またありがたく感じておるところであります。

そうした中、先日行われました黒潮町観光ネットワークの中間報告会の中で、その具体的成果が明らかとなりました。黒潮町内のスポーツツーリズム部門での延べ宿泊者数は、11月末現在で昨年度対比1.25倍の5,220人泊、参加人数は1.34倍の4,051人、直接的経済効果は1.25倍の3,654万円となっております。最終的には、当初の目標を大きく上回る1万1,000人泊を目指しているとのことでありました。やはり人工芝グラウンドの導入が、こうした成果をもたらす大きな要因になったとのことでありました。

ことし行われました組織改編の中で、県庁内でも文化生活スポーツ部という、「志国高知 幕末維新博」後に開催される2020オリンピック・パラリンピック東京大会の開催効果を十分に意識した組織も誕生し、スポーツや自然体験型アク



ティビティーを通じた地域経済の活性化に向け、こうした機運が大きく高まってきているところであり、私もその成果に多大な期待を寄せているところでもあります。

さて、皆様御承知のように、このスポーツ振興という側面にはさまざまな要素が含まれております。選手を含めその御家族、御友人など多くの人が参加するという点で考えれば、宿泊業や飲食・物販業等、経済効果に資する部分が多大であるということになりますし、それをビジネスという側面で捉えれば、商工労働部がメインとする管轄になるでしょう。また、健康増進という側面で考えれば健康政策部、さらにスポーツ終了後の観光や体験型アクティビティーまでを考えれば観光振興部、そしてそうしたスポーツ関連施設の整備に関係する部分となれば土木部というように、スポーツには各部を横断的に貫く要素が非常に多いという側面を持っております。

言うまでもなく、人が多く集まるようになると、例えばそこに予期していなかった休憩施設やトイレなどが必要になることもあるでしょうし、施設を利用しているうちに、こう改善してほしいという部分も発生してまいります。今後は、こういった事例がさらにふえることが想定され、他の部署とのさらなる連携が急がれるところでもあります。その施設の本来の目的を明確にし、より一層投資的効果が発揮されるように、市町村の意向を十分に確認し、施設整備のプライオリティーをはっきりした上で、積極的な施設整備を行っていただきたいと考えております。

今後のスポーツ関連施設の整備方針や横串を刺した組織の必要性について文化生活スポーツ部長に御所見をお伺いいたします。

次に、高校生の主権者教育についてお伺いいたします。

本年11月13日、都道府県議会議員の研究交流

大会が東京で開催され、私も議員派遣メンバーの一人として出席させていただきました。また、私が所属した研究交流大会の分科会では、住民との関係強化というテーマで意見交換をさせていただきました。

その分科会で、兵庫県議会からは、常任委員会を地域に出向いて開催したり、地方創生に取り組む県内大学のゼミ授業を県議会内で行う機会を提供したりといったユニークな取り組みについての御報告がございました。また、群馬県議会からは、高校生と県議会議員との間のワークショップ開催について御報告がありました。そのワークショップでは、県議会側から高校生に考えてもらいたい施策を提案し、そこで話し合った内容を最終的に提言書の形にまとめ、議長へ提出したそうであります。ほかにも、県議会議員が県内の高校へ出向き、意見交換を行うような取り組みを計画しているとのことでありました。

そこで、関連しておりましたので、私のほうから、現在高知県議会として取り組んでいる高校生と県議会との間の取り組みについて、御報告させていただきました。そのとき私がどういった報告をしたのか、少し触れておきたいと思えます。まず、高知県はさきに行われた参議院議員選挙において、10代の投票率が全国最低の30.93%だったこと、しかしながらこうした取り組みを事前に行っていた県立高校での3年生への聞き取り調査の結果、おおむね6割から7割の学生が投票に行っていたという事実、また94%の生徒が県議会議員とのパネルディスカッションを開催したことに対して肯定的だったことなどをまず御説明し、私の意見として、他県の県議の皆様にも、こうした取り組みは高校生に対し政治への関心を持たせ、その結果、投票行動を促すためには必ずプラスになると思われるといった旨の御報告をさせていただきました。

そうした中、ことしも昨年の11月に引き続き、県立中村高校では県議会議員とのパネルディスカッションが行われました。ことしは、この中村高校に加えて安芸高校や山田高校でも県議会議員とのワークショップや質疑応答などが予定されております。

そこで、まず教育長に、先月実施した県立中村高校の参加高校生からの意見集約の結果についてお伺いいたします。

次に、ちょうど1年前の12月議会の一般質問におきまして、私は、県議会側からの全面的な協力が得られた場合、県内全域の県立高校におけるこうした取り組み実施の可能性について質問をさせていただきました。その結果、ことしからはさらに先ほど述べた2校が加わり、県議会議員との意見交換を通し、現実社会が抱える課題の一端に高校生みずからが直接触れることができる、非常によい機会になるであろうと考えるところであります。

また、私は、将来の高知県を担うリーダー的人材育成のためにも、こうした動きは県内全域に着実に広げていくべきだと考えております。しかしながら県議会議員だけの取り組みでは、物理的に無理があります。全ての県立高校や将来的に予測される中学校などへ拡充していくためには、各市町村議会の皆様にも御協力いただき、同様の取り組みを進める必要があると考えております。少子高齢化が進む中、ことしは大川村の村議会維持に関するニュースが全国的な話題にもなっております。しかし、これは対岸の火事ではなく、他の市町村でも同様に、議会議員のなり手不足が深刻化してきております。特に高校生や中学生のような若年者が、早いうちから自分の住む自治体の行政運営や政治に対して関心を持ち、未来の地域リーダーとして育てていただくためにも、非常に重要な取り組みだと考えております。

ことしは、実施する県立高校が3校にふえましたが、今後こうした政治や行政に携わる皆様と高校生や中学生との間で意見交換を行う学校をさらにふやしていくためにはどういった取り組みが必要であると考えているのか、教育長にお伺いいたします。

次に、漁業振興における遊漁事業の活用について御質問いたします。

本年、福岡で、全国豊かな海づくり大会が開催されました。私も参加させていただきましたが、あいにくの台風接近のため、午後からの海上パレードや稚魚の放流事業は中止になってしまいました。しかしながら午前中の式典では、天皇皇后両陛下御臨席のもと、非常に厳粛な中にも盛大にとり行われました。

来年に予定されている本県での開催は、先日開催日が10月28日に正式に決まりました。また、本年11月11日には、本番1年前のイベントが、土佐市の宇佐しおかぜ公園でとり行われました。全国に高知県の漁業をアピールできる素晴らしい機会となりますので、滞りのない準備をしていただきたいと思います。

さて、高知県の漁業におきまして、担い手不足や資源の枯渇が言われる中、県では新たに遊漁事業の活用として、さまざまな取り組みを進めようとしております。遊漁事業につきましては、以前から、レジャーで魚を釣る遊漁客となりわいとして魚をとり生計を立てている漁業者との間には、調整すべき内容が多々あると伺っております。例えば、漁業者の皆様にお話を伺うと、遊漁客にはまき餌等の影響で漁場を荒らされてしまったり、魚そのものが減少してしまったりすることが一番の課題であるというふうに伺っております。

このほかにも、トラブルの原因となる問題にはどのようなものが考えられるのか、またそうした問題をどのようにクリアしていこうと考え

ておられるのか、水産振興部長にお伺いいたします。

私は、さきに述べましたように、県で取り組もうとしている遊漁活用事業を成功させ、将来における漁業振興のきっかけにするためには、まずは漁業者の皆様との理解と協力が欠かせないと思います。そのためには、漁業者の皆様との間で十分な協議を行い、遊漁客と漁業者との間にきちんとしたルールづくりをする必要があると考えております。

そこで、県が考える遊漁活用事業の将来イメージについて水産振興部長にお伺いいたします。

次に、介護事業所認証評価制度についてお伺いいたします。

高知県の調査によりますと、2016年1年間の介護事業における、介護職の年間採用数2,046人に対して離職数が1,785人となっており、急速に進む高齢化に伴い介護人材の需要がふえる中、その要求に対応し切れていない現実があります。皆様御存じのように、もともとこの介護業界では、慢性的な人手不足と労働環境や労働条件の厳しさが離職率を高める要因になっていると言われております。

こうした中、県では、平成30年度から介護事業所を認証するための取り組みを進めております。この認証評価制度の主な目的は、認証を得た施設の社会的評価を高め、そこで働く人たちに、将来に対する安心感を持ってもらうことにより、その職場で長く働き続けたいという心を醸成し、究極的には高知県の介護業界のイメージアップにつなげていくということが大きな狙いであると伺っております。そのため県では、さまざまなセミナーや個別のコンサルティングを通じて介護事業所の認証取得を支援し、認証された介護事業所にさまざまなインセンティブを付与していくこととしております。

私は、この認証評価制度は、人材不足に苦し

む介護事業所を助け、高知県の介護事業イメージの改革につながる、非常に意欲的な取り組みであると前向きに評価しております。

この認証を受けるためには、県と専門家による書面審査及び現地調査の実施を受けることとなっております。

そこで、まずお聞きしたいのは、この審査もしくは調査員の構成内容についてであります。この審査や調査を行うメンバーには、介護現場での就業経験のある方や介護現場の実態を熟知されている方が含まれているのかということがあります。正当な評価をするためには、こうした方の参加が絶対必要だと考えますが、そのメンバー構成等はどのようになっているのか、まず地域福祉部長にお伺いいたします。

次に、この審査及び調査における評価項目には、そこで現在働いている介護職員の介護事業所に対する正当な評価なども酌み取れる内容になっているのかということでもあります。要は、離職要因の中でも大きな比重を占めている賃金や勤務体系、さらには労働時間などが、介護職員の皆様にとって満足のものになっているのが評価できる仕組みになっているのかということにつきましても、地域福祉部長にお伺いいたします。

次に、認証の評価項目としてもう一点お伺いしたいのが、介護する側と介護される側の満足度であります。この両者の満足度を上げるために、高知県では平成26年度より、利用者や職員の双方に優しいケアを目指し、ノーリフティングケアの普及を促進しています。いわゆる介護において、抱え上げない、持ち上げない、引きずらないケアのことです。このノーリフティングケアを実施することにより、職員の皆様の腰への負担を軽減し、離職理由の一つにある腰痛を予防することができますし、さらに利用者の皆様にとりましては、介護者による介護

の仕方のばらつきをなくし、そうしたことから生まれる利用者の不安感を取り除くことにより、身体の拘縮等も予防することができるようになり、二次障害や障害の重度化予防にもつながることがわかってきております。

実は、私もこの質問を行うに際して、現在ノーリフティングケアに取り組まれている介護施設を見学させていただきましたが、現場で働く皆様からは、腰痛だけでなく二次障害の発生率も低くなったということをお聞きいたしました。さらに、介護人材の確保はもちろん、施設のイメージアップ、ひいては介護費用の抑制にもつながっているということもお聞きいたしました。また、このノーリフティングケアを実施するためには、単に福祉機器を導入するだけではだめで、介護事業所自身の導入への意欲や正しく利用するための教育等のマネジメント力が問われます。県内のノーリフティングケアを実施している介護事業所は着実にふえてきているとはいえ、まだ少ないのが現状であります。

こうしたノーリフティングケア体制促進の後押しのためにも、ノーリフティングケアの実施をこの認証評価制度の評価項目に加えるべきと考えますが、地域福祉部長に御所見をお伺いいたします。

次に、現在でも高知県内では、さまざまな規模、さまざまな形態の介護事業者の皆様が介護現場を支えてくださっております。しかしながら、この認証評価制度を導入することにより、各種介護事業所の運営に支障を来す事態になってしまっははどうしようもありません。

この認証評価制度をこれから本格展開していく上で、各種事業ごとの課題や越えねばならないハードルについての検討を十分に重ね、そうした課題等に対応できる幅広い視野に立った認証評価制度になっているのか、地域福祉部長にお伺いいたします。

最後に、この認証評価制度の本来の趣旨は、冒頭述べましたように、介護人材を確実に確保し、さらに職員の皆様には離職することなく長期にわたり働いていただき、高知県の介護現場の土台を支えていただくことが大きな狙いがあります。高知県で現在取り組んでいるノーリフティングケアは、今全国から注目を浴び、視察が続いている状況であると伺っております。私は、この流れをさらに加速し、介護先進県といえは高知県、高知県に来て介護について学び、そして最先端の技術や理念を取り入れている高知県の介護事業所で働きたいという人たを多く生み出すことができるなら、今高知県が目指している移住促進施策にも十分合致したものになるのではないかと考えております。

この認証評価制度が狙いどおりの成果を上げるためにも、高い理念と理想を持って取り組むべきと考えますが、最後に知事に、この認証評価制度が目指すべき姿について御所見をお伺いし、私の第1問目の質問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 下村議員の御質問にお答えをいたします。

まず、第4次産業革命における国の動向を踏まえた本県の対応についてお尋ねがございました。

狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く新たな社会として国により提唱されている、ソサエティ5.0の実現に向けたAI、IoT、ビッグデータなどの技術革新による第4次産業革命は、社会、経済のあらゆる分野で急速に進み、大きな変革をもたらすものと考えております。こうした状況の中で、全国に先駆けて高齢化や人口減少が進み、各産業分野における担い手の不足を初め、南海トラフ地震対策や中山間地域における福祉・医療などさまざまな課題を抱える本県においては、IoTなどの先端技術

を活用して課題の解決を図るとともに、I o T 関連産業の活性化を図ることによって、本県産業の振興につなげていくことが重要だと考えております。

こうしたことを実現するための取り組みとして、昨年7月には、I o T技術などを活用して新たな製品、システムを生み出すことにより、本県のさまざまな課題解決を図るとともに、これらの製品、システムを地産外商につなげて新たな産業の創出を図ることを目指す、高知県I o T推進ラボ研究会を設立しました。この研究会の会員は、現在123事業者まで拡大しております。

研究会の取り組みの推進に当たっては、県外の大手情報通信企業のお力をかりることにも意を用いてきており、県内企業と協業いただくことを条件に、現在県外の大手企業8社に加入いただいております。この中には、本県がこれまで包括協定を締結している企業が1社、また本年6月に包括協定を締結した公益社団法人経済同友会との協働プロジェクトを通じた企業が2社含まれております。これらの企業には、課題解決のフィールドとなる第1次産業の現場への訪問をした上で、課題の確認や解決策の検討などを行っていただくとともに、ワークショップや交流会を通じて県内企業とのネットワークづくりも推進していただいております。今後、県外の大企業の皆様から、本県におけるI o T技術などの実証実験の御提案がありましたら、積極的に誘致していきたいと考えております。

こうした取り組みのフィールドとなる分野は、高知においても多くあると考えております。次世代型ハウスの取り組み、さらには林業機械の分野など、現段階においても取り組みが進もうとしているところです。

このように、最先端の技術を持つ県外企業との連携も図りながら、新たなI o Tシステムな

どを県内で開発し、そのシステムなどを本県と同様の課題を抱える県外のより大きな市場に向けて外商していくことにより、第4次産業革命の技術革新を本県産業の振興につなげていくよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、介護事業所認証評価制度が目指すべき姿についてお尋ねがございました。

今後の高齢化のさらなる進行に伴い増大する介護ニーズに対応する介護職員を将来にわたって安定的に確保していくためには、県内の全ての介護事業所において、職員が確保、定着できる職場づくりを進めていくことが重要だと考えております。そのため日本一の健康長寿県構想の5つの柱の一つとして、医療や介護などのサービス提供を担う人材の安定確保と産業化、これを位置づけ、福祉人材センターと福祉研修センターが連携した就業支援や人材育成のほか、事業所に対する介護職員処遇改善加算の取得支援、全国的にも本県の取り組みが注目されているノーリフティングケアの推進などに取り組んでいるところです。

しかしながら、本県の介護職員の離職率が依然として高い状況にあることから、もう一段取り組みを強化する必要があると考え、今回新たに介護事業所認証評価制度を導入することといたしました。この制度の普及を通じまして、介護事業所全体の良好な職場環境の整備を促進し、介護の仕事の魅力を向上させ、さらには質の高い介護サービスを提供することで、利用者の皆様の生活の質、いわゆるQOLの向上につながるという好循環を実現させたいと考えています。

その上で、小規模な事業所においても認証の取得ができますよう個別の支援を行い、全ての事業所での取得を実現することで、今後、地域地域で進めようとする高知版地域包括ケアシステムの構築に向けて必要となる介護人材の安定

的な確保につなげてまいりたいと考えております。この仕組みをしっかりと構築することによって、日本一の健康長寿県構想が掲げます、県民の誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることのできる高知県を実現してまいりたい、そのように考える次第であります。

私からは以上でございます。

(商工労働部長中澤一眞君登壇)

○商工労働部長(中澤一眞君) まず、I o Tの活用に向けた現在の取り組み状況や成果などについてお尋ねがございました。

県では、県内で新たなI o Tシステムを開発し、1次産業の生産性向上などの課題解決を図るとともに、開発したI o Tシステムなどを地産外商につなげていくための取り組みを進めてまいりました。昨年7月に設置したI o T推進ラボ研究会のメンバーが中心となって、これまで第1次産業や中山間地域の福祉、教育などの現場を訪問し、ボトルネックとなっている課題の解決策につながる現場のニーズを抽出しています。そして、このニーズに対応できるI o Tシステムなどの開発に向けて、県内I T事業者などとのマッチングを進めております。

昨年度から進めてきたこうした取り組みによりまして、これまで、養殖現場の作業効率化を図るシステムの開発など13件のプロジェクトの創出につなげております。このうち児童の登下校を見守るシステムが完成し、中山間地域の教育現場の課題解決につなげるとともに、開発した県内I T事業者による販売拡大に向けた取り組みも始まっております。

農業、水産業、製造業などのプロジェクトでは、システムを試作開発し実証実験を行っている事業が4件、地域課題の解決を優先するため既存のI o Tサービスの導入による実証実験を行っている事業が4件ございます。さらに、来年度の県予算での事業化や国庫補助事業の申請

に向けた取り組みも、順次進めているところでございます。

また、本年度強化したものづくりの地産地消・外商の取り組みとして、現在、農業、林業、水産業の分野ごとに設置しました生産性向上プロジェクトチームを中心に、I o T技術や機械の導入などが解決策となり得る現場のニーズ抽出やその絞り込みの作業を進めておりまして、現時点では年度内に6件の機械やI o Tシステムの仕様書作成を見込んでおります。

今後は、必要に応じて県外の大手I T事業者のお力もおかりをしながら、県内のI T事業者と現場のニーズとのマッチングを進め、I o Tシステムなどによる現場の課題解決と県内外への販売拡大への支援を、県を挙げて推進してまいります。

次に、高知県の課題解決やベンチャー企業育成、大企業との連携を可能とする、国のI o T関連の事業に挑戦すべきではないかとお尋ねがございました。

国においては、先進的なI o Tサービスの創出や成功モデルとして既に実証されているI o Tサービスの導入といった、各地域における取り組みを財政的に支援することにより、生産性向上を初めとする課題の解決や新たな産業の創出などを促進しております。このような国の支援制度には、一定の事業費まで全額助成の可能性のある手厚い内容のものがあります。また、事業の実施主体について、地方自治体や大学、民間企業によるコンソーシアムの組成が条件とされていることから、産学官の連携や大企業を含めた企業同士の連携の強化、さらには地域の企業の技術力の向上などのさまざまなメリットも見込めますので、本県でも積極的にこれを活用していきたいと考えています。

具体的には、I o T推進ラボ研究会において創出したプロジェクトのうち林業分野や観光分

野のプロジェクトについて、国の今年度予算に関する情報収集を行うとともに、事業計画の磨き上げや実施主体の体制整備に関する協議など、申請に向けた準備を現在進めているところでございます。来年度は、各省庁におけるI o T関連の予算が大幅にふえる見込みでございますので、これらも最大限活用しながら、本県のさまざまな課題の解決や県内企業の育成、大企業との連携などに積極的にチャレンジをしてまいります。

次に、I T人材の確保などに向けた県内の大学や高専と県との連携のさらなる強化についてお尋ねがありました。

先ほど来、お話し申し上げておりますI o T推進ラボでは、本県のI o T推進の大きな方向性について議論をいただく場である運営委員会に、高知大学・高知工科大学・高知高専の教員に委員として御参画をいただき、貴重な御意見を賜っているところでございます。また、I o T推進ラボ研究会にも教員に加入をいただいて、課題解決のための現場訪問や生産者などとの意見交換の場に御参加をいただくことで、研究者としての知見を活用するとともに、プロジェクトへの参画などの連携の強化にも努めているところでございます。

議員からお話のありました高知高専からは、本年4月の情報セキュリティーコースの開設をきっかけに、地域や地元企業の課題解決に貢献することを目的として、所有する研究機材の共同利用や、研究員、学生との共同研究など、I o T推進ラボ研究会の活動への協力のお申し出をいただいております。これを受けまして、現在5つの企業等と共同研究に向けた協議が進められておりまして、今後共同研究の実施が実現すれば、これを学生の勉強のフィールドとして活用していただけるものと考えております。

県内企業がI T技術を学ぶ学生との共同研究

を行うことは、学生が地元の課題に目を向ける機会になるだけでなく、学生が地元の企業を知るよい機会となり、県内企業によるI T人材の確保にもつながるものと考えられます。今後は、企業がI o Tシステムの製品開発や実証実験を行う際に教育機関と共同研究を行うことなども視野に入れながら、県内の大学や高専とさらなる連携強化を図ってまいります。

最後に、I T技術を持ちながら、家に引きこもられている方や対人関係に問題を持たれている方をI T人材として活用する研究を始めることについてお尋ねがございました。

県ではこれまで、I T・コンテンツ関連企業の誘致などに取り組んできた結果、立地した企業による新規雇用は、本年11月末までの累計で150名を超えております。既に立地した企業の人材採用は今後も拡大が見込まれるとともに、今後新たに立地を予定している企業も出てきている状況にあります。このため来年度に向けて、I T技術を持つ人材を県内にふやし、人材が豊富であるからこそ企業集積と雇用の創出が図られ、さらに企業集積が進むことにより人材の集積が進むといった好循環が実現できますように、人材の育成・確保の取り組みを大幅に充実強化したいと考えております。

お話のありました、いわゆるひきこもりの方や対人関係に課題を抱える方に関しましては、地域福祉部において、I T技術の有無にかかわらず、テレワークに関するセミナーや職業訓練を実施しております。その結果、テレワーカーとして就職できる可能性のある方が出始めていると聞いておりますので、このうちのI T技術を持つ方に対しましては、地域福祉部と連携しながらアプローチができる可能性もあるのではないかと考えております。

一方で、こうした事業に参加をされていない方に関しましては、体調や取り巻く環境などの

実情が把握できておらず、またプライバシー保護の観点から、一方的にアプローチすることが難しいという課題がございます。こうした方々が、こういった形であれば、地域福祉部の事業などに手を上げて、さらには将来的な就労につながっていくかということについては、直ちに明確に見通しを立てることはできませんけれども、地域福祉部とともに、テレワークによる在宅就業を支援する障害福祉サービス事業所と連携したアプローチ方法などの研究を始めてみたいと思っております。

(警察本部長小柳誠二君登壇)

○警察本部長(小柳誠二君) サイバー犯罪に対する対処能力向上方策と専門的知識を持った外部との協力体制についてのお尋ねがございました。

インターネットは、国民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤として定着し、今やサイバー空間は国民の日常生活の一部となっている一方、インターネットを利用することでサイバー犯罪被害に巻き込まれる事案が全国的に増加傾向にあり、サイバー犯罪に対する捜査員の対処能力向上は極めて重要な課題であると認識しております。

県警察では平成28年6月に、警務部を主体として、県警察の総合力を発揮した対策を推進するための、高知県警察サイバーセキュリティ戦略を策定し、サイバー空間の脅威への対処に係る人的基盤及び物的基盤の強化を図るための態勢を整備したほか、生活安全部のサイバー犯罪対策室を中心とした取り締まりと未然防止対策や、警備部を中心としたサイバー攻撃に対する諸対策を講じるなど、全組織的な対応を図っているところです。各捜査員の対処能力向上方策としましては、警察庁主催の全国規模研修や情報セキュリティ会社の研修を受講させ、専門的知識や技術を習得させているほか、サイ

バー犯罪捜査に係る各種教養を実施して、県警全体のスキルアップを図っております。

次に、外部との協力体制についてですが、県警察としましては、民間事業者や団体との連携、情報共有、協力体制の構築が必要不可欠と考えており、平成12年には、県内のプロバイダーや自治体等との間で高知県ネットワークセキュリティ連絡協議会を立ち上げ、産官学が一体となりサイバーセキュリティに関する情報共有を図っております。また、情報セキュリティに関する専門的知識を有する高知工科大学教授にサイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーを委嘱し、捜査員に対する教養や技術に関する助言を得ているほか、平成28年8月には高知工業高等専門学校とサイバーセキュリティに関する協定を締結し、情報共有を図りながら技術的な支援を得ております。さらに、高知工科大学や高知職業能力開発短期大学の学生にサイバー防犯ボランティアを委嘱しており、学生がサイバーパトロールによって発見した有害情報をサイト管理者へ通報していただいております。協力体制を構築しております。

今後も、県警察としましては、日々巧妙・悪質化するサイバー犯罪に対応するため、各種研修などによる捜査員全体の対処能力の底上げを図りながら、事業者や大学などにより一層の連携と協力体制を構築し、サイバー犯罪の取り締まり強化に取り組んでまいります。

(総務部長梶元伸君登壇)

○総務部長(梶元伸君) 通信インフラの改善や改修への対応についてお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、企業立地や移住を促進するためにも、通信インフラの環境を整備することは大変重要であると考えております。

通信インフラである光ファイバー等による超高速ブロードバンドの環境整備は、民間事業者による民設整備と市町村による公設整備の2つ



の方式で行われております。県内の整備状況でございますが、全域での公設整備と市街地での民設整備といった、公設、民設、2つの方式が重複するのが6市あります。民設整備のみが11市町村、公設整備のみが13市町村となっておりまして、残りの4町村では、現在順次ブロードバンド環境の整備が進められているところであります。

議員から御指摘のありました、通信インフラの能力が現在の必要量に対応できていないという事例については、整備の当初から一定の年数がたち、スマートフォン等のタブレット端末の増加や高画質の動画の視聴など、想定を超えたインターネットの利用により通信量が増加する一方で、通信回線の容量が十分に拡大できていないことから、一時的に通信速度が低下するといった状況にあるのではないかと、このような状況は公設整備の市町村で発生しているのではないかと考えられます。

このため、このたび公設整備を行った計19の市町村につきまして、利用者からの意見の状況や利用者全体で使用できる通信回線の状況を市町村及び事業者からお聞き取りをさせていただきました。その結果、通信速度についての利用者からの御意見が多い市町村が複数ございまして、そのような市町村においては、いずれも整備当初から通信回線の容量が比較的小さいといった実態を確認できたところであります。

通信速度の改善には、通信回線の容量を大きくする方法が考えられますが、ほかに方法がある可能性もございます。個別の市町村の事情を踏まえるという必要があると考えておりまして、該当する市町村の状況をしっかりと把握させていただいた上で、改善策について市町村とともにしっかりと検討してまいりたいと考えております。

(危機管理部長酒井浩一君登壇)

○危機管理部長(酒井浩一君) まず、南海トラフ地震に関する情報が発表されたときの対応に関し、モデル地区での検討はいつまでに、具体的にどういった内容で協議を進めようとしているのかとのお尋ねがありました。

本年9月に取りまとめられた、南海トラフ沿いの地震観測、評価に基づく防災対応のあり方に関する報告を受け、地震が起こる可能性が相対的に高まった場合などに、気象庁が臨時的に情報を発表するようになりました。本県では、突発的に発生する地震を基本として対策を行ってまいりましたが、このような不確実な情報であっても、事前に備えることができれば、より一層県民の皆様の安全性は高まることから、この情報を防災対応に生かすことが重要であると考えております。

また、国は、こうした場合に地方自治体や事業者などが防災対応を実施する上での計画の策定を円滑に進めるためのガイドラインを策定することとしており、そのモデル地区に、本県、静岡県、中部経済界が示されました。本県におきましては、お話にありましたように、4つのテーマを検討することとしています。

特に、津波避難と暮らしにつきましては、室戸市、黒潮町に御協力いただき、事前に避難すべき区域や対象者をどうするか、避難先をどうするか、避難期間をどの程度想定するか、避難の対象となる地域の生産活動や経済活動など暮らしをどうするかなどについて、地域の皆様も交えて協議を進めることとしています。現在、室戸市、黒潮町においては地域の選定を行っていただいております。年明けから協議をスタートする予定となっております。その他の3つのテーマにつきましては、県の関係部局において、協力いただく事業者の選定や検討の進め方を協議しているところです。年明けには、事業者の皆様にも、今行っている防災対策に加え、

想定される対応について検討を始めていただきたいと思いますと考えております。

こうしたモデル地区の検討を通じ、国が取りまとめるガイドラインに地域の実情を反映させることが、新たな防災対応を進める上で非常に重要であると考えております。今後、国から示される検討スケジュールに合わせ、国を初め地域の皆様や事業者、市町とも密に連携して取り組んでまいります。

次に、宏観異常現象情報の活用について、情報収集の意義とデータの活用及び県民への周知についてお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えさせていただきます。

県では平成25年6月から、県内で起こった地下水の変化や気象現象など、県民の皆様がふだんとは違った現象をみずから確認された場合に御報告いただき、それを毎月、宏観異常現象としてホームページで公表しております。本年11月末までに寄せられた情報は、気象に関すること9件、地鳴り17件など、延べ30件となっています。

宏観異常現象は、現在のところ科学的根拠や統計的な裏づけなどによる地震との因果関係について解明されていませんが、過去には実際に地震の前に、地鳴りや井戸の水位の変化などが起きたことが確認されている事例もあることから、そうした情報を県民の皆様幅広くお伝えすることとしています。今後も、こうした宏観異常現象の公表を継続するとともに、県民の皆様への周知や公表の方法についても工夫していきたいと考えております。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

**○地域福祉部長（門田純一君）** まず、津波浸水想定区域にある施設の状況や、地震発生時の対応に懸念を抱いている施設の状況、またそうした懸念を現実的にカバーできるスキームの存在についてお尋ねがございました。

グループホームを含む入所型の社会福祉施設等について、最大クラスの地震・津波を想定いたしました津波浸水想定区域内に立地をしております施設は、浸水の深さに差はありますが、現在150施設ございます。これらの施設では、それぞれ浸水の深さや入所者の状況に応じて、上の階に逃げる、近くに避難場所を確保するなどの対策を考えられているとお話をお聞きしております。このうち23のグループホーム等を含む31施設が、津波等への対応の懸念の最終的な解消方法として、5年以内に高台への移転を考慮されているといった状況でございます。

県といたしましては、社会福祉施設防災対策指針に基づき、地震等の災害発生時に施設の実情に応じた適切な対策が行われるよう、あらかじめ施設の置かれている状況を正確に把握し、必要な対策を講じていただくよう、施設への指導を行っております。また、施設の取り組みを促進するため、緊急避難に必要な施設の改修と装備の確保、さらには国の支援策を活用した耐震化や高台移転への支援など、防災・減災対策に積極的に取り組んでまいりました。あわせて、夜間の対応につきましても、指針においても初動に関するルール整備やいざというときに地域の方の協力が得られる体制の確立などについても推奨をしているところでございます。

今後におきましても、そういった視点で点検、指導に取り組んでまいりますとともに、高台移転につきましても、御意向を持ちながらも具体的な検討にまで至っていない施設もございますので、引き続き個別の助言や支援制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、南海トラフ地震に関する情報を事前避難などの施策につなげることができないか、またモデル地区としての検討において、必要な支援を国へ働きかけができないかについてお尋ねがございました。

議員からお話のありましたモデル地区としての検討に当たっては、今後御協力いただく施設の選定や検討の進め方などを関係部局と協議してまいります。社会福祉施設につきましては、立地条件や建物の構造などが施設ごとに異なる状況がございますことから、選定された施設には、現在取り組んでおられる防災対策や、南海トラフ地震に関する情報が発表された際に事前に避難すべきか、避難先をどうするか、避難期間をどの程度想定するかなどの考え方について、しっかりと話をお伺いしてまいりたいと考えております。この施設選定に当たりましては、津波浸水想定区域内の事業所も含めて検討していくこととしております。

こうしたモデル地区としての検討の中で明らかになってくると思われる、必要な支援策や課題については、国が今後取りまとめるガイドラインに生かしていただけるよう提案もしていきたいと考えております。また、国のガイドラインが取りまとめられましたら、早急に社会福祉施設防災対策指針やBCP策定の手引などにガイドラインの内容を反映させ、全ての施設にそれらを周知してまいります。

次に、介護事業所認証評価制度についての一連の御質問にお答えをします。

まず、認証を受けるための書面審査及び現地調査を行うメンバー構成などについてお尋ねがございました。

介護事業所認証評価制度において提出いただく認証申請の書面審査につきましては、年内に作成する予定の審査基準書に基づき、県の職員が審査を行います。その後の現地調査につきましては、介護事業所の特性や雇用管理のあり方に精通した団体に委託して実施することとしています。当該団体から派遣される社会保険労務士が現場に出向き、給与の昇給基準など、評価に際して高い専門性が求められる項目を審査い

たしますとともに、県の担当者も同席し、書面で審査した内容を職員へヒアリングを行うことなどを通じて確認をすることとしています。

次に、評価項目における賃金や勤務体系、労働時間などが、介護職員にとって満足のいくものになっているかを評価できる仕組みになっているのかとお尋ねがございました。

認証評価制度の評価項目につきましては、介護職員の離職要因を分析した上で、賃金や勤務体系、労働時間などの課題の解消に対し直接的に作用すると考えられる項目を設定し、それぞれの項目に対して達成すべき水準を評価基準として設定しています。

まず、賃金については、職員の将来への不安を払拭するため、給与制度の明確化等が求められることから、昇給基準が定められた給与規程等を作成し、その内容を全ての職員に周知していること、さらには過去3年間の昇給実績に加え、介護職員処遇改善加算についても1人当たり月額平均2万7,000円相当以上の加算を取得していることなどを評価基準としております。また、勤務体系や労働時間につきましては、休暇取得や労働時間短縮の取り組み、育児や介護と両立できる取り組みを実施していることなどを評価基準としております。

こうした評価基準は、介護分野の職能団体の皆様からも御意見をお聞きした上で設定をしておりますので、職員が働きやすく満足できる魅力ある職場づくりが進むものと考えております。

次に、ノーリフティングケアの実施を評価項目に加えるべきではないかとお尋ねがございました。

議員のお話にもありましたように、本県においては、平成26年度よりノーリフティングケアの取り組みを推進しています。福祉機器や福祉用具の適切な活用と正しい介護技術によるケアを組み合わせることは、職員の業務負担の軽減

による職場環境の改善のみならず、利用者の二次障害防止に寄与するなど、職員の定着と質の高い介護サービスの提供の双方につながるものと考えております。このため認証評価制度において、評価項目に業務の負担軽減に関する取り組みを掲げ、ノーリフティングケアのための福祉機器などの導入や、機器を効果的に活用するための研修への参加などを評価することとしております。

今後におきましては、介護職員の業務の負担軽減に向けまして、引き続き福祉機器等の導入費用の助成を行うとともに、効果的な活用を図る研修などを充実させることに加え、認証制度の普及と取得に向けた事業所への支援に取り組むことを通じまして、ノーリフティングケアをさらに推進してまいります。

最後に、各種事業ごとの課題やハードルについて検討を十分に重ね、そうした課題等に対応できる認証制度になっているのかのお尋ねがございました。

認証評価を導入するに当たっては、福祉・介護人材確保対策について検討を行います福祉・介護人材確保推進協議会に、介護分野の事業所団体、職能団体で構成をされます認証評価制度等検討部会を設置し、6回の部会を開催して、評価項目や評価基準等の制度設計を行ってまいりました。また、ことしの7月に県内3エリアで介護事業所を対象として開催した説明会においては、否定的な御意見はなく、この説明会でのアンケート結果においても、回答者の約7割の方から認証取得に向けて取り組みたいとの意向を示していただきました。さらに、比較的小規模な事業所が多い通所介護や訪問介護の関係団体に対し、個別に訪問し御意見をお伺いしましたが、評価項目や評価基準の達成難易度については適切なレベルであるとの御意見もいただいております。

こうしたことから、現在の評価項目や評価基準等につきましては適切な内容かつレベルであると考えており、今後は、認証取得に取り組もうとする介護事業所に対して、課題や規模などの特性に応じたセミナーを開催するとともに、個別の支援が必要な事業所には訪問による実地での助言を実施するなど、小規模な事業所も含め、さまざまな形態の多くの事業所が認証を取得できますよう、しっかりと支援をしてまいります。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、県立学校の体育館の非構造部材などの耐震対策についてのお尋ねがございました。

県立学校の体育館は現在45棟ございますが、これらの非構造部材等の耐震対策につきましては、熊本地震の状況を受け、昨年度まず5棟について実態調査を行いました。昨年の熊本地震では、体育館の天井部分の金属製の筋交いが外れたり落下したりすることなどにより、避難所として使用できなかつたケースが多くありましたので、今回の調査結果に基づき、5棟のうち4棟については筋交いを追加し補強工事を行っていくことにより避難所機能の強化を図ることとしております。また、このほか調査した全ての棟について、非構造部材の落下防止対策として、照明器具の交換、バスケットゴールやスピーカーなどの取り付けの補強を実施することとしております。

これら5棟につきましては、今年度耐震対策工事のための設計を行っており、来年度から工事を実施することとしております。さらに、今年度新たに21棟についての実態調査を行うなど、残りの棟につきましても順次着手をしていく計画としており、平成32年度末までに45棟全ての耐震対策の完了を目指してまいります。

次に、高校生の主権者教育に関連して、中村

高校の高校生と県議会議員とのパネルディスカッションに参加した高校生からの意見集約の結果についてお尋ねがございました。

本年11月14日に、中村高校におきまして、日本は核兵器禁止条約に参加すべきか、幡多地域での高校統廃合を進めるべきかの2つをテーマとして、高校生と3名の県議会議員の皆様とのパネルディスカッションが開かれ、活発な議論が行われたと伺っております。御協力をいただきました3名の議員の皆様には、心より感謝を申し上げます。

終了後のアンケートでは、社会や政治について関心を高めるきっかけになったか、パネルディスカッションでの議論に対して聴衆として関心を持って参加できたかという質問に対して、96.6%の生徒が肯定的回答をしております。また、パネルディスカッションを聞いた生徒からは、事前学習をしていたので一緒に考えることができた、各テーマに意見を持って臨めたことから、発言内容に納得できたり疑問に思ったりすることができ、自分の考えを深めることができよかった、自分とは違う考え方をしている人の意見も聞いて、多面的に物事を考えるきっかけにもなり、もっと日本や外交に関心を持ちたいと思った、取り上げられたテーマについて今まで何となく他人事のように考えていたが、それぞれの意見を聞くことでとても身近な内容として感じるようになったといった、自分の意見を持つことの大切さや物事を多面的、多角的に捉えることの大切さを実感するとともに、政治について考えていくことへの前向きな感想が寄せられたところでございます。

最後に、政治や行政に携わる方々と高校生や中学生が意見交換を行う学校をさらにふやしていくためにどのような取り組みが必要であるかとのお尋ねがございました。

先ほどの中村高校の取り組みの結果からもわ

かりますように、県議会議員の皆様など政治に携わる方々から直接話をお聞きすることは、生徒が現実の政治についての具体的なイメージを育むとともに、現実の諸課題に関して多様な見方や考え方があることを理解する上で、有効な方法であると考えます。

現在、政治や行政に携わる方々と小中学生が意見交換を行う機会としては、例えば香南市や須崎市の子ども議会、高知市のこうち志議会などが行われており、このような場を捉えて、子供たちがよりよいまちづくりについて地元の市長や行政に携わる方々に質問や提案を行う取り組みも実施されております。また、高等学校では、県議会議員の方々との意見交換のほかにも、多くの学校で総合的な学習の時間などを通じて、市町村の首長を初め地元自治体の方々にも御協力いただきながら、地域の課題解決に向けた取り組みも行っております。

今後は、このような社会への関心や政治参加への意識を高める取り組みについて、研修会などにおいて各校が情報交換を行うとともに、県教育委員会としても積極的に情報発信を行い、県議会を初め政治や行政に携わる方々のお力もおかりしながら、より多くの中学校や高等学校で取り組みが実施されるよう努めてまいりたいと考えております。

(文化生活スポーツ部長門田登志和君登壇)

○文化生活スポーツ部長（門田登志和君） 今後のスポーツ関連施設の整備方針や横串を刺した組織の必要性についてお尋ねがございました。

スポーツの振興には、議員のお話にもありましたとおり、交流人口の増加や健康増進、さらには観光振興など多様な効果が見込まれますことから、活動の基盤となる施設整備を進める上でも多面的な検討の必要性が高まってきております。そうした中、今年度、学校体育以外のス

ポーツの所管を一元化するとともに、本県のスポーツ振興施策を強力に進めていくため、知事を本部長として施策に関係する部長などで構成する、高知県スポーツ振興推進本部を庁内に立ち上げ、施策を組織横断的に一体となって推進する体制を整えたところでございます。

今後のスポーツ施設の整備に関する大きな方向性や新たな施設整備などについては、この本部において、その必要性や整備の内容、もたらされる効果などについて十分検討協議を行って進めていくことにしております。また、県民の皆様や市町村、競技団体などから寄せられるスポーツ関連施設の整備要望などにつきましては、それぞれの施設や施策を所管する部門がお聞きした上で、優先順位を整理して対応しておりますが、今後は必要に応じてこの本部で幅広い視点の検討も加えてまいります。

こうした取り組みを通じて、本県のスポーツ環境の充実に努め、競技力の向上や生涯スポーツの推進、スポーツツーリズムの振興などにつながるようしっかりと取り組んでまいります。

(水産振興部長谷脇明君登壇)

○水産振興部長(谷脇明君) まず、遊漁客と漁業者との間のトラブルの原因となる問題について、またそうした問題をどのようにクリアしていこうと考えているのかについてお尋ねがございました。

遊漁者の漁具や漁法については、高知県漁業調整規則で制限されているとともに、地先の海面には漁業権が設定されており、遊漁者が水産物を自由に採捕することが制限されています。しかしながら、イセエビなどの高級な魚介類を遊漁者が採捕するなど、法令に反する行為が従前から多発しており、漁業者との間でトラブルにもなっています。このような行為に対しましては、今後も指導を徹底してまいりますとともに、悪質な場合は厳正な姿勢で臨んでまいりま

す。

一方、県内の多くの地域では、漁業者が自主的に操業に関するルールを定め、水産資源の保護や安全な操業に取り組んでおります。こうした自主的なルールについては、遊漁者に十分周知されていないこともあり、漁業者のために設置しております、例えば黒潮牧場ブイ周辺での遊漁行為や、キンメダイの漁場におけるいわゆる割り込み行為など、ルールを無視した行為により、漁業者との間でトラブルが発生しております。このようなトラブルを防止するため、遊漁者に対しましてはルールの周知やマナーの徹底を引き続き図ってまいりますとともに、必要に応じて高知海区漁業調整委員会による指示を発動し、法的な規制へ移行することも検討してまいります。

次に、県が考える遊漁活用事業の将来イメージについてお尋ねがございました。

水産資源の減少や魚価の低迷による漁業就業者の減少と高齢化など漁業の厳しい現状を打開し、活力ある漁村を取り戻すためには、漁業の振興はもとより、魅力ある海洋資源を活用した遊漁等のサービス業を育成することで、漁業者の所得向上と交流人口の拡大を図ることが重要であると認識しております。

こうした中、県内では3つの地域において、海洋資源を活用した取り組みが始まっております。具体的には、まず土佐市宇佐から須崎市浦ノ内の地域では、釣りいかだや潮干狩り等の多様な事業者が遊漁振興に向けたクラスターづくりに取り組んでおります。次に、黒潮町では、ホエールウォッチングの利用客がピーク時に比べて大幅に減少する中で、本年度関係者が現地調査を実施するとともに、意見交換会やシンポジウム等の開催を通じて事業者の方々の意識の醸成や課題の抽出を行い、利用客数の回復に向けた今後の展開を検討しています。また、土佐

清水市では、民間企業が核となりまして、遊漁船業者や宿泊業者が連携して、旅行者の方が自分で釣った魚の料理を宿泊施設で楽しめるサービスの提供がスタートしております。

今後は、漁業協同組合を窓口にも、地域の漁業者との協議の場を設け、海面利用をめぐるルールの周知を図る中で、引き続きこうした本県の強みである豊かな自然を活用した取り組みをソフト・ハードの両面から支援し、我々産業振興計画の目標であります、若者が住んで稼げる元気な漁村の実現に取り組んでまいります。

○1番（下村勝幸君） 知事を初め執行部の皆様からは本当に前向きな御答弁いただきまして、まことにありがとうございました。2問目の質問は特にはいたしません。

実は私、今回の南海トラフ地震対策の質問の中で宏観異常現象について取り上げさせていただきました。この質問を取り上げるに当たって、私は次のように考えました。人は大きな地震がどこかで発生しますと、発生後一、二カ月ぐらいの間は非常に防災意識が高まります。その間に備蓄品を確認したり家具の固定状況を見たり、そういったことをいたします。しかし、その後何もなければ、また防災意識はだんだんと薄れてまいります。

私は、日々の生活の中で宏観異常現象を意識することによって、あるタイミングで頭の中の防災意識のスイッチが入れられないかと考えました。直感として、ふだんと比べて何かおかしいとか何か違うと感じたときに、その防災の意識スイッチを入れて、緊急時の避難場所の確認や家族での連絡方法を再度話し合うとか、そういったきっかけの一つにできないかと考えたわけでありまして。常時不安の中で生活することはできませんが、ちょっとしたことをきっかけに防災を意識する時間は、私は必要であると思っております。

まだ科学ではこうした宏観異常現象は十分に解明されていないわけですが、県のほうでも先ほどお話ありましたように、県民の皆様にもその宏観異常現象の情報提供を呼びかけていくということですので、今後こうしたことも考えていただきたいということを私の一つの意見といたしまして、全ての質問を終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。（拍手）

○議長（浜田英宏君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明14日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後3時59分散会

## 平成29年12月14日（木曜日） 開議第4日

## 出席議員

1番 下村勝幸君  
 2番 野町雅樹君  
 3番 上田貢太郎君  
 4番 今城誠司君  
 5番 久保博道君  
 6番 田中徹君  
 7番 土居央君  
 8番 浜田豪太君  
 9番 横山文人君  
 10番 加藤漠君  
 11番 坂本孝幸君  
 12番 西内健君  
 13番 弘田兼一君  
 14番 明神健夫君  
 15番 依光晃一郎君  
 16番 梶原大介君  
 17番 桑名龍吾君  
 18番 武石利彦君  
 19番 三石文隆君  
 20番 浜田英宏君  
 21番 土森正典君  
 22番 西森雅和君  
 23番 黒岩正好君  
 24番 池脇純一君  
 25番 石井孝君  
 26番 大野辰哉君  
 27番 橋本敏男君  
 28番 前田強君  
 29番 高橋徹君  
 30番 上田周五君  
 31番 坂本茂雄君  
 32番 中内桂郎君  
 33番 金岡佳時君  
 34番 中根佐知君  
 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

## 欠席議員

なし

## 説明のため出席した者

知事 尾崎正直君  
 副知事 岩城孝章君  
 総務部長 梶元伸君  
 危機管理部長 酒井浩一君  
 健康政策部長 山本治君  
 地域福祉部長 門田純一君  
 文化・生活スポーツ部長 門田登志和君  
 産業振興推進部長 松尾晋次君  
 中山間振興・交通部長 樋口毅彦君  
 商工労働部長 中澤一真君  
 観光振興部長 伊藤博明君  
 農業振興部長 笹岡貴文君  
 林業振興・環境部長 田所実君  
 水産振興部長 谷脇明君  
 土木部長 福田敬大君  
 会計管理者 中村智砂君  
 公営企業局長 井奥和男君  
 教育長 田村壮児君  
 人事委員長 秋元厚志君  
 人事委員会会長 金谷正文君  
 公安委員長 島田京子君  
 職務代理者 小柳誠二君  
 警察本部長 植田茂君  
 代表監査委員 川村雅計君  
 監査委員局長



事務局職員出席者

事務局長 弘田 均 君  
事務局次長 西森 達也 君  
議事課長 横田 聡 君  
政策調査課長 織田 勝博 君  
議事課長補佐 飯田 志保 君  
主 幹 浜田 百賀里 君  
主 査 宮 脇 涼 君



議事日程(第4号)

平成29年12月14日午前10時開議

第1

- 第1号 平成29年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 平成29年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第3号 平成29年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第4号 平成29年度高知県電気事業会計補正予算
- 第5号 平成29年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第6号 平成29年度高知県病院事業会計補正予算
- 第7号 高知県国民健康保険法施行条例議案
- 第8号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並

びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案

- 第11号 高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第12号 高知県都市計画法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第15号 高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例議案
- 第16号 平成30年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第17号 高知市及び高知県におけるれんけいこうち広域都市圏の取組の推進に係る連携協約に関する議案
- 第18号 高知県立人権啓発センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第19号 高知県立森林研修センター研修館の指定管理者の指定に関する議案
- 第20号 高知県立月見山こどもの森の指定管理者の指定に関する議案
- 第21号 高知県立室戸体育館の指定管理者の指定に関する議案
- 第22号 高知県立池公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第23号 高知県立甲浦港海岸緑地公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第24号 高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定に関する議案
- 第25号 高知県立高知公園の指定管理者の指定に関する議案

第 26 号 高知県立埋蔵文化財センターの指定  
管理者の指定に関する議案

第 27 号 県道窪川船戸線（岩土トンネル）防  
災・安全交付金工事請負契約の締結  
に関する議案

第 28 号 高知県公立大学法人定款の変更に  
関する議案

第 2 一般質問  
(2人)



午前10時開議

○議長（浜田英宏君） これより本日の会議を開  
きます。



### 諸 般 の 報 告

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

公安委員長織田英正君から、所用のため本  
日の会議を欠席し、公安委員島田京子さんを職務  
代理人として出席させたい旨の届け出がありま  
した。



### 質疑並びに一般質問

○議長（浜田英宏君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成29年度高知県一般会  
計補正予算」から第28号「高知県公立大学法人  
定款の変更に係る議案」まで、以上28件の議  
案を一括議題とし、これより議案に対する質疑  
並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

15番依光晃一郎君。

(15番依光晃一郎君登壇)

○15番（依光晃一郎君） 早速質問させていた

きます。平成29年も残りわずかとなりました。  
ことしは大政奉還から150年、そして来年は明治  
維新150年の年です。この節目の年は、日本各地  
で歴史観光に関するイベントが行われ、また明  
治維新に関しての書籍が多く出版されるなど、  
過去の歴史を振り返ってこれからの日本のあり  
方を考えるよい機会ともなっております。

我が高知県においては坂本龍馬先生を初め多  
くの幕末の志士を輩出し、また明治となってか  
ら中江兆民先生を初めとする自由民権運動に  
も人材を輩出していることから、明治維新を高  
知の郷土史と捉えて、高知県独自の検証をする  
ということもできるのではないかと思います。  
私は、明治維新というのは日本の政治史におい  
て、日本の政治体制はこうあるべきだと目指す  
べきビジョンを正確に指し示したものであり、  
また土佐の先人たちがそのビジョンに対して命  
がけで取り組んだのだと理解をしております。  
大政奉還150年を契機に、土佐の先人の理想を思  
い出すことによって土佐人としての自信と誇り  
を再確認するきっかけにしたいと思い、質問を  
させていただきます。

いつもどおり説明が長くなりますが、お許し  
いただきたいと思います。また、土佐の先人  
には先生とお呼びすべきところですが、若干く  
どくなりますので敬称を略させていただくこと  
もお許しく下さい。

さて、幕末のキーワードの中に尊王攘夷運動  
という言葉があります。私は、この言葉の意味  
を、日本人が日本人の手で日本を守るために江  
戸幕府とは違った国をつくるべく、皇室の権威  
を旗印に新しい政治システムを生み出そうとし  
た運動というように捉えています。明治維新は、  
黒船来航に象徴されるように外国からの軍事的  
な圧力がきっかけで起こりました。当時の東南  
アジアや中国の清王朝は、西洋列強に戦争で敗  
れ植民地化されていきます。そのことを憂いた

草莽の志士、また実際に政治を担っていた江戸幕府の幕臣、雄藩の藩士たちはそれぞれの立場で奮闘をします。日本中が新しい政治体制を模索する中で、公武合体論、倒幕論などが生まれ、最終的に大政奉還という形で江戸幕府は幕をおろしました。

それでは、我々の先祖である土佐の先人たちが理想とした政治体制はどういったものだったのでしょうか。私は、幕末の時点で既に庶民も政治参加できる民主主義国家を目指していたのだと考えています。

高知県では、現在「志国高知 幕末維新博」ということで、高知県各地の資料館などで当時の手紙や文書などが公開されています。新国家という言葉で有名になった、龍馬が暗殺される5日前に書いた手紙などは高知県観光の新たな目玉となりました。私は、この貴重な資料に光を当てる取り組みをさらにパワーアップさせ、来年度の明治維新150年に向けて、土佐がリードした民主主義国家への歩みをもっと打ち出せないかと思うところです。特に、大政奉還より4カ月前の6月に土佐藩と薩摩藩の間で結ばれた薩土盟約に関する資料は重要です。

薩土盟約というのは、大政奉還という平和的に幕府を倒すという土佐藩の考え方に薩摩藩が同調した盟約で、結果的には武力討伐を目指した薩摩藩と意見が合わず決裂したというものです。この会議の出席者は、土佐藩から後藤象二郎、寺村左膳、真辺栄三郎、福岡孝弟、薩摩藩から小松帯刀、西郷隆盛、大久保利通、陪席いわゆるオブザーバーとして坂本龍馬、中岡慎太郎というものです。薩土の幕末のスター勢ぞろいというおもしろさに加え、大政奉還か武力倒幕かという緊迫した会議という点でも、もっと注目されてよいのではと思います。そして、何より土佐藩が民主主義国家を目指していた証拠が明確に示されているという点で、大いに注目

すべきです。

この盟約は7カ条から成る約定書で、その3番目には「議事院上下に分ち、議事官は上公卿より下陪臣・庶民に至まで正義純粹の者を選挙し、尚且諸侯も自ら其職掌に因て上院の任に充つ」と記されています。現代文に訳すと、上院と下院を分け、議員は公卿から諸侯・陪臣・庶民に至るまで正義の者を選任し、諸侯も職掌によって上院に充てるとなります。庶民に至るまで正義の者を選任しという部分は、土佐の自由民権運動のスタートであると言えます。ちなみにこの文書は、大久保利通自筆の原本が鹿児島県歴史資料センター黎明館に残されています。

この薩土盟約は、先ほど述べたように解消され、土佐単独での大政奉還建白書として最後の将軍徳川慶喜に提出をされます。その中の別紙に建白の具体案が8項目あるのですが、その2番目に「議政所上下を分ち、議事官は上公卿より下陪臣・庶民に至まで正明純良の士を選挙すへし」と、薩土盟約の内容を引き継いだものが示されています。この内容は、高知城歴史博物館で11月27日まで展示されており、議会は上下二院に分け、議員は上は公卿、下は藩士・庶民に至るまで、身分を問わず人格にすぐれた人物を選挙すべきですと、現代文もありました。

ちなみに、選挙という言葉ですが、現代的な意味での選挙については当時は入れ札という言葉が一般的だったということで、本日は選任という意味で解釈しています。一方で、高知城歴史博物館は、原本の選挙をそのまま選挙と訳していますが、アメリカの政治制度を学んだジョン万次郎の影響を受けた土佐の志士が、現代的な選挙を目指していたというのも否定はできないことと思います。

大政奉還建白書は最終的に明治天皇が宣言した五箇条の御誓文につながるのですが、そこでは「広く会議を興し万機公論に決すべし」とい

う文言となって国民に示されます。ちなみに、起草者の一人である土佐の福岡孝弟は「列侯会議を興し万機公論に決すべし」という文言で起草しています。議会を列侯会議と改め、大名や公家が国政について話し合う、幕末の諸侯会議に近い政治体制です。薩土盟約に参加していた福岡孝弟ですので、なぜ庶民についての文言を入れられなかったかと悔やまれます。もし入っていたのなら、明治新政府は現代の政治体制に近い形になっていたはずです。このことこそが、坂本龍馬が生きていれば世の中が変わっていただろうという大きなポイントかもしれません。この「列侯会議を興し」は、木戸孝允によって「広く会議を興し」に修正されます。

最後に、高知県出身の吉田茂総理が、戦後の昭和21年6月25日に衆議院本会議にて五箇条の御誓文について述べておりますので御紹介をいたします。「日本の憲法は御承知のごとく五箇条の御誓文から出発したものといってもよいのでありますが、いわゆる五箇条の御誓文なるものは、日本の歴史、日本の国情をただ文字にあらわしたただけの話でありまして、御誓文の精神、それが日本国の国体であります。日本国そのものであったのであります。この御誓文を見ましても、日本国は民主主義であり、デモクラシーそのものであり、あえて君権政治とか、あるいは圧制政治の国体でなかったことは明瞭であります」。この日本国憲法案の審議で述べられた内容は、吉田茂総理が土佐がリードした民主主義国家の理想を改めて述べられたものであり、土佐人の一人として誇りに思うところです。

長々と話をさせていただきましたが、まず最初に、「志国高知 幕末維新博」を通じて高知県民に、また県外から来られる観光客の皆さんに伝えたいことについて知事にお聞きをいたします。

また、来年度の明治維新150年に向けて、先ほど御説明させていただいた薩土盟約、大政奉還

建白書、五箇条の御誓文、吉田茂総理の日本国憲法案審議は、土佐がリードした日本の民主主義を語る上でおもしろい切り口ではないかと思えます。

そこで、これらの資料を一堂に集めて流れをわかりやすく整理して展示し、明治維新150年の歴史を観光の目玉とする企画展示を計画してはと考えるがどうか、観光振興部長にお聞きをいたします。

次に、民主主義的な国家像と皇室との整合性について、土佐の先人が自由民権運動を通じてどう考えたかを前提に、皇室について考える土壌づくりをしたいという趣旨で質問させていただきます。

私は、尊王攘夷運動について、日本人が日本人の手で日本を守るために江戸幕府とは違った国をつくるべく、皇室の権威を旗印に新しい政治システムを生み出そうとした運動と定義しました。先ほど見た資料のそれぞれに、皇室の権威を旗印にしたことの証明となる文言があります。薩土盟約では、1番目に「天下の大政を議定する全権は朝廷にあり」とあります。大政奉還建白書でも全く同じ文言が使われています。このことから明治維新は、明治天皇を絶対君主にした政治体制を構築しようとするもので、民主主義政治とは最も遠い政治体制だとの反論が出るのではと思います。明治天皇が国の全てのことを決め、また国民に命令をして自分に対する反対は認めないというような体制を目指したのだという反論です。

なるほど、日本を除く諸外国の王政は絶大な政治権力を持ち、巨大な宮殿を建てて人民を支配しました。しかし、私は、中国の皇帝のように絶対的な権力を持つ王として明治天皇を位置づける国づくりを、幕末の日本人が考えていたということについては絶対にあり得ないと考えています。なぜなら、日本人は、絶対王政が政

治腐敗と国内の混乱を生み、やがて国が滅ぶということをよく知っていたからです。その証拠に、江戸時代の寛政期ごろには、安定した皇室を持つ日本を世界に冠たる国として誇る意味で、皇国という言葉が生まれます。ころころと皇帝がかわる中国の政治体制を念頭に置いたものと思います。ちなみに、皇国とは大日本帝国の別名として生まれたのではなく、中国と比べた政治体制という意味であったことをつけ加えておきます。

では、土佐の先人は民主主義国家と皇室の整合性についてどう考えていたのかを見てみます。まず最初に、自由民権運動の板垣退助です。板垣は、明治15年に「自由党の尊王論」という論文を発表しています。薩長藩閥政府は強権政治を行うことで結果的に皇室を危うくしている、明治天皇が五箇条の御誓文で「広く会議を興し万機公論に決すべし」と神に誓う形で示された趣旨に立ち返り、民選国会を開き、自由な議論による政治を目指せと主張します。皇室を守っていくためにも民選国会が必要という主張です。

次に、東洋のルソーと言われた中江兆民を見ます。中江兆民は、絶対君主ルイ16世が処刑されたフランス革命を紹介したことから皇室について否定的であったと思われがちですが、皇室の重要性を積極的に説いた尊王土佐人の一人です。

明治20年に「平民のめさまし」という本を出版しています。明治22年、大日本帝国憲法制定、翌23年、第1回総選挙、第1回帝国議会に先駆けた出版です。第1章国会、第3章上院下院、第6章選挙の方法など、民主主義を国民にわかりやすく伝える内容です。ここで注目すべきは第2章の君主という項目で、民主主義国家における天皇の位置づけについて解説し、内閣が倒れようと国会で激しい論争が起ころうとも、天皇の地位は絶対に揺るがないと国民が安心でき

るように記述をしています。この内容は、高知市民図書館・近森文庫の蔵書が、国文学研究資料館のデジタル版としてインターネットで見られます。

フランスに留学し、革命後のフランス民主主義体制の混乱を知っていた中江兆民は、いつも国民に寄り添おうとする皇室の伝統的な政治姿勢が、国会の激しい論争による国民の分断に対して抑止力となると期待していたのではと感じます。この「平民のめさまし」には、皇室について「御世ごとに聡明仁慈にわたらせ給ひ、民を恵むこと父母のごとし」と書いています。皇室の伝統的な政治姿勢をたたえ、だからこそ日本の民主主義はヨーロッパ諸国に負けないのだという自尊心を表現したのだと思います。

また、板垣退助の、薩長藩閥政府の強権政治が国民の政治不信を生み皇室を危うくするという考え方は、昭和の太平洋戦争開戦という政治の失敗を予言していたようにも思います。帝国議会開設の後、薩長藩閥政治は終わりを告げますが、皇室の権威を盾に議会を超える権力を持つに至った軍部が台頭します。そして、日本は焼け野原になりました。

私は、明治維新150年に当たって、板垣退助の「自由党の尊王論」、中江兆民の「平民のめさまし」の2つについて、まずは高知県内において再評価できないかと考えています。

今月1日の皇室会議により、天皇陛下の御退位が平成31年4月30日、新天皇陛下の御即位が翌5月1日と決まりました。天皇陛下の退位に関する議論は、私はスムーズに進んだと感じておりますが、一方で国民が皇室のあり方、今後の皇位の安定性についてしっかりと議論ができたとは思っていません。その理由として、皇室について語ること、また皇室についての敬愛を言葉にして伝えることについて、タブーと感じている国民が多いからだと感じております。

私は、皇室が今後も続いていくことを願っている一人です。そういう意味では、皇位継承者が減少し、安定した皇位継承に不安のある現状について、尊王思想のルーツを持つ高知県から議論を深めることができないかと考えるところです。明治維新で活躍した志士が尊王の志士である以上、そのことに誇りを持ち、その遺志を受け継いで皇位継承の議論を深めることは責務であるとも思います。

そこで、私は、尊王思想を持っていた板垣退助と中江兆民について、県民にさらに知っていただくための取り組みが必要と考えますが、文化生活スポーツ部長にお聞きをいたします。

先ほど、板垣退助の「自由党の尊王論」の中で、薩長藩閥政府の強権政治が国民の政治不信を生み皇室を危うくするという考え方を御紹介しましたが、逆に考えれば、日本において、成り上がりの権力者は皇室の権威を利用することで国を治めることができるということになります。

明治新政府のメンバーも成り上がりなわけですから、当然に皇室の権威を利用して明治新政府を運営していきます。土佐の志士は、明治新政府が議会による政治を行うことに期待したはずです。実際に明治天皇は、五箇条の御誓文のとおり上下二院制の議会をつくり、直接的な政治は委任するという伝統的な皇室のあり方を望んで政体書を公布し、立法議事機関である議政官を含む七官を設置しています。しかし、明治新政府は、戊辰戦争終結の見通しがつくと議政官は3カ月で廃止、議会開設を先送りして、独裁的な藩閥政治を推し進めることになりました。

この皇室の権威を背景に独断政治を行う勢力に対抗するには、板垣が考えたように民主主義制度しかありません。つまり、選挙によって選ばれた議員が、その選ばれたということを背景にして政治を行うというものです。

この民主主義政治については、土佐藩は、ジョン万次郎を通じてアメリカの政治制度を学び、深く理解していたと考えられます。万次郎のアメリカの知識を記録した河田小龍の「漂異紀畧」に、アメリカ大統領の記述があります。「多くの才能や学識を持った人達を推薦して、大統領を選ぶ。大統領の在職期間は四年を限度としている。しかし、もし徳が高く、政治の力が抜群であれば、なお、職を続けることが出来ることもある。在職中、一日の給料は銀千二百枚である。全国の、才能があるものがこれに選ばれようと、相争ってここに集まる。今の大統領はテーラーと言ひ、その政策は法に則って厳正であるという。このように、政治や法律が行き届いているために、合衆国の政治にこれ以上付け加えることはないということである。」と記述をされています。ちなみに、この訳は、ウェルカムジョン万の会がホームページに載せています。

また、万次郎は、藩校、教授館の教授に登用され、後藤象二郎、岩崎弥太郎などを教えます。この下地があったからこそ、土佐が、民主主義政治を生み出すための自由民権運動発祥の地になったのだと思います。

そして、ついに大日本帝国憲法が自由民権運動の後押しを受け、アジア初の近代憲法として成立します。さかのぼること薩土盟約以来の念願であった、庶民も政治参加できる政治体制です。しかし、民主主義と天皇の位置づけについて完全に消化できず、混乱の種を残したことも指摘しておきます。

日本が政治的に混乱する際には、皇室のためにということを旗印にした勢力が、自分が考える理想的な政治体制を、時の天皇も望んでいるはずだと言って起こします。戦前の民主主義の最後のとりでとして忘れてはいけないのが、土佐の浜口雄幸総理です。ロンドン海軍軍縮条約は統帥権干犯であるとされ、右翼団体の凶弾に

倒れます。この犯人は、浜口は社会を不安におとしめ、陛下の統帥権を侵した、だからやった、何が悪いと供述したといひます。皇室のためにといてテロを起こすことは五・一五事件、二・二六事件と続いていき、軍部の暴走をとめるべき民主主義政府不在のまま、太平洋戦争に突入します。浜口雄幸の受難は、さきの大戦を振り返り、民主主義とは何かを考える際の歴史的な教訓であると思ひます。

現在の民主主義についての学習は、政治的中立が言われ過ぎて、政策についての学習はまれで、選挙違反の事例を教えることが中心の学習内容であるとも聞きます。なぜ民主主義が大切な、なぜ選挙が必要なのか、また政治権力が選挙を通じて選ばれた政治家に付与されるのはなぜかなど、きちんと教えられていないのではと思ひます。

私は、高知県の生徒は、民主主義制度について、郷土史として土佐の先人の活躍を追っていくことで学習できるすばらしい環境にいると思ひます。土佐の自由民権運動、浜口雄幸の受難を土佐の郷土史として位置づけ、将来的には高知県独自の民主主義教育教材の作成をも目指すべきではないかと思うところです。

現在、高知県郷土史副読本が作成中と思ひますが、土佐の民主主義についての先人の活躍をどのように盛り込んでいるのか、教育長にお聞きをいたします。

次に、なぜ土佐の先人が尊王についての自我を持ったかについて考えてみたいと思ひます。私は、土佐南学の谷秦山に源流を見えています。土佐南学は、室町時代末期に儒者南村梅軒が土佐で朱子学を講じたことを始まりとし、谷秦山は中興の祖として元禄年間に活躍をします。その特色は、大義名分という朱子学が重んじる、誰が君主で誰が臣下か、またそれぞれの立場で守るべきことは何かという学問を、神道古典の

研究と土佐の歴史の実証的研究をあわせて、論理的に明らかにしたことです。谷秦山は、皇室と幕府の二重権力の関係について、明確に皇室が君主と示した上で、どうして政権が幕府にあるのか解説します。この学問体系が、土佐の尊王思想の根拠として幕末にまで影響を与えていきます。

谷秦山の著作に「保建大記打聞」というものがあります。江戸時代前期に水戸藩の朱子学者栗山潜鋒が書いた尊王論の書物である「保建大記」について、谷秦山が講義したものを、弟子が講義録としてまとめたものです。この「保建大記打聞」は、吉田松陰が野山獄で読んだと読書記の中に記述があり、遠く山口県まで伝わるなど、谷秦山の影響力の大きさがわかります。ちなみに、この尊王論は、太平洋戦争末期の神がかった尊王論ではなく、むしろ皇室が政権を奪われたのは皇室が道義を失い徳が至らなかったからだとして皇室を批判し、叱咤激励するものであったことをつけ加えておきます。

現在、幕末維新博が高知県全域で開催されていますが、土佐の志士は高知県内のあらゆる土地から出ていることが特色となっております。中岡慎太郎が北川村でどういった教育を受けたのか、津野町で生まれた吉村虎太郎が何に影響を受けて遠く故郷を離れ吉野で命を散らすことになったのか、こういった志士たちの情熱と行動の源は、谷秦山の学問にルーツがあります。

谷秦山の学問は、皇室が、徳川将軍家、土佐山内家にまさる存在ということの大義名分論として明らかにし、また神道古典の研究によって庄屋のアイデンティティーを呼び起こすことで、後の天保庄屋同盟を生んでいきます。天保庄屋同盟とは、簡単に言えば、庄屋という役職のルーツは日本書紀にまでさかのぼることができ、朝廷から土地と人民を預かっている存在である、だから山内家の侍に理不尽なことを言われたら、

協力してその侍と戦い人民を守るという密約です。谷秦山の、皇室こそがあるじという考え方と神道古典の研究成果が、天保庄屋同盟を生んだと言えます。

この学問は、長男垣守、孫真潮と代々受け継がれ、その子孫の谷干城も当然学びます。谷家の家訓として伝えられていたことについて、谷干城が語るところによると「万一、国の大動乱がおこったならば、何をおいても、京都へのぼれ。のぼって天子さまをお守り申しあげよ。もし旅費がない時は、乞食をしてのぼれ。御所をお守り申しあげて、力尽きたらば、御所の塀によりかかって死ぬ。死んでも御所をお守りするのだ」という内容であったそうです。まさに土佐の尊王の志士の行動の原点が見えます。

ちなみに、坂本龍馬の4代前の坂本八郎兵衛が谷秦山に学び、長男垣守と親交があったと言われており、坂本龍馬の尊王のルーツも谷秦山と言えます。

谷秦山は、香美市土佐山田町にお墓があり、学問の神様ということで、県内外から受験シーズンには多くの参拝者が訪れます。このお墓の管理と毎年2月の墓前祭を行っている組織が高知県秦山会です。大正7年に結成されました。戦後、長らく絶えていたのですが、昭和37年に溝淵知事を会長にして再結成されます。

現在の高知県では、谷秦山は余り知られていないのではと思いますが、土佐の幕末維新は谷秦山なくしてはあり得ず、来年の没後300年に合わせて広く県民に知っていただくことができないかと考えるところです。そこで、香美市には、現在幕末維新博に関する地域会場がないのですが、土佐の尊王の源流に触れてもらうべく、来年の明治維新150年のパンフレットなどに紹介していただいたり、香美市観光協会の企画への支援をお願いできればと思います。

谷秦山を広く県民、観光客に伝えることにつ

いてどうか、観光振興部長にお聞きをいたします。

次に、谷秦山を土佐が生んだ科学者と捉えて質問させていただきます。谷秦山の学問の特徴は、実証を大切にし、論理的に真理に迫るという学問体系です。そして、その中で天文暦学に興味を持ち、京都の山崎闇斎に入門した際に、天文暦学の渋川春海にも学びます。谷秦山は、実地観測を重視し、天球儀、地球儀、望遠鏡など天体観測の測定器を使い、元禄7年、1694年に高知城の北緯を33度半と測定しています。32歳のときです。今から320年以上前に正確な天体観測を行っていたことは驚きです。

高知県は、来年高知市との合築図書館オーテピアをオープンさせ、あわせて高知みらい科学館もオープンします。高知みらい科学館では、プラネタリウムの星空や宇宙に関するオリジナルプログラムによって、子供たちにこれまで以上にわかりやすく宇宙について教えられることになると思います。

そこで、高知県で最も早く天体観測を行った谷秦山の業績を紹介し、土佐の先人に学ぶコーナーも設けていると思うが、現状どのような企画を考えているのか、教育長にお聞きをいたします。

私は、皇室について、土佐の先人がそうであったように敬愛の念を抱いていますが、その敬愛の念がどこから来るかといえば、皇室が大切にされる皇室らしさと日本の伝統を守る姿勢を尊敬しているからです。

天皇皇后両陛下が毎年御出席される、三大打幸啓という行事があります。これは全国植樹祭、国民体育大会、全国豊かな海づくり大会の3つですが、農漁村の暮らしを守る皇室の伝統を踏まえたものと言えます。

皇室は日本の農業をとっても大切にされており、宮中行事の中でも新嘗祭は特に重要です。高知



県を含む全国から新嘗祭献穀者が毎年選ばれ、宮中に新米を献上しております。また、先月行われた第20回全国農業担い手サミットinこうちには皇太子同妃両殿下の御臨席を賜り、盛況のうちに開催されました。皇室の農業を守る姿勢は、農業を担う県民にとって励みとなっていると思います。

高知県では、毎年の新嘗祭献穀者についての業務を行っていますが、農業者の誇りであり地域の誇りである事業なので、広く県民に知ってもらう取り組みができないか、農業振興部長にお聞きをいたします。

次に、林業についてです。皇室と林業のかかわりは深く、天武天皇が、畿内の山から木を伐採することを禁止する勅令を天武5年、676年に発令していますが、これは森林伐採禁止令の最古の記録ということで、日本書紀にその記述があります。また、国土を守るための植林も皇室の伝統で、昭和53年5月に「防災もみどりできずくふるさとづくり」をテーマに開催された第29回全国植樹祭のために、昭和天皇が香美市の甫喜ヶ峰森林公園に行幸され、植樹を行っています。

甫喜ヶ峰森林公園は、現在では森林環境学習の拠点として、県内の小中学校、幼稚園、保育園の生徒児童に親しまれています。

高知県は、この甫喜ヶ峰森林公園を通じて子供たちにどういったことを伝えようとしているのか、林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

次に水産業です。来年は、第38回全国豊かな海づくり大会の本県での開催が予定されており、先日開催日が10月28日に決定しました。この大会を契機として、水産業の振興と地域の活性化が期待されます。この全国豊かな海づくり大会の開催によって、高知県水産業に従事する方々が誇りと志を持って高知県水産業を発展させて

いただく契機になるのではと思います。

そこで、今回の全国豊かな海づくり大会を通じてどういった効果が期待できるのか、水産振興部長にお聞きをいたします。

次に、明治天皇、大正天皇と高知県にかかわりのある事柄から質問させていただきます。明治天皇は、明治維新により御自分の意思とは関係なく、満14歳で御即位されます。この若い明治天皇を支えたのは土佐の志士たちで、宮内大臣としては、土方久元、田中光顕、また明治天皇の教育を担当する侍補として佐々木高行がいました。

この明治天皇が崩御された後の大正時代に、明治神宮の造営が始まります。何もない原野に鎮守の森をつくるという大変困難な事業で、当時の林学の最先端の研究を結集して進められました。この事業には、全国からの多額の寄附、そして約10万本、365種にも上る全国からの献木があったそうです。また、一般財団法人日本青年館が発行している、明治神宮と青年団の造営奉仕という本の中で、全国209の青年団による延べ11万人の勤労奉仕が紹介されています。高知県からも600人の参加があり、高知県香美郡青年団60名の集合写真も掲載されています。全国から集まった若者は、造営局が用意したバラック宿舎で10日間の共同生活を送り、夜は講話を聞き、また東京の視察も行ったのだそうです。明治神宮は、若者の自発的な奉仕によってつくられ、その奉仕団とともに学んだ青年たちが故郷に帰り、林業の発展、地域の発展に尽くすという人材育成事業でもあったそうです。

現在、神宮外苑で建築中の新国立競技場は、高知県とゆかりの深い隈研吾さんの設計です。隈さんは、先月新校舎の落成式が行われた香美市の高知県立林業大学の初代校長に御就任されることになっています。明治神宮の造営に参加した若者が故郷に帰って日本の林業を支えた

ように、新たな林業大学校も、日本の林業を牽引する学校になっていただきたいと思います。

そこで、高知県は、新たにスタートを切る林業大学校においてどのような人材を育てていこうとしているのか、林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

最後に、大正天皇です。大正天皇と聞いてまず高知県民が思い出すのが、久礼大正町市場ではないかと思います。大正4年に久礼の大火によって230戸が焼けた際に、大正天皇より当時のお金で350円が復興費として届けられ、感激した町民により大正町市場に改名したということです。

現在の天皇皇后両陛下も、日本のあらゆる災害復旧現場に御訪問になり、被災された方々を励まされております。多くの国民もボランティアとして参加し、また被災された方々の落ちついた振る舞いは世界から称賛されました。この国民性は日本人の美德です。

この美德は海外にも伝わっており、その代表として台湾があります。台湾には、リップンチェンシンという言葉があり、漢字で書くと、日本精神となります。台湾では、あの人はリップンチェンシンだというと、真面目で勤勉で堅物の人を指すのだそうです。なぜこの言葉が生まれたかといえば、日本が台湾を統治していた時代に台湾の方が日本人に対して持ったイメージであり、敬意をもって見習おうとした名残だと思えます。

戦前、戦中の日本の教育は軍国教育という洗脳であったと思われがちですが、台湾の人にとっては全く違うようで、私がお会いした台湾のおじいさんは、小学校のときに習ったという先生を恩師と呼び、本当に立派で優しい先生でしたよと日本語で語ってくれました。また、国交が結ばれ日本に旅行できるようになった際に、先生を訪ねて再会したともおっしゃっておられま

した。

台湾は、東日本大震災のときに、国民向けのチャリティー番組を放送するなどして、多くの台湾の方々がお金を出し合い、最終的に200億円の義援金を送ってくれました。また、台湾の皆さんが日本に旅行するのは、台湾統治時代に教育を受けた世代が、子供や孫の世代にも日本のよい印象を伝えたからだということです。

また、日本の外国に伝わった美德として、移民された方のことにも触れたいと思います。昨年9月に、眞子内親王殿下も御臨席された、パラグアイ日本人移住80周年記念祭典へ出席させていただきました。ブラジル、アルゼンチンも含めた南米3カ国を訪問させていただいたのですが、印象に残ったことは、日本語学校において日本の美德について子供たちにしっかりと教えていること、そして県人会などの日本関係の施設で皇室の家族写真が当たり前飾られていることでした。皇室への敬愛の念をストレートに表現されていることに驚くとともに、皇室や愛国心について語る事がタブー視される日本のほうがおかしいのではと感じたことでした。

私は、来年の明治維新150年を契機に、尊王土佐人としての自信と誇りを呼び覚まし、土佐の志士たちのごとく、自分の地域は自分たちで守るという気概を持って頑張りたいと思います。

長々と話をしてきましたが、土佐人が明治維新で果たした役割を踏まえ、今後の高知県が日本にどのような役割を果たすべきか、知事の御所見をお聞きいたしまして、私の1問目といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 依光議員の御質問にお答えをいたします。

まず、「志国高知 幕末維新博」を通じて県民や県外観光客の皆様に伝えたいことについてお尋ねがございました。

平成29年と平成30年は、日本の転換点となった大政奉還と明治維新から150年に当たり、日本全体として歴史に注目が集まる年でありますとともに、幕末から明治維新にかけて多くの偉人を輩出し当時の日本をリードしてきた本県にとりまして、特にかかわりの深い節目の年であります。

「志国高知 幕末維新博」は、こうした節目の年に、高い志を持った多くの若者が生まれた風土や、彼らを育んだ時代につながる食や自然、文化を知っていただくとともに、当時地方にありながらも志を抱き世界を視野に行動した人々に思いをはせ、未来を切り開いていこうとする心を育むきっかけにさせていただくことも目的として開催をしており、観光振興だけでなく、特に若い人たちに土佐の歴史や先人の業績を学んでいただきたいという目的もございます。

幕末期、土佐には、土佐勤王党の結成や命がけの脱藩など、個人的な利害損得を打ち捨てて日本の国難を我がこととし、日本を何とかしようとしたたくさんの人々があらわれました。私は、このような土佐の先人たちに大変誇りを感じています。脱藩したのは坂本龍馬先生だけではありません。幕府に対して戦いを挑んだ吉村虎太郎先生、那須信吾先生など、志を立て行動を起こした人々の足跡がたくさん残っています。

幕末維新博では、このような志士ゆかりの地を中心に、史跡や本物の資料を通じて、その功績はもとより幕末・明治維新期のリアル感が伝えられるように、しっかりと磨き上げを進めてきているところであります。

また、第2幕では、坂本龍馬先生の志を継いだ2つの系譜にもスポットを当てていきたいと考えております。1つは、岩崎弥太郎先生に代表される日本の産業革命を起こしていく多くの経済人たちの系譜、もう一つは、板垣退助先生を代表とする自由民権運動を起こしていった人

物たちの系譜でございます。

私は、この「志国高知 幕末維新博」を通じて、土佐の幕末維新期の人とその志を見ていただきたいと思います。そして、その志を継いだ現代の高知の人を見ていただきたいと思っております。引き続き、第2幕の開幕に向けてもしっかりと準備を進めてまいります。

次に、土佐人が明治維新で果たした役割を踏まえ、今後の高知県が日本にどのような役割を果たすべきか、お尋ねがございました。

幕末維新期においては、日本国内では市場経済領域などの拡大、世界では産業革命などの進展という大きな時代の変化がゆっくりと進んでいく中、黒船来航などを契機として一挙に動乱期に突入し、近世から近代へと歴史は大きく動いていきました。この中で当時の土佐人は、自由民主主義、貿易立国の推進といった時代の大きな流れを指し示す、そうした役割をも果たしたものと考えます。

現代の日本においても、世界的にはグローバル化の進展など、国内的には人口減少の進展などといった大きな変化が緩やかに進んでおります。何かをきっかけにハレーションを引き起こす前に、これらの大きな変化にあらかじめ対処していくことが求められます。現代の高知も、こうした時代の大きな流れの中において、時代の方向感にかかわる重要な役割を果たせるものと思います。私としては、人口減少問題、そして関連する問題としての中山間対策、さらには南海トラフ地震対策という少なくとも3つの課題については、その一つの処方箋を示す、そうした役割を高知は果たしていけるのではないかと考えています。

第1の人口減少問題については、本県は、全国に先駆けて平成2年より本格的な人口減社会に突入し、それに伴う経済の縮み、地域の福祉の崩壊という厳しい状況を経験してまいりまし

た。これに対して、地産外商の取り組みや高知型福祉という意図的な福祉ネットワーク構築の取り組みなどを経て培ってきたノウハウは、今後本格的に人口減社会に突入する日本全体にとっても有益なものとなり得ると考えております。幕末・明治期の日本も、国を開くことを通じて国の発展を図りました。人口減少打開の鍵は、日本各地における地産外商と福祉ネットワークの構築にあると思っております。

第2に、中山間問題については、中山間は決して一方的に支えられる存在などではなく、むしろ強みであるとの考え方にに基づき、それを生かすべく全力を挙げてまいりました。日本の自然豊かな田舎を強くすることは、東京など世界に冠たる日本の大都市の強みを生かすことと並んで、日本の潜在力を生かし切ることにつながる極めて重要なアジェンダだと考えます。幕末期の日本も、薩長土肥という強い地方が日本を救いました。強い地方は、今後の日本においても必要な存在であります。

第3に、南海トラフ地震対策を初めとする災害対策について、この分野が本県のノウハウを生かすべき分野であることは言うまでもありません。

いずれも、我が国の中長期的な発展を確保するために、国民の一人一人の幸せを保ち伸ばすために必要な課題であります。本県の経験を生かして、これらについて一つの処方箋を示すべく、機を捉え、発信、貢献してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(観光振興部長伊藤博明君登壇)

○観光振興部長(伊藤博明君) まず、明治維新150年に向けて、薩土盟約や大政奉還建白書など、土佐がリードしてきた日本の民主主義に関係する資料を一堂に集め、わかりやすく展示し、観光の目玉とする企画展示を計画してはどうか

とのお尋ねがありました。

お話のあった、これらの資料を一堂に集めてストーリー立てて展示することは、幕末・明治維新时期に果たした土佐人の功績、役割を語る上で大変魅力的な展示になるものと思います。

幕末維新博では、お話のあった資料に関連するものとして、本年9月から11月までの間、メイン会場である高知城歴史博物館の特別企画展、大政奉還と土佐藩の中で、大政奉還建白書の写しや坂本龍馬記念館所蔵の由利公正が後年になって書いた五箇条の御誓文など、県内で有する資料について展示をしまいいりましたし、幕末維新博で展示をさせていただきたい貴重な資料については、議員からお話のあった資料を含めまして、博覧会開催が決まって以降、所有・保管元の施設などに貸し出しの要請や調整を続けてきたところです。

しかしながら、大政奉還から150年、明治維新から150年という全国的に節目の年ということもあり、全国各地から展示要請が寄せられていることに加えて、1年間に展示できる日数が制限される資料もあり、こちらの希望の日時に合わせてお借りすることが大変難しい状況となっております。

お話のあった資料も既に来年の年間展示計画が決まっておりますので、これらを本県に一堂に集めて展示することはかないませんが、土佐がリードした歴史のストーリー立てにつきましては、専門家に相談して取り組みたいと考えておりますし、幕末維新博では、来年においても貴重で魅力ある資料の展示に向けた取り組みを続けていきたいと考えております。

次に、谷秦山先生を広く県民や観光客に伝えることについてお尋ねがありました。

谷秦山先生は、土佐藩における著名な儒学者であり、土佐から多くの志士たちを生み出す原動力となったと言われている土佐南学の継承、

発展に大きな役割を果たされました。

「志国高知 幕末維新博」は、志を持った多くの若者が生まれた土佐の風土や、彼らを育んだ時代につながる食や自然、文化について、国内外の観光客の方々に知っていただくことを目的に開催しておりますので、谷秦山先生の功績をお伝えすることはこの博覧会の目的にも沿うものであると考えております。

谷秦山先生に関しましては、現在、高知県立文学館での幕末維新博関連展示においてその功績を御紹介しているほか、こうち旅広場の地域情報コーナーでは、学業成就にちなんだ香美市のスポットとして谷秦山墓所を御案内しているところです。

県としましては、これらに加えて、幕末維新博のホームページへの掲載などの情報発信や、谷秦山先生没後300年に合わせて香美市や地元団体が観光資源として磨き上げを実施する際の支援についても検討してまいりたいと考えております。

(文化生活スポーツ部長門田登志和君登壇)

**○文化生活スポーツ部長（門田登志和君）** 板垣退助先生と中江兆民先生を県民にさらに知っていただくための取り組みについてお尋ねがございました。

板垣退助先生と中江兆民先生は、ともに自由民権運動に大きな役割を果たした郷土の偉人であり、これまでも、「志国高知 幕末維新博」を契機に作成しました冊子、幕末維新の土佐人物紹介でその人物像を紹介しておりますほか、高知城歴史博物館や文学館において、板垣退助先生の系図や中江兆民先生の全集などを展示公開してまいりました。

来年は、明治維新から150年に当たる節目の年です。4月にグランドオープンする坂本龍馬記念館も含め、県立文化施設におきまして明治維新に関連するさまざまな企画展

を開催する中で、多くの県民の皆様、板垣退助先生や中江兆民先生など、郷土の偉人の功績や志に触れる機会を創出していきたくと考えております。

(教育長田村壮児君登壇)

**○教育長（田村壮児君）** まず、土佐の民主主義における先人の活躍について、作成中の高知県郷土史副読本にどのように盛り込んでいるのかとのお尋ねがございました。

御質問のありました高知県郷土史副読本は、旧石器時代から現代までの高知県の偉人や出来事を時代順に叙述する形式であり、授業などでの活用を通して、子供たちの郷土に対する誇りや愛情を育むために作成しているものでございます。全体的には歴史の流れを重視して編集しておりますが、幕末以降は、坂本龍馬先生やジョン万次郎先生などの特に重要な偉人をトピックスとして取り扱うことで、高知の先人たちがどのような思想・信条を持ち、どのような業績を上げ、日本の発展にどのような影響を与えたのかについて、生徒たちが興味を持ちながら理解できるよう工夫をしております。

お話のありました、日本の民主主義の充実・発展に貢献した浜口雄幸先生などの高知の偉人につきましては、当時の日本や高知の政治、社会のさまざまな課題に信念を持って立ち向かったことを、副読本の中で取り上げております。

現在作成中の副読本は、来年4月に県内の中高生に配付し、社会科、地理歴史科、総合的な学習の時間などで積極的な活用を図ってまいります。そして、郷土を知り、郷土の歴史に関心を抱いた子供たちに、高知城歴史博物館を初めとする県内の諸施設を利用しながら、主体的に土佐の民主主義について学んでもらいたいと考えております。

次に、高知みらい科学館において、谷秦山の業績を紹介し、土佐の先人に学ぶコーナーも設

けていると思うが、どのような企画を考えているのかとのお尋ねがございました。

議員より御紹介のありましたように、谷秦山先生は、土佐南学の高名な学者であると同時に、日本人による最初の暦を作成した渋川春海を師として、天文暦学を研究した土佐の天文学の先駆者でもあり、細川半蔵や川谷蘆山などによるその後の本県の天文研究にも影響を及ぼしております。こうした本県の科学の先人を知り、その業績を学ぶことは、同じ郷土で育つ子供たちの自尊心を育むとともに、科学への関心を持つきっかけにもなると考えております。

高知みらい科学館は、高知市の施設ではありますが、その運営には県も積極的に参画し、来館者を深遠な科学の世界にいざなう科学館となるよう、現在開館に向けた準備を進めているところでございます。

常設展示では、「見て、触れて、感じて、作って、学び遊ぶ」体験型展示をコンセプトに、子供だけでなく大人の知的好奇心を満たすアイテムのほか、高知の科学・ものづくりゾーンでは、科学の先人を紹介するコーナーを設け、細川半蔵が設計したからくり人形の技術や谷秦山先生などの業績を紹介する予定です。

コーナーでの企画は現在もその詳細を検討中ですが、青少年の理科・科学離れが起きていると言われる中、科学館が、子供たちに科学の世界に目を開かせ、宇宙、天文への興味、関心を高める入り口となるよう、高知市とも協議を行ってまいります。

(農業振興部長笹岡貴文君登壇)

○**農業振興部長(笹岡貴文君)** 新嘗祭献穀者を広く県民に知ってもらい取り組みについてお尋ねがございました。

新嘗祭は、天皇陛下が、その年に収穫された米やアワなどを天地の神にお供えし、農作物の恵みに感謝するとともに、みずからも食される

祭儀であり、議員のお話にもありましたように、日本の伝統を守り農業をととても大切にしておられる皇室にとりまして、宮中行事の中でも特に重要なものと承知しております。

本年10月に皇居でとり行われました新嘗祭には、知事みずから各都道府県の献穀者とともに出席し、四国ブロック代表として、米の作柄などにつきまして天皇陛下に奏上いたしました。今後におきましても、新嘗祭には、でき得る限り知事みずから本県を代表して献穀者とともに出席する予定です。

この新嘗祭に関する広報につきましては、市町村やJAで組織する実行委員会が実施します、お田植え式や抜穂式といった節目となる行事の開催に合わせて、県ホームページへ行事概要を掲載するほか、県政記者室を通じて県内マスコミに情報提供しており、毎年新聞やテレビに大きく取り上げていただいております。

今後におきましても、献穀は生産者御本人や地域にとって大変名誉なことでありますので、他県の状況も参考にしながら広報に努めてまいります。

(林業振興・環境部長田所実君登壇)

○**林業振興・環境部長(田所実君)** まず、甫喜ヶ峰森林公園を通じて子供たちにどういったことを伝えようとしているのかとのお尋ねがありました。

甫喜ヶ峰森林公園は、議員のお話にもありましたように、昭和53年に開催されました第29回全国植樹祭の会場として整備された後、県民の憩いの場、児童生徒の学習の場として多くの県民の皆様にご利用いただいております。

この公園では、102ヘクタールの広大で多様な森のフィールドを活用して、子供たちに、豊かな森に感謝し森林や山を守ることの重要性を伝え、理解と関心を深めてもらえるよう、木を育てる、木に親しむ、木を生かすの3つをテーマ

として、さまざまな森林環境学習の支援を行っています。例えば、春と秋の山野草の観察、間伐体験やキャンプ、ネイチャーゲームなど、甫喜ヶ峰森林公園ならではの自然を生かした約180種類の多様なプログラムを提供しており、季節ごと、また年齢層に応じて、身近な自然を楽しみながら学習できるよう工夫しております。

今後とも、この公園の特色である豊かな自然とこれまで培ってきた森林環境学習のノウハウを生かして、子供たちが、森の恵みのありがたさや森林とともに生きることの大切さなどについて、四季折々の自然の中で五感を通して学び、日本一の森林県である高知県に生まれ育ったことを誇りに思えるよう取り組んでまいります。

次に、林業大学校における人材育成についてお尋ねがありました。

県では、森林率全国1位の豊富な森林資源をダイナミックに活用することにより、林業の振興や中山間地域の活性化を進めています。

そのかなめとなる林業の担い手の育成・確保を目的に、平成27年4月に林業学校を創設し、短期課程と基礎課程を先行して開講しました。

基礎課程は、林業の現場で即戦力となる人材を育成するため、1年間で林業に関する知識や技術を基礎からしっかりと学び、林業分野に就業する上で必要な12の資格も取得できるなど、実践型のカリキュラムとなっています。この2年間で33名が卒業し、全員が県内の林業関係の仕事についています。

来年4月からは、新たに専攻課程を開設し、世界的な建築家である隈研吾先生を初代校長にお迎えして、林業大学校として本格開校することとしています。

この専攻課程では、森林管理、林業技術、木造設計の3つのコースにおいて、林業のエキスパートから木造建築を提案できる建築士まで、幅広い担い手を1年間で育成することとしてい

ます。そのカリキュラムは、森林の機能や林業経営など幅広い知識を習得できる共通科目とそれぞれの分野についての専門科目で構成されており、各分野の第一線で活躍されている一流の講師陣による充実した授業やフィールドワークにより、実践力と応用力が身につく内容となっています。

林業大学校では、隈校長のもと人材育成の拠点として、全国から志を持った人材が集まり、新しい森や木の文化と技術を世界に発信できる若者たちのプラットフォームとなることを目指してまいりますとともに、知識や技術の向上のみならず、森林や木に対する理解を深め、木を愛する情熱を持って林業や木材産業の再生に取り組み、本県のみならず将来の日本をリードするすぐれた人材を育成していきたいと考えています。

(水産振興部長谷脇明君登壇)

○水産振興部長(谷脇明君) 来年本県で開催される全国豊かな海づくり大会を通じて、どういった効果が期待できるのかのお尋ねがございました。

全国豊かな海づくり大会は、水産資源の保護、管理と海や河川などの環境保全の大切さを広く発信するとともに、漁業の振興と発展を図ることを目的として、昭和56年の第1回大会が大分県で開催されて以来、毎年各地で開催されている大会です。

本県で全国豊かな海づくり大会を開催できますことは、県民一人一人が、森と川からつながる豊かな海を守り育むことの大切さを改めて理解していただける機会となるとともに、カツオの一本釣りなど長年培われてきた本県の伝統ある漁法や、クロマグロの人工種苗生産の取り組みなどの新たな挑戦について、全国に向けて発信することができる絶好の機会になるものと考えております。

また、県外から多くの方々を御招待し、本県へお越しいただくこととなります。「志国高知 幕末維新博」の第2幕が開催されている時期でもあり、観光部門とも連携して、本県の魅力である豊かな自然や食、歴史、文化などにつきましても相乗効果のあるPRに努めていきたいと考えております。

先日、大会の開催日も正式に決定し、大会開催に向けた準備も本格化してまいります。この大会が、参加される方々や県民の皆様にとって意義深く記憶に残るものとなりますよう、水産団体を初め多くの関係者の皆様の御理解と御協力をいただきながら、万全の準備を進めてまいります。

○15番（依光晃一郎君） ありがとうございます。

知事から、力強い日本における高知県の役割について、強い地方、強い高知県をつくるというお話がありまして、自分も本当にそのとおりでと思います。明治維新から何を学ぶべきかといったときに、私自身が思うのは、自分の地域を自分で守る、自分たちの国は自分たちで守る、その意識ではないかと思えます。

来年に向けしっかりと勉強して、来年も皆様方とともに強い地方、強い高知県をつくりたいと思います。皆様よろしくお願ひします。

一切の質問といたします。ありがとうございます。（拍手）

○議長（浜田英宏君） 暫時休憩いたします。

午前11時6分休憩



午後1時再開

○議長（浜田英宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いた

します。

21番土森正典君。

（21番土森正典君登壇）

○21番（土森正典君） 平成29年12月定例会、昨年に引き続きまして、最後の質問者になりました。今までの質問と重複する点がありましたら、お許しをいただきたいと思ひます。

私は、昭和51年、旧中村市の市議会議員に31歳で当選をさせていただきました。58年には県議会に上げていただき、その間ずっと考え続けてきましたことが人口問題であります。当時から、大都市に人、物、金が全て集中をする、一方で地方は人口減少、全てのものが疲弊する。これで一体いいのだろうか、そういう疑念を持ち続けてまいりました。

そこで、私は25年前に、都市の人口を地方に移動さすべく、日本列島人口構造改革なるものを国に提案したことがありました。しかし、一切取り上げてくれることはありませんでした。また、この本会議場でも当時人口問題、移住政策について政策提案をさせていただきましたが、当時の幹部は政策として取り上げてくれることはありませんでした。非常に残念に思っております。

私は、平成9年、高知県議会議長として就任をさせていただきました。そのときに、時事通信社の地方行政の道標のページに、高知県議会議長としての提言を、次のような思いで述べさせていただきました。

議長に就任し上京の機会がふえたが、東京は日々変容している。多くの高層ビルがあり、しかもふえているのが印象的だ。その最上階からは遠く北関東までもかすんで広がっているが、この中に4,000万人の人が住み活動していることを考えると、むしろ狭さを感じ、さまざまなものがこれだけ集中していいのかと思う。自然に囲まれて、自然に調和し暮らしたいという人々



のひそやかな欲望の中で、人間が本来住むべきところは豊かな自然環境に恵まれた田舎であろうと思うが、戦後、人口の大都市への集中は著しい。一方で著しい情報化の進展により、テレワークを使って地方においても、全国、世界を相手にした仕事が可能となってきた。需要喚起、投資効果の観点からも、今こそ地方への投資が有効であり、投資すべきであるという、一極集中を憂いまして私の思いをつづったものでありました。

少子高齢化が他県に先行する高知県であるがゆえに、20年以上前から危機感を持ち、これまで人口問題に関連した多くの質問をさせていただいてきたところであります。

東京圏への一極集中が加速化する中で、地方経済と大都市経済の大きな格差を是正すべく、地方に仕事をつくり新しい人の流れをつくるための、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づくさまざまな取り組みが進められていますが、もう少し早い段階から、地方の厳しい現状認識を国とも共有できていたらと感じるところであります。このような思いを込めまして質問をさせていただきます。

まず初めに、平成28年度高知県集落調査の結果の受けとめなどについて知事にお聞きをいたします。

今回の集落調査の結果によりますと、県内270の集落において人口増となる一方で、集落全体の約9割に当たる1,976の集落で人口の減少が、また1,442の集落で世帯数の減少が進み、過疎地域を含む中山間地域における厳しい現状が明らかになりました。これらの地域の活力の低下、存続までもが一層憂慮される状況となっております。

かつて昭和30年から昭和48年まで、日本の実質経済成長率は年平均10%を超え、世界に例を見ない高度経済成長期を迎えました。昭和43年

には、世界第2位の経済大国にまで上り詰めました。この発展の原動力となりましたのは、集団就職と言われる社会現象のもとで、貴重な労働力として農村から都市へ出ていった多くの若者たちでしたが、このことが今日の農村社会における過疎化、高齢化を招く大きな要因ともなりました。

国勢調査によりますと、昭和35年から昭和45年の間、高知県の人口は85万4,595人から78万6,882人と6万7,713人減少していますが、人口の自然動態はプラスで推移をしております。昭和45年以降昭和60年までは人口増に転じています。一方、平成2年から自然動態はマイナスとなり、再び人口は減少の途をたどりました。平成17年から平成27年の10年間には6万8,016人の減となっています。単純な比較は適当ではないかもしれませんが、この10年は高度経済成長期とほぼ同程度の人口減少を示しております。過疎地域や中山間地域の人口は、昭和35年から平成27年までの55年間でほぼ半減をし、現在の推計人口は71万人台となっています。

このような中で、中山間地域における地域住民の方々の活動拠点とすべく、平成31年度末までに80カ所の集落活動センターの開設を目標に取り組みが進められております。

集落の維持・存続を図る上で待ったなしの取り組みであります。この平成28年度高知県集落調査の結果をどのように受けとめ、集落活動センターの開設も含め、中山間地域における今後の施策にどのように生かしていかれるのか、御所見をお聞きいたします。

私は、昭和、平成の激動の時代の変遷の中に身を置いてきた者といたしまして、今改めて、敗戦による荒廃からの復興と著しい経済成長を遂げ、今日の豊かで平和な世を築いた、地方から都会に出ていった方々の並々ならぬ苦労、努力に敬意を表するとともに、脈々と続く伝統文

化、風習を代々受け継ぎ、集落、ふるさとを守り抜いてきた地域の人々への感謝の心を決して忘れてはならないと思っています。過疎地域・中山間地域対策の推進に当たっては、日本の発展に貢献してきた方々の暮らしに思いをいたし、取り組まなければならないと感じています。

知事は、対話と実行の県政を進めるため積極的に県内各地を訪問され、地域の方々の声をつぶさにお聞きしておられますが、中山間地域などの人々の暮らしを支える対策の推進に当たり、その声をどのように受けとめ、どのような思いを持って取り組まれるのか、改めまして御所見をお聞きいたします。

次に、中央省庁のサテライトオフィスの地方設置、企業の地方移転、企業誘致についてであります。

東京一極集中傾向が続く中で、中央省庁の地方移転は、地方創生の看板政策として大いに期待をされましたが、現在のところ文化庁の京都移転以外への広がりは見通せない状況のようであります。

このような中、6月に閣議決定されました、まち・ひと・しごと創生基本方針2017では、地方創生の新展開として、中央省庁のサテライトオフィスの地方への設置拡大を進める方針が示されました。内閣府は、小規模なサテライトオフィスの地方設置に向け、地方創生や働き方改革の観点から東京以外で働く国家公務員をふやせないのか、その可能性を探るため、職員を地方に派遣しています。

この6月には安田町で、事業の立案など地域活性化の取り組みへの支援を通じ、出先拠点にふさわしい業務や体制を検証するための実証実験が行われています。旧保育所に事務所を開設し、高知県東部を中心に職員が役場を訪問し、地方創生施策、地方分権改革、子育て支援など内閣府の所管事項に関する相談業務を通じて、

ウェブ会議システムでの東京との連絡や意思疎通について、支障がないか確認をしたとのことであります。

出先拠点が公務員の働き方改革や業務の効率化につながるかどうかを検証し、今後の展開を考えていくとのことですが、安田町で実証実験が行われることとなった経緯と実証実験についてどのような評価、分析がなされたのか、産業振興推進部長にお聞きをいたします。

国におきましては、サテライトオフィスの地方設置について、今後具体的な検討が進められるとのことですが、政府関係機関の地方移転について、サテライトオフィスの地方設置を含めて、高知県はどのように対応していかれるのか、これは知事にお聞きをいたします。

またあわせまして、東京23区からの企業の地方移転や地方拠点の強化を促進するための税制措置が拡充をされております。地方の若い世代が安心して働くことのできる雇用の場が確保されることには、大いに期待を寄せますが、地方の人口減少とマーケットの収縮を背景に、狙いとは逆に巨大市場となる首都圏に向かう企業の動きに拍車がかかっているのが現状であります。国が率先して、中央省庁の地方移転、許認可権限の地方出先機関への移譲を進めなければ、人、企業の新しい流れは到底見込めないのであります。

経済界からは、こうした優遇策だけでは呼び水とはならないとの見方もありまして、地方移転の促進には、10年から20年間にわたる法人税の全額免除や霞が関の許認可権限の地方出先機関への移譲など、さらに大胆な対策の検討が必要との見解が示されました。

国は、地方への企業の本社機能移転などを加速化するための具体策について、年内に成案を得るとしてはありますが、検討状況について情報は得られているのか、また高知県として地方への

企業の本社移転にはどのようなスタンスをとっていくのか、商工労働部長にお聞きをいたします。

この項の最後になりますが、企業誘致についてお聞きをしておきます。企業誘致は制度面の充実とあわせて、企業が魅力を感じる資源や独自性の積極的なアピールとともに、地場産業と連携できる分野をターゲットにした誘致活動も必要と考えますが、今後の企業誘致についてのその戦略と展望を商工労働部長にお聞きをいたします。

次に、移住対策についてであります。

平成15年、私は、アメリカ・アリゾナ州の有名なリタイアメントタウン、サンシティーを同僚6人の議員とともに訪問し、将来の高齢化社会を考える上で大きな刺激を受けて帰りました。議場では武石議員がおられますが、一緒に行きました。

当時から高知県は、高齢化が他県に10年先行していると言われていた中で、自然、食、温暖な気候など、全国に誇れる豊かな資源を生かし、他県の高齢者を中心に、高知県に引き寄せるまちづくりに大きな期待を込めまして、市町村をも巻き込んだ高知県版のリタイアメントタウン、リタイアメント地域、今で言うCCRCの推進について、平成16年7月定例会で質問をさせていただきました。

そのときの執行部の答弁は次のようなものでありました。お年寄りの増加を考えると、これからの地域づくりには有力な手法としつつも、その構想の実現には資金とノウハウを持つ民間の協力が欠かせず、具体的なケースに応じて、県として役割を果たしていきたいとのことでありました。基本的に民間主導で進めるべきものとの見解で、私から言わせると、腰が引けた答弁でありました。

今はどうでしょう、日本版のCCRC構想が

打ち出され、中高年齢者が希望に応じて地方や町なかに移り住み、地域の住民と交流し、健康でアクティブな生活を送りながら、必要に応じて医療・介護を受けることのできる地域づくりを目指すこととし、行政も積極的にかかわることになりました。また、全国の自治体でも、それぞれの地域の特色を打ち出し、年齢層を問わず移住者、産業の担い手の獲得に向け、移住対策が活発に展開をされております。

私は、生産年齢人口の減少による活力の低下、県経済の衰退に危機感を強くいたしておりまして、人口問題、移住対策を議員活動の大きなテーマと位置づけ、一貫して移住対策について質問を行ってきたところであります。

尾崎知事は就任以来、産業、経済の発展にとって、何より担い手の確保が重要であることを認識されまして、移住対策にも積極的に取り組んでこられております。この結果、平成28年度の高知県の移住相談件数は全国第8位の7,518件となり、同年度に県や市町村の相談窓口を経て高知県に移住してきた人は683組、1,037人と1,000人を突破しています。平成29年度には800組、平成31年度には移住者数、年間1,000組の達成と定常化を目指しておりますが、その実現も視野に入るまでになってきております。

こうした中、知事説明にもありましたように、さらなるスムーズな移住に向けて、移住に関するさまざまな情報提供や相談についてワンストップでの対応が可能となる、官民連携による一般社団法人高知県移住促進・人材確保センターが設立をされました。運営には、34市町村のほか、1次産業、商工、福祉などの関係機関とともに移住促進団体が参画をし、企業求人を含め、農業や福祉など各産業分野の人材ニーズに関する情報を一元的に集約したデータベースを活用し、移住相談者とのマッチングを行っていくとのことでもあります。また、市町村の移住相談員の育

成も行っていくなど、官民挙げて総合的に移住対策に取り組む体制が整えられました。

私が移住対策の重要性を訴え始めたころと比較をいたしますと、本当に飛躍的な進展であります。当該センターへの期待は膨らみますが、その機能を十分に発揮させるために、何といたしましても関係機関、スタッフの有機的な連携が図られるかどうかを鍵になると思います。

各産業分野の求める人材ニーズや空き家・住宅情報などデータの集約の状況はどうか、また対外的な情報発信がどのように行われているのか、現在の取り組み状況について産業振興推進部長にお聞きをいたします。

高知市を中心に県内市町村が一体となり、人口減少、少子高齢化などの課題解決に向け取り組む、れんけいこうち広域都市圏が形成されることになりました。平成30年3月の予定で、高知市と各市町村との連携協約の締結、ビジョンの策定を目指し、作業が進められているとのことです。

この広域都市圏の取り組みには、田舎暮らしに興味を持つ移住希望者に、一旦高知市などに居住していただいた後、他の市町村のPRを行いながら周辺市町村への再移住を促す、いわゆる2段階移住も掲げられています。まさにオール高知家の移住対策が進められることとなります。

移住者1,000組の達成はもちろんのこと、日本一の移住者の受け入れ県を目指して頑張っていたきたいと思っておりますが、さらなる移住促進にける知事の決意をお聞きいたします。

次に、酒米の生産振興と土佐酒の輸出拡大についてであります。これは土居議員が専門であります。私のほうからも質問させていただきたいと思っております。

近年、日本酒全体の国内出荷量が減少傾向にあります。その中でも消費者の志向は量から

質へと変化をしております。吟醸酒、純米酒の出荷量が堅調に推移をしているとのことであり。また、海外における日本食ブームを背景に、平成28年の我が国の酒類の輸出は430億円となり、5年連続で過去最高を記録いたしました。そのうち清酒につきましては156億円と、こちらも7年連続で記録を更新しています。清酒の主な輸出先は、アメリカ、香港、韓国となっております。

第3期産業振興計画では、海外輸出の拡大、強化が掲げられ、輸出品目として、ユズ、木材、防災関連製品などとともに土佐酒も入っております。その土佐酒の振興につきましては、ブランド化に向け、原料となる酒造好適米の生産拡大を図るため、産学官の連携による土佐酒振興プラットフォームが昨年5月に設置をされ、取り組みが進められております。

8月にハワイで行われました、米国の第17回全米日本酒飲評会において、本県の酒が吟醸部門でグランプリを受賞いたしました。このことによりまして、土佐酒の認知度の広がりへの期待は高まりますが、現在の土佐酒の海外への輸出に向けた取り組み状況と輸出額・量について産業振興推進部長にお聞きをいたします。

国では、高級清酒の輸出が伸びる中で、酒米の需要をめぐる環境の変化に合わせて、酒の増産に応じた酒米の増産分について生産数量目標の枠外といたしまして、需要増に応じた酒米の生産拡大が円滑に行えるよう、制度の見直しを行っています。

こうした状況の中で、地元産米にこだわった酒づくりを実現するため、大吟醸酒に適した高度精米が可能なオリジナル品種の育成に取り組む自治体もふえてきているとのことであり。酒米の流通は、酒造業者と生産者との間で契約栽培方式の形態を基本とし、安定的な生産と供給が不可欠となりますが、生産拡大には丁寧な

栽培管理が求められ、主食用米と比較をして栽培技術の確立に課題があるとのことであります。

平成27年9月定例会で、我が自由民主党の土居議員から、高知県の酒造好適米の品質向上とオリジナルな酒造好適米の開発促進について質問がありました。執行部からは、農業技術センターにおいて、栽培しやすく品質、酒造好適性がすぐれた新たな品種の育成とともに、こうした酒米を使用した土佐酒のブランド化による、輸出拡大に向けて取り組むことが示されました。

現在、酒造好適米の栽培に向け、土佐市の農家グループが試行錯誤されているとのことでありますが、酒造好適米の栽培技術の確立、品質の向上、新たな品種の育成に向け、当該農家グループとのかかわりも含め、県としてどのように取り組みを進めているのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

また、酒米を中山間地域における有望品目として、集落営農組織や集落活動センターを中心とする産地化を進め、安定的な供給体制の構築に取り組んではどうかと考えますが、その可能性について農業振興部長にお聞きをいたします。

清酒の輸出は伸びていますが、フランスのワイン輸出額が何と年間1兆円に迫る規模であることを踏まえれば、今後海外市場における日本酒の消費はさらに拡大する可能性を秘めており、オリジナルな酒米づくり、清酒のブランド化は将来性のある取り組みであると考えます。

土佐のおきゃくは酒と食に浸る高知県の一大イベントとして定着をしてきましたが、酒の聖地宣言とあわせて、高知の酒文化と高知ブランドのお酒を広く情報発信し、土佐酒の輸出拡大とあわせて、さらなる国際観光の推進を目指してはどうかと考えますが、これは産業振興推進部長と観光振興部長に御所見をお聞きいたします。

次に、農業振興と新規就農者の受け皿づくり

についてであります。

県勢の浮揚に向けまして、基幹産業となる農業分野において、地域で暮らし稼げる農業を目指し、生産力の向上と高付加価値化、中山間地域の農業を支える仕組みづくり、担い手の確保・育成、農業クラスターの形成を主な戦略に掲げ、取り組みが進められております。

高知県の農業産出額は、昭和60年に約1,417億円となっており、それ以降、長期にわたりまして1,000億円を割り込みましたが、計画的な農業振興策の推進によりまして、平成27年には1,018億円となり、回復の兆しが見えてきております。

農業従事者の高齢化が著しい中で、この流れをより力強いものとするためには、若い世代を中心とする新規就農者、担い手の確保が絶対条件となります。本県では、各産地が具体的な就農条件を示してアプローチをする産地提案型の担い手確保対策が成果を上げておりまして、平成28年度の新規就農者は過去最多の276人となっております。提案書によって就農希望者が具体的に農業をイメージしやすいことが、この大きな要因になっているとのことであります。新規就農者の確保には、こうしたことに加えまして、新規就農者が単独で農業を始めるのは難しいことから、正社員として通年雇用される形態の拡充が重要であると考えます。

農業生産法人や農業分野に進出する企業がその受け皿の役割を果たすものと考えますが、本県における新規就農者の雇用の形態、新たな農業生産法人の設立、企業の農業分野への参入の状況はそれぞれどのようになっているのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

兵庫県養父市では、中山間農業改革特区の指定を受けまして、耕作放棄地等の生産農地への再生、6次産業化による付加価値の高い新たな農産物・食品の開発、農業と観光、歴史文化の一体的な展開による地域振興を目標に、民間業

者との連携のもと農業モデル地域として取り組みが進められています。この国家戦略特区における規制改革には、農地法の特例として、農業生産法人の設立に関して、従来の役員の農作業要件が農業に従事する役員を1人以上置けばよいこととする内容も含まれておりまして、こうした農業法人を特例農業法人として農業生産法人と同様に扱うこととしています。

平成28年4月には、農業の成長産業化を図るため、農地を所有する法人の要件の緩和とあわせまして、農業生産法人の名称を農地所有適格法人に変更することなどを内容とした、農地法の改正法が施行されました。このことによりまして、企業の農地取得が進み、農業の6次産業化の一層の促進が期待をされます。

こうした規制緩和に伴って企業の農業分野への参入が進めば、新たな形の農業振興につながっていくのではないかと考えますが、この規制緩和をどのように受けとめられているのか、また今回の農地法の改正以降、農業分野への企業の参入に動きはあるのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

本県では、県内各地域において地域産業クラスター化の取り組みが進められており、企業などと連携した農業クラスターの形成も進められています。集落活動センターや集落営農組織と企業とが連携する農業生産法人の設立によって、農産物の生産、新たな農産物の加工、食品の開発ができるのではないかと考えます。

農業の担い手の受け皿の拡充、耕作放棄地の解消はもとより、地域の活力の復活にもつながるものと考えますが、企業の農業参入について知事の御所見をお聞きしておきます。

次に、医療ツーリズムについてであります。

高知県への観光客の入り込み数は、平成28年、424万3,000人と推計をされ、4年連続で400万人超えを達成しております。同年の外国人の延べ

宿泊者数は個人旅行者の増加に伴い7万5,400人となり、大型クルーズ客船の寄港の急増にもよりまして外国人観光客の入り込み数が伸びております。また、2020年の東京オリンピックによる外国人観光客の増加が予想されます。

このような中、外国の富裕層、中間層を顧客として、地元の観光資源に健康診断や治療などの関連サービスを連携させる医療観光、いわゆる医療ツーリズムの動きが注目をされております。

大阪府と泉佐野市では、近年の外国人観光客の急増の追い風を受けまして、関西空港対岸のりんくうタウンにおいて観光と先端医療をセットにして旅行客を呼び込む医療ツーリズムの拠点を整備しており、りんくう総合医療センターには医療通訳を配した国内初の国際外来が開設をされているとのことであります。

また徳島県では、長年、人口当たりの糖尿病死亡率全国ワースト1位を記録しておりますが、この不名誉な記録を改善すべく、糖尿病予防と検査の普及に取り組んだ経験を生かしまして、中国人観光客の誘致に結びつけるために、上海において糖尿病検診と阿波踊りなどの観光資源をセットにした医療観光に関するフォーラムを開催し、高い関心が示されているとのことであります。

このように今、自治体や医療機関で外国人患者の受け入れ体制の整備や環境づくりが検討されておりますが、医療通訳、生活習慣、法制度の違いなどクリアすべき課題が多いことも指摘をされています。

本県への外国人観光客の入り込みの絶対数はまだ多くはないのでありますが、こうした医療ツーリズムの動きをどのように捉えているのか、健康政策部長と観光振興部長に御所見をお聞きいたします。

医療ツーリズムには、高度な治療を目的とす

るものと人間ドックのような健診を目的とするものがあるとのことであります。健康志向が高まる中、国内外の観光客を対象に、食、自然、歴史を楽しむ観光をメインとしつつ、その中に人間ドックやがん検診などをセットにした健康をキーワードにする旅行商品を企画してはどうかと思っています。

本県には室戸市に、海洋深層水を用いて人間の自然の治癒力を高める健康増進施設、タラソテラピーホテルなど健康づくりを目的とする観光施設もありますが、新たな観光のスタイルとして、健康パスポートの活用も含め、人間ドック、検診を組み込んだ医療ツーリズムが検討できないのか、健康政策部長と観光振興部長に御所見をお聞きいたします。

次に、家族愛、地元愛、郷土愛を育む教育の推進について教育長にお聞きをいたします。

産業振興計画では、4年後の人口社会増減ゼロを掲げ、また6年後、10年後は社会増減のプラスを定着させることとしておりますが、若者の県外流出に歯どめをかける取り組みは極めて重要であります。若者が県外へ出ていく主なタイミングとしては、高校生の県外企業への就職や大学進学、また大学卒業後における就職などが挙げられています。

こうした中、若者が誇りと志を持って働くことのできる各産業の強化や新産業の創出とともに、地元企業と学生をつなぐための交流会、出前講座、セミナーなど、企業と高校、大学、行政が協働し、まさに官民を挙げた取り組みが進められております。これらの取り組みの重要性は論ずるまでもありませんが、改めて、郷土への愛着と誇りを大切に作る心、すなわち高知県の将来を担う子供たちの家族、地元、郷土を愛する心を育てていくことがこれまで以上に求められ、大事な視点ではないかと感じています。

第2期高知県教育振興基本計画では、目指す

べき人間像を、郷土への愛着と誇り、高い志を持って日本や高知の未来を切り拓いていく人材とし、その育成を基本理念としています。基本理念の追求には、本県の誇れる自然、食べ物、歴史文化、祭りや行事など、五感に訴えるフィールドでの生きた教材を通じた教育の推進が重要であると思っています。こうした教育活動において、子供たちが家庭や学校、地域の人々に守られ大切にされていることを感じながら成長していくことは、人間形成に大きな影響を与え、一生にわたる精神的な支えになるものであります。

来年度から始まる道徳の教科化を踏まえ、子供たちの家族、地元、郷土を愛する心を育む取り組みをどのように推進していかれるのか、お聞きをいたします。

知事は、人口の東京一極集中が進行する中、幕末期に地方の若者が時代を動かしたように、日本の将来にとって強い地方の復活が何よりも重要であることを常々述べられております。私もまさに同様の思いであります。冒頭に紹介をいたしました、時事通信での提言の最後は、次のように締めさせていただきます。

京都の東寺を訪れ大日如来を拝見した際、そばにろうそく、線香、花が飾られてあったのを見た。お寺の方から、ろうそくは知恵を、線香は最後までやり遂げる強い意志を、花は優しさを、すなわち知、情、意をあらわすものと説明を受けました。人間のあるべき姿を示している。この不透明な時代にあって、いにしへの教えに思いをいたしながら、全国における地方の位置づけを考え、行動することも必要ではないかと思うのであります。

まさに、全国の自治体をリードする形で、国に対してさまざまな政策提言を行う知事の行動そのものであり、感慨深いものがあります。尾崎知事には、今後とも国に対して、地方の知恵

を発信していただくよう申し上げまして、私の1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 土森議員の御質問にお答えをいたします。

まず、平成28年度の集落調査の結果をどのように受けとめ、中山間地域における今後の施策にどのように生かしていくのか、お尋ねがございました。

昨年度実施いたしました集落調査は、国勢調査のデータを活用して、平成27年まで5年ごとの集落単位の人口等の動向を分析したものであります。過疎地域では、依然、全体として人口の減少が続いており、高齢化率もこの5年間で4.4%上昇して41.7%となり、高齢化がさらに進み、人口減少と相まって集落の小規模化が進んでいることから、待ったなしの状況にあるものと受けとめています。

一方で、こうした厳しい状況にある過疎地域にあっても、この5年間に人口が増加した過疎地域の集落が184集落あり、産業振興計画の取り組みや集落の維持・再生のための集落活動センターの取り組みなどの効果があらわれてきているのではないかと思われる事例も一部に見られます。

こうした状況を踏まえますと、今後はさらなるスピード感を持って、あらわれてきた成果の兆しを、これまで進めてきた取り組みを土台としてさらに大きな流れとしていくことが重要だと考えております。その際には、県内各地に広がってきております集落活動センターやあったかふれあいセンターのネットワークなどを生かし、生活を守る施策と産業をつくる施策をさらに強化していかなければならないと、そのように考えます。

具体的には、まず生活を守る取り組みについては、高知版地域包括ケアシステムの構築に向

けて、不足する生活支援サービスなどの確保にあったかふれあいセンターと集落活動センターが連携して取り組むなど、中山間地域で安心して暮らし続けることができる仕組みを意図的かつ政策的に構築していく取り組みを加速したいと考えています。

また、産業をつくる取り組みとしては、中山間地域の基幹産業である農業や林業、地域の魅力を生かした観光拠点整備などの取り組みをさらに強化していくとともに、こうした産業振興計画の産業成長戦略や地域資源を生かした地域アクションプランと集落活動センターの経済活動を連携させ、ステップアップさせていく3層構造の取り組みを進めてまいります。この取り組みの中では、集落活動センターの収益源となる経済活動のメインエンジンを育て、さらにはこれが地域の産業のメインエンジンとなっていくようステップアップしていくことを意図しており、そのための施策のさらなる強化も現在検討しているところです。

こうした取り組みを基本に、市町村との連携協調のもと全庁を挙げて総合対策に取り組むことによりまして、中山間地域の振興、発展につなげてまいります。

次に、中山間地域などの人々の声をどのように受けとめ、どのような思いを持って取り組むのかについてお尋ねがありました。

私は、県民の皆様との対話を通じて地域の実情を学ばさせていただくとともに、さまざまなお知恵を賜り、賜ったお知恵をもとに具体的に練り上げた政策をスピード感を持って実行するという対話と実行、これを県政運営の基本姿勢として取り組んでまいりました。

これまで全ての市町村を訪問させていただく中で、中山間地域の大変厳しい現状を目の当たりにするとともに、それに打ちかとうと懸命に頑張っておられる地域の皆様にお会いし、地域



を元気にしたいという皆様の熱意を直接お聞かせいただきました。また同時に、こうした皆様が過疎地域においてもたくさんいらっしゃることに、大いに希望を覚えました。地域を訪れるたびに、こうした皆様方の地域に対する熱い思いに応えたい、応えなければならないという思いを強くしているところであります。

本県の中山間地域は、農業や林業といった第1次産業はもとより、豊かな自然や歴史、文化といった観光の面でも貴重な資源を有しております。これは、これまで中山間地域で暮らしてこられた皆様方が、先祖代々、現在まで大変厳しい状況にありながらも、しっかりと守り続けてこられたからこそであります。こうした皆様方によって守られてきた中山間地域を将来にわたって守り、再生していくことは、私たちに与えられた使命であると考えております。そして、この中山間地域に存するものこそ、本県が全国に誇るべきものであり、高知の強みであります。この潜在力を生かし切る取り組みを進めることで中山間地域の振興を図り、もって県勢浮揚をなし遂げてまいりたいと考えております。こうした思いを持って、今後とも不断の努力を重ねてまいります。

次に、今後の政府関係機関の地方移転について県はどのように対応していくのか、お尋ねがございました。

政府関係機関の地方移転については、東京圏から地方への人の流れを大きなうねりとするため、また地方拠点を核とした地域イノベーションの創出や研究成果の地域産業などへの波及効果を得るためにも、大変重要な取り組みであると認識しております。加えて、今後発生が予想されます南海トラフ地震や首都直下地震といった大災害から人命を守り、経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復するよう、国土の強靱化を図る観点からも必要なものと考え

ております。

現在、全国的に、文化庁の京都府への全面的な移転を初め、消費者庁による徳島県への調査研究などの新たな拠点の開設、研究機関や研修機関などの地方への拠点の設置、地方との共同研究の実施といった取り組みが進められております。本県においても、国立研究開発法人海洋研究開発機構の協力のもと、高知大学において海底微生物に関する研究などが進められております。また、お話をありました省庁のサテライトオフィスの地方設置に向けた実証実験の一つが本県で行われたところであり、今後他の地域の結果とあわせて検証を行うとお聞きしております。

こうした取り組みが行われていることは一定評価しておりますものの、先ほど申し上げました点からすると、その質・量ともに十分なものではなく、今後、より大きな流れとする必要があると考えております。

このため、まず本県として現在取り組んでおります、研究機関と連携した研究や省庁のサテライトオフィスの設置に向けた協力を引き続き強力に進めてまいります。その上で、本県のみならず、文化庁の移転する京都府や消費者庁の新たな拠点が開設される徳島県などの取り組みを検証、分析し、そのメリットを明らかにした上で、国にさらなる政府関係機関の移転を促していきたいと考えております。その際には、政治主導でしっかりと目標値を定めるべきことなどをあわせて訴えてまいりたいと考えております。以上のことを全国知事会などとも連携し、粘り強く訴えてまいります。

そもそも本県においては、既に12社のIT・コンテンツ企業が立地をしているところです。高度な情報を取り扱うIT・コンテンツ企業が遠隔地間をつないで業務ができるのであれば、政府関係機関ができないはずはないと考えてい

るところでございます。

次に、さらなる移住促進にかける決意についてお尋ねがありました。

人口減少や担い手の不足が続く本県において、地域の活性化を図るためには、地産外商により新たな仕事を生み出し、若者の県内定着を図ることに加え、県外からの移住を促進し、本県に人材を呼び込んでくることが不可欠であります。このため平成25年度に移住促進策を抜本強化し、高知家プロモーションの展開や県外での移住相談会の拡充、市町村の相談体制の充実、さらには官民協働による高知県移住推進協議会を立ち上げ、移住促進策の検討と実践に取り組んでまいりました。

こうした取り組みの結果、本県への移住者は、抜本強化以前の平成24年度に121組であったものが、平成28年度には約6倍の683組となるなど大幅に増加してまいりました。今年度も11月末時点で、昨年同期と比較して23%増の552組となるなど順調に推移しております。

しかしながら、今や全国のほとんどの自治体に移住促進に取り組む中、本県人口の社会増減の均衡を図るためには、これまで以上に取り組みを強化する必要があります。このため今年度、県、市町村及び産業関係団体などの参画によるオール高知の体制のもと、高知県移住促進・人材確保センターを立ち上げ、地域のさまざまな人材ニーズを掘り起こし、それらを一元的に集約するとともに、半農半Xといった多様な仕事の組み合わせを提案するなど、移住希望者とのマッチングに取り組んでいるところです。

今後、まずはこのセンターの取り組みを着実に進めていくことが重要となりますが、移住者1,000組の達成と定常化のためには、大きく3つの点で施策をさらに強化していく必要があると考えています。

第1に、志を感じていただけるような魅力的

な仕事をいかに掘り起こして、かつ的確に提案できるかということが極めて重要であります。例えば、後継者がいなくて存続を諦めている優良事業者の方々や高齢化により優良農地を手放そうとしている農業者の方々もおられます。こうした潜在的な人材ニーズをいかに顕在化させ、都市部の若者の志を満たす仕事として提案できるかが大きなポイントだと考えています。

第2に、こうした仕事を初めとする本県の魅力が都市部の方々の心に届くよう、発信する情報の質や量を一層高めるとともに、プロモーションの仕方についてもおのおのの関心層に応じた発信をするなど、さらにきめ細やかな工夫をすることが必要であります。

そして第3に、毎年度1,000組の移住者を受け入れ続けていくためには、地域地域の受け入れ体制を整備することも重要だと考えています。この点、本県では、各市町村に移住相談員が配置されるとともに、移住者を支援する民間の団体がそれぞれの地域で積極的に活動するなど、受け入れ体制面での本県の大きな強みとなっております。ただし、今後移住促進のボトルネックとなる可能性が高いのは住宅をいかに確保していくかということですので、住宅確保対策の抜本強化に向けて現在検討を進めているところでございます。

こうした一連の移住促進の取り組みを強化することで、地域間競争が激化する中でも本県が存在感を示し、移住といえば高知県とだけ思っただけのよう、引き続き私が先頭に立って全力で取り組んでまいります。

最後に、地域の活力の復活にも資する企業の農業参入についてお尋ねがございました。

本県におけます企業の農業参入につきましても、地域に根差した産地の強化につながる形での参入を目指して取り組んでおりまして、これまでに四万十次世代モデルプロジェクトや日高

村トマト産地拡大プロジェクトなどにおきまして、それぞれの地域で生産の拡大と雇用の増加につながる、企業と連携した農業クラスターの形成が進んでいるところであります。また、本県の大半を占める中山間地域の将来を見据えますと、さらなる企業の農業参入や企業と地域との多様な分野での連携がますます重要になってくるものと考えております。

議員からお話のありました兵庫県養父市での取り組みは、国家戦略特区の規制緩和を生かし、小規模から大規模までの企業と地域とが連携して地域おこしに取り組んでいるものであり、企業の農業参入の新たな形として大変参考になる事例であると思っております。

本県でも、産業振興計画の取り組みを進める中で、例えば四万十市においては、これまで自家用として栽培されてきたぶしゅかんの加工品開発や販売を地元の企業が担うことにより、新たな雇用と付加価値が創出をされています。このように、企業が地域の農業の新たな担い手として、生産はもとより6次産業化や流通販売等のさまざまな分野で連携・協働する取り組みは、地域活力の再生につながるものと大いに期待をしております。

今後、こうした企業の参入をさらに進めていく上では、地域と企業が持つお互いのニーズ、シーズをいかにマッチングできるかが課題となってまいります。このため、新規就農者の確保に成果を上げております産地提案書の手法を活用し、地域地域で企業向けの地域提案書を作成することにより、企業と地域とをマッチングさせる新たな仕組みを充実強化してまいりたいと考えているところであります。

こうした取り組みを通じまして、中山間地域における企業と地域とのさらなる融合を図り、それぞれの強みやノウハウを生かしながら、若者が暮らし稼げるなりわいを生み出していくこ

とにより、地域地域の活力の再生と自立的な発展につなげてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(産業振興推進部長松尾晋次君登壇)

○産業振興推進部長（松尾晋次君） まず、安田町で行われましたサテライトオフィスの実証実験について、経緯と評価、分析についてのお尋ねがございました。

サテライトオフィスにつきましては、昨年12月に閣議決定されました、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂版において、地方に中央省庁のサテライトオフィスを設置して本省業務の一部を執行することの可能性についての実証、試行を進めることが示されました。

この取り組みの第一弾として、内閣府において、交付金事業のフォローアップや現場実態の把握、さらには働き方改革の観点から、西日本、東日本のそれぞれ1カ所で実証実験が行われることになり、本県に対しては、中山間地域におけるサテライトオフィスの適地について問い合わせがございました。

本県からは、IT環境が一定整備され、テレビ会議が可能となるオフィスについて複数の提案をする中で、自然の山や川に囲まれ、地元の受け入れ体制も整った安田町のシェアオフィスが選定されたものです。安田町には、6月5日から16日までの12日間オフィスが設置され、その間、派遣された職員の方々による、市町村に出向いての地方創生関連の事業説明や意見交換、相談対応が行われるとともに、テレビ会議などを活用したテレワークの実証実験も行われ、中山間地域における業務執行の可能性も感じられたのではないかと考えております。また、働き方改革の観点からも、派遣された職員の方々からは、豊かな自然やおいしい食なども満喫でき、リフレッシュした気持ちで執務できたといった声も聞かれております。

このように、この12日間を通じて、国においては、こうした取り組みの意義や重要性が従来にも増してより一層強く認識されたものと考えております。

次に、移住促進・人材確保センターにおける現在の取り組み状況についてお尋ねがございました。

まず、人材ニーズにつきましては、センターが本格稼働する以前から各産業分野において、関係団体との連携によるニーズの掘り起こしに取り組んでまいりました。その結果、10月末現在で有効な求人数は、企業系で333件、農林水産業系で113件となっており、これらの情報をデータベースにより、一元的に集約しております。このほか、ハローワークが持つ約5,300件の求人情報についても、1月末の集約に向けて作業を進めております。

また、空き家や住宅情報につきましては、市町村の空き家バンクによる物件を約300件、民間の不動産団体の賃貸物件を約1,000件把握しております。

これらの情報につきましては、センターが運営する、高知求人ネットや移住ポータルサイト「高知家で暮らす。」において発信するとともに、センターの相談窓口で移住相談者の方々の希望をお聞きしながら、半農半Xといった多様な働き方や、住まいを初めとする生活関連情報を組み合わせたライフスタイルの紹介など、きめ細かな移住プランを提案し、マッチングを進めております。

また、移住希望者の多様なニーズに対応し、確実に移住に結びつけていくためには、これらの情報量をふやすことに加え、センターのスタッフが市町村や事業者の方々の状況を深く理解し、連携した取り組みを進めることが必要となります。このため、移住・交流コンシェルジュを地域担当制とし、担当する市町村との連携を一層

深めるとともに、人材確保スタッフも、関係機関との連携のもと県内事業者の方々を訪問し、新たな人材ニーズを掘り起こしながら、事業者の方々との関係強化に努めております。

こうした一連の取り組みをオール高知の体制で進めることにより、本県へのさらなる移住促進につなげてまいります。

次に、土佐酒の輸出の状況と今後の輸出拡大に向けた取り組みについてのお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えいたします。

土佐酒の輸出に向けた取り組みとしましては、これまでの酒造メーカーへの個別支援に加えて、平成27年度からは世界的なアルコールの情報発信地であるロンドンにおいて、3年連続でその魅力を伝えるセミナーや試飲会、商談会などのプロモーション活動を展開し、高い評価をいただいております。こうした取り組みなどを通じて、土佐酒の輸出額は、平成26年の1億円から、平成28年には1億7,000万円余りとなり、量的にも99キロリットルから156キロリットルへと着実に増加しております。

本年度は、ロンドンでの評価を他の地域に拡大していくため、酒造メーカーや農業団体、学識経験者が参加して設立されました土佐酒振興プラットフォームとも連携し、パリや香港において試飲会や商談会を開催したところです。

今後は、海外における日本酒ブームといった追い風も生かしながら、土佐酒振興プラットフォームとも連携し、EUなどの世界的な情報発信地における、土佐酒のさらなる認知度の向上を図るためのプロモーション活動を継続して行ってまいります。あわせて、日本酒の大きな市場と見込まれるアジアやアメリカを中心に、これまで培ってきた現地の商社とのつながりやノウハウを生かし、販路拡大を図るとともに、新たな有望市場の開拓にも取り組み、土佐酒の

さらなる輸出拡大を目指してまいります。

(商工労働部長中澤一眞君登壇)

○商工労働部長(中澤一眞君) まず、地方への企業の本社機能移転などを加速化するための、国における具体策の検討状況について、情報は得られているのか、また県として、地方への本社移転に対しどのようなスタンスをとっていくのかとお尋ねがありました。

議員のお話にありましたように、平成27年に地域再生法に基づき、企業の地方移転や地方拠点の強化を促進するための税制措置が創設されたところですが、これまでにこの税制が適用される東京23区から地方に移転をした実績は、全国で18件にとどまっております。

こうした状況を踏まえて、本県としても全国知事会や地方6団体等を通じて制度の要件緩和や拡充の要望を行ってきたところでございます。現在、国において審議され、また本日取りまとめられる予定となっております来年度の税制改正大綱の改正要望として、当該税制の適用についての要件緩和などが盛り込まれているとの情報を得ております。

改正案の内容は、移転先の従業員が10人以上から5人以上になるなどの雇用要件の緩和や、支援対象施設として本社機能だけでなく一定の要件を満たす工場や物流拠点等が追加されるとお聞きをしておりますので、改正案が実現すれば、地方への本社機能の移転をより後押しするものになると思っております。

本県では、これまでのところ当該税制を活用した立地の事例はありませんが、経理部門や社内向けヘルプデスクといった、いわゆる本社機能が県内に移転した実績が複数ございます。また、東京23区内の企業を訪問する中で、グループ企業における総務部門などの共通的な業務の集約や、社内の情報システム部門などの本社機能の一部は、必ずしも都市部である必要がない

といったお声を企業の方からもお聞きしております。

こうしたことから、今後は本県の全国トップクラスの助成制度など本県独自の支援策に加えまして、当該税制によるメリットもセールスポイントとして提示をしながら、都市部からの本社機能の移転に取り組んでいきたいと考えております。

次に、今後の企業誘致の戦略と展望についてお尋ねがありました。

本県の企業誘致の取り組みにつきましては、全国的な産業の動向や雇用環境の変化、また何より本県における産業振興計画の進捗に伴う状況の変化を踏まえまして、本年度、お話のありましたような本県の強みを生かすとともに、立地しようとする企業にとってのメリットを訴求し得る分野といった観点から、3つの分野を重点的なターゲットとする新たな企業立地戦略を定め、現在県庁全体で取り組みを進めているところでございます。

この戦略の1つ目の柱は、地域産業クラスターを構成する企業の立地でございます。地域産業クラスターの取り組みは、県内に数多く存在する特産品などの地域固有の資源の強みを生かして、これを核として第1次産業から第3次産業までの多様な産業の集積を図ろうとするものであり、これまでに四万十町の次世代施設園芸団地への種苗会社の立地や日高村でのトマト生産などへの企業参入が実現をしております。今後、県内各地で動き始めております19のクラスターのそれぞれの特性に合わせて、生産物の加工施設や使用する資材、設備の生産工場などの立地に取り組み、さらなる企業の集積を目指してまいります。

2つ目の柱は、県内製造業の取引の拡大や生産性の高いものづくりの集積につながる企業の立地でございます。ものづくり分野の立地は、

これまで本県の製造品出荷額を引き上げる原動力となってきましたけれども、新しい戦略においては、特に県内企業の資材の調達先であるなど県内企業との取引関係にある企業や、既に本県に拠点がありその工場をマザー拠点として県内で継続的な投資を行うことに合理性がある企業など、本県に立地することに一定の動機やメリットがあると考えられる企業に重点を置いて取り組んでまいります。これらの企業は、県内企業の取引の増加や新たな設備投資を喚起し、県内企業の生産性向上に寄与するとともに、ものづくりクラスターの形成にもつながることが期待をされます。

3つ目の柱は、IT・コンテンツ分野や防災産業など、本県ならではの新産業に関連する企業であります。このうちIT・コンテンツ産業は、地理的条件に左右されにくいことに加えて、首都圏に比べて本県では人材の確保が比較的容易であること、また近年本県への立地が急速に進みつつあり、立地した企業間のネットワークを活用することが可能となってまいりましたことから、メリットを訴求できる分野であると考えております。今後、本県への立地をさらに促進するためには、人材の確保が重要な鍵となりますので、来年度はIT・コンテンツ産業関連の人材の育成と確保をより強力に推進する仕組みを新たに構築することとしております。これにより、人材が豊富であることを強みとして積極的に打ち出しながら、誘致活動を一層加速させてまいりたいと考えております。

今後は、企業立地戦略に基づく企業誘致に全庁で取り組み、多様な雇用を地域地域に創出することで若者の県外流出の抑制とともに、県外からのUターン、Iターンの促進につなげてまいりたいと考えております。

(農業振興部長笹岡貴文君登壇)

○農業振興部長(笹岡貴文君) まず、酒造好適

米の品質向上や品種育成、農家グループへのかかわりなどの取り組みについてお尋ねがございました。

本県の酒造好適米の作付面積は、平成23年度の34ヘクタールから28年度には54ヘクタールとなるなど近年増加傾向にあります。県内酒造メーカーの使用量に占める県産米の割合は約24%と依然として低い状況となっております。

酒造メーカーの要望量に応えた酒米の供給を行い、県産米のシェアを高めていくためには、酒造好適米の中で作付面積が最も大きい吟の夢の品質の向上と均一化、風鳴子にかわる高度精白に適した品種の育成など、クリアしなければならない課題がございます。

このため、吟の夢では、酒米品評会の上位入賞者の圃場で開催される現地検討会での高品質栽培技術の情報共有や、現地実証圃の設置などにより栽培技術の高位平準化に取り組んでおります。その結果、本年度の吟の夢の1等米比率は昨年度に比べ6%向上するなど、その成果もあらわれ始めているところです。

また、風鳴子にかわる新たな品種の育成につきましては、農業技術センターにおいて有望な1系統にまで絞り込みを進め、現在酒造メーカーでの試験醸造の段階にまで来ております。

議員のお話にございました土佐市の農家グループでは、市、JA、農業振興センターが一体となって酒米の郷づくりを目指した品質向上と作付拡大の取り組みを進めており、本年度は3戸で約5ヘクタールであった栽培面積が、来年度には7戸で約10ヘクタールにまで拡大するとお聞きしております。県としましては、酒造メーカーが地元産の酒米を使用できますよう、生産者と全農との調整を図っているところです。

今後につきましても、さらなる品質向上を図るための栽培技術の確立と普及に取り組み、生産者や酒造メーカー、全農との連携を強化し、

県産酒米の生産振興に努めてまいります。

次に、中山間地域における酒米の安定的な供給体制の構築についてお尋ねがございました。

酒造好適米の主力品種、吟の夢は、農業技術センターにおいて本県の普通期栽培用として育成された、すぐれた醸造適性を持つ品種であり、昼夜の温度差が大きい中山間地域において、その能力がより発揮されます。

消費者の高級志向を背景としました酒造メーカーからの増産要望に応え、吟の夢を安定供給していくには、増産だけでなく品質の向上と均一化が重要な課題となっており、まとまった規模での栽培が可能で栽培方法を統一できる集落営農組織や集落活動センターへの作付推進は大変有効であると考えています。集落営農組織等での栽培は、生産側にとっては労力分散や機械の有効活用、規模拡大による収益アップにつながりますし、酒造メーカーにとりましてもより均一な酒米が確保できるといった生産者、実需者双方へのメリットも期待されるところです。加えまして、酒米は価格や取引先が安定している、いわば契約的な栽培ができる有望品目でもありますことから、例えば集落営農組織等で生産される酒米を地元の酒造メーカーで醸造して集落活動センターで販売するといった、新たな人と物の流れを生み、集落の経済的な核が生まれる可能性も秘めています。

今後、県といたしましては、集落営農組織や集落活動センターに酒米の導入を提案し、関心をお持ちの組織に対しましては、農業振興センターが栽培技術を指導してまいります。こうした取り組みによりまして、酒米の安定的な供給体制の構築と集落営農組織や集落活動センターの収益向上、さらには中山間地域の活性化につなげてまいります。

次に、新規就農者の雇用の形態、新たな農業生産法人の設立、企業の農業分野への参入状況

についてお尋ねがございました。

平成28年度の新規就農者276名のうち、雇用就農者は105名と全体の約4割を占め、その数は毎年増加傾向にあります。御指摘いただきましたように、新規就農者が単独で農業を始めるのはなかなか難しい面もあることから、法人が新規就農を目指す方々の重要な受け皿の役割を果たしているところです。この雇用就農者105名は正規雇用であり、またその雇用先につきましては、施設などで野菜を生産する農業法人等が約7割、次いで果樹や畜産の農業法人等がそれぞれ約1割ずつとなっております。

次に、農地の所有や借り入れにより農業経営を行っている法人につきましては、市町村を通じた調査によれば、家族経営体や集落営農組織が法人化するなどにより、昨年度新たに23法人が加わり、174の法人が県内各地域において多様な園芸品目や水稻などの生産に取り組んでいるところです。

また、企業の農業分野への参入状況につきましては、地域に根差して産地の強化につながる形での立地を目指して取り組んでまいりましたところ、昨年度は四万十町の次世代施設園芸団地の3社と四万十あおぞらファームが、本年度は日高村のイチネン農園と安芸市のゆめファーム全農Nextこうちが、それぞれ新たに整備された次世代型ハウスで営農を開始しております。

最後に、農地法の改正による規制緩和と農地法改正以降の農業分野への企業参入の動きについてのお尋ねがございました。

農地を所有できる法人となるためには、売上高の過半を農業が占めることとする事業要件のほか、構成員・議決権要件、役員要件を満たす必要があります。国家戦略特区ではこのうちの役員要件が緩和されたところです。

他方、昨年の農地法の改正では、この役員要

件に加えて構成員・議決権要件も緩和されており、農業関係者以外の構成員を法人と継続的な取引関係を有する関連事業者に限定していた要件を撤廃した上で、農業関係者以外が有することのできる議決権についても総議決権の4分の1以下から2分の1未満へと大幅に緩和されたところです。

この法改正以降、県内で農業に参入した企業は先ほど申し上げた6社となり、これらは農地を借り入れての参入となっておりますが、既存の農業生産法人が法改正に伴い農地所有適格法人となった上で、規模拡大のために農地を取得する動きも県内各地で見られるところです。

このような規制の緩和は県内外のさまざまな企業の農業分野への参入を後押しするものであり、産業振興計画の農業分野の大きな柱であります。地域に根差した農業クラスターの形成を進めていく上において、参入企業が地域の新たな担い手として食品産業や流通・販売等のさまざまな分野を担うことで、地域の活力の再生につながると大いに期待しております。

この追い風を生かしながら、県としましては、産地提案書の手法を活用して各地域で企業向けの地域提案書を作成し、企業と地域とをマッチングさせる仕組みを充実していくことにより、農業分野へのさらなる企業の参入や、地域と企業との多様な分野での連携を推進し、地域地域で若者が暮らせる持続可能な農業の実現につなげてまいります。

(観光振興部長伊藤博明君登壇)

○観光振興部長(伊藤博明君) 高知の酒文化と高知ブランドの酒を広く情報発信し、国際観光の推進を目指してはどうかとのお尋ねがありました。

民間マーケティング会社による欧米からの訪日外国人観光客への調査では、滞在中に日本酒を飲んだことがあるとの回答や酒蔵を目的に再

訪したいと回答した割合がともに8割を超えるなど、日本酒は大変に高い関心や評価を得ており、外国人旅行者にも喜んでいただける有望な観光資源の一つであると認識しております。

本県でも、海外の旅行会社やメディアを対象としたモニターツアーにおいて、日本酒の製法や歴史、試飲などの学習、体験ができる酒蔵見学や高知の酒文化の一つでありますお座敷遊びなどは毎回大変な好評を得ております。また、本年9月には、韓国のワイン雑誌の記者が本県を訪れ、3カ所の酒蔵を取材し、土佐酒を特集記事として掲載するなど、今後ますます海外で日本酒がブームになってくるものと考えております。

こうしたことから、今月3日には香港において、産業振興推進部が一般消費者と現地メディアを対象に土佐酒のPRを目的に開催しました、高知うまいお酒めぐりの旅交流会にあわせまして、観光振興部でも高知の観光情報の特集記事を訪日旅行雑誌に掲載するなど、相互に連携したプロモーションを実施したところです。

今後とも、海外での日本酒ブームや土佐酒の輸出拡大と連携した効果的な観光プロモーションを展開し、海外の方々に酒蔵ツアーを初め酒の聖地宣言を行った土佐のおきゃくやお座敷遊びなどの体験プログラムを情報発信するとともに、推奨ルートに組み込むことなどにより誘客の拡大につなげていきたいと考えております。

次に、医療ツーリズムの動きをどのように捉えているか、また人間ドックと検診を組み込んだ医療ツーリズムが検討できないかとお尋ねがありました。関連いたしますので、あわせてお答えをいたします。

医療ツーリズムは、外国人旅行者の大幅な増加を目指している本県にとりましても、特にアジアの富裕層をターゲットとした誘客手段として、将来において可能性のある分野の一つでは



ないかと考えております。

訪日客が安心して人間ドックや検診を受けるには、訪日前から帰国後に至るまでの医療情報のやりとりのほかに、渡航手続や宿泊の確保など旅行会社にセットで手配や準備をお願いすることが一般的であり、また医療滞在ビザが必要な場合には申請に際して旅行会社等が作成する身元保証書も必要となりますことから、医療ツーリズムの実施には医療機関と旅行会社との連携が重要となってまいります。

大手旅行会社に現状をお尋ねしましたところ、中国のお客様を中心に首都圏など都市部での検診のニーズが高く、首都圏の医療機関と提携して年間約300件の取り扱いがある、今後地方への拡大も期待できるが、そのためには、海外での需要の喚起や医療機関の受け入れ体制の整備、医療専門用語を正確に通訳できる人材の確保などで時間を要するのではないかといった意見もいただきました。

こうしたことから県としましては、当面は受け入れ先となる県内医療機関の動向も注視しながら、首都圏での医療ツーリズムの取り組みの成果・課題の情報収集などを行っていきたいと考えております。

一方、議員の御指摘のとおり、本県には、海洋深層水を用いた健康増進施設を初め、清流や森林などの豊かな自然と新鮮な食材といった多彩な観光資源がございます。このことから、まずは四万十川のサイクリングやセラピーロードでのウォーキングなど、癒やしや健康をテーマにした体験プログラムを情報発信してまいりたいと考えております。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) 医療ツーリズムの動きをどのように捉えているか、また健康パスポートの活用も含め人間ドック、検診を組み込んだ医療ツーリズムを検討できないかとお尋

ねがありました。関連しますので、あわせてお答えをさせていただきます。

近年急増している外国人観光客が急病時などに安心して医療を受けられるよう、外国人に対する診療が可能な医療機関として、観光庁のリストに現在県内の1つの施設が登録され、5つの施設が登録の申請中です。

一方、一般財団法人日本医療教育財団は、厚生労働省の支援のもと、平成24年度から外国人受け入れに関する体制基準を定めた外国人患者受け入れ医療機関認証制度を実施しており、全国で30の医療機関が認定されているなど、外国人への医療提供を進めるための施策がとられていますが、残念ながら本県の認定医療機関はゼロという状況です。

いわゆる医療ツーリズムについては、議員御指摘の大阪府を初め愛知県などの医療資源が豊富にあり国際空港へのアクセスが容易といった都市部を中心として、外国人に対する先進的な医療や最先端の医療機器による検診の実施などにより、訪日外国人の誘客を進めていると承知しています。

医療ツーリズムとして、本県の医療や健康づくりを外国人観光客の誘致資源として活用するためには、まずは外国人観光客のニーズに見合った高度な診療機能に加え、会話や文書での多言語対応や、宗教、習慣の違いを考慮した対応など、外国人患者受け入れ医療機関認証制度の基準を満たすような受け入れ体制の整備が必要と考えています。

加えて、本県においても高度な医療機能を備えている医療機関はありますが、いずれも本県医療の中核を担っており、まずは県民に対する医療提供体制をしっかりと確保した上で、医療ツーリズムへの対応については見きわめる必要があります。県内の主な検診機関や高度医療機関にお尋ねしたところ、現状は、人間ドックや、

放射線同位元素を用いて全身のがんなどを一度に調べることができるPET-CTの稼働率は非常に高く、県内の医療需要で満たされている状況で、医療ツーリズムのお客様を受け入れすることは難しいとの回答でした。

したがって、こうした状況も踏まえ、例えば将来的な本県の患者数の減少を見越して新たな医療需要として捉えられないかなど中長期的な視点に立って、今後の医療ツーリズムの可能性などについて医療機関と意見交換をしていきたいと考えています。なお、医療ツーリズムの検討とあわせて健康パスポートなどのインセンティブ制度につきましても考えていきたいと思いません。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) 子供たちの家族、地元、郷土を愛する心を育む取り組みをどのように推進するのかのお尋ねがございました。

少子高齢化や過疎化が進む本県においては、次代を担う子供たちへの教育に対する期待は大きく、ふるさと高知に対する愛着や誇りを持ち、その上に郷土や我が国の未来を担い、拓いていこうとする高い志を持つ人材を育成することが求められます。このため教育大綱や教育振興基本計画に、郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り開く人材の育成を基本理念の柱の一つとして掲げ、キャリア教育や道德教育、また総合的な学習の時間などの取り組みの充実を図っているところです。

具体的には、地域で働く人々の苦労をじかに体験し、仕事への情熱や家族に対する愛情、ふるさとに対する思いを肌で感じてもらう職場体験学習を行うとともに、総合的な学習の時間に、地域の産業や伝統文化を調査研究し、地域を支える人々の思いや先人の偉業について学ぶ取り組みを進めています。さらに、地域と学校が一緒になって子供たちの教育を推進していく学校

支援地域本部を県内全域に拡大していくことにより、子供たちが地域の人々から期待され、大切に見守られていることを実感することが、大人への信頼と地域への愛着を育んでおります。

今後は、こうした取り組みをさらに充実させるとともに、道德の時間が教科化されるに当たって、地域の伝統文化や偉人の生き方に学ぶために、現在地域の伝統や偉人を教材化した道德教育ハンドブック、高知の道德の改訂を進めているところです。このような地域教材を活用した道德教育を、「志国高知 幕末維新博」や明治150年を記念する催しとも連動させ、高知城歴史博物館や地域にある歴史資料館などを有効利用した体験的な学習を推進していきたいと考えております。

このように、地域をフィールドにして地域のよさを学ぶ教育を、保護者や地域の方々と一緒になって推進することにより、家族への愛情や郷土への愛着と誇りを持って高知県や日本の未来を担う子供たちを育てていきたいと考えております。

○21番(土森正典君) 再質問はいたしません。

質問に対しまして、本当に御丁寧な御答弁をいただきました。心から感謝とお礼を申し上げます。と思います。

私は、冒頭恨み節からスタートいたしました。あのときになぜという思いを持つての質問のスタートでありましたが、当然今から地方も日本の国も大きく変わってくると思います。今ある現実を目の前にするのではなく、知事のように先目を見て、将来こうあるであろう、こうなるであろう、そういうときに対応ができる政策、またその政策をもとにした行政を推進していく、このことが、今から最も重要な時代を迎えてくるというふうに思っております。

国も大きく地方にかじをとりました。そのことを、今後も尾崎知事を先頭にいたしまして頑

張っていただきたいというふうに思います。

私はよく中央に行きますが、尾崎知事の活躍そのものを、国の役人と話をするとき高い評価をしております。どうか、今後も高知県民だけではなくに日本の国民のために持てる力を十二分に発揮して仕事をしていただきますように、心からお願い申し上げまして、私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長(浜田英宏君) 以上をもって、議案に対する質疑並びに一般質問を終結いたします。



#### 議案の付託

○議長(浜田英宏君) これより議案の付託をいたします。

(議案付託表及び請願文書表配付)

○議長(浜田英宏君) ただいま議題となっている第1号から第28号まで、以上28件の議案を、お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末261ページに掲載〕



#### 請願の付託

○議長(浜田英宏君) 御報告いたします。

請第1-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」から請第3号「難病医療費助成制度における診断書料の公費助成制度創設を求める請願について」まで、以上5件の請願が提出され、その請願文書表をお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

これらの請願は、請願文書表に記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔請願文書表 巻末265ページに掲載〕



○議長(浜田英宏君) 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明15日から20日までの6日間は委員会審査等のため本会議を休会し、12月21日に会議を開きたいと存じますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

12月21日の議事日程は、議案並びに請願の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後2時34分散会

## 平成29年12月21日（木曜日） 開議第5日

## 出席議員

1番 下村勝幸君  
 2番 野町雅樹君  
 3番 上田貢太郎君  
 4番 今城誠司君  
 5番 久保博道君  
 6番 田中徹君  
 7番 土居央君  
 8番 浜田豪太君  
 9番 横山文人君  
 10番 加藤漠君  
 11番 坂本孝幸君  
 12番 西内健君  
 13番 弘田兼一君  
 14番 明神健夫君  
 15番 依光晃一郎君  
 16番 梶原大介君  
 17番 桑名龍吾君  
 18番 武石利彦君  
 19番 三石文隆君  
 20番 浜田英宏君  
 21番 土森正典君  
 22番 西森雅和君  
 23番 黒岩正好君  
 24番 池脇純一君  
 25番 石井孝君  
 26番 大野辰哉君  
 27番 橋本敏男君  
 28番 前田強君  
 29番 高橋徹君  
 30番 上田周五君  
 31番 坂本茂雄君  
 32番 中内桂郎君  
 33番 金岡佳時君  
 34番 中根佐知君  
 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

## 欠席議員

なし

## 説明のため出席した者

知事 尾崎正直君  
 副知事 岩城孝章君  
 総務部長 梶元伸君  
 危機管理部長 酒井浩一君  
 健康政策部長 山本治君  
 地域福祉部長 門田純一君  
 文化・生活・スポーツ部長 門田登志和君  
 産業振興部長 松尾晋次君  
 中山間振興・交通部長 樋口毅彦君  
 商工労働部長 中澤一真君  
 観光振興部長 伊藤博明君  
 農業振興部長 笹岡貴文君  
 林業振興・環境部長 田所実君  
 水産振興部長 谷脇明君  
 土木部長 福田敬大君  
 会計管理者 中村智砂君  
 公営企業局長 井奥和男君  
 教育長 田村壮児君  
 人事委員長 秋元厚志君  
 人事委員会会長 金谷正文君  
 公安委員長 織田英正君  
 警察本部長 小柳誠二君  
 代表監査委員 植田茂君  
 監査委員局長 川村雅計君

事務局職員出席者

事務局長 弘田 均 君  
事務局次長 西森 達也 君  
議事課長 横田 聡 君  
政策調査課長 織田 勝博 君  
議事課長補佐 飯田 志保 君  
主 幹 浜田 百賀里 君  
主 査 宮 脇 涼 君



議事日程(第5号)

平成29年12月21日午前10時開議

第1

- 第1号 平成29年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 平成29年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第3号 平成29年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第4号 平成29年度高知県電気事業会計補正予算
- 第5号 平成29年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第6号 平成29年度高知県病院事業会計補正予算
- 第7号 高知県国民健康保険法施行条例議案
- 第8号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並

びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案

- 第11号 高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第12号 高知県都市計画法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第15号 高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例議案
- 第16号 平成30年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第17号 高知市及び高知県におけるれんけいこうち広域都市圏の取組の推進に係る連携協約に関する議案
- 第18号 高知県立人権啓発センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第19号 高知県立森林研修センター研修館の指定管理者の指定に関する議案
- 第20号 高知県立月見山こどもの森の指定管理者の指定に関する議案
- 第21号 高知県立室戸体育館の指定管理者の指定に関する議案
- 第22号 高知県立池公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第23号 高知県立甲浦港海岸緑地公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第24号 高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定に関する議案
- 第25号 高知県立高知公園の指定管理者の指定に関する議案

第 26 号 高知県立埋蔵文化財センターの指定  
管理者の指定に関する議案

第 27 号 県道窪川船戸線（岩土トンネル）防  
災・安全交付金工事請負契約の締結  
に関する議案

第 28 号 高知県公立大学法人定款の変更に関  
する議案

請第1-1号 すべての子どもにゆきとどいた教  
育をすすめるための請願について

請第1-2号 すべての子どもにゆきとどいた教  
育をすすめるための請願について

請第2-1号 教育費負担の公私間格差をなく  
し、子どもたちにゆきとどいた教  
育を求める私学助成の請願につい  
て

請第2-2号 教育費負担の公私間格差をなく  
し、子どもたちにゆきとどいた教  
育を求める私学助成の請願につい  
て

請第 3 号 難病医療費助成制度における診断  
書料の公費助成制度創設を求める  
請願について

追加

第 29 号 職員の退職手当に関する条例等の一  
部を改正する条例議案

第 30 号 高知県収用委員会の委員の任命につ  
いての同意議案

第 31 号 高知県収用委員会の予備委員の任命  
についての同意議案

追加

議発第 1 号 地方交付税の削減に反対し、交付  
税総額の確保を求める意見書議案

追加

議発第 2 号 生活保護費の削減に反対し、生活  
保護基準の復元を求める意見書議  
案

追加 継続審査の件



午前10時開議

○議長（浜田英宏君） これより本日の会議を開  
きます。



### 諸 般 の 報 告

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

請願の取り下げのことでありますが、請第 3  
号「難病医療費助成制度における診断書料の公  
費助成制度創設を求める請願について」は、取  
り下げたい旨の願い出があり、危機管理文化厚  
生委員会に送付しておきましたので御了承願  
います。

次に、各常任委員会から審査結果の報告があ  
り、一覧表としてお手元にお配りいたしてあり  
ますので御了承願います。

〔委員会審査結果一覧表 巻末285ページ〕  
に掲載



### 委 員 長 報 告

○議長（浜田英宏君） これより日程に入ります。

日程第 1、第 1 号から第28号まで及び請第 1  
— 1 号から請第 3 号まで、以上33件の議案並び  
に請願を一括議題といたします。

これより常任委員長の報告を求めます。

危機管理文化厚生委員長弘田兼一君。

（危機管理文化厚生委員長弘田兼一君登壇）

○危機管理文化厚生委員長（弘田兼一君） 危機  
管理文化厚生委員会が付託を受けた案件につい  
て、その審査の経過並びに結果を御報告いた  
します。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第4号議案から第7号議案、第11号議案、第15号議案、第18号議案及び第28号議案、以上9件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

次に、請願について申し上げます。

請第1—2号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」及び請第2—2号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」は、採決の結果、いずれも賛成少数をもって不採択にすべきものと決しました。

請第3号「難病医療費助成制度における診断書料の公費助成制度創設を求める請願について」は、請願を取り下げたい旨の申し出があり、全会一致で取り下げを承認すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、健康政策部についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算」のうち、健康づくり推進事業費について、執行部から、高知家健康パスポート事業の取り組みの充実を図るため、平成30年度から新たに、上位ステージとなるパスポートⅢを導入することとし、その準備に要する経費であるとの説明がありました。

委員から、健康パスポートの取得者数の目標はどうか、また市町村での取り組み状況はどうかとの質疑がありました。執行部からは、日本一の健康長寿県構想において、平成30年度末で3万2,000人の取得者数を目標としているが、今回事業期間を3年間延長し、目標を5万人に上方修正したところである。また、現在27市町村で健康パスポートを活用した事業を実施してい

るが、平成30年度には全市町村で実施していただくよう調整中であるとの答弁がありました。

別の委員から、健康パスポート事業の効果を目で見えるようにすることは難しいが、その効果を県民に示すことで健康志向につながっていくと考えるがどうかとの質疑がありました。執行部からは、ランクアップ制度の充実で、最上位のステージとしてマイスター制度の導入を検討している。マイスターを取得した方には、健康状態や生活習慣の変化などについて伺い、成果をアピールする広告塔になっていただきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、第7号「高知県国民健康保険法施行条例議案」について、執行部から、国民健康保険法の改正により、県の条例で定めることとされた国民健康保険事業費納付金などの必要事項を規定しようとするものであり、県に設置する国保運営協議会や市町村に負担してもらう事業費納付金などに関するものであるとの説明がありました。

委員から、高額な医療費が発生した場合、県全体で共同負担することになるが、現状と制度改正による将来予測についてはどうかとの質疑がありました。執行部からは、高額な医療費については医療の高度化によって増加しており、1億円を超える医療費が発生している事例もある。このような高額医療費が小規模な市町村で発生した場合、事業費納付金が大きく増加し耐えられないことから、全市町村が共同で負担することとしたとの答弁がありました。

さらに、委員から、医療費は市町村によって差があり、市町村ごとの取り組みが必要になると思うが、どのように取り組んでいくのかとの質疑がありました。執行部からは、医療費の適正化を図っていくには、県民の健康づくりに取り組むとともに、地域医療構想の中にもあるように医療の機能を効率よくすることにより、病

院よりも介護施設、介護施設よりも在宅というように、本人の状態に応じて生活の質を上げていくことが大事であり、その結果として医療費が下がっていくよう取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算」のうち、動物愛護推進事業費について、執行部から、小動物管理センターや収容されている動物について周知を図り、譲渡につなげるほか、動物の適正飼育、終生飼養についての広報などに要する経費であるとの説明がありました。

委員から、離乳前の子猫をボランティアに預けるミルクボランティア制度の開始時期はいつごろを予定しているのかとの質疑がありました。執行部からは、保健所や小動物管理センターと協議を行っており、今年度内には開始したいと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、現在検討されている動物愛護センターの完成予定はいつか、また候補地についてはどのように考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、現在幾つかの候補地を検討しているが、ある程度人が集まる場所で、騒音や排水などクリアすべき課題もあり、他県でも設置場所の選定に時間を要している。できるだけ早期に建設できればと考えている。候補地については、県有地だけでなく、市や民間の土地も含めて最適な場所を検討していくとの答弁がありました。

次に、地域福祉部についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算」のうち、地域生活定着促進事業委託料について、執行部から、県は地域生活定着支援センターを設置し、福祉的支援を必要とする矯正施設退所予定者や退所者に対して、関係機関と連携しながら福祉サービスの利用に係る相談支援などを実施している。平成30年4月からの円滑な事業

開始に向けて、本年度中から手続に着手するため、債務負担行為を設定するものであるとの説明がありました。

委員から、支援者には専門性が問われると考えるが、専門性の確保についてはどうかとの質疑がありました。執行部からは、以前は社会福祉士会へ委託していたが、今年度から県社会福祉協議会に委託して事業を実施している。支援の継続性が必要なことから、社会福祉士会で中心的に支援をしていた方を社会福祉協議会でも引き続いて3カ月間雇用し、専門的な支援の仕方などを県社会福祉協議会の職員に引き継いできたので、一定の技術は身についた状況であるとの答弁がありました。

別の委員から、支援を必要とする方はどのように選定されているのかとの質疑がありました。執行部からは、地方検察庁や保護観察所及び弁護士などから、支援の必要な方について依頼が来るようになってきているとの答弁がありました。

次に、文化生活スポーツ部についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算」のうち、オリンピック・パラリンピック東京大会事前合宿招致事業委託料について、執行部から、バドミントン日本代表合宿を本県で開催するための経費であり、合宿を通じて県民のスポーツに対する関心を高め、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運の醸成を図るとともに、バドミントン日本代表との関係をより強固なものとし、シンガポールバドミントンチームの事前合宿につなげていきたいとの説明がありました。

委員から、この事業の予算はどのように使われるのかとの質疑がありました。執行部からは、旅行会社に支払う委託料として計上しており、主に滞在に伴う宿泊代や県内のバスの借り上げ代、練習に伴う備品代などに要する経費である



との答弁がありました。

別の委員から、金メダリストと触れ合う機会があると夢があり力もわくと思うが、県内の学生や選手が、合宿中の日本代表選手と交流する機会は得られるかとの質疑がありました。執行部からは、高知県バドミントン協会を通じて日本バドミントン協会に、子供などが合宿を間近で見られる取り組みや、県内の有力選手や指導者を対象とした日本代表のコーチから実技指導などが直接受けられる機会の提供などを要請しているとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

公営企業局についてであります。

吉野ダム・杉田ダム関連構造物耐震補強検討委託調査の結果の概要について、執行部から、昨年の9月議会で補強対策の工法などを検討する補正予算が承認され、検討を進めてきた。その結果、吉野ダムの門柱については、耐震性能上問題となる損傷が生じないことが確認できたが、杉田ダムのゲートについては、最も安価な案でも設計費用などを含めると約10億円の事業費が見込まれており、今後の対応方針として、耐震性能が十分に確保できる貯水位を正確に把握した上で、今回の調査で策定した補強対策3案や売電収入などと比較検討の上、具体的な対応方針を決定するよう考えているとの説明がありました。

委員から、補強対策の費用面を考慮する必要があるが、大丈夫な形をつくることに全力を傾けていただきたいとの要請がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。(拍手)

○議長（浜田英宏君） 商工農林水産委員長梶原大介君。

（商工農林水産委員長梶原大介君登壇）

○商工農林水産委員長（梶原大介君） 商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その

審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第3号議案、第19号議案、第20号議案、以上4件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、商工労働部についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算」のうち、コンテンツ企業立地促進事業費補助金に関する債務負担行為について、執行部から、スマートフォン用のゲーム開発を主な事業とする企業など、本年度内において新たに2社の立地が見込まれることとなったため、債務負担行為の限度額を増額しようとするものであるとの説明がありました。

委員から、IT・コンテンツ関連企業について、中山間地域での立地が進むよう期待するところだが、中山間地域等シェアオフィスを利用して進出する場合など、補助の条件として中山間地域への立地を促進するような仕組みはあるのかとの質疑がありました。執行部からは、県内にIT・コンテンツ関連の雇用を生み出していくことが重要であることから、この補助金では正規職員3人以上の県内新規雇用を条件にしている。一方、中山間地域等シェアオフィス利用推進事業費補助金は、より多くの企業に中山間地域に目を向けてもらうため、地域雇用の要件は設けない制度としている。中山間地域への立地をいかに促すか、今後のシェアオフィスの入居状況も踏まえつつ検討を進めていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、IT・コンテンツ関連企業を中山間地域へ誘致することは地域に非常によい効果をもたらせる。中山間地域に対する県の政策がたくさんあることを企業に理解してもらう

ことも重要であるので、よく検討してもらいたいとの要請がありました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算」のうち、牧野植物園管理運営費について、執行部から、新たに整備するファミリー園、スタディ園の借地料や、立木、倉庫等を撤去するための補償に係る経費であるとの説明がありました。

委員から、ファミリー園、スタディ園の整備予定地は買収する方針であったところ、借地によることにしたのはどういう理由か。また、その借地料は年間でどれぐらいかとの質疑がありました。執行部からは、地権者には売却をお願いしたが買収はかなわず、借地については了解をいただいた。整備予定地の借地料は年間で296万円余りと見込んでいるとの答弁がありました。

さらに、委員から、子供たちが植物に親しむことができる非常にいい場になるが、教育委員会と連携して学校にPRしていく考えはあるかとの質疑がありました。執行部からは、これまでも遠足での利用はあるが、スタディ園の整備により学習の場面での利用促進も考えており、小中学校へのPR活動を行う。また、県外からも修学旅行で来てもらいたいと考えているとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

まず、商工労働部についてであります。

執行部から、須崎商工会議所に対する不適正な補助金支出の事案を踏まえ、他の商工会議所、商工会に追加監査等を実施した結果、土佐清水商工会議所、南国市商工会、香美市商工会においても須崎商工会議所と同様に、平成24年度から28年度に支出した補助金について、事務局長人件費等の補助要件を満たしていなかったことが判明した。さらに、土佐清水商工会議所においては、平成27年度、28年度の経営指導員人件費に係る補助金についても要件を満たしていな

かった。また、これらの不適正な補助金交付申請に当たり、南国市商工会では組織として不正の意図があったと認められ、須崎商工会議所においても一定の不正の意図があったと認められる。土佐清水商工会議所では関係者間で相反する証言があり、不正の意図を断定するには至らなかった。過大に支出した補助金については新たに判明した3団体にも返還させ、また須崎商工会議所には加算金を請求中であるが、土佐清水商工会議所にも加算金の支払いを求める。今回、追加監査を行っていない16の商工会については、本年度内に確認のための監査を実施するとの報告がありました。

委員から、県が行ってきた監査の質、チェック体制に問題があったと思われる。商工会、商工会議所の公表資料とはいえ、会員数や商工業者数を確認するなど、しっかりした監査をしていけば、このような結果にはならなかったのではないかとの質問がありました。執行部からは、近年の監査は、資金使途の確認などに重点を置いて実施してきた一方で、会員数や商工業者数の全件調査まではしていなかったことなど反省すべき点が多々ある。今回の事態を教訓とし、発生原因の分析をしっかりと踏まえ、会員数及び商工業者数の確認方法や検査体制の見直しなど、今後の監査のあり方について検討していくとの答弁がありました。

別の委員から、商工会、商工会議所は、地域の商工業者に対して経営指導や支援を行う公の立場にありながら、こうしたことを行っていたことは商工業者からの不信感が拭えないものである。特に、不正の意図が認められるものは犯罪的な要素もあると考えられるが、このことをどのように捉えているかとの質問がありました。執行部からは、何らかの意図を持って過大な補助金を申請し、県がそれを信用して交付した点でいえば、詐欺罪の構成要件の一部に当たる。

ただ、詐欺罪は自然人を前提としており、犯罪捜査が目的ではない県の監査では、組織的な不正の意図の確認までが限界で、誰の意図かという自然人の特定はできない。捜査当局がこの事案を捜査することになれば、県執行部として丁寧に対応していくとの答弁がありました。

さらに、委員から、組織として不正の意図があったことは、組織の体質そのものが大きな問題であり、その体質の改善に向けた指導に当たっては厳しく対応するよう求めるとの要請がありました。

別の委員から、組織率50%以上とする補助金交付要件について、瀬戸際にある団体がほかにもあると思うが、補助要件の見直しについてはどう考えているかとの質問がありました。執行部からは、事務局長人件費等の補助要件としている組織率の要件緩和は、法律における商工会の設立、存続の規定に照らし困難である。一方、現場の第一線で活躍する経営指導員については、適切な職員配置が図られるよう設置基準を検討していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、組織の体質に問題があるところはしっかりと改善していくとともに、地域の商工業者にとって魅力ある商工団体にしていく視点も重要だと思うがどうかとの質問がありました。執行部からは、人口減少などで経営環境が厳しくなっている中で、地域の事業者の発展を支えていくため、商工会、商工会議所には、みずからの経営計画を見直してもらい、地域の商工業者から、会員になれば自分たちの事業が発展するという期待と信頼を持ってもらえる組織となるよう、改めて県としての支援を検討していくとの答弁がありました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

執行部から、新たな管理型最終処分場候補地選定委員会の第4回及び第5回委員会において協議された、候補地選定の要件や候補地の絞り

込みの状況など、審議の概要について報告がありました。

委員から、次回の候補地選定委員会で行われる選定評価で、候補地ごとの概算事業費を比較するに当たり、処分場の容量を一律に20万立方メートルとして計算することについて、もう少し細かい比較の方法が考えられないかとの質問がありました。執行部からは、11カ所の候補地について概略設計により事業費を計算していくところであり、相当な作業量があるが、選定委員に適切な判断をしてもらえるように、より詳細な情報を出せるか検討していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、現在のエコサイクルセンターの場所が決まるまでには、場所の変更や予算の縮減、地元調整など、大変困難な過程をたどった。今回の候補地の絞り込みも大変な作業が行われていると思うが、最終候補地の選定に向けては、その後の交渉段階で起こり得ることも想定した上、なお慎重に進めてもらいたいかどうかとの質問がありました。執行部からは、最終候補地を絞り込み建設予定地を決めていくプロセスは非常に大事なところであり、誠意を持ってしっかり丁寧に対応していきたいとの答弁がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。(拍手)

○議長(浜田英宏君) 産業振興土木委員長依光晃一郎君。

(産業振興土木委員長依光晃一郎君登壇)

○産業振興土木委員長(依光晃一郎君) 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第12号議案、第13号議案、第21号議案から第23号議案、第27号議案、以上7件については全会一致

をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、産業振興推進部についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算」のうち、産業人材育成研修委託料の債務負担行為について、執行部から、産学官民連携センターで実施しているビジネス研修、土佐まるごとビジネスアカデミー、略称土佐MBAの実施に関する委託料である。現在の委託契約期間が本年度末までのため、来年4月からの開講に向け、委託事業者を本年度中に決定し、複数年契約を行おうとするものであるとの説明がありました。

委員から、土佐MBAはすばらしい取り組みであり、成果も出ていると感じている。こうした取り組みは他県でも実施しているとは思いますが、他県と比べた本県の特徴は何かとの質疑がありました。執行部からは、経営者向けの連続講座などを単体で行っている自治体はあるが、本県は全国一学びの機会が多い高知県を目指し、初心者を対象とした講座からビジネスの実践的な講座まで、総合的な学びのプラットフォームとして実施していることが特徴である。県外から来ていただいている講師の方々からも、ここまでしっかり取り組んでいる事例は非常に珍しく、この取り組みにより移住者を呼び込んでくることもできるのではないかといったお声をいただいているとの答弁がありました。

さらに、委員から、高知工科大学との連携はどのようになっているのかとの質疑がありました。執行部からは、土佐MBAの講座の中には同大学の先生に講師になっていただいているものもある。あわせて、コースの監修講師として、来年度の事業管理コースやマーケティング・商品開発コースについてどのようなカリキュラムに改善していくのか、相談に乗っていただい

ているとの答弁がありました。

次に、移住促進事業費の債務負担行為について、執行部から、本年10月から本格稼働となった一般社団法人高知県移住促進・人材確保センターが、来年度、本県の移住・就職相談会の中で最大規模となる、高知暮らしフェアを東京及び大阪で開催する経費に対する補助であるとの説明がありました。

委員から、実際にフェアに来られる方は移住への意識が高い人だと思うが、会場へはどういった告知を見てきているのかとの質疑がありました。執行部からは、一番多いのは移住のポータルサイト「高知家で暮らす。」であり、次はコンシェルジュが定期的に発信しているフェイスブックやメールマガジンである。ただ、今年度の特徴としては、県内のテレビCMや新聞広告を見た家族の方などから連絡を受けて会場に来た方が、昨年の9%から、ことしの6月は25%に増加している。県出身の方のUターンを促すためにも、県内での告知に引き続いて力を入れていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、今回の12月のフェアは、高知県移住促進・人材確保センターが設置されて初めてのフェアで、全ての市町村が出展するとともに、東京で3社、大阪で8社の企業が初めて参加するなど、それぞれの熱意が伝わる。フェアの会場はどのように決めているのかとの質疑がありました。執行部からは、大阪については、交通のアクセスなどを判断して会場を選んでいる。東京の場合は、ふるさと回帰支援センターのある交通会館が理想ではあるが、各自治体がフェアを開催していることから交通会館内の会場の確保が難しい現状がある。そのため、都心のターミナル駅の近くで開催すれば集客が見込まれることから、今回初めて新宿で開催するものであるとの答弁がありました。

委員から、場所を変えることによりいろんな

方が来られるようになるので、今後とも検討を重ねながら開催してもらいたいとの意見がありました。

次に、観光振興部についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算」のうち、足摺海洋館整備事業費の債務負担行為について、執行部から、新しい足摺海洋館の施設整備に係る経費であり、基本方針として、自然保護、教育・環境教育、調査研究、レクリエーションという水族館本来の機能を有した上で、展示と目の前の自然環境やアクティビティーが連動する日本初と言える特徴ある水族館を目指している。開館時期は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、平成32年の夏前を予定しているとの説明がありました。

委員から、建物をよくしたから、それでお客が来るだろうと受け身に考えることなく、館の運営主体みずからの企画力と発信力が必要だと思いが、足摺海洋館として今後プロモーションをどうしていくのかとの質疑がありました。執行部からは、やはり現時点からもプロモーションをしっかりとっていくことが重要であり、今年度管理運営委託をしている高知県観光開発公社には新社長が就任し、みずからプロモーションを展開するなど陣頭指揮をとっており、営業に力を入れている。また、足摺海洋館が核となり、周辺施設なども連携した周遊促進や情報発信などに取り組むこととしている。経営についても、新たに専門家による経営診断を入れて、経営改善に努めているとの答弁がありました。

また、別の委員から、新足摺海洋館の開業に向けて、経営・運営面ではどこに重点を置くのかとの質疑がありました。執行部からは、開業に向けた新たな運営体制については、飼育や営業、プロモーションにさらに力を入れるとともに、クラスターの拠点としての役割もしっかりと果たしていくとの答弁がありました。

次に、土木部についてであります。

第13号「高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、今回の改正は、公営住宅法の一部改正を踏まえ、県営住宅の入居者が認知症患者等であるため収入の申告をすることが困難であると認められる場合には、県が把握した当該入居者の収入に基づき家賃を決定することができるようにするものであるとの説明がありました。

委員から、認知症であるとの認定はどのように行うのかとの質疑がありました。執行部からは、基本は医師の診断書ではあるが、国の通知では医療や介護に従事する職員の意見書等でもよく、必ずしも認知症と特定をしなくてもよいことになっている。また、家賃については、市町村から提供を受けた課税情報等をもとに収入を認定した上で決定することとなるとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

中山間振興・交通部についてであります。

とさでん交通の取り組み状況等について、執行部から、平成29年12月11日に開催された第12回モニタリング会議におけることし4月から9月までの上半期の経営実績等について報告がありました。

委員から、運転手の安全管理、確認作業もきめ細かくされ、乗客への対応も適切で感じもよく、気配り等すばらしいものがあることから、従業員教育が行き届いていることがよくわかった。経営を黒字化することも必要ではあるが、従業員の方たちがきちっと家庭を守っていき、やりがいを感じられるような職場であるべきだが、従業員の処遇はどのような状況なのかとの質問がありました。執行部からは、平成26年10月に発足したとさでん交通は、それまでそれぞれ異なった給与制度であったが、当初の計画どおり、ことしの4月から賃金、賞与等、人事制

度の統一がなされ、処遇についても一定改善された部分もあると認識している。また、以前は採用後も嘱託期間があったが、本年4月からは採用時から正社員とするなど、身分の安定化が図られるようになったとの答弁がありました。

別の委員から、住民の方から、路線の経路が変更されたり便数が減ったことにより不便になったなどの話をよく聞く。減らさざるを得ない理由があるとは思いますが、現状はどうなのかとの質問がありました。執行部からは、設立当初は、土佐電鉄と県交通が重複して運行していた路線があったため、適正化という面での路線の見直しがあった。現在は、運転手が不足している状況にあり、平日のダイヤを運行するためには運転手が190人程度必要であるが、現状は30人程度不足しており、時間外勤務や高速バス部門からの応援などにより対応している。昨年からは高校新卒者も採用し育成していくなど、会社としてもいろんな取り組みにより人員の確保を行っているが、依然として厳しい状況にある。県としても、バスだけでなく、県内の運輸業の乗務員確保という観点から、来年度には新たな事業にも取り組んでいきたいと考えているとの答弁がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。(拍手)

○議長（浜田英宏君） 総務委員長坂本孝幸君。

(総務委員長坂本孝幸君登壇)

○総務委員長（坂本孝幸君） 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第2号議案、第8号議案、第9号議案、第14号議案、第16号議案、第17号議案、第24号議案から第26号議案、以上10件については全会一致をもって、第10号議案については賛成多数をもって、いず

れも可決すべきものと決しました。

次に、請願について申し上げます。

請第1—1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」及び請第2—1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」は、採決の結果、賛成少数をもって、いずれも不採択にすべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、総務部についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算」のうち、一般管理費について、執行部から、台風による被害やスポーツの振興など、さまざまな業務への対応のため、当初の見込みを上回る時間外勤務が発生し、増額補正をするものであるとの説明がありました。

委員から、今年度は、極めて繁忙な所属で定数をふやす対応を行い、時間外勤務の解消につなげようとしているが、どのような基準で判断をしているかとの質疑がありました。執行部からは、明確な基準はなく、個別に判断をしている。今年度は、過労死の労災認定基準に該当する時間外勤務を行った職員のいる所属について、その事情や状況の聞き取りを行った結果、一時的な繁忙にとどまらず、年度を通じて同様な状況が続くことが見込まれたため、職員をふやす判断を行ったとの答弁がありました。

次に、第17号「高知市及び高知県におけるれんけいこうち広域都市圏の取組の推進に係る連携協約に関する議案」について、執行部から、高知市を中心とし県内全市町村を圏域とする、れんけいこうち広域都市圏の取組みを推進し、県勢浮揚につなげていくため、連携協約を締結するものであるとの説明がありました。

委員から、市町村においては、この取組み

について、特別交付税の措置を受けるためではなく、本当に必要な事業として行おうという議論となっているかとの質疑がありました。執行部からは、各市町村議会において今まさに議論中であり、後日議論の内容を共有することとしている。国の特別交付税や県の支援にかかわらず、連携事業に関連する取り組みを行い、相乗効果が増すものについて財政支援を行うものであり、財政支援を受けるために事業を行おうとするものではないと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、この取り組みについて、県議会はどのようにかかわっていけるのかとの質疑がありました。執行部からは、県からの補助については予算議案として議会の承認を受ける必要があるし、高知市が行う事業の進捗状況などについても定期的に議会に報告させていただくとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算」のうち、高知城保存管理費について、執行部から、台風により被災した高知城の石垣の修復工事に必要となる測量等を実施するものであるとの説明がありました。

委員から、今回は台風による被災であるが、昨年熊本地震により熊本城が被災しており、地震に対してはどのような対応を行っているかとの質疑がありました。執行部からは、昨年の熊本地震を受け、全体的な耐震対策を検討しており、来年度から測量等を行っていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、第14号「高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、塩見記念青少年プラザの改築に伴い、施設の使用料を定めようとするものであるとの説明がありました。

委員から、改築前の施設では高校生等が勉強に励んでいたが、改築後の施設にもそういった

スペースを設けているのかとの質疑がありました。執行部からは、4階にある個人用の学習室について14席から26席にふやしており、勉強を目的とする学生にも充実して対応したとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、総務部についてであります。

「高知県公文書館（仮称）の概要（基本設計）」について、執行部から、公文書館の配置計画、改修工事計画、概算工事費等に関する説明がありました。

委員から、いろいろな団体が入居することとなり、たくさんの方が施設に来られると思うが、セキュリティ対策についてはどのように考えているかとの質問がありました。執行部からは、施設全体で機械警備を行うとともに、各団体のスペースごとに施錠できるような設計としている。入居する各団体にもセキュリティ面は徹底していくとの答弁がありました。

次に、大川村議会維持対策検討会議の中間取りまとめについて、執行部から、大川村と高知県は、若者が定着できる大川村をつくること、村議会を維持することに全力で取り組む。そのため、大川村プロジェクトの加速化により若者の定着を進め、人口減少を克服していくとともに、村議会議員に立候補しやすい環境をつくるなどの説明がありました。

委員から、検討会議の中間取りまとめの中に、女性の参画という視点は反映されているかとの質問がありました。執行部からは、アンケートの中では、女性で議員になってくれる方はいないだろうかという声もあったが、若者の参画を求める意見が圧倒的に多く、女性を含む若者との意見交換を行ったところであり、女性の参画に限定した視点は議論の経過にもなく、反映されていないとの答弁がありました。

さらに、委員から、女性議員の進出も踏まえ

て議論をしていくことで先駆的な議論になっていくのではないかとの意見がありました。

次に、建物共済事業に係る時効経過事案について、執行部から、平成26年度に台風等により被災した県有建物等3件について、公益財団法人道府県会館の建物共済に係る災害共済金を請求することなく3年の時効期間を経過したため、災害共済金45万8,300円について受領できなくなったとの報告がありました。

委員から、発生原因に引き継ぎの不備があったことを踏まえて、再発防止策として、担当者間の引き継ぎは原則として文書により行うことを挙げているが、例えば未処理の支払いや請求について漏れがないよう、統一的な引き継ぎの様式を検討してはどうかとの質問がありました。執行部からは、様式を定めることで事務が煩雑になるというデメリットもあるが、引き継ぎが不十分であったことによりこのような事態となったのは事実であるため、引き継ぎのあり方について今後検討したいとの答弁がありました。

別の委員から、行政の事務において、引き継ぎが十分でなかったことが原因で起こる瑕疵をよく耳にする。今回の件については、年度をまたいで請求ができるとのことであるが、引き継ぎが完全ではないということを前提とすれば、行政の基本姿勢として、当該年度に全て終わらせておくべきであるとの意見がありました。

次に、教育委員会についてであります。

平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について、執行部から、本県の公立学校において、暴力行為は平成27年度より減少した。また、いじめの認知件数は平成27年度とほぼ同数であり、特に高等学校における認知件数が増加しているとの説明がありました。

委員から、いじめの発見のきっかけとして、小学校、中学校では本人からの訴えが3割強で

あるのに対し、高等学校では8%を切っているが、どのように捉えているかとの質問がありました。執行部からは、高等学校では、アンケート調査など学校の取り組みにより発見の割合が高まっており、高等学校における、積極的にいじめを認知して対応していこうという取り組みが進んだ結果だと捉えているとの答弁がありました。

別の委員から、県と市町村が一緒になって、子供たちのことを第一に考えて取り組みをしていかなければならないが、特に生徒の集中する高知市とはどのように連携しようとしているのかとの質問がありました。執行部からは、学力問題だけでなく、厳しい環境に置かれている子供たちへの支援も、高知市と協力して取り組もうとしている。課題解決に向けて意見交換も進めており、来年度の取り組みに生かしていきたいとの答弁がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。



## 採 決

○議長（浜田英宏君） お諮りいたします。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第1号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浜田英宏君） 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されまし



た。

次に、第2号議案から第9号議案まで及び第11号議案から第28号議案まで、以上26件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 全員起立であります。よって、以上26件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、第10号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

これより請願の採決に入ります。

まず、請第1—1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、請第1—2号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、請第2—1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、請第2—2号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

お諮りいたします。

請第3号「難病医療費助成制度における診断書料の公費助成制度創設を求める請願について」の請願については、取り下げたい旨の申し出があり、委員長報告は承認であります。この申し出を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、本請願の取り下げは、委員長報告のとおり承認することに決しました。



**議案の追加上程、提出者の説明（第29号—第31号）**

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔提出書 巻末271ページに掲載〕

○議長（浜田英宏君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました第29号「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例議案」から第31号「高知県収用委員会の予備委員の任命についての同意議案」まで、以上3件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

（知事尾崎正直君登壇）

○知事（尾崎正直君） ただいま追加提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、第29号議案は、退職給付の官民均衡を図る観点から国家公務員の退職手当の支給水準が引き下げられることを踏まえ、県として必要な措置を講ずるよう、職員の退職手当について引き下げる改正を行うために必要となる条例議案を提案するものであります。

県としましては、職員の退職手当制度については国家公務員の制度に準ずるという、従来からの基本的な考え方などにに基づき慎重に検討してまいりました結果、職員への周知期間などを考慮して、平成30年2月1日を施行日とする改

正を行うこととしたものであります。

次に、第30号議案と第31号議案は、いずれも人事に関する議案であります。このうち、第30号議案は、高知県収用委員会委員の西原眞一氏と山下訓生氏の任期が今年31日をもって満了いたしますため、両氏を再任することについての同意をお願いするものであります。

第31号議案は、高知県収用委員会予備委員の鶴岡香代氏の任期が今年31日をもって満了いたしますため、同氏を再任することについての同意をお願いするものであります。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

**採 決**

○議長（浜田英宏君） お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案のうち、第30号「高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案」及び第31号「高知県収用委員会の予備委員の任命についての同意議案」、以上2件の議案については、この際他の議案と分離して、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第30号「高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

初めに、西原眞一氏を高知県収用委員会の委員に任命することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浜田英宏君） 全員起立であります。よって、西原眞一氏を収用委員に任命することにつ

いては同意することに決しました。

次に、山下訓生氏を高知県収用委員会の委員に任命することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 全員起立であります。よって、山下訓生氏を収用委員に任命することについては同意することに決しました。

次に、第31号「高知県収用委員会の予備委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。

ただいま議題となっている議案のうち、第29号議案につきましては、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会に意見を求めるため、暫時休憩いたします。

午前10時57分休憩



午後1時再開

○議長(浜田英宏君) 休憩前に引き続き会議を開きます。



### 諸般の報告

○議長(浜田英宏君) 御報告いたします。

地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会に意見を求めてありました第29号議案につきましては、国家公務員に準じて措置しようとするものであり、やむを得ないものと判断する旨の回答書が提出されました。その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔人事委員会回答書 巻末272ページに掲載〕



### 質疑

○議長(浜田英宏君) これより質疑に入ります。通告がありますので、発言を許します。

31番坂本茂雄君。

(31番坂本茂雄君登壇)

○31番(坂本茂雄君) お許しをいただきましたので、ただいま議題となりました第29号「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例議案」について、質問をさせていただきます。

5年前の退職手当引き下げのときには、長年勤められた定年退職者が大幅に引き下げられた退職手当を突きつけられる中、施行日が3月1日となったこと、経過措置も年度途中で切りかえられることで、悩みつ、いわゆる駆け込み退職を選択せざるを得なかった方々がいらっしやったことをきのうのように思い出します。

そして、今回も5年に1度の見直しということで、平均約79万円の減額を年度内に施行するための「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例議案」が提出されました。

今年度末の退職予定者数は知事部局で79名、教育委員会で287名、警察本部で48名、公営企業局で2名と、合計416名に上っております。これらの皆さんは、県職員、警察官、教員などとして採用されて間もなく、昭和56年から6年間にわたって人事院勧告の一部あるいは完全凍結によって賃上げを据え置かれ、さらに三位一体の改革なども踏まえ、本県独自で5年間にわたって給与カットがされて、さらに平成25年には給与の特例減額が行われ、そのことによる財源は、高知県職員等こころざし特例基金として活用されるなど、勤務年数の約3分の1の期間は賃上

げの抑制、給与カットを受け続けたという厳しい状況の中で、懸命に県勢浮揚のために尽力されてきた方たちばかりなのです。

また、本条例改正議案の大きな問題となっている施行日に関して述べますと、前回改正された5年前、全国の都道府県では22団体が、県内市町村もほとんどが翌年度の4月1日に施行されています。つまり、国に準じる改定を実施するとしても、その施行期日は必ずしも年度内施行ではない独自の判断を、各団体がなされていましたし、今回もそのような団体はあるのだろうと思います。今回の提案で2月1日を施行日としたのは、いわゆる年度途中での駆け込み退職を生じさせないための苦肉の策ではないのかと思わざるを得ません。そんなことを踏まえたとき、改めて「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」の施行日を平成30年4月1日とすることができないかとの思いで、順次質問をさせていただきます。

今回の退職手当の見直しに関して、11月17日付の総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」の中に、「第3 退職手当の支給水準の引下げについて」の項があります。この「第3 退職手当の支給水準の引下げについて」は、地方公務員の退職手当については、各地方公共団体において地方公務員法の趣旨を踏まえ、今般の国家公務員の退職手当制度の改正に準じて適切な措置を講ずることが主であって、施行日を規定しているものではありません。

にもかかわらず、このいわゆる技術的助言を踏まえ、5年に1度見直しを行うということ、さらに技術的助言に従うことの妥当性について知事にお聞きします。

総務部長は、職員組合との交渉の中で退職手当の引き下げについて、年度内施行しない場合、県民の皆さんの負担がふえると説明されていましたが、この説明に対して違和感を覚えました。

今年度末の退職手当については、本来、当初予算で計上されていたものであり、それが予定どおり執行される場合には負担が新たに増加するものではなく、負担がふえるとは言えないのではないかと思います。

もしそういうことであれば、当初予算が減額されない場合の事業予算も、同様に県民の負担がふえるとの理解もできるわけであり、通常そのようなことはないと思うのですが、改めて、年度内施行しない場合、県民の皆さんの負担がふえるとの考え方に変わりはないのか、総務部長にお聞きします。

今回も、前回同様、職員組合の理解と納得が得られず、合意のないまま退職手当を引き下げる議案が提出されました。

前回の退職手当引き下げの条例議案を審議した平成24年12月定例会における私の質問に対して、知事は、「職員団体との話し合いに当たっては、意見を聞いて合意を目指し、場合によっては提案を変更することもあり得るという基本姿勢で臨むように指示をしているところであります。今回の話し合いは、先ほど御説明しましたとおり、職員にとって大変厳しい内容でありますことから、課長、部長、副知事と話し合いを丁寧に行うとともに、職員団体から出された意見については、真摯に検討を行い、意見を踏まえて、条例の施行日や段階的に引き下げていくための経過措置の時期については、2度にわたって修正案をお示しし、御理解を求めたところであります。議会に提出しました案については、この2度の修正を加えた成案であります。残念ながら職員団体の理解を得ることはできませんでしたが、十分な周知期間が必要との意見も踏まえて、職員に早期に制度を示すためにも、今議会で判断をいただくことが必要と考えたところでございます。今後とも、職員団体には誠意を持って対応をしていきたいと考えております」

との答弁をされました。

そこで、総務部長にお伺いしますが、今回の成案は職員組合への提案内容を何度修正されたものなのか。また、12月18日に総務部長名で県議会議員各位宛てに示された文書には、前回、平成24年の退職手当の引き下げの際も、職員団体との合意に至らないまま12月定例会の最終日に条例案を提案しておりますと記述がありますが、前例があるから今回も合意なしで提案をするという考え方と受けとめざるを得ません。このような交渉事項の最たるものである勤務労働条件の変更について、職員団体との合意なしで提案することに何の反省もないのか、あわせて総務部長にお伺いします。

知事は、これまで述べられてきた、職員団体との話し合いに当たっては意見を聞いて合意を目指し、場合によっては提案を変更することもあり得るといった基本姿勢を変えるのかどうか、お伺いします。

職員団体に対しての当初の提案以降、交渉の直前になって明らかにされた、再任用合格者が途中退職した場合の取り扱いについてお伺いします。県庁職員として定年まで勤め上げるのが本旨であるとはいえ、今回のような提案を受け、心ならずも駆け込み退職を選択する職員を否定することもできません。総務部長も交渉の場で、再任用で働きたいと意欲を持っておられる方が、今回のひどい仕打ちで心が折れ、周りの職員に申しわけないという思いはあるけれども、再任用で働くために気持ちを切りかえるために退職をされる方など選考させていただくと回答されています。そのように言わざるを得ないような思いを抱くなら、合格取り消しという対応は踏絵以外の何物でもないと思わざるを得ません。駆け込み退職を助長するような制度に改正をした上で、駆け込むなら容赦はしないという対応姿勢が職員の心にどう伝わるのかを考えていた

だきたいと思います。

退職手当を約79万円ほど減額しておきながら、途中退職者に対して、年度末での定年退職という受験資格を満たしていないことから合格を取り消す、その上で、その職員を対象に改めて再任用選考を実施することとなるとされていますが、合格取り消しの必要はないのではないかと考えますが、副知事にお伺いします。

今年度末退職される予定の方からは日ごろから、上司からは、仕事のできない理由ばかりでなくできる方法を考えよと言われるとお聞きしています。まさに、これは知事の言葉でもあろうかと思われまます。その退職予定の方からは、だったら知事も、退職手当に関する条例改正の施行日を平成30年4月1日とすることには、できない理由ばかりを探すのではなくできる方法を検討してもいいじゃないかと述べられていました。

知事は、施行日を4月1日にできる方法についてどのようなことを検討されたか、お伺いします。

今回の議案の施行日については職員組合との交渉でも、駆け込み退職の蓋然性が高く、県民サービスへの影響がないようにしなければならず、2月1日施行が適当と判断したとされていますし、とにかく駆け込み退職を回避することが施行日判断の根拠であると言わんばかりの対応であることが明らかとなっています。

しかし、年度途中で施行する限り、このような問題は今後も生じることとなることは明らかですので、今後は、国が見直さざるを得ない場合でも、混乱を招く年度途中の見直しではなく、新年度の見直しということにすべきとの国への申し出はできないか、知事にお伺いをいたしまして私の第1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 坂本議員の御質問にお答

えをいたします。

まず、退職手当の5年に1度の見直しと国の技術的助言についてのお尋ねがございました。

国家公務員の退職手当につきましては、平成26年7月25日の閣議決定、国家公務員の総人件費に関する基本方針において、官民比較に基づき、おおむね5年ごとに退職手当支給水準の見直しを行うこととされております。退職手当についても、他の給与と同様に官民均衡を図ることが重要であり、定期的に見直しが行われることは妥当だと考えております。

また、国の改正に合わせて、総務副大臣通知によって、地方に対しても国と同様の改正を要請する技術的助言がございました。この技術的助言につきましては、県職員の退職手当の見直しに際して十分に参考にすべきものと考えております。県職員の退職手当につきましては、地方公務員法に定める均衡の原則に基づきまして、従来から国の制度に準じた取り扱いをすることを基本としておりますことから、県庁組織の長として心苦しいことではございますが、今回も国に準じて引き下げを行う必要があると判断したものでございます。

次に、職員団体との話し合いに当たっての基本姿勢につきましてお尋ねがございました。

お話にありましたとおり、職員団体との話し合いに当たっては、意見を聞いて合意を目指し、場合によっては提案を変更することもあり得るという基本姿勢で臨むように指示をしているところであります。

今回の見直しに当たりまして、条例改正の施行期日を4月1日とすることなど、職員団体からの要求内容の実現の可能性を検討いたしましたが、提案内容を変更することは困難であると考えたことから、今回は提案内容を見直すことなく、また合意にも至りませんでした。

しかしながら、職員団体との話し合いに当たっ

ての基本姿勢は、従来の考え方に変わりはありませんし、今後もその考え方を変えるものではありません。

次に、退職手当の見直しの施行日を4月1日とするためにどのような検討をしたのかのお尋ねがございました。

国が退職手当の見直しを年度内に行う中で、国準拠を基本としている本県が退職手当の見直しを来年度に施行することにつきましては、今年度末に退職する県職員に支給する退職手当が国家公務員の支給水準を上回るることとなることの是非と、来年度施行により生じる財政的な影響の2点について検討する必要がございました。

1点目につきましては、公務員を取り巻く厳しい環境のもと、特に給与に関することは県民の関心が高いものと認識しており、国家公務員の支給水準を上回る退職手当を県職員に支給することは、県民の理解が得られないと考えたところであります。

2点目の財政的な影響につきましては、施行期日を4月1日とした場合に、年度内施行であれば支出することのなかった退職手当の相当額は県全体で約3億3,000万円となり、かなりの規模となるところであり、この点を考慮したものであります。

これらの検討の結果、4月1日に施行することは適切ではないと判断したものでございます。

最後に、国への申し出についてのお尋ねがございました。

国家公務員の退職手当につきましては、国は閣議決定に基づいて、おおむね5年ごとに退職手当の見直しのために官民比較を行うこととしております。今回については、平成27年度の退職給付の官民較差について、平成29年4月に人事院が調査結果及び見解を示しております。その見解を踏まえた法案が12月に成立し、来年1月1日に施行されますので、平成29年度退職者

に適用されることとなり、2年おくれで官民較差を解消することとなります。

仮に、退職手当の見直しを新年度に行うこととなると、平成27年度の退職者の官民較差を平成30年度に解消することとなり、3年おくれることとなります。この点は、官民較差の早期是正の観点から望ましくないと考えているところでもあります。

また、県の退職手当の見直し時期に関しましては、官民較差の早期是正の観点及び国家公務員への準拠の観点からは少しでも早く改正をすべきであり、今回の改正についても施行時期を4月におくらせることは妥当ではないと判断をいたしました。

したがいまして、御指摘のような国への申し出は適当ではないと考えております。

私からは以上でございます。

(総務部長梶元伸君登壇)

○総務部長(梶元伸君) まず、県民の皆様の負担についてのお尋ねがございました。

今回行おうとしている退職手当の引き下げによりまして、県全体では約3億3,000万円の予算の減額が見込まれております。条例の改正を年度内に施行しない場合、減額すべきであった予算が減額できなくなることによりまして、結果的に本来県民の皆様が負担しなくてもよいものを負担させてしまうこととなり、そういう意味で、負担がふえることになると考えております。

なお、御指摘にありました、当初予算が減額されない場合の事業予算につきましては、事業の内容にもよりますが、一般的には県民の皆様の負担により当初予算計上の目的を達成したと評価できるものであり、今回の退職手当の見直しのように、年度の途中で事情が変更したものと同列に議論することは必ずしも適当ではないと考えております。

次に、職員団体への提案内容を何度修正した

のか、また今回も合意なしで提案するという考え方に何の反省もないのかのお尋ねがございました。

職員団体に対しましては、先月27日に今回の改正内容の提案をし、その後の話し合いを行った結果、その内容を修正することなく条例議案を提案させていただいております。

職員団体からは、今月の6日に要求書の提出をしていただきました。要求書におきましては、退職手当の見直し案の撤回、施行時期を来年度以降とすることなどの要求をいただきました。また、その後の断続的な折衝の中において、口頭ではありますが、職員の退職後の生活に与える影響の大きさに鑑み、3つの項目、第1に退職時に特別に昇格させること、第2に退職手当の算定に当たって退職前5年間の職務の級に応じて加算される調整額を国と同額にすること、第3に段階的に引き下げを行う経過措置を設けることといった、退職手当の減額を緩和するための要求もあわせてなされたところであります。これらの要求につきまして、それぞれ検討を行わせていただきました。

このうち職員団体から最も強い要求がなされたのは、施行期日を来年度以降とすることでありました。国家公務員については、官民較差を速やかに解消するため、来年1月1日を施行期日としたところですが、本県が施行期日を来年度以降にいたしますと、本年度末に退職する職員に対し、国家公務員の支給水準を上回る退職手当を支給することとなるとともに、年度内に施行していれば必要のない費用、約3億3,000万円を負担することとなりますことから、県民の皆様の理解が得られないと考え、要求に応じることはできませんでした。

また、退職手当の見直し案の撤回につきましては、退職手当を含む職員の給与については国家公務員の制度を基本とする中で、職員の退職

手当についても今回の国家公務員に対する措置に準じて見直す必要があることから、要求に応じることはできませんでした。

さらに、口頭で要求をいただきました3つの項目について、第1に、退職時の特別昇格につきましては、職員の給与に関する条例で定められております級別職務分類表に適合しない級への格付、いわゆる、わたりとなってしまいます。

第2に、調整額を国と同額にすることにつきましては、まず国は、平成27年に地域間及び世代間の給与配分の見直しなどの給与制度の総合的見直しを実施し、これにより俸給表を最大4%程度引き下げるとともに、この引き下げが退職手当に影響を及ぼさないよう調整額の引き上げを実施しております。他方、本県においては、地域の民間との均衡が保たれており、かつ国家公務員の給与水準を上回る状況にないことから、給与制度の総合的見直しによる給料表の引き下げを実施しておりませんので、調整額のみを国と同額とすることは、国の退職手当制度を超える措置となってしまうところであります。

第3に、経過措置を設けることにつきましても、国にはそのような経過措置がありませんので、国の退職手当制度を超える措置となってまいります。

以上のことから、いずれの対応についても、国を超える措置について県民の負担を伴うものであり、実現が困難と判断をさせていただきました。

以上のとおり、職員団体からいただいた要求のいずれも対応することが困難でありましたことから、当初の提案内容の修正には至らなかったものであります。

また、前例があるから、今回も合意なしで提案するという考え方に対するお尋ねがございました。

前回の退職手当の見直しについては、職員団

体の合意が得られない中での条例議案の提出でございましたが、今回の見直しに当たり、当然のことながら職員団体と合意をすることを目指しておりました。ただし、先ほどお答えした考え方によりまして、来年度に条例を施行することは考えられないとの認識でありました。

一方、職員団体は、私どもからの提案の前から、仮に退職手当を引き下げるとしても4月1日施行とするよう強く主張しておられました。

このような施行期日をめぐる認識の相違から、課長レベルでの話し合いを求めましたけれども、4月1日施行がない中でこれ以上話し合いはできないと、職員団体の同意を得ることができず、その後、私、また副知事による話し合いを行いましたものの、職員団体の合意は得られませんでした。

職員団体との合意を得ることを目指していたものの、このような結果となったことにつきまして、実際に話し合いを行ってまいりました当事者としたしましては非常に残念に感じております。しかしながら、今後もさまざまな課題について、職員団体の皆様と話し合いをさせていただくこととなりますので、合意を得られなかったことを決して前例にすることなく、職員団体の御理解が得られるよう努めてまいりたいと考えております。

(副知事岩城孝章君登壇)

○副知事(岩城孝章君) 再任用合格者が途中退職した場合に合格を取り消すことについてお尋ねがありました。

現在の再任用制度は、平成25年3月の総務副大臣通知に基づき、定年退職する翌日から年金支給開始までの間、無収入の期間が発生しないよう雇用と年金の接続に配慮するとともに、新陳代謝や組織活力の維持を行いつつ職員の能力を十分活用していくことを目的として、希望する方を対象に実施をしております。このため例



年10月に、次年度に採用する再任用職員の募集を行い、そのうち年度末定年退職者など、雇用と年金の接続を考慮する必要がある方に対して、その他の応募者に先立って12月中下旬に合格発表を行っているところです。

このたびの平成29年度再任用職員選考考査に合格した方が年度末を待たずに途中で退職した場合は、今年度末に定年退職する者といった、当該選考考査の受験資格を満たさなくなりますことから、退職をした時点で一旦合格を取り消すことになるものです。しかしながら今年度におきましては、合格者のうち、1月末までに退職をし再任用を希望する方に対しては、再任用職員の募集後に退職手当の減額を行うこととした経緯を踏まえ、改めて再任用選考考査を実施したいと考えているところです。

○31番（坂本茂雄君） 2問目をさせていただきたいと思います。

1つは、これは質問にはならないわけですが、事前通告制という形をとっておりますので、先ほど議場に配付された、人事委員会の地公法第5条第2項の規定に基づく意見についての回答、これに関しての質問がどうしてもできないわけですね。これは、今初めて議場で配付されるものですから。これを想定した上で質問を通告するということもあり得ないわけで、そういう意味では非常に残念な思いがするわけです。

というのは、国家公務員に準じて措置しようとするものであり、やむを得ないものと判断する。このやむを得ないという言葉に何が込められているのかなということ、私は聞いてみたいわけですね。何も問題なければ、適当であるものとすると言えばいいだろうと思うんですけども、そこをやむを得ないというふうに言うというのは、ある意味不本意ながらやむを得ないものとするということなのではないかなというふうに思ったりもするわけですが、このこと

は質問ができませんので、これを、回答を見た上での私の感想として述べさせておいていただきたいというふうに思います。

再質問なんですが、やはり、実は論点は1つではないかなと。結局、施行日をめぐっての判断の中に、1つは先ほどから言われている国に準じるということ、あるいは財源負担、本来ならばしなくてもいい3.3億円を負担しなければならないということなど、そういった、執行部からいけば県民に理解してもらえない要素がないということなのだろうというふうに思うんですけども、そこをまさに執行部として判断して、県民に理解を求める努力をどうしていくのかということだろうと思うんです。

1つは、先ほど言いましたように、施行日の関係については、この技術的助言においてそこまで求めているものではないということがあります。定例会の質問初日の自民党西内議員の質問に副知事が、高知県の職員は非常に優秀だと思う、予算編成時において時として知事や私がブレーキをかけなければならないほど、新たな視点で実効性のある施策を積極的に提案してくると評価された。そういう評価された働きぶりで、尾崎県政を支えてこられたと思うんですね。

その一方で、今回退職される予定の方は、先ほども言ったような、勤務年数の約3分の1は賃上げの抑制や、あるいは給与カットを受けるような勤務だったわけで、しかも今年度末退職予定者の皆さんは、2000年以降、2008年に500円の給与の引き上げがあったのみで、さらに以降、昨年まで何らの引き上げはなくて、ことしやっと200円引き上げられたというのが実態なんですね。そういう中で、モチベーションを維持しながら尾崎県政を10年支えてこられた方に対して、言えば気持ちよくこの県庁を卒業してもらおうというようなことで考えればどうなのか。

さらに、財源3.3億円と言いますが、この間給

与カットなど、負担が減った過去の累積は、平成17年度から職員の給与減額措置による累計額約109億円ですね。職員数削減分も加えると、給与カット前の平成16年度と比べて、平成25年度の人件費総額は219億円縮減しております。さらに、高知県職員等こころざし特例基金に活用された給与特例減額分総額約28億円、こういったことに協力をしてきた職員の皆さんが今度退職されるわけです。

そういう人々に対する思いを込めて、県民の方に理解と納得を求めていくという努力をされるのが、私は執行部の対応ではないのかなというふうに思うんですけれども、そのことについて知事にもう一度お伺いしたいと思います。

○知事（尾崎正直君） 県庁職員、大変優秀に頑張ってきていただいています。そして、それに基づいて対価としての給与が支払われるわけがあります。その給与の金額とは、県民の理解を得て決められた金額ということでもあります。官民均衡の原則にのっとり給与が支払われ、優秀な働きに対して報いられるという形になっているのかなと、そのように思います。

頑張っているんで、済いませんけれども、官民均衡原則に外れた給与をお願いできますでしょうかと、そういうことをお願いするということが果たして適当な道なのか。私はそのように思いません。多くの県庁職員は、官民均衡原則のもとで必死になって頑張ってきています。究極的には、県民の理解を得ようとして仕事をしてきたのだと私は思っております。県民の理解の得られないような、そういう形での手当額の支給を訴えていくということは適当ではないと、そのように考えたということです。

先ほど、給与の抑制がずっと続いたというお話がありましたけれども、これも官民均衡原則に基づいて、もしくは国準拠という考え方に基づいて、こういう形で抑制がされてきたという

ことでありまして、県民の理解を得て決められた給与が支給されてきた、その結果だということでもあります。このように給与が下がってきた背景には何があったのか。県民の皆様は給与もまた厳しかったということがあるのでありまして、そのことを踏まえた対応をしていくということが今後も大事だろうと、そのように考えています。

組織の長として、大変頑張ってきてくれた職員の皆さんには心苦しいものがございますけれども、しかしながらやはり県民の理解を得て給与、手当の金額を決めていくという原則をここで崩すべきではないと、そのように考えています。

○31番（坂本茂雄君） 知事は、かつて給与カットをせざるを得なかったときに、今まで身を切った努力をしてくれた職員のためにも、今後ともさまざまな機会を通じて情報発信に努め、県民の皆様はこの点御理解をいただけるよう努めてまいりたいということもおっしゃったことがあります。そういった意味でも、今回のこのことについて、言えば県民に理解を求めるということはせずに、理解はされないだろうという判断を、その事前にされたということではないのかなというふうに思うわけです。

そのことについて、今後もいろんな、例えば職員の給与カットとか、あるいは退職手当の引き下げとか、そういうような事態が生じてくるときに、あらかじめ県民に、じゃあどうなんだろうというようなことを問う、そういう姿勢の結果として提案をされるとか、そういうことを今後されていくようなつもりはないのかどうかということをお伺いして、一切の質問とします。

○知事（尾崎正直君） あらかじめ、こういう給与カットをします、国よりも高いものになります、こういうことでよろしいでしょうか県民の

皆さん、と問うということをするのかどうか。まさに、ここで条例という形で議員の皆さんにお示しをさせていただいて、民主主義の制度のもとで県民の代表者たる県議会の議員の皆さんに御議論をいただくということで、県民に問うておるということではないのかなと、そのように思います。ですから、この給与の決め方については、こういう形で条例を提出させていただいて、議員の皆さんに御審議いただくということでやらせていただくことが妥当だろうと思っています。

他方で、職員の頑張り、これを県民の皆さんに正しく御理解いただくようにお伝えするということが非常に大事だろうと、そのように思っています。県民の皆様から、職員、私も含めてありますが、いろいろとお叱りも受けることもあります。しかし他方、非常に頑張ってお褒めいただきたいと、そのように思うこともあるわけであり、厳しい御意見には耳を傾けるのは当然でありますけれども、お伺いしながら、あわせてこういう形で職員もまた苦労しながら頑張っていますということをしっかりお伝えしていく機会はしっかり持っていきたいと、そのように考えています。県の広報番組にもそういう側面もあるんだろうと思いますし、また対話と実行行脚などを含め、県民の皆さんとの対話の中において、私は褒めるべきは褒める、そういうことでやってきたつもりであります。

そういう形で、職員が、また給与という面もありますが、その他の面においても県民の御理解を得て、ある意味報われる県庁職員としての仕事が展開されるようにしていければなど、そのように考えているところです。

○議長（浜田英宏君） 以上をもって、議案に対する質疑を終結いたします。



#### 議案の付託

○議長（浜田英宏君） これより議案の付託をいたします。

（議案付託表配付）

○議長（浜田英宏君） ただいま議題となっている第29号議案を、お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

付託されました総務委員会は、速やかに審査の上、結果の報告を願います。

〔議案付託表 巻末273ページに掲載〕

審議の都合により、暫時休憩いたします。

午後1時35分休憩



午後5時再開

○議長（浜田英宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



#### 諸般の報告

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

総務委員会から審査結果の報告があり、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔委員会審査結果一覧表 巻末287ページに掲載〕



#### 委員長報告

○議長（浜田英宏君） これより常任委員長の報告を求めます。

総務委員長坂本孝幸君。

(総務委員長坂本孝幸君登壇)

○総務委員長(坂本孝幸君) 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第29号議案については、修正案が提出され、採決の結果、賛成少数で否決されました。引き続き、原案について採決の結果、賛成多数をもって可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

当委員会に付託された条例議案は、国家公務員退職手当法等の一部改正を考慮し、県職員の退職手当に係る調整率を改定しようとするものであります。

執行部から、提案された条例議案について、国家公務員制度に準じて退職手当に係る調整率を来年2月から引き下げようとするものであるとの説明がありました。

委員から、法的な根拠のない人事院の報告に基づいて、退職手当の性格の異なる民間準拠という考え方には妥当性がないのではないかとの質疑がありました。執行部からは、国においては平成26年度の閣議決定に基づき官民比較を行って、退職手当水準の是正を行っている。その考え方を、県としても妥当であると考えているとの答弁がありました。

別の委員から、施行日について他の都道府県の動きはどのようになっているかとの質疑がありました。執行部からは、現在把握している範囲では、23団体が年度内施行であり、4月1日に施行することを決めているのは9団体、その他15団体は現時点で未定であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、5年前の改正では県内市町村のほとんどが4月1日施行とされている中、

なぜ県は2月1日施行とするのかとの質疑がありました。執行部からは、いつから施行するかは各団体において判断すべきことであり、県が市町村の対応に合わせるということにはならない。県では、今年度末に退職する県職員に対し、国家公務員の支給水準を上回る退職手当を支給することは県民の理解が得られないと考えており、5年前は3月1日施行としたが、駆け込み退職の蓋然性が高く、県民サービスへの影響がないようにしなければならず、2月1日施行としたところであるとの答弁がありました。

別の委員から、各都道府県で施行日については独自の判断をしている。高知県として施行日を4月1日にするという判断はできないのかとの質疑がありました。執行部からは、非常に心苦しい中での判断である。年度内に施行すれば4月1日施行に対して3億3,000万円の減額となり、これをそのまま執行することは県民の理解が得られないと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見の回答の中で、国家公務員に準じて措置しようとするものであり、やむを得ないものと判断しますとあるが、このやむを得ないものと判断とはどういう意味合いなのかとの質疑がありました。人事委員会からは、やむを得ないという部分については、本来職員の勤務条件に大きくかかわる事柄については労使合意に基づき実施をされることが望ましい。今回の退職金の見直しについては、前回の5年前のときと同様に労使の合意には至らず、議案が提出されたという状況にある。このように、職員の痛みや労使の話し合いが調わなかったことに対する人事委員会の心情的な思いもあつてのことである。労使合意のもとで実施をされることが望ましいが、均衡の原則を基本とする制度運用の観点からはやむを得ないものと考えてい

る。提案内容そのものに対して異論があるというわけではないとの答弁がありました。

また、別の委員から、人事院が行った官民比較調査の結果に基づいて、一般職の職員の給与に関する法律等の改正が行われ、国家公務員の月例給とボーナスは人事院勧告どおり引き上げられた。一方、人事院が行った同じ官民比較調査の結果に基づき、国家公務員退職手当法等の改正も行われ、国家公務員の退職手当は人事院の調査結果どおり支給水準は引き下げられている。この法律の改正に準じて今定例会に提案されている、県職員の月例給とボーナスを引き上げる条例改正については賛成、一方の県職員の退職手当の支給水準を引き下げる条例改正については反対ということでは、県民の理解が得られないと思われるので、この議案については賛成であるとの意見がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。



#### 修正動議、提出者の説明（議発第3号）

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

第29号「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例議案」に対し、議員石井孝君ほか11名から修正動議が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第3号 巻末274ページに掲載〕

○議長（浜田英宏君） ただいま御報告いたしました第29号「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例議案」に対する修正案を、本案とあわせて一括議題とし、提出者の説明を求めます。

25番石井孝君。

（25番石井孝君登壇）

○25番（石井孝君） ただいま議題となりました議発第3号「第29号職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例議案に対する修正案」について、修正動議提出者を代表して提案説明をさせていただきます。

この修正案は、「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例議案」の附則にある「この条例は、平成30年2月1日から施行する。ただし、第1条中職員の退職手当に関する条例第7条第5項第2号の改正規定は、同年4月1日から施行する。」を「この条例は、平成30年4月1日から施行する。」とするものです。

そこで、修正案を提案する理由といたしまして、まずは今回提出されている「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例議案」に関する問題点を3点指摘させていただきます。

まず1点目は、坂本茂雄議員からの質問に対して執行部から繰り返し説明された、国準拠あるいは国の支給水準を上回る退職手当となるとの考え方であります。

国家公務員退職手当法の改正に準じて調整率を引き下げるとしても、その施行期日は各自治体で決定することとなります。前回改正された5年前、全国の都道府県では22団体が、県内市町村もほとんどが翌年度の4月1日に施行されています。今回改正も全国の都道府県9団体が翌年度の4月1日に施行を決定しています。つまり、国に準じる改定を実施するとしても、その施行期日は、当該職員団体との議論状況や年度途中での駆け込み退職者を発生させないことなどを考慮し、さらには議会の慎重な審議を要するため、各団体で独自の判断がなされるものだと受けとめています。

そもそも、国の1月1日施行にも問題がありますが、年度途中で支給率を改正することによる問題点は、先ほど申し上げました、駆け込み退職の助長による県民サービスへの影響、職員

の退職後の生活設計への影響、勤務に対するモチベーションへの影響など決して少なくありません。

官民較差の是正については、官民均衡の原則からして必要な措置を講ずることは共通の理解ですが、本来必要な措置とは、国の支給水準を上回る退職手当を支給することとならないようにすること、県民の理解を議会で早急に得ること、3億3,000万円の必要ない費用を発生させないことなのでしょうか。

今回の提案は、議会閉会日直前に追加議案として提出し、職員の意見も十分に聞く間もない中で、職員団体とは物別れしたまま、県民の理解を得られるかどうかは議会の判断に委ねるとする結果となっています。県民の理解、いわゆる民意を議会に求めるならば、拙速な判断が慣例化することへの懸念や退職金に対する民間も含めた他団体への影響も考える必要があるのではないかと。議会においても十分な審議時間を保障することを重視すべきではないでしょうか。

さらに言えば、前回も今回も引き下げだからこういった話をしているわけではありません。仮に調整率が引き上げられたとしても拙速な議論や決定は避けるべきであり、そんな中での年度内施行が問題を大きくしているように感じます。

つまり、改正議案の最大の問題は、施行日を年度途中の来年2月1日とするため拙速な議論となっているという点です。

2点目の指摘は、県民の理解が得られないという説明です。30年以上県民の皆様のために尽力され、とりわけ県勢浮揚に向けてエンジン全開で走る尾崎知事のもとで働く職員の皆さんの御奮闘には、本当に頭の下がる思いです。定年間際まで膨大な業務をこなし、あと3カ月余りで退職される職員に対して、突然年度途中で退職金を減額するという厳しい内容を突きつける

ことに思いをはせれば、施行日を来年度とすることに理解を示す県民は少なくないと考えます。知事も心苦しい、人事委員会もやむを得ないとの表現からも、酌み取れるのではないのでしょうか。

3点目の指摘は、改正条例議案の当初説明では触れられていませんでしたが、これも坂本議員の質問にありました、再任用の合格者が1月中に退職した場合は合格を取り消すという取り扱いについてです。再任用の選考考査の案内には確かに、定年退職日である3月31日より前に退職した場合、通知の内容、つまり合格を取り消す場合がありますと記載されています。取り消す場合があるのは、再任用合格後に重い病気を患ったり、家族の介護のために定年を待たずに退職せざるを得なかったりするケースが想定されますが、今回の退職手当の削減により、1月末で退職を考える職員がいらないとは限りません。退職手当削減の年に定年を迎える年代の、いわば特殊な要因です。退職手当を削減することに加え、こういった取り扱いを表明することは、余りにもひどい仕打ちではないのでしょうか。

これは、今年度末で退職を迎える職員に対してだけではありません。現役の多くの職員が、同じ釜の飯を食う組織人に対する県の執行部としての姿勢を、そして議会としての判断に注目していると思います。結局、これも年度途中の施行という問題点の一つではないのでしょうか。

今回、私どもが提出した修正案は、施行期日を2月1日でなく4月1日とするという、1点のみの修正案です。施行期日を年度当初である4月1日とすることで多くの問題が解消されます。

まず、退職手当の削減に伴う駆け込み退職は想定されません。定年を迎えられる職員の皆さんが、定年退職日である3月31日まで働かれ、

晴れやかに県庁人生を終えられます。最後の最後になってこのような仕打ちが待っているとはなどという、ネガティブな思いになることはありませんし、現役職員の不安もなくなります。そして、最後に指摘しました再任用の合格取り消しにつきましても、執行部からそのような提案をすることなく、組織内部の信頼関係が損なわれることはありません。

坂本議員からも指摘されていましたが、今年度末で退職されるチーフやスタッフ職の皆さんの多くは、ここ10年くらい賃金が上がっていない現実もあります。今年度の人勤でやっと上がったのが月額200円です。そんな厳しい状況の中でも、時には家族との時間を犠牲にし、自身の健康をも犠牲にしながら、この数年間尾崎県政を支え、精いっぱい県民の皆様のために働いてこられました。

制度のルール上、調整率による引き下げはやむを得ないとしても、やはり年度後半での提案から年度途中施行は拙速であり、民意とする議会としても十分な議論ができたと言えるでしょうか。少なくとも施行期日を4月1日とすべきであると考えます。

知事からは、国に準拠する従来からの基本的な考え方をもとに慎重に検討した結果の提案であるとのお話でした。尾崎県政が職員と一丸となって県政課題の克服に向け突き進んできた結果、さまざまな指標が改善されてきている状況下で、頑張ってきた職員の年度途中の退職金の引き下げ条例改正議案の提案は、さぞ断腸の思いではないかと推察します。あとは、同僚・先輩議員の皆様の賛否に委ねられました。施行期日を4月1日とする修正案で丸くおさまるのではないかと考えます。

以上、議発第3号「第29号職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例議案に対する修正案」の提案理由を述べさせていただきます

ましたが、同僚・先輩議員の御賛同をいただきますよう何とぞお願い申し上げまして、提案説明といたします。(拍手)

○議長(浜田英宏君) ただいまの第29号議案に対する修正案については、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会に意見を求めてありましたところ、修正案は、施行日を平成30年4月1日とするものでありますが、地方公務員法に定める均衡の原則のもと、国家公務員に準じて遅滞なく措置することが適当であると判断する旨の回答書が提出されました。その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔人事委員会回答書 巻末276ページに掲載〕



## 討 論

○議長(浜田英宏君) お諮りいたします。

この際、委員長並びに修正案提出者に対する質疑を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

35番吉良富彦君。

(35番吉良富彦君登壇)

○35番(吉良富彦君) 私は、日本共産党を代表し、第29号「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例議案」に反対し、議発第3号の修正案に賛成する討論を行います。

本条例は、2月1日以降に退職する職員の退職手当を平均約79万円引き下げるというもので、本年度末退職予定者の既得権を奪う暴挙と言わ

ざるを得ません。既に2012年の条例改正で400万円もの引き下げを受け、さらに今回一方的な減額を行うことは、公務労働者の生涯設計に大きな影響を及ぼすものです。

退職手当は、人事院の見解にあるように、退職後の生活を支える重要なものであり、職員は現行の退職手当の支給水準を見込んで生活設計を立てています。年金支給年齢の引き上げもあり、民間は退職後フルタイム再雇用だとしても、公務の場合には、定員管理上、短時間の再任用などが主であり、退職後の生活に不安を抱えている上に、この不利益変更は断じて許されません。

今回の見直しの根拠としたものは、法的に民間準拠とは定められていない退職手当に関して、人事院が政府の求めに応じて行った民間との比較調査です。それは法的な権能を持った勧告ではなく、単なる意見にすぎません。退職手当は、最高裁判例で賃金とされ、公務員の退職手当法詳解でも、賃金の後払い的な性格を有しているとしています。人事院も見解で、退職給付は職員の退職後の生活設計を支える勤務条件的な性格を有していると述べ、退職手当の労働条件性を認めています。労働条件としての退職手当を、法的根拠もなく、労働組合との合意もなく、一見解が出たからと政治主導で一方的に不利益変更を決めることは、公務労働者の権利侵害であり、断じて認めることはできません。条例議案は撤回すべきです。

さらに、問題なのは、雇用保険による退職給付適用がないという公務の特殊性を無視した比較調査方法です。官民比較調査は、公務員にはないが民間には支給される雇用保険による退職給付をカウントせずに、退職手当額だけで比較して、78万1,000円公務員が上回るとしています。実際に、老後の生活、退職後の生活を考えた場合には、民間であれば事業主負担も含めて雇用

保険に基づく退職後の手当の支給という形が見込めるのに、公務のほうにはないという、その点は退職後の生活保障との観点では本来比較の対象になり得べきことです。しかし、こういった点が比較検討されておらず、しかも厳しい再就職規制と退職後も課される守秘義務など、公務の特殊性を踏まえた官民比較にはなっていないこの調査結果は不当であり、それに基づく条例議案は認めることはできません。

政府は、退職手当の性格を、賃金の後払いあるいは生活保障という側面もあるが勤続報償という性格が一番強いとして、長期勤続への報償だという姿勢です。そうならば、労働条件として扱っている民間の退職手当と比較を行うこと自体、そもそも筋が通らず、調査は無効であると言えます。有効と強弁するならば、政府も労働条件だと認めるべきでしょう。何よりも、5年ごとの一方的な官民均衡の確保の閣議決定による見直しは、労働権の侵害であり取りやめるべきものであり、それに無批判に追従する県の姿勢を認めるわけにはまいりません。

これまで、本県は地域の民間給与との均衡を図るため、毎年の公民較差に基づき給与や期末勤勉手当などを見直し、本年度、官民較差調査の対象とした平成27年度の翌年、平成28年度、国が月例給0.17%引き上げても据え置きにするなど、国家公務員を下回る水準にあります。こうした経緯と給与実態を全く考慮せず、一方的に国と同じ調整率引き下げ改定を行うなど、断じて容認できません。

今回の条例議案による不利益は、年度途中退職手当額にとどまらず再任用希望職員に及びます。手当削減という身に覚えのない不利益を回避するため、条例議案の定めた2月1日の実施日までに退職という道を選んだ職員は、年度末での定年退職という再任用受験資格を失ったので、この12月に発せられた再任用合格通知は取



り消され、退職後の生活の支えが奪われるという重大な事態に陥ります。やめざるを得ない原因をつくっておいて、やめるとペナルティーを科すような理不尽なことは許されません。私も、条例議案の撤回を求めるものですが、このような事態を鑑み、少なくとも実施期日を来年度以降へと修正するよう強く求めるものです。

県は、今回の条例実施を年度途中の2月1日とした理由を、国は1月1日としており、4月からとなると国家公務員を上回る退職手当となり、県民の理解が得られないからだとしています。しかし、2012年の退職手当削減実施日を同様の理由で3月1日としたにもかかわらず、県内のほとんどの市町村は新年度4月1日からの実施とし、年度途中退職者の不利益を回避する措置をとりました。これへの批判の声は上がっておらず、全市町村民、すなわち県民の理解を得たという事実があります。また、他県でも年度内ではなく、4月1日施行とした団体が22件あったにもかかわらず、何の不都合も生じていません。

今回の改定に当たっても、9団体が4月1日実施としており、また県内市町村議会での条例案は出されておらず、前回と同様の実施時期になると予想されます。施行を4月1日とし、年度当初に予定された退職手当額を414人の退職予定者に支給し、再任用の既得権も守るよう求めるものです。

以上、「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例議案」に反対し、修正案に賛成する討論といたします。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)



**採 決**

○議長（浜田英宏君） 以上をもって、討論を終

結いたします。

これより採決に入ります。

第29号「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例議案」を採決いたします。

まず、本議案に対する議員石井孝君ほか11名から提出された修正案を採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浜田英宏君） 起立少数であります。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案を採決いたします。

委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浜田英宏君） 起立多数であります。よって、本原案は委員長報告のとおり可決することに決しました。



**議案の上程、採決（議発第1号 意見書議案）**

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第1号 巻末277ページに掲載〕

○議長（浜田英宏君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第1号「地方交付税の削減に反対し、交付税総額の確保を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第1号「地方交付税の削減に反対し、交付税総額の確保を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浜田英宏君） 全員起立であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



#### 議案の上程、討論、採決（議発第2号 意見書議案）

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第2号 巻末279ページに掲載〕

○議長（浜田英宏君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第2号「生活保護費の削減に反対し、生活保護基準の復元を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

34番中根佐知さん。

（34番中根佐知君登壇）

○34番（中根佐知君） 私は、ただいま議題となりました議発第2号「生活保護費の削減に反対し、生活保護基準の復元を求める意見書議案」に賛成の立場で討論を行います。

厚生労働省は、2017年12月8日の第35回社会保障審議会生活保護基準部会において、2018年度から生活扶助基準本体や母子加算を大幅に引き下げる方針を示しました。2004年からの老齢加算の段階的廃止、2013年からの平均6.5%、最大10%の大幅な生活扶助基準の削減、2015年からの住宅扶助基準、冬季加算の削減に引き続くものです。生活保護利用世帯の厳しい生活をさらに追い詰める苛酷な仕打ちというほかありません。

最大で13.7%もの削減となる世帯——夫婦子供2人の世帯にもこうした状況が生じる可能性があり、貧困問題に取り組むNPO団体や日本司法書士会連合会、日本精神保健福祉士協会、各地の弁護士会から、削減に反対する緊急声明が次々と出されています。

部会で配付をされた資料によると、生活扶助費は、夫婦と子供2人の世帯で18万5,270円から15万9,960円へと2万5,310円、13.7%も、また子供2人の母子世帯では15万5,250円から14万4,240円へと1万1,010円、7.1%の大幅削減とな

る可能性が示されました。母子加算についても平均20%、都市部では2万2,790円の場合には4,558円削減の可能性があると、12月9日付の毎日新聞でも報じられています。国が、子どもの貧困対策の推進に関する法律で進めようとしている貧困の連鎖解消の方針に真っ向から反するものです。さらに、75歳の高齢単身世帯では7万4,630円から6万8,840円へと5,790円、パーセントにすると7.8%も、また65歳の高齢夫婦世帯では11万9,200円から10万6,020円へと何と1万3,180円、11.1%もの削減がされる可能性も示したものでした。

この方針に対し各界の反対意見が一気に上がった結果、厚生労働省は、最大約14%減す方向で検討していた支給額を、最大で約5%減す方針を打ち出す結果となりました。

地元紙の社説は、「安易な弱者切り捨てだ」との表題で、この削減幅について、「厚生労働省が専門家の意見を聴くため審議会の部会に示したところ、「生活に急激な変更を生じさせない配慮が重要。(数字を)機械的に当てはめることのないよう強く求める」と、慎重な判断を求められた。結局、厚労省は数日で下げ幅の縮小を決めた。それほど短期間で修正するのなら、当初の数字は一体何だったのかとなる。十分に検討し確かな根拠があったのかどうか、疑われても仕方ない。」「日々欠かせない「生活扶助」を減らされれば、たちまち暮らしに響くはずだ。受給者の生活実態を厚労省はどこまで把握しているのか。弱者に対する姿勢が、あまりに安易というしかない。」と厳しく指摘をしています。

今回の引き下げの考え方は、所得階層を10に分けた一番下位の10%の階層の消費水準に合わせて、生活保護基準を引き下げるというものです。日本では、生活保護の捕捉率——生活保護を利用する資格のある人のうち実際に利用している人が占める割合——が2割以下と言われて

います。下位10%の層には、生活保護以下の生活をしている人たちがもともと多数含まれており、生活保護を利用していない低所得者層と生活保護基準を比べれば、当然生活保護基準が高いという結果になることは当然です。

生活保護基準以下の生活を強いられている人たちが放置されていることこそが問題です。生活保護を利用しない理由としては、自動車の保有を原則として認めていないために、車がなくては生活が著しく不便になる地域では保護申請を諦めるということがあるなど、制度上の問題が大きいとされています。特に、格差が拡大する現代の社会状況では、低所得者層に合わせていけば、際限なく基準引き下げ、生活保護費の削減が進んでいくと危惧されます。

そのため、前回の改定で突然持ち出された下位10%の階層と比較する方法については、2013年に基準引き下げを決めた際の、生活保護基準部会の委員たちからの反対意見同様、今回の基準部会においても委員から反対意見が続出しています。

生活保護基準は、国民生活の最低基準ですから、最低賃金、住民税非課税基準、就学援助など、さまざまな低所得者施策と連動しています。生活保護基準の引き下げスパイラルは、生活保護を利用していない市民全般の生活水準の引き下げスパイラルにつながります。実際、生活保護基準が下げられた後、就学援助の基準が下がる自治体が続出し、年金、医療、介護とあらゆる社会保障制度が削減されて自己負担増となり、今や市民生活全般が危機に瀕しています。さらに、2014年4月からは消費税が8%となり、低所得者、生活保護世帯の暮らしを圧迫しています。また、物価の上昇や円安の影響により、食料品や灯油代等の値上げも喫緊の課題として家計を直撃しています。

憲法第25条は健康で文化的な生活、生存権を

国民に保障し、それを具現化するために生活保護法が存在しています。今、国に求められているのは、扶助のカットではなく、一般低所得世帯にも生活保護世帯にも必要な支援を行い、暮らしの底上げを図り、引き下げの悪循環を断ち切ることです。国民の生活を支えるセーフティネットを痛めつける改定は行うべきではありません。

以上述べまして、「生活保護費の削減に反対し、生活保護基準の復元を求める意見書議案」への賛成討論といたします。同僚議員の皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(浜田英宏君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第2号「生活保護費の削減に反対し、生活保護基準の復元を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



### 継続審査の件

○議長(浜田英宏君) 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元にお配りいたしてあります申出書写しのとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

〔継続審査調査の申出書 巻末282ページ  
に掲載〕

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました閉会中の継続審査の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。



○議長(浜田英宏君) 以上をもちまして、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。



### 閉会の挨拶

○議長(浜田英宏君) 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、台風による被害への対応のほか、経済の活性化や南海トラフ地震対策などを推進するための補正予算を初め、高知県国民健康保険法施行条例議案など当面する県政上の重要案件が提出をされました。議員各位におかれましては、これらの議案に対し終始熱心に御審議をいただき、おかげをもちまして、全議案を滞りなく議了し、予定どおりの日程をもって無事閉会の運びとなりました。議員各位の格別の御協力に対しまして、心から感謝を申し上げます。

また、知事を初め執行部の方々並びに報道関係の皆様方におかれましても、この間何かと御協力を賜りましたことに対しまして、厚く御礼

を申し上げる次第でございます。

ことし一年を振り返ってみますと、大政奉還から150年の節目として3月に「志国高知 幕末維新博」が開幕し、メイン会場となる高知城歴史博物館など各会場にはこれまで多くの観光客の皆様を訪れていただきました。また、3期目に入った産業振興計画におきましては、地産外商の成果を拡大再生産の好循環につなげる取り組みなどが着実に進み、県勢浮揚への動きが感じられる年でございます。

ことしも残りわずかとなりましたが、これから寒さも一段と厳しさを増してまいります。議員各位を初め執行部、報道関係の皆様方におかれましては、くれぐれも御自愛の上、皆様お元気でよき新春を迎えられますよう、また新しい年が県民の皆様にとって希望あふれる明るい年となりますよう心から御祈念申し上げまして、閉会に当たっての御挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

これより、県知事の御挨拶があります。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 平成29年12月議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、平成29年度高知県一般会計補正予算を初め、高知県都市計画法施行条例の一部を改正する条例議案などを提出させていただきましたほか、職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例議案等を本日追加提出させていただきました。議員の皆様方には熱心な御審議をいただき、まことにありがとうございました。また、それぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今議会は、来春第2幕を迎える「志国高知 幕末維新博」、そしてポスト維新博といった観光振興を初め、本県経済の活性化の傾向を確固たるものとするための産業振興について、さらには

南海トラフ地震対策などに関して数多くの御意見、御提案をいただきました。いただきました貴重な御意見や御提言を十分肝に銘じ、私自身も一層気持ちを引き締めて、引き続き対話と実行を基本姿勢として官民協働、市町村政との連携・協調のもと県政運営に努めてまいります。

これから来年度の予算編成が本格化してまいります。その中で、産業振興計画に代表される経済の活性化や日本一の健康長寿県づくり、さらには南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化などの5つの基本政策を初め、中山間対策の充実強化、少子化対策の充実強化と女性の活躍の場の拡大、文化芸術とスポーツの振興といった横断的な政策のバージョンアップを図りながら、この正念場を乗り切れるよう、そして県勢浮揚につなげられるようしっかりと対応してまいります。加えて、来年は明治維新150年となります。第1幕のラストスパート、第2幕のスタートダッシュに向け、多くの観光客の皆様にお越しいただけるよう、引き続き全国に向けて「志国高知 幕末維新博」を大いに発信し、一層の盛り上がりにつなげてまいりたいと考えております。

県民の皆様から高知県知事として負託をいただきましたから、早いものでことしで10年を迎えることとなりました。この間、県民の皆様のお力を賜りながら、県庁一丸となって県政課題に全力で立ち向かってまいりました。その結果、人口減少下においても本県経済は拡大傾向となるなど、好循環も見られ始めてまいりましたが、県政課題はいまだ数多くあり、地域地域で若者が誇りと志を持って働くことができる高知県の実現に向けて、まだ道半ばであります。

今後、もう一段ステージを上げ、この拡大傾向を確固たるものにできるのか、これからまさに正念場を迎えることとなります。議員の皆様方におかれましては、引き続き御指導、御鞭撻を賜りますよう心よりお願いを申し上げます。

年の瀬となりまして、何かと慌ただしくなり  
ましたが、議員の皆様方には、この1年の御指  
導、御鞭撻に改めて感謝申し上げますとともに、  
十分御自愛の上、今後とも一層の御活躍をされ  
ますことをお祈り申し上げます、簡単ではご  
ざいますが、私からの閉会の御挨拶とさせてい  
ただきます。

まことにありがとうございました。



○議長（浜田英宏君） これをもちまして、平成  
29年12月高知県議会定例会を閉会いたします。

午後5時49分閉会